

平成 21 年第 3 回定例会会議録

平成21年 第3回菊池市議会定例会会期日程表（会期14日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
9月 4日	金	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明・質疑・委員会付託
9月 5日	土	休 会	（市の休日）
9月 6日	日	休 会	（市の休日）
9月 7日	月	休 会	議案調査
9月 8日	火	本 会 議	一般質問
9月 9日	水	本 会 議	一般質問
9月10日	木	本 会 議	一般質問
9月11日	金	本 会 議	一般質問
9月12日	土	休 会	（市の休日）
9月13日	日	休 会	（市の休日）
9月14日	月	委 員 会	常任委員会 （総 務 第1委員会室） （文教厚生 第2委員会室） （経 済 第3委員会室） （建 設 第4委員会室）
9月15日	火	委 員 会	
9月16日	水	休 会	議事整理
9月17日	木	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成21年 第3回菊池市議会定例会会議録（目次）

9月4日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号……………	53
2. 本日の会議に付した事件……………	55
3. 出席議員氏名……………	57
4. 欠席議員氏名……………	57
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	57
6. 事務局職員出席者……………	58
7. 開 会……………	59
8. 開 議……………	59
9. 日程第1 会議録署名議員の指名……………	59
10. 日程第2 会期の決定……………	59
11. 日程第3 議案第75号……………	60
12. 日程第4 議案第76号から議案第103号まで一括上程・説明・質疑・委員会付託・特別委員会設置及び付託……………	62
休 憩……………	75
開 議……………	75
13. 日程第5 議案第104号上程・説明・質疑・討論・採決……………	76
14. 日程第6 請願第2号及び陳情第4号一括上程……………	77
15. 日程第7 報告第17号から報告第18号まで一括上程・説明……………	77
16. 日程第8 休会の議決……………	80
9月5日（土曜日） 休 会	
9月6日（日曜日） 休 会	
9月7日（月曜日） 休 会	
9月8日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第2号……………	83
2. 本日の会議に付した事件……………	83
3. 出席議員氏名……………	83
4. 欠席議員氏名……………	84
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	84
6. 事務局職員出席者……………	84

7. 開 議	85
8. 日程第1 一般質問	85
(1) 栃原茂樹君質問	85
「環境美化について」	85
○市民部長 原川智明君答弁	85
(2) 栃原茂樹君質問	87
「入湯税について」	87
○総務部長 緒方希八郎君答弁	88
○経済部長 後藤 定君答弁	89
栃原茂樹再質問	90
○総務部長 緒方希八郎君答弁	92
○経済部長 後藤 定君答弁	92
(3) 栃原茂樹君質問	93
「農業振興について」	93
○経済部長 後藤 定君答弁	94
栃原茂樹再質問	95
○市長 福村三男君答弁	97
栃原茂樹再々質問	100
○市長 福村三男君答弁	100
休 憩	101
開 議	101
(1) 怒留湯健蓉さん質問	101
「保育所・老人ホーム民営化の是非を問う」	101
○市民部長 原川智明君答弁	102
怒留湯健蓉さん再質問	103
○市民部長 原川智明君答弁	105
怒留湯健蓉さん再々質問	106
○市民部長 原川智明君答弁	108
○市長 福村三男君答弁	109
(2) 怒留湯健蓉さん質問	111
「菊池市人権同和教育推進協議会のあり方について」	111
○総務部長 緒方希八郎君答弁	112
怒留湯健蓉さん再質問	112
○総務部長 緒方希八郎君答弁	114

怒留湯健蓉さん再々質問	115
○教育長 田中忠彦君答弁	116
○市長 福村三男君答弁	116
昼食休憩	118
開 議	118
(1) 松本 登君質問	118
「新市建設計画について」	118
○企画部長 石原公久君答弁	120
松本 登君再質問	121
○企画部長 石原公久君答弁	122
(2) 松本 登君質問	123
「ふるさと納税（寄付金）について」	124
○企画部長 石原公久君答弁	125
松本 登君再質問	126
○企画部長 石原公久君答弁	128
松本 登君再々質問	128
○市長 福村三男君答弁	129
休 憩	130
開 議	130
(1) 森 隆博君質問	130
「農業の活性化について」	130
○経済部長 後藤 定君答弁	131
森 隆博君再質問	132
○市長 福村三男君答弁	135
(2) 森 隆博君質問	138
「新市建設計画について」	139
○企画部長 石原公久君答弁	140
○総務部長 緒方希八郎君答弁	141
森 隆博君再質問	141
○総務部長 緒方希八郎君答弁	143
○市長 福村三男君答弁	143
森 隆博君再々質問	144
休 憩	144
開 議	144

(1) 泉田栄一郎君質問	144
「商業の活性化について」	144
○経済部長 後藤 定君答弁	145
泉田栄一郎君再質問	145
○経済部長 後藤 定君答弁	146
(2) 泉田栄一郎君質問	146
「市民相談について」	146
○総務部長 緒方希八郎君答弁	146
泉田栄一郎君再質問	147
○総務部長 緒方希八郎君答弁	148
(3) 泉田栄一郎君質問	148
「障がい者手当について」	148
○市民部長 原川智明君答弁	149
泉田栄一郎君再質問	149
○市民部長 原川智明君答弁	150
泉田栄一郎君再々質問	150
○市民部長 原川智明君答弁	150
9. 日程通告 散会	151

9月9日(水曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第3号	155
2. 本日の会議に付した事件	155
3. 出席議員氏名	155
4. 欠席議員氏名	156
5. 説明のため出席した者の職氏名	156
6. 事務局職員出席者	156
7. 開 議	157
8. 日程第1 一般質問	157
(1) 東 裕人君質問	157
「付属機関の運営のあり方について」	157
○総務部長 緒方希八郎君答弁	157
東 裕人君再質問	158
○総務部長 緒方希八郎君答弁	158
東 裕人君再々質問	159

○総務部長 緒方希八郎君答弁	160
(2) 東 裕人君質問	160
「公立保育園民営化について」	160
○市民部長 原川智明君答弁	161
東 裕人君再質問	162
○市民部長 原川智明君答弁	163
東 裕人君再々質問	163
○市民部長 原川智明君答弁	164
○市長 福村三男答弁	164
休 憩	166
開 議	166
(1) 山瀬義也君質問	166
「22年～26年辺地計画について」	166
○企画部長 石原公久君答弁	167
山瀬義也君再質問	167
○企画部長 石原公久君答弁	168
山瀬義也君再々質問	169
○市長 福村三男答弁	169
(2) 山瀬義也君質問	170
「国道325号線の4車線化について」	170
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	170
山瀬義也君再質問	171
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	171
(3) 山瀬義也君質問	172
「県道改良について」	172
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	173
(4) 山瀬義也君質問	173
「菊池川、河原川堰の改修について」	173
○経済部長 後藤 定君答弁	174
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	174
(5) 山瀬義也君質問	174
「河原川最終地点架橋について」	174
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	175
(6) 山瀬義也君質問	175

「急傾斜事業について」	175
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	175
(7) 山瀬義也君質問	176
「市道の改良改修について」	176
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	177
山瀬義也君再質問	178
昼食休憩	178
開 議	178
(1) 隈部忠宗君質問	178
「九州新幹線開業と本市の活性化について」	179
○経済部長 後藤 定君答弁	179
隈部忠宗君再質問	180
○経済部長 後藤 定君答弁	181
隈部忠宗君再々質問	182
○市長 福村三男君答弁	182
(2) 隈部忠宗君質問	184
「本市の農業の活性化について」	184
○経済部長 後藤 定君答弁	185
隈部忠宗君再質問	186
○教育長 田中忠彦君答弁	186
隈部忠宗君再々質問	187
○経済部長 後藤 定君答弁	188
休 憩	188
開 議	188
(1) 横田輝雄君質問	188
「財政状況について」	189
○総務部長 緒方希八郎君答弁	189
横田輝雄君再質問	190
○総務部長 緒方希八郎君答弁	192
横田輝雄君再々質問	192
○市長 福村三男君答弁	194
(2) 横田輝雄君質問	195
「スクールニューディール政策について」	195
○教育長 田中忠彦君答弁	196

横田輝雄君再質問	196
○教育長 田中忠彦君答弁	197
横田輝雄君再々質問	198
休 憩	198
開 議	198
(1) 中山繁雄君質問	198
「これからの菊池の農業の方向性について」	198
○市長 福村三男君答弁	199
(2) 中山繁雄君質問	200
「旧菊池市のプールについて」	201
○教育長 田中忠彦君答弁	201
中山繁雄君再質問	201
○市長 福村三男君答弁	202
(3) 中山繁雄君質問	202
「地デジの対応について」	202
○総務部長 緒方希八郎君答弁	202
発言の申し出	203
9. 日程通告 散会	204

9月10日(木曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第4号	207
2. 本日の会議に付した事件	207
3. 出席議員氏名	207
4. 欠席議員氏名	208
5. 説明のため出席した者の職氏名	208
6. 事務局職員出席者	208
7. 開 議	209
8. 日程第1 一般質問	209
(1) 二ノ文伸元君質問	209
「隈府小学校改築について」	209
○教育長 田中忠彦君答弁	209
二ノ文伸元君再質問	210
○教育長 田中忠彦君答弁	212
二ノ文伸元君再々質問	213

○教育長 田中忠彦君答弁	213
(2) 二ノ文伸元君質問	213
「青果市場跡地について」	213
○教育長 田中忠彦君答弁	214
二ノ文伸元君再質問	214
休憩	214
開議	214
(1) 樋口正博君質問	214
「雇用促進住宅の受け入れについて」	214
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	215
樋口正博君再質問	215
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	216
樋口正博君再々質問	216
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	218
(2) 樋口正博君質問	219
「菊池市歳出における電信電話料の見直しについて」	219
○総務部長 緒方希八郎君答弁	220
樋口正博君再質問	220
○総務部長 緒方希八郎君答弁	221
樋口正博君再々質問	222
昼食休憩	223
開議	223
(1) 外村國敏君質問	223
「太陽光発電について」	223
○企画部長 石原公久君答弁	224
外村國敏君再質問	225
○企画部長 石原公久君答弁	226
○教育長 田中忠彦君答弁	227
(2) 外村國敏君質問	227
「人工内耳について」	228
○市民部長 原川智明君答弁	229
外村國敏君再質問	229
○市民部長 原川智明君答弁	230
外村國敏君再々質問	231

○市長 福村三男君答弁	232
休 憩	233
開 議	233
発言の申し出	233
(1) 森 清孝君質問	234
「河川環境の保全について」	234
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	234
森 清孝君再質問	235
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	236
森 清孝君再々質問	236
○市長 福村三男君答弁	237
(2) 森 清孝君質問	238
「交通安全対策について」	238
○総務部長 緒方希八郎君答弁	239
森 清孝君再質問	240
○総務部長 緒方希八郎君答弁	240
(3) 森 清孝君質問	241
「保育園の民営化について」	241
○市民部長 原川智明君答弁	241
森 清孝君再質問	243
○市民部長 原川智明君答弁	243
(4) 森 清孝君質問	244
「光回線について」	244
○企画部長 石原公久君答弁	244
森 清孝君再質問	246
○企画部長 石原公久君答弁	246
森 清孝君再々質問	247
休 憩	247
開 議	247
(1) 木下雄二君質問	247
「裁判について」	247
○総務部長 緒方希八郎君答弁	248
木下雄二君再質問	248
○総務部長 緒方希八郎君答弁	249

○市長 福村三男君答弁	250
(2) 木下雄二君質問	251
「市営住宅について」	251
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	251
木下雄二君再質問	252
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	252
木下雄二君再々質問	252
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	253
(3) 木下雄二君質問	253
「奨学金について」	253
○教育長 田中忠彦君答弁	254
(4) 木下雄二君質問	254
「地上デジタル化について」	254
○総務部長 緒方希八郎君答弁	254
木下雄二君再質問	255
○市長 福村三男君答弁	255
(5) 木下雄二君質問	256
「集落支援員について」	256
○企画部長 石原公久君答弁	257
(6) 木下雄二君質問	257
「観光の振興について」	258
○経済部長 後藤 定君答弁	258
木下雄二君再質問	259
○市長 福村三男君答弁	260
木下雄二君再々質問	261
9. 日程通告 散会	261

9月11日(金曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第5号	265
2. 本日の会議に付した事件	265
3. 出席議員氏名	265
4. 欠席議員氏名	266
5. 説明のため出席した者の職氏名	266
6. 事務局職員出席者	266

7. 開 議	267
8. 日程第1 一般質問	267
(1) 坂井正次君質問	267
「光回線接続について」	267
○企画部長 石原公久君答弁	268
坂井正次君再質問	268
○企画部長 石原公久君答弁	268
(2) 坂井正次君質問	270
「補助金での市活性化について」	270
○経済部長 後藤 定君答弁	270
坂井正次君再質問	271
○市長 福村三男君答弁	272
(3) 坂井正次君質問	274
「道路整備について」	274
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	275
(4) 坂井正次君質問	275
「入札について」	275
○総務部長 緒方希八郎君答弁	276
坂井正次君再質問	278
○総務部長 緒方希八郎君答弁	278
(5) 坂井正次君質問	279
「学校教育について」	279
○教育長 田中忠彦君答弁	280
坂井正次君再質問	280
○教育長 田中忠彦君答弁	280
(6) 坂井正次君質問	281
「鳥獣被害について」	281
○経済部長 後藤 定君答弁	281
坂井正次君再質問	282
休 憩	282
開 議	282
(1) 坂本昭信君質問	282
「企業誘致について」	282
○企画部長 石原公久君答弁	282

坂本昭信君再質問	283
○企画部長 石原公久君答弁	283
坂本昭信君再々質問	284
○市長 福村三男君答弁	284
(2) 坂本昭信君質問	285
「下水道について」	285
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	286
坂本昭信君再質問	287
9. 日程通告 散会	287

9月12日(土曜日) 休 会

9月13日(日曜日) 休 会

9月14日(月曜日) 常任委員会(総務・文教厚生・経済・建設)

9月15日(火曜日) 常任委員会(総務・文教厚生・経済・建設)

9月16日(水曜日) 休 会

9月17日(木曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第6号	291
2. 本日の会議に付した事件	291
3. 出席議員氏名	291
4. 欠席議員氏名	292
5. 説明のため出席した者の職氏名	292
6. 事務局職員出席者	293
7. 開 議	294
8. 日程第1 各常任委員長	294
・総務常任委員長報告	294
・文教厚生常任委員長報告	295
・経済常任委員長報告	297
・建設常任委員長報告	298
委員長報告に対する質疑	299
討 論	302
(1) 東 英俊君討論	302
採 決	303
9. 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	304

10. 追加議事日程（第6号の追加1）	305
日程第1 議案第105号 上程・説明・質疑・討論・採決	305
日程第2 意見書案第6号 上程・説明・質疑・討論・採決	307
日程第3 意見書案第7号 上程・説明・質疑・討論・採決	308
11. 閉 会	309

第 1 号

9 月 4 日

平成21年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

平成21年9月4日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第75号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成21年度菊池市一般会計補正予算(第5号))

上程・説明・質疑・討論・採決

第4 議案第76号 菊池市立診療所の設置に関する条例の制定について

議案第77号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 菊池市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 菊池市農村公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 菊池市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 平成21年度菊池市一般会計補正予算(第6号)

議案第83号 平成21年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第84号 平成21年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)

議案第85号 平成21年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

議案第86号 平成21年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第87号 平成21年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第1号)

議案第88号 平成21年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第89号 平成21年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第90号 平成20年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第91号 平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

議案第 92号 平成20年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 93号 平成20年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 94号 平成20年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 95号 平成20年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 96号 平成20年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 97号 平成20年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 98号 平成20年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 99号 平成20年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第100号 平成20年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第101号 平成20年度菊池市水道事業会計決算の認定について

議案第102号 字の区域の変更について

議案第103号 字の区域の変更について

まで一括上程・説明・質疑・委員会付託・特別委員会設置及び付託

第5 議案第104号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

第6 請願第2号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願

陳情第4号 陳情書

まで一括上程

第7 報告第17号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第18号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告

第8 休会の議決

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第75号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成21年度菊池市一般会計補正予算(第5号))

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 議案第76号 菊池市立診療所の設置に関する条例の制定について

議案第77号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 菊池市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 菊池市農村公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 菊池市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 平成21年度菊池市一般会計補正予算(第6号)

議案第83号 平成21年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第84号 平成21年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)

議案第85号 平成21年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

議案第86号 平成21年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第87号 平成21年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第1号)

議案第88号 平成21年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第89号 平成21年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第90号 平成20年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第91号 平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

- 議案第 92号 平成20年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 93号 平成20年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 94号 平成20年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 95号 平成20年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 96号 平成20年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 97号 平成20年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 98号 平成20年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 99号 平成20年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第100号 平成20年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第101号 平成20年度菊池市水道事業会計決算の認定について
- 議案第102号 字の区域の変更について
- 議案第103号 字の区域の変更について

まで一括上程・説明・質疑・委員会付託・特別委員会設置及び付託

- 日程第5 議案第104号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第6 請願第2号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願
陳情第4号 陳情書

まで一括上程

- 日程第7 報告第17号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
報告第18号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告

- 日程第8 休会の議決



出席議員（28名）

- | | | | | | |
|-----|-----|---|-----|----|---|
| 1番 | 東 | 英 | 俊 | 君 | |
| 2番 | 東 | 裕 | 人 | 君 | |
| 3番 | 泉 | 田 | 栄一朗 | 君 | |
| 4番 | 森 | 清 | 孝 | 君 | |
| 5番 | 藤 | 野 | 敏 | 昭 | 君 |
| 6番 | 樋 | 口 | 正 | 博 | 君 |
| 7番 | 二ノ | 文 | 伸 | 元 | 君 |
| 8番 | 中 | 山 | 繁 | 雄 | 君 |
| 9番 | 水 | 上 | 博 | 司 | 君 |
| 10番 | 三 | 池 | 健 | 治 | 君 |
| 11番 | 怒留湯 | 健 | 蓉 | さん | |
| 12番 | 坂 | 本 | 昭 | 信 | 君 |
| 13番 | 隈 | 部 | 忠 | 宗 | 君 |
| 14番 | 奈 | 田 | 臣 | 也 | 君 |
| 15番 | 葛 | 原 | 勇次郎 | 君 | |
| 16番 | 木 | 下 | 雄 | 二 | 君 |
| 17番 | 坂 | 井 | 正 | 次 | 君 |
| 18番 | 森 | 隆 | 博 | 君 | |
| 19番 | 山 | 瀬 | 義 | 也 | 君 |
| 20番 | 本 | 田 | 憲 | 一 | 君 |
| 21番 | 栃 | 原 | 茂 | 樹 | 君 |
| 22番 | 松 | 本 | 登 | 君 | |
| 23番 | 工 | 藤 | 恭 | 一 | 君 |
| 24番 | 境 | 和 | 則 | 君 | |
| 25番 | 北 | 田 | 彰 | 君 | |
| 26番 | 外 | 村 | 國 | 敏 | 君 |
| 27番 | 徳 | 永 | 隆 | 義 | 君 |
| 28番 | 横 | 田 | 輝 | 雄 | 君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 福 村 三 男 君

副市長	永田明紘君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	石原公久君
市民部長	原川智明君
経済部長	後藤定君
建設部長	岡崎俊裕君
七城総合支所長	古閑昭二郎君
旭志総合支所長	中村榮光君
泗水総合支所長	岩下義人君
企画部首席審議員	木村靖弘君
財政課長	松岡千利君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山田浩文君
教育長	田中忠彦君
教育次長	井野英利君
農業委員会事務局長	五島千秋君
水道局長	安武昭二君
代表監査委員	宮川貞雄君
監査事務局長	大塚茂幸君



事務局職員出席者

事務局長	岩木精四郎君
議事課長	永田哲士君
総務審議員	高田早苗君
議事係長	上田敏雄君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時00分 開会

○議長（北田 彰君） ただいまの出席議員は28名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第3回菊池市議会定例会を開会します。

ここで、日程に先だちまして諸般の報告をいたします。

去る7月12日、第3回東京菊池会総会が、はあとイン乃木坂において開催されましたので、出席してまいりました。

また、7月25日には鞠智城東京シンポジウムが砂防会館にて開催されましたので出席してきました。

次に、7月7日から8日にかけて議会広報特別委員会が鹿児島県南九州市議会の議会だよりについて研修がっております。この件につきましては、特別委員長より報告書が提出されております。また、監査委員から平成21年6月から7月分までの一般会計、特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますのでご報告します。なお、詳細につきましては、事務局に備え付けの書類によりご承諾いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。



午前10時02分 開議

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北田 彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、木下雄二君及び坂井正次君を指名します。



日程第2 会期の決定

○議長（北田 彰君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る8月28日の議会運営委員会におきまして、本日から9月17日までの14日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月17日までの14日間と決定しました。

○

日程第3 議案第75号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

○議長（北田 彰君） 次に、日程第3、議案第75号を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。本日、平成21年第3回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から9月17日までの14日間の日程でご審議をお願いするものでございます。

提案理由を申し上げます前に、今、全国的に流行しています新型インフルエンザにつきまして申し上げます。WHOが4月28日にフェーズ4を宣言して以来、本市におきましては5月21日に新型インフルエンザ対策本部を立ち上げ、発生動向の把握、予防や治療、そして市民への正確な情報提供や行動計画、業務継続計画を協議し、実施するよう取り組んでおります。8月12日、本市においては初めての感染者が確認されて以来、感染が広がりはじめ、夏休み明けの授業再開に伴って感染拡大が心配されます。今回の新型インフルエンザは、通常の季節性インフルエンザの症状に類似しており、抗インフルエンザウィルス薬の投与などの早期治療で多くの患者の方が軽症のまま回復しています。ただ心臓疾患、呼吸器疾患、糖尿病等の基礎疾患をお持ちの方や妊婦の方が感染されますと重症化したり死亡したりする例も報告されていますので、十分な注意が必要です。手洗いやうがいなどの励行、マスク着用など感染予防に努めていただきますとともに、罹患者の一刻も早い回復を切に願っております。

一方、このような状況の中でありまして、明るいニュースも届いております。本市出身の江里口選手がドイツで開かれた世界陸上選手権に出場し、400mリレーで見事4位入賞を果たしました。今後の活躍が大いに期待されます。

それでは、上程させていただきました議案につきましてご説明申し上げます。

議案第75号は、地方自治法第179条の規定に基づき専決処分いたしましたので報告し、承認を求めるものでございます。内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさめますので、慎重審議の上、速やかにご承認をいただきますようお願いいたします。

願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、議案について説明を申し上げます。議案の1ページになりますけれども、議案第75号、専決処分の報告及び承認を求めることについて説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

開けていただきまして、2ページが専決処分書、専決第9号でございます。

4ページを開けていただきたいと思います。平成21年度菊池市一般会計補正予算第5号でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を243億5,701万3,000円とするものでございます。今回の専決処分は、有限会社コスモチキン損害賠償等請求事件につきまして、本年6月16日に第一審の判決の言い渡しがありました。控訴期間の7月1日までに相手方であります有限会社コスモチキンから福岡高裁へ控訴が提起されましたので、本市としましても第一審に引き続き顧問弁護士を訴訟代理人とすることとし、それに係ります着手金及び諸会費の補正をお願いするものでございます。

事項別明細の10ページをお願いします。上段が歳入でございますが、今回の補正財源として前年度繰越金69万7,000円を充てるものでございます。

下段が歳出となりますけれども、今回の訴訟費用として職員の普通旅費及び着手金等を含めた顧問弁護士との委託料67万円でございます。

以上、議案第75号の説明でございました。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第75号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。お諮りします。議案第75号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり承認することに決定しました。

○
日程第4 議案第76号から議案第103号まで一括上程・説明・質疑・委員会付託・特別委員会設置及び付託

○議長（北田 彰君） 次に、日程第4、議案第76号から議案第103号までの28議案について一括議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案の概要につきましてご説明申し上げます。今回提案しております議案は、条例の制定及び一部改正案6件、平成21年度各会計補正予算案8件、平成20年度各会計に係る歳入歳出決算の認定12件及びその他議決案2件でございます。この中で、議案第76号、菊池市立診療所の設置に関する条例の制定につきましては、先ほど触れました新型インフルエンザの蔓延期において、その感染拡大防止を図るため臨時的に総合体育館に発熱外来専用の診療所を設けるために制定するものです。また、議案第82号から議案第89号までの平成21年度菊池市一般会計並びに特別会計補正予算(案)につきましては、主なものとしたしまして、引き続き国が進める緊急雇用対策事業を含む経済危機対策事業、また先の梅雨期の集中豪雨による市道・農道等の災害復旧及び新型インフルエンザ対策事業などとなっています。

内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては、これらの議案につきまして慎重審議の上、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案第76号から議案第103号までを一括して説明申し上げます。

議案の13ページをお願いします。議案第76号、菊池市立診療所の設置に関する条例の制定について説明いたします。

開けていただきまして14ページが制定する条例でございます。

第1条が設置で、新型インフルエンザの蔓延期において市内での感染拡大を防止

するとともに、医療体制を確保し、市民の皆さんに安定した医療を提供するため臨時的に新型インフルエンザ専用の診療所を設置するものでございます。

第2条が名称及び位置で、診療所は菊池市総合体育館内に設置することといたしております。

第8条が所管で、設置の運営に関する事項は、市長を本部長とする菊池市新型インフルエンザ対策本部が所管し、健康推進課に事務局を置くことといたしております。附則で、公布の日から施行することといたしております。

以上が議案第76号でございました。

右側の議案第77号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

開けていただきまして、16ページが一部を改正する条例でございます。ただいまの議案第76号により設置します菊池市立診療所に従事いたします医師及び看護師の1時間当たりの報酬及び住宅確保就労支援員の月額報酬を別表に追加するものでございます。

次に、右側の議案第78号でございますが、菊池市税条例等の一部を改正する条例の制定については、農地法等の一部を改正する法律が平成21年6月24日に公布されたことに伴い、本市の税条例を改正するものでございます。

開けていただきまして18ページ、一部を改正する条例でございます。

第1条関係が菊池市税条例第54条第6項の改正でございます。公有水面埋立法により埋め立て造成された土地の固定資産税の納税義務者等を規定したものでありますが、今回農地法及び土地改良法の一部改正に伴いまして、地方税法の一部が改正されましたので、関係する本市条例第54条第6項中第2号を第1号に改める条文の整理を行うものでございます。

第2条の改正につきましては、施行期日を定めたものでございまして、附則第1条に第5号を追加するもので、菊池市税条例第54条第6項の改正については、農地法等の一部を改正する法律の施行日から施行するとする規定でございます。

以上が議案第78号でございます。

右の19ページ、議案第79号、菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、健康保険法施行令の一部改正に伴いまして本市の条例を改正するものでございます。

開けていただきまして20ページ、一部を改正する条例で、附則に出産育児一時金に関する経過措置第5項を追加するものでございまして、平成21年10月1日から平成23年3月31日間での間に出産したときに支給する出産育児一時金について、出産に要する費用の実態及び少子化対策の充実を図るための当面の施策とし

て一時金の金額を暫定的に現行の35万円から4万円引き上げ39万円とするものでございます。

以上が議案第79号でございました。

右の21ページになりますけれども、議案第80号、菊池市農村公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、農村総合整備事業等において整備された農村公園等については、地方自治法の規定により条例でこれを定めなければならないため条例の一部を改正するものでございます。

開けていただきまして22ページ、改正する条例で、第2表に赤北農村公園、千畳河原河川公園、迫竜ふれあい公園の3公園を追加するものでございます。

以上が議案第80号でございました。

右側の23ページでございますが、議案第81号、菊池市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、全国的な地価の水準の下落等によりまして、国における道路占用料の改定を受け、熊本県道路占用料徴収条例が改正されましたことに伴いまして、本市条例を改正するものであります。

開けていただきまして24ページでございますが、改正する条例でございまして、一番最後に、議案の最後の方になりますが、新旧対照表がついておるとお思いますので参考にしていただきたいと思っております。議案の報告の次に付いていると思っておりますけれども。

新旧対照表の6ページをお願いします。それぞれの物件ごとの占用料を記載しておりますが、6ページから8ページまでが現行の占用料、開けていただきまして9ページから11ページまでが改正後の占用料となっておりますので、見比べてご覧いただきたいというふうに思います。

また、前の議案の方に戻っていただきまして、議案の29ページをお願いします。議案第82号、平成21年度菊池市一般会計補正予算（第6号）でございます。開けていただきまして30ページ、歳入歳出予算の総額に7億2,350万9,000円を追加し、予算の総額を250億8,052万2,000円とするものでございます。

事項別明細で主なものを説明します。38ページをお願いします。

38ページ、歳入でございます。まず、款12分担金及び負担金、目10災害復旧費分担金457万2,000円は、農地等災害及び治山施設災害の地元分担金でございます。

款14国庫支出金、目10災害復旧費国庫負担金1,812万3,000円の補正は、市道の災害復旧に伴う国庫負担金。同じく款14国庫支出金、目3民生費国庫補助金7,753万円のうち主なものは、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金1,

189万2,000円で、市内の3施設グループホームのスプリンクラーの設置補助金及び子育て応援特別手当等に係ります国庫補助金5,022万5,000円でございます。

一番下になりますけれども、款15県支出金、目2総務費県補助金、開けていただきまして、節2一番上になりますけれども、徴税費補助金2,205万2,000円は、熊本県の緊急雇用対策事業補助金でございます。固定資産課税台帳整備に伴います雇用の創出を図るものでございます。

款15の県支出金、目5農林水産業費県補助金3億2,791万5,000円の補正のうち主なものは、経済危機対策事業補助金2億7,608万8,000円で、菊池カントリーエレベーターの施設改修費及び粗茶加工機械の導入に対する県補助金でございます。

開けていただきまして42ページ、中ほどになりますが、款20諸収入、目3雑入1億1,047万円の補正のうち主なものは、環境保全協力金及び新型インフルエンザの発熱外来患者の診療報酬でございます。

次に、開けていただきまして44ページをお願いします。

歳出でございます。主なものを説明いたします。

款2総務費、目7財産管理費450万1,000円のうち主なものは需用費の補正で、消耗品費が全庁で使用しますコピー紙を購入するもの、また燃料費は庁舎の暖房用A重油の補正等でございます。

目8企画費770万円の補正のうち主なものは、太陽光発電施設設置補助金720万円で、当初補助金申請件数を40件と見込んでおりましたが、申請件数が多く、今回の補正で60件を追加しまして、合計100件分の予算を確保するものでございます。

項2徴税費、目2賦課徴収費2,210万1,000円の補正のうち主なものは、節の13委託料2,205万3,000円で、熊本県の緊急雇用対策事業といたしまして、合併前の固定資産台帳につきましては、旧4市町村ごとに紙による管理でありましたが、劣化腐食もあり、今回電子データとして整理し、そのことにより雇用の創出を図るものであります。

開けていただきまして46ページ、下段の方になりますが、款3民生費、目1高齢者福祉費1,707万7,000円の補正のうち主なものは、開けていただきまして右側の49ページの方になりますが、節19負担金補助及び交付金1,189万2,000円で、グループホームのスプリンクラー設置補助金で、市内の3施設へ交付されるものでございます。

その下の目2高齢者福祉施設費390万円の補正は、養護老人ホームふじのわ荘

とこすもす荘の2施設に対するスプリンクラー設置工事の設計委託料でございます。

中ほどの目1児童福祉総務費5,355万1,000円の補正のうち節19負担金補助及び交付金4,755万6,000円は子育て応援特別手当で、小学校就学前3年間に属する子であって、第2子以降である児童が対象でありまして、1人当たり3万6,000円を支給するものでございます。

款3民生費、目3母子福祉費1,085万円のうち節20扶助費、児童手当給付対象者の増及び生活支援施設への入所世帯の増に伴う措置費、目4児童福祉施設費1,607万1,000円のうち主なものは、保育園3園の園児数の増に伴います保育士の非常勤職員報酬1,078万9,000円及びそれに係ります社会保険料286万3,000円の補正であります。

開けていただきまして50ページ、款3民生費、目1生活保護総務費1,491万6,000円のうち主なものは、節19負担金補助及び交付金で1,383万4,000円になりますが、就労能力と意欲あるもので、住宅を喪失している者等におきまして、一定の条件に該当する場合におきまして住宅手当を支給するものでございます。

その下の下段の款4衛生費、目2予防費8,013万7,000円のうち節1報酬1,092万円は、新型インフルエンザの蔓延に伴う発熱外来用の診療所に従事する医師及び看護師の報酬、また節11需用費4,110万3,000円は、発熱外来用の処方薬剤の医薬材料費でございます。

開けていただきまして52ページ、款4衛生費、目5環境対策費3,012万2,000円は環境整備基金積立金で、事前協議のありました12団体からの環境保全協力金を基金へ積み立てるものでございます。

次に、中ほどの款5農林水産業費、目3農業振興費3億1,358万2,000円の補正のうち主なものは、1つに強い農業づくり交付金2億7,608万8,000円で、菊池カントリーエレベーターの施設改修費及び粗茶加工機械を導入するもの、また、その下の非主食用米総合推進事業補助金3,500万円のうち主なものは、市内5地区をパイロットモデル地区として指定し、飼料米の推進のための生産拠点を確立し、コンバイン等の機械を導入するものでございます。

目6畜産業費515万2,000円の補正は、家畜導入事業の導入牛の増に伴うものでございます。

目7農地費601万6,000円の補正のうち主なものは、節19の負担金補助及び交付金の一番下でございます単県農業用施設整備事業補助金800万円の追加補助分の補正でございます。

次に、2枚開けていただきたいと思っておりますけど、56ページをお願いします。

56 ページの下段になりますが、款9 教育費、項3 中学校費、目1 学校管理費1,268万7,000円の補正のうち備品購入費1,261万8,000円は、市内5つの中学校のブラスバンド部の楽器及び教材用の楽器を購入するものでございます。

開けていただきまして58 ページ、中ほどになりますけれども、款10 災害復旧費、目1 農地等災害復旧費960万6,000円の補正のうち工事請負費855万円は、農地4件、農道2件の災害復旧のための補正でございます。

その下の目3 林業施設災害復旧費4,867万3,000円のうち節15の工事請負費4,440万9,000円は、林道9カ所の災害復旧のための補正でございます。

開けていただきまして60 ページ、下段の方の款10 災害復旧費、目2 現年度補助災害復旧費2,887万6,000円の補正のうち節15の工事請負費2,698万5,000円は、市道7路線の災害復旧のための補正。

目3 単独災害復旧費514万円の補正のうち工事請負費454万円は、市道7路線の単独災害復旧のための補正でございます。

34 ページに戻っていただきたいと思えます。34 ページ、第2表地方債の補正でございまして、起債の目的別に限度額を補正後に変更し、補正後の限度額を29億9,460万円とするものでございます。

以上が議案第82号でございました。

次に、65 ページをお願いします。65 ページ、議案第83号、平成21年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

開けていただきまして66 ページ、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,425万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億1,996万9,000円とするものでございます。

72 ページの事項別明細で説明します。72 ページをお願いします。

歳入でございます。

款3 国庫支出金122万円の補正は、出産一時金に係ります国庫補助金。

款9 繰入金360万円の補正は、出産育児一時金に係ります財源の一部を一般会計より繰り入れるものでございます。

款10 繰越金3,943万1,000円の補正は、今回の補正財源として前年度繰越金を充てるものでございます。

開けていただきまして74 ページ、歳出です。主なものを説明します。

款2 保険給付費、目1 出産育児一時金662万円の補正は、本年の10月より基準額が増額になったことと、対象者の増によるもの。

款11 諸支出金、目3 償還金1,905万3,000円の補正は、平成20年度退職医療療養給付金の確定に伴います交付金の返還金でございます。

款12の予備費は、今回の補正に対して現予算内の予備にて財源調整をするものでございます。

以上が議案第83号でございました。

開けていただきまして77ページをお願いします。議案第84号、平成21年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

開けていただきまして、78ページ、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,581万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,130万3,000円とするものでございます。

82ページをお願いします。

歳入です。主なものは、款2国庫支出金、目1医療費負担金1,016万8,000円の補正は、平成20年度の事業実績に伴います精算交付金でございます。

款5繰越金447万円は、平成20年度決算に伴う繰越金の確定によるものでございます。

開けていただきまして84ページ、歳出でございますが、款2諸支出金、目1他会計繰出金1,579万7,000円の補正は、平成20年度事業実績に伴う一般会計の繰出金でございます。

次に、87ページをお願いします。議案第85号、平成21年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

開けていただきまして88ページ、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ616万7,000円を減額し、歳入歳出予算を4億8,731万3,000円とするものでございます。

92ページをお願いします。

歳入です。主なものは、一番上の目2普通徴収保険料578万1,000円の減額補正で、過年度滞納保険料の歳入確定による減であります。

開けていただきまして94ページ、歳出の主なものは、一番上の目1後期高齢者医療広域連合納付金557万8,000円の減額補正で、滞納繰越金の確定に伴います広域連合への保険料負担金の減によるものでございます。

以上が、議案第85号でございました。

97ページをお願いします。議案第86号、平成21年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）です。

開けていただきまして98ページ、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,517万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,291万4,000円とするものでございます。

102ページをお願いします。

歳入です。主なものは、一番下の款8繰越金、目1繰越金1億1,433万2,000円の補正で、平成20年度の決算に伴います前年度繰越金でございます。

開けていただきまして104ページ、歳出でございます。主なものは、款5基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金2,902万1,000円の補正で、平成20年度の保険料精算分を基金として積み立てるものでございます。

款6諸支出金、目2償還金6,862万4,000円の補正は、平成20年度介護サービス費の確定による国・県及び支払基金等への返納金でございます。

一番下の目1他会計繰出金につきましては、平成20年度の決算に伴います一般会計への繰出金でございます。

開けていただきまして107ページをお願いします。議案第87号、平成21年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第1号）でございます。

開けていただきまして108ページ、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,919万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億7,907万円とするものでございます。

112ページをお願いします。

歳入です。款7繰越金、目1繰越金1,919万3,000円の補正は、今回の補正財源として前年度繰越金を充てるものでございます。

下段が歳出ですが、款1総務費、目1一般管理費1,119万3,000円のうち一般会計繰出金1,101万円の補正は、平成20年度決算に伴う繰出金。

目2事業費800万円の補正は、旭志簡易水道事業で4カ所の水道管布設工事の測量設計委託料200万円と、岩本妻越地内の配水管布設替えのための工事請負費600万円でございます。

開けていただきまして115ページをお願いします。議案第88号、平成21年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

開けていただきまして116ページですが、今回の補正は財源の更正のみで歳入歳出予算の総額に変更はございません。

120ページをお願いします。

歳出ですが、目1事業費の中で桜山地区污水管渠工事費の予算残につきまして、同じく桜山地区の測量設計業務委託料に組み替えて増額をするものでございます。

123ページをお願いします。議案第89号、平成21年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

開けていただきまして124ページ、今回の補正は、財源更正のみで、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

130ページをお願いします。

歳入ですが、単独事業から起債事業の変更に伴います財源更正で、一般会計からの繰入金を減額し、同額を下水道事業債とするものです。

下段の歳出でございますが、財源更正で一般財源から地方債に変更するものでございます。

次に、議案第90号、平成20年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第100号、平成20年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定につきましての11議案につきましては、別冊となっております、ページ色になるとと思いますが、平成20年度の歳入歳出決算書となります。この11議案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、各会計の平成20年度歳入歳出決算について認定をお願いするものでございます。また議案第101号につきましては、ただいまページ色の次に綴じてあると思いますが、平成20年度歳入歳出決算の次にありますが、平成20年度菊池市水道事業会計決算の認定でございまして、地方公営企業法第30条の規定に基づきまして水道事業会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

以上の議案第90号から議案第101号までの各会計の決算の認定に当たりましては、本市監査委員の詳細な審査を受け、審査意見書を付して認定をお願いするものでございます。

なお、資料といたしまして、別冊で各会計の決算に係る主要施策の成果を添付しておりますので参照いただきたいと思いますというふうに思います。

次に、議案の方に戻っていただきたいと思います。議案の133ページをお願いします。議案第102号、字の区域の変更について説明いたします。菊池の字の区域を変更するものでありまして、字の区域を変更するには地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を経る必要がございますのでお願いするものでございます。

開けていただきまして134ページからが字区域の変更調書でございます。今回の変更は、花房北部地区第1工区の区画整理事業の実施に伴うものでございます。変更する字につきまして、変更前の大字、字名、区域、変更後の大字、字名を記載しております。後ろの方に位置図と字の区域の変更図を添付いたしておりますので参照していただきたいと思いますというふうに思います。

以上が議案第102号でございました。

次に、141ページをお願いします。議案第103号、字の区域の変更についてでございますが、これにつきましても菊池市の字の区域を変更するには地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を経る必要がございますのでお願いするものでございます。

開けていただきまして、142ページからが字区域の変更調書でございます。今回の変更は、泗水町の福本・富地区の区画整理事業の実施に伴うものでございます。変更する字につきまして、変更前の大字、字名、区域、変更後の大字、字名を記載しております。後ろの方に位置図、その次に字の区域の変更図を添付いたしておりますので参照いただきたいと思います。

以上で、議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

次に、代表監査委員から監査報告の申し出がっておりますので、これを許します。

代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） 報告の前に、この場をお借りしまして先の4年間の区切りが終わりましたけれども、また監査委員ということで再任いただきまして、本当にこう浅学非才でございますけれども、任期懸命に頑張りますので、ひとつ何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ご報告申し上げます。

審査に付されました一般会計・特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成され、決算計数は各関係帳簿及び証拠書類と照合しました結果、いずれも符合し、誤りのないものと認めます。なお、各種基金の運用状況を示す書類の件数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めます。平成20年度は実質的に合併後4年間の節目となりましたので、決算審査に当たりましてはこれまでの合併の進展状況を検証しつつ、本市財政の総合的な把握を基礎として、各会計に関しての主要な財政分析を行いながら審査しました。決算の総合的な事項では、実質収支が平成19年度よりは一般会計だけでなく特別会計でも減少し、また単年度収支では前年度よりも3億8,536万4,000円割り込み、またマイナス5億5,086万2,000円となっております。これは合併当初からの確認事項の事業展開での想定された財政支出や三位一体改革の財源の定着の一方、歳入の伸び悩み、そして100年に一度と言われる金融危機及び世界的な不況の中での国を挙げての財政出動、諸事業実施に関連して、本市単独の義務的な財政支出も発生したことも要因でございます。しかしながら、将来にわたっての財政健全化のためにも実質収支の増加、単年度収支の差引額の増加が確実に実現できるように要請いたします。

これらの財政状況の詳細な内容等に関しましては、細部にわたり報告書に記載しておりますので、ご熟読をお願い申し上げます。

さて、合併当初からの計画でございました新市庁舎建設の凍結、産廃施設操業に関する問題等、課題となっております事項はありますものの、合併以降の4年間、福村市長を先頭に執行部と職員が一丸となり、他市にない本市独自の諸事業の精力的な展開の一方、様々な行財政改革の実施により本市発展へのレールが敷かれてきたことは大いに賞賛するものでございます。その背景には、本市発展に期待されて支援する市民のご協力や将来を見通して活動されている議会側のご努力、併せて合併による国や県からの財政的な優遇措置の継続、他方では職員による創意工夫の取り組み、さらに団塊の世代の退職者増に伴う恒常経費のスリム化等も大きいものとなっております。これに留まることなく、高資質で行動力あふれる職員であり続けるための充実した研修と勤務内容、制度の充実。行政・教育施設を含めた本市発展に貢献する効果的な施設配置、財産の運用。組織の見直しによる職員数の適正化の追求。また、横並び的な補助金の継続、委託料や随意契約のあり方等をはじめ非効率的な面の改革・改善を継続していただき、簡素な中にも機動力あふれる市政の展開を期待いたします。今後において、世界的な経済不況の回復が不透明な中でありますけれども、これまでの4年間以上に企業誘致努力の継続など、本市の確実な発展の基礎を築くための取り組みはもとより、さらに少予算の中でも高品質の行政サービスと市民の福祉の向上を享受できる豊かな菊池市の確立を期待し、本市の行財政の全般にわたり、効率的かつ有益な市政運営と執行を求めまして、決算審査報告に代えさせていただきます。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。ここで申し合わせ事項について申し上げます。質疑は一括質疑とし、3回までとなっております。質疑は提出議案に対して疑義を質すものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから委員会付託を行います。ただいま議題となっております議案第76号から議案第89号まで及び議案第102号から議案第103号までの16議案については、お手元に配付しております議案等配付表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。各常任委員会は、付託されました案件を十分審議いただきますようお願い申し上げます。

平成21年 第3回菊池市議会定例会議案・請願等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務 常任委員会	議案第 78号 議案第 82号 陳情第 4号	菊池市税条例等の一部を改正する条例の制定について 平成21年度菊池市一般会計補正予算(第6号) 陳情書
文教厚生 常任委員会	議案第 76号 議案第 77号 議案第 79号 議案第 82号 議案第 83号 議案第 84号 議案第 85号 議案第 86号 請願第 2号	菊池市立診療所の設置に関する条例の制定について 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について 菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について 平成21年度菊池市一般会計補正予算(第6号) 平成21年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) 平成21年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号) 平成21年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号) 平成21年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第1号) 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願
経済 常任委員会	議案第 80号 議案第 82号 議案第 102号 議案第 103号	菊池市農村公園条例の一部を改正する条例の制定について 平成21年度菊池市一般会計補正予算(第6号) 字の区域の変更について 字の区域の変更について
建設 常任委員会	議案第 81号 議案第 82号 議案第 87号 議案第 88号 議案第 89号	菊池市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 平成21年度菊池市一般会計補正予算(第6号) 平成21年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第1号) 平成21年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) 平成21年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)

付託委員会	議案番号	件名
決算 特別委員会	議案第 90号	平成20年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 91号	平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 92号	平成20年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 93号	平成20年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 94号	平成20年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 95号	平成20年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 96号	平成20年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 97号	平成20年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 98号	平成20年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 99号	平成20年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第100号	平成20年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第101号	平成20年度菊池市水道事業会計決算の認定について

ここでお諮りします。ただいま議題となっております議案第90号から議案第101号までの12議案について、菊池市中小企業振興基本条例の審査も含め13人の委員をもって構成する平成20年度菊池市決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号から議案第101号までの12議案について、及び菊池市中小企業振興基本条例の審査については、平成20年度菊池市決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ただいま設置いたしました平成20年度菊池市決算特別委員会の委員会については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しております特別委員の名簿のとおり指名します。

ここで、委員会条例第10条第1項の規定により、平成20年度菊池市決算特別委員会を開催します。

正副委員長互選のため、暫時休憩します。

平成20年度菊池市決算特別委員会委員

13名

東 英俊	泉田栄一郎	藤野 敏昭	二ノ文伸元
水上 博司	怒留湯健蓉	隈部 忠宗	葛原勇次郎
坂井 正次	山瀬 義也	栃原 茂樹	工藤 恭一
徳永 隆義			

○
休憩 午前10時48分

開議 午前10時48分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定に基づく平成20年度菊池市決算特別委員会の正副委員長互選の結果を報告します。委員長に栃原茂樹君、副委員長に水上博司君、以上です。

日程第5 議案第104号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

- 議長（北田 彰君） 次に、日程第5、議案第104号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。本案については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要があります。関わる議員はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（北田 彰君） 関わる議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

〔登壇〕

- 市長（福村三男君） 議案第104号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

議案書は147ページです。現在、本市の区域には14名の人権擁護委員さんが法務大臣の委嘱を受け人権擁護活動に従事をされております。その中のお一人、七城町の佐々龍一委員が本年12月31日をもって3年間の任期が満了いたします。今回、その後任の候補者の推薦につきまして、熊本地方法務局長より依頼がありました。推薦に当たっては、人権擁護委員法の規定により、人格・識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のあるものとされております。十分検討いたしました結果、菊池市七城町新古閑539番地、佐々龍一氏を再度推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

- 議長（北田 彰君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第104号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより起立により採決します。お諮りします。議案第104号は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、議案第104号は、適任とすることに決定しました。



日程第6 請願第2号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願
陳情第4号 陳情書

○議長(北田 彰君) 次に、日程第6、請願、陳情の3件が今定例会までに提出されました請願・陳情です。その内容については、お手元に配付しておるとおりであります。なお、請願第2号及び陳情第4号については、会議規則の規定に基づき所管の常任委員会に付託します。



日程第7 報告第17号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
報告第18号 専決処分の報告について

○議長(北田 彰君) 次に、日程第7、報告第17号から報告第18号までの2件について一括議題とします。提出者の報告を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長(緒方希八郎君) それでは、報告第17号と報告第18号を一括して説明いたしたいと思えます。

議案の149ページをお願いします。報告第17号、健全化判断比率及び資金不足比率報告について説明申し上げます。説明につきましては、ページ色の一般会計の決算書の次の次の見出しになると思えますけれども、水道事業決算書の次になります。見出しは、財政健全化説明資料という形で綴じてあると思えますが、こちらの方で説明したいと思えます。よろしくをお願いします。水道事業決算書の次に綴じてあると思えますけれども。見出しは、財政健全化説明資料という見出し、口取り紙を付けてあると思えますけれども、ページ色とは別冊でございます。それでは、報告第17号でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定によりまして、平成20年度決算に関する健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果につきまして、監査委員の意見を付してここに報告するものでございます。

6ページをお願いします。先ほどの議会報告説明資料6ページをお願いします。本資料につきましては、昨年度から公表し、本年4月より本格施行されたものであ

りまして、平成20年度決算を基に財政状況、簡明かつ客観的に指標化したもので、一般会計のみならず国保、老人、介護等の公営事業会計、簡易水道、下水道等の公営企業会計及び一部事務組合や土地開発公社、第三セクター等を含めた指標となっております。

次に、前に戻っていただきまして5ページになりますけれども、この健全化比率は一定の基準値を超えた場合は早期健全化計画の策定や外部監査が必要となる早期健全化基準と財政再生計画の策定、計画についての国の同意、地方債の制限等が課せられる財政再生基準がございます。健全化判断比率といたしましては、①に実質赤字比率、2つ目に連結実質赤字比率、3つ目に実質公債費比率、4つ目に将来負担比率及び公営企業会計における資金不足比率がございます。

7ページから10ページにつきましては、健全化判断比率等の概要及び算定方法でございます。比率の算定に当たりましては、臨時財政対策債発行額を加算した標準財政規模を基準としております。

それでは、1ページの方に戻っていただきたいと思えます。1ページが総括表でございます。各指標の早期健全化基準及び財政再生基準は、下段に示しております数値が菊池市の基準となります。それぞれの指標についてご説明申し上げます。

まず、実質赤字比率につきましては、普通会計における赤字額の標準財政規模に対する割合でございます。平成20年度における普通会計の実質収支、これは歳入総額から歳出総額を引き、翌年度繰越額等を控除したものとなりますが、黒字でございますので、赤字比率といたしましては算定されず、表示的に横棒、ハイフンとなります。

次に、連結実質赤字比率につきましては、国民健康保険事業特別会計等の公営事業会計5会計の実質収支額、水道事業会計及び簡易水道等の法非適用企業会計5会計の資金不足、剰余額を全会計合計したものでございます。これも黒字となりますため、比率としてはマイナス10.47%となりますが、1ページの表におきましてはハイフンとして表示されております。

次に、実質公債費比率でございますが、分子として地方債の元利償還金公営企業への償還財源として繰り出されたもの、一部事務組合等に起こした地方債の償還に与えられた負担金等、債務負担行為に基づく公債費に準ずるものから特定財源を控除し、それを標準財政規模から特定財源等を控除したもので割った結果、14.8%となっております。早期健全化基準が25.0%となっておりますので、それを下回っておるということでございます。

次に、4ページをお願いします。上段の表が将来負担額、2段目がその負担額に充当可能な財源、3段目が負担比率の算定となっております。将来負担額といたし

ましては、地方債の現在高、公債費に準ずるような債務負担行為による支出予定額、公営企業への公債費充当のための繰り出し、一部事務組合等への借入に伴う負担額、職員等の退職手当負担額、土地開発公社及び第三セクター等への損失補償額を計上しております。充当可能な財源につきましては、各種基金、公債費の償還に充当可能な貸付金や住宅使用料及び起債の借入に伴う交付税措置額を計上しております。その結果、81.9%という将来負担比率となります。早期健全化判断比率は350%となっておりますので下回っておるということでございます。

最後に、公営企業会計の資金不足比率につきましては、水道事業会計をはじめとする6会計を対象とし、資金不足額を事業規模で割ったもので、各会計において資金不足が発生していないために資金不足比率としては横棒のハイフン表示となっております。しかしながら、今後社会経済の動向や施設老朽化による維持補修費の増大、合併の特例であります交付税の優遇措置、約15億円の期間切れ等を考慮した場合、大幅に悪化するものと思われ、今後さらなるスリム化を図り、健全な財政運営を図っていく必要があると考えられます。

以上、財政健全化判断及び資金不足比率について報告いたしました。

議案の方に戻っていただきまして、議案の151ページをお願いします。報告第18号、専決処分報告について説明申し上げます。地方自治法の規定に基づきまして、専決処分いたしましたので報告するもので、開けていただきまして153ページをお願いします。専決処分書でございます。事故の発生日は、平成21年7月2日、相手方は記載しておりますとおりでございます。

事故の概要につきましては、相手方の車両が泗水町の市道北岸線を走行中に道路陥没箇所に入り、タイヤ及びアルミホイールを破損し損害を与えたものでございます。損害賠償の額、決定事項につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第18号で、一括説明をさせていただきました。

○議長（北田 彰君） 代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） 報告します。財政健全化法が昨年6月からスタートしまして、本年度からは財政健全化の基準を超える指標となった団体は、財政経営計画などの改善措置が義務づけられることになっております。このため、財政健全化審査は市長から提出されました健全化比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。審査に付されました平成20年度における財政健全化率等を記載されました書類に基づき、8月4日から8月14日にかけての財政健全化審査の結果、審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成

されているものと認めます。

詳細につきましては、別添の会計ごとの審査意見書のご参照をお願いいたします。

以上で財政健全化審査意見についての報告に代えさせていただきます。

- 議長（北田 彰君） 以上で報告を終わります。報告第17号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、また報告第18号は、地方自治法第180条第2項の規定により報告に留めます。

○

日程第8 休会の議決

- 議長（北田 彰君） 次に、日程第8、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日5日から7日までは議案調査のため休会としたいと思います
が、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

よって、明日5日から7日までは休会とすることに決定しました。なお、5日及び6日は、市の休日のため休会です。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。会議は来る8日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

○

散会 午前11時04分

第 2 号

9 月 8 日

平成21年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成21年9月8日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（28名）

1番	東	英	俊	君	
2番	東	裕	人	君	
3番	泉	田	栄一朗	君	
4番	森	清	孝	君	
5番	藤	野	敏	昭	君
6番	樋	口	正	博	君
7番	二ノ	文	伸	元	君
8番	中	山	繁	雄	君
9番	水	上	博	司	君
10番	三	池	健	治	君
11番	怒留湯	健	蓉	さん	
12番	坂	本	昭	信	君
13番	隈	部	忠	宗	君
14番	奈	田	臣	也	君
15番	葛	原	勇	次郎	君
16番	木	下	雄	二	君
17番	坂	井	正	次	君
18番	森	隆	博	君	
19番	山	瀬	義	也	君
20番	本	田	憲	一	君
21番	栃	原	茂	樹	君
22番	松	本	登	君	

23番	工藤恭一君
24番	境和則君
25番	北田彰君
26番	外村國敏君
27番	徳永隆義君
28番	横田輝雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男君
副市長	永田明紘君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	石原公久君
市民部長	原川智明君
経済部長	後藤定君
建設部長	岡崎俊裕君
七城総合支所長	古閑昭二郎君
旭志総合支所長	中村榮光君
泗水総合支所長	岩下義人君
企画部首席審議員	木村靖弘君
財政課長	松岡千利君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山田浩文君
教育長	田中忠彦君
教育次長	井野英利君
農業委員会事務局長	五島千秋君
水道局長	安武昭二君
監査事務局長	大塚茂幸君

事務局職員出席者

事務局長	岩木精四郎君
議事課長	永田哲士君
議事係長	上田敏雄君
議事係	荒木崇之君

○議長（北田 彰君） おはようございます。
着席をお願いします。

○
午前10時00分 開議

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 一般質問

○議長（北田 彰君） それでは、日程にしたがいまして、日程第1、一般質問を行います。

なお、ここで、申し合わせについて申し上げます。質問の順序は通告順です。質問時間は答弁を含めまして60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答で、質問事項に対して3回までとなっております。

通告の発言がっておりますので、これより順次質問を許します。

はじめに、栃原茂樹君。

[登壇]

○21番（栃原茂樹君） 皆さん、おはようございます。

既にご承知のとおり、先の第45回衆議院選では、自民党が歴史的な惨敗でございまして、308議席と圧勝を収め、悲願の政権交代を果たした民主党には、国民に、信頼ある、おごりのない政治を实践されることを願いながら、一般質問をさせていただきたいと思えます。

まず、3点について、通告をいたしておりました。

1点目の、環境美化についてでございますが、七城町の宮園地区内の菊池川右岸堤防の離合場所に、平成18年10月頃より、軽貨物自動車放置されております。現在では、荷台に空き缶とか便器等がいっぱい、その捨てられた、放棄された後に、土手の上がいっぱい小積んでございます。区長からもこの件については再三、撤去の依頼がなされたということも聞いておりますが、特に、市はあらゆる施策を通じて、環境の美化を図り、清潔で美しいまちづくりを推進する旨、明言しておりますが、3年間も放置したということは、どういう理由なのか、まずお聞かせを願いたいと思えます。

あとは質問席で質問をさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） おはようございます。

栃原議員の1回目のご質問にお答えをいたします。

ご指摘の放置自動車につきまして、現地を確認しましたところ、菊池川の菰入橋上流、市道と併用しております河川管理道路の離合箇所、今なお放置された状態にあります。

現在、この軽トラックにつきましては、窓ガラスが割られ、左の後輪は無くなり、荷台には空き缶等の廃棄物が載せられております。

そこで、なぜ今までこの状態で放置されているのか、経緯から申し上げますと、平成18年の10月頃と思われませんが、その当時、菊池川河川工事事務所山鹿出張所から、七城総合支所の建設課に、軽自動車が放置してあるとの連絡がっております。

そこで、建設課としましては、現場を確認し、七城駐在所に連絡をしております。そのときの駐在所からの返答は、自動車の所有者は把握しており、現在、本人が行方不明のために身内の方と連絡を取っている状況で、車の移動についてはしばらく待ってほしいということでございました。

その後、平成19年の7月頃、区長より、七城総合支所の民生課にも、この放置車両についての問い合わせがございまして、また、何回か駐在所にも連絡がいただいております。

そのため、12月頃には建設課より、再度、七城駐在所に再確認をとっております。そのときも、同じような回答でございました。しかしながら、議員ご指摘のように、3年も近く、放置されたままですので、再度、駐在所と連絡を取っております。それによりますと、駐在所より親族に依頼し、放置車両の廃車手続きを行っていただいているとのことで、この手続きが完了すれば、処分するとのことでございます。

以上のような経緯でございますが、本市では、菊池市の美しいまちづくり条例によりまして、何人も公共的な場所等及び他人の所有する土地に廃棄物を投棄し、または自動車等を放置してはならないとしております。また、禁止行為に違反したものが判明したときには、撤去を敢行することができて、勧告に従わない者に対して期限を定め、撤去するよう命じることができます。

今回の放置車両につきましては、近々処分するとのことでございます。今回の件につきましては、地元区長さん、並びに住民の方には大変ご迷惑をお掛けいたしました。

今後につきましては、条例に基づき、地元と常に連絡を密に取りながら、それぞれの管理者や所有者などと適正に対応してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○21番（栃原茂樹君） 3年間、今だ処理がされていないという沿革については、大体分かりました。それから、街を美しくする条例ですね。これについても、申し上げられましたので、これは国土交通省ですね、それから警察も、これは悪いと私は思っております。しかし、市も悪いと思っております。一番悪いのは市であって、条例があるから、勧告もできるし、それに従わない場合は、勧告の命令もできるし、そういう手続きはなされていないということ。行方不明ということであるなら、この条文の中に読んでおられるから、どういう措置をしなければならないかということとは、ここに書いてあるから、私は申し上げません。

そういうことでございますので、非常に荷台の上に積んであるのが、また見苦しいわけですね。私も区の方からお叱りを受けました。それはもう、条例があるから、そういう手続きはすぐできますからということをお願いしておりますが、未だ、昨日の9時まではまだ現場にそのままでしたから、駐在所がおっしゃったように、廃車手続きをしているかと。これもまた、手続きしておるということですが、あまりにも長すぎると思います、私が聞いてから。もう日にちが2週間以上経っております。

そういうことでございますので、住民から、いろんな批判を受けました。我々も、農道あたりにビニールあたりを捨てておれば、必ず注意を受けるじゃないかと、あそこにああして捨てられておるならば、もう車もあそこに置いておくぞとか、そしてあの箇所は離合箇所であると、大型が来るときは非常に離合しにくいとか。それから、もしも、ああいういたずらをしてありますから、火を付けたとか、いろいろ火災などになったら、また迷惑をかけると。それで私は、早くですね、車が今もう絶対動かない状態ですね、タイヤも外してありますし、ボディも後ろは外してありますし、ガラスも割ってありますから、早めに処置しておくなら、あれは費用もかからず、役場の角すみなり、どこかにですね、早めにそういう処理をしてもらっておくなら、家族はおられるわけですから、家族の了解を受けて、そういう処置をするのは、家族としてはでけんというような返答はないだろうと思いますから、今後は、こういうことのないように注意をしていただきたいと思います。他にもこういうことがありはしないかと思っておりますので、十分注意をしていただきたいと思っております。

この件については、処理をされるということですから、以上で終わらせていただきます。

次に、入湯税についてでございますが、これは再三、質問をしてみました。3月もやっておりますし、一番に、一般公衆浴場の定義をどのように認識されてい

るかということにつきましても、さきの質問で申し上げましたけれども、県の基準条例を読み上げられただけで、その内容を、どういうふうに認識しておるかということによって、このことが非常に大きく変わりますから、そのことをお尋ねしたわけですから、今回は明解にお答えをしていただきたいと思います。

それから、鹿本町の水辺プラザ及び和木町ですね、旧三加和、ここにも公衆浴場が同じ七城の温泉ドーム・四季の里と、それと同じやつがございます。ここはその他の公衆浴場でございますけれども、七城の温泉ドーム・四季の里は一般公衆浴場ということで、どこがどう違うか、その件についてもお答えをお願いいたしたいと思います。

それから、3番目に、平成21年、1回定例会の3月でございますが、七城温泉ドーム・四季の里はなぜ一般公衆浴場なのかという質問に対しまして、経済部長は、近隣施設で料金に相違があると、自ずと低料金に利用者が流れてしまうため、集客面の対抗策として、市内外を問わず、300円に料金の改定を行っていると。そして、料金改定に伴う経営圧迫を抑え、低料金で広く、地域住民の健康福祉に貢献していただくことも考慮して、入湯税免除となる一般公衆浴場に、移行したものでございますという答弁がなされております。このことはですね、そこでですね、低料金で広く地域住民の健康福祉に貢献するとは、どこの住民のことを指しているかということところが一つですね。それから、市外の400円を300円に引き下げられております。市内の60歳以上の方については、150円を300円に引き上げられております。こういうことがなされて、市外には非常に福祉的と申しますか、安くなりましたから貢献されておるとは思いますが、地域住民の健康福祉に貢献するということはどういうことで貢献するという言葉になるのか。それから、市外の住民の入湯客に対しては、400円が300円に先ほど申し上げましたとおり、引き下げられたので、健康福祉に貢献されたということがですね、市内の地域住民に対して、どこが、同じようでございますが、健康福祉に貢献したと言えるのかという疑問が湧く訳ですね。そういうことでございますから、片一方は、市内の住民のは料金を上げて、市外は下げてと、この点がどうしても理解が答弁ではできないので、今回また、質問をさせていただいたわけでございます。

以上について、お答えをいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、まず一般公衆浴場の定義につきまして、本年6月議会で、栃原議員のほうに、同じ質問に答弁いたしておりますように、県の公衆浴場条例に定義されて

おります、一般公衆浴場とは、温水等を使用し、同時に、多数のものを入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が、地域住民の日常生活において、保健衛生上、必要なものとして利用される入浴施設とされております。ここでいいます地域住民とは、菊池市の住民及び菊池地域近郊の住民を指すものでございます。また、日常生活において、保健衛生上、必要なものとは公衆衛生上の見地から行われる入湯で、日常生活上、必要不可欠な行為であります。このようなことから、一般公衆浴場とは、公衆衛生法第2条第1項の営業許可を受けた公衆浴場のうち、いわゆる銭湯程度のもので、一般住民の日常生活に密接な関係を有し、一般住民が安易に利用できる程度のもので認識いたしております。

また、2点目の山鹿市の水辺プラザ、それと和水町の第三セクターの施設につきまして、その違いはどうかということでございますが、七城温泉ドーム・四季の里同様、地域活性化を目的として作られた、観光施設でございます。施設の規模も、同じくらいの大きさで、宴会場、休憩場があり、家族風呂、水辺プラザにはございませんけれども、またそのほかにサウナ、露天風呂、そしてジェットバス等の数種類の浴槽を備えた類似施設であり、温泉ドーム・四季の里と、山鹿市・和水町の第三セクターの温泉については、その施設について、大きな違いはないと判断いたしております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） おはようございます。

ただいまのご質問の中で、低料金という部分、それから健康福祉にどうつながるかということで、お答えさせていただきます。

これまでの答弁の中で、私の説明不足と言うんですか、そういうことによって、誤解を与えていたようでございますので、大変申し訳ございませんでした。ここで言う地域住民とは、あくまでも菊池市民を指しております。低料金化ということにつきましては、特に温泉ドームのように、歩行浴や、多種の温浴が充実した温泉施設の利用料金としては、低料金の部類に属しているのではないかと考えております。近隣に、数多くの温泉施設が増加し、入湯客も減少傾向にある中で、300円を維持していくためには入湯税の徴収には厳しい面があるとの認識のもとに、お答えしたところでございます。

健康福祉への貢献という部分では、できるだけ低料金で、多くの方に入浴をいただきたいという思いでのことでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○21番（栃原茂樹君） 一般公衆浴場の定義については、地域住民というのは菊池市に隣接するということまでおっしゃいましたけども、この温泉に対しては、市内の方が現在、大体3割ですね。それから、市外の方、福岡とか熊本ですね、そういう遠方の方が7割です。これは、先だつての質問でも発言をいたしておりますけれども、大体、辞書では、地域住民というのは一定地域を指すということになっております。大体、行政上、普通言えば、地域住民というのは、市内だという社会通念上、我々は行政におりましたけれども、そういうふうにならなされてきております。だから、隣接町村も少しぐらいは近くだったらいいかと思っておりますけれども、この温泉そのものは、当初は、福祉的な温泉でございましたから、入湯税は課税しておりませんでした。しかし、観光目的となつて、広く福岡あたり、それから熊本市とか大牟田とか、温泉の改造をやつてですね、立派な温泉にしなして、観光目的で営業するようになったということで、それから入湯税を課税するということが沿革としてはなつております。だから、これが何も実態は変わらずに、合併したから、合併する前ですけども、温泉法の県の条例が改定されたからといって、その当時は、特殊浴場でしたが、それが一般公衆浴場になったということになつておるわけですが、先ほども、部長仰いましたように、一般公衆浴場の定義はちゃんと示されておるし、それに該当しなければ、その他の公衆浴場だと、改正がなされておる。それから、温泉の施設の構造そのものについては、再三申し上げますが、全く一般公衆浴場もその他の公衆浴場も、鹿本、和水町、七城の温泉ドーム・四季の里、変わりはありません。もとは変わつておつたわけですが、番台があつてという、一部が入つておりましたし、深さも関係しておりました。そういうことでございますから、全く何ら、施設そのものの構造は変わっていないから、県のそのときの認定された現場に行かれた方にも私、お尋ねしてきましたけれども、条例そのものの解釈については、全く考えておられなかった。答えがいただけませんでした。ただ、施設は同じに改正になりましたからと、どっちにとつてもいいような考えをですね、おっしゃいましたから、この方はお分かりになつていないなということであつて帰りましたけれども、そういう沿革がございます。それで、無理矢理、入湯税をなぜ取らないかということをやたら言つておるわけじゃございません。やっぱり、熊本県下、条例というものは一本の考えがあるはずですから、同じ温泉であれば、まず、そのあたりからですね、改革をして、県の条例どおりの認定を受けるなりですね、そういうことをすべきじゃないかと思つてます。

長くなりますが、ただ、経営とか、経営が圧迫されるから云々というような答弁

でありますとですね、私はお店の方が、消費税は5%取らずに、それだけ品物を安くすれば、それでいいんだと、そういう解釈になりますよ。そうしたら、お客は消費税取らんなら、そこの安かほうさん、うんと買いに来ますから。あくまでも入湯税も税ですから。入湯行為を行ったものに対する者が支払う税ですから。だから、そのあたりを勘違いされないように答弁していただかないと、先ほどのような質問をしなければならなくなるわけです。

それと、じゃあ今後、こういう事態が全く違うと。県下で、七城と四季の里だけだと、私が今のところ調査した段階では、同じ施設でですね。一般公衆浴場になっているのは、それだけという確認を大体いたしております。だから、何でも、いいことであればですね、素晴らしいことであるなら、熊本県でいっしょかありませんよと威張られますが、県の条例からしてみれば、何でうちだけがこうだろうかという疑問がわいてくるわけです。

それで今後、どういう対応がなされるのかも、お尋ねを再度いたします。

それから、単純に、経営圧迫という経済部長の答えがございましたので、これに対してちょっとお尋ねをしておきますけれども、大体30万人、36万人かそれくらいの年間の入湯、入場者がございます。大体30万にしてですね、7割が町外ですから400円をですね、300円に引き下げますと、そして入湯税を取らないと、第三セクターとしては40円のマイナスになります。30万の7割は21万人です。21万人の40円の減収というのは、年間840万、単純に計算すればですね。840万円のマイナスになります。しかし、残りの3割、9万人ですね、30万人ですから。9万人のうち、一般の方が、またその9万の7割だったら、6万3,000人ぐらいになるわけですね。6万3,000人に一般の方からは、300円取っていたわけですから、そして入湯税を取らんようになったから、300円まるまる要るから、60円は実際はプラスになるわけですね。そうすると、6万3,000人掛ける60円は、378万円のプラスになります。残りの老人60歳以上が3割だったとすれば、2万7,000人になりますから、これは150円が300円になっておりますから、入湯税を払わなくていいようになっておりますから、実際、210円上がったことになります、ドームとしてはですね。そうしますと、2万7,000円×210円は577万円です。30万人来たときですね。そうしますと、益になる方が945万円、マイナスになるのが840万円ですから、実際の経営としてはプラスに単純にはなります。

市外以外の方がずっと増えると、この数は段々少なくなっていきます。しかし、もう7割というのは、大体統計取ってずっと7割になっておりますから、実際の経営というのは入湯税を取らないので、そして老人等の優待券を外したので150円

が300円になったから、210円、実際の益になっておるわけですね。おわかりでしょう、そのことは。だから、こういうことを聞くと、ああなるほどな、入湯税を取らなくても、第三セクターとしては何ら経営的にはプラスにある程度なるからというような邪気もまわさなければならなくなるわけですね。立派な文言で答えをされておりますけれども。

この件については、こう考えてされたのかどうか、多分こういうことは考えておられないと思いますけれども、一応、お尋ねをいたしておきます。

以上です。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 七城温泉ドーム・四季の里につきましては、施設の形態及び利用状況からして、その他の公衆浴場に近い施設だと考えております。市といたしましては、公平適正な課税のためにも、入湯客には課税しなければならないと考えておりますが、市内には同じような類似施設がございますので、整合性を取る観点からも、温泉ドーム・四季の里につきましては、その他の公衆浴場として、経営変更申請をしていただくように、今後、両者と協議してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 施設の形態等につきましては、ただいま総務部長が答弁いたしましたように、その他の公衆浴場に近い施設と認識いたしますので、有限会社七城町振興公社及び、株式会社四季の里に対しまして、その他の公衆浴場に変更することで協議を進めてまいりたいと思っております。

それから、今、数字をお示しいただいて、経営的なものを申し上げられましたけれども、私ども20年度をベースに見てみますと、20年度の日帰り入湯者が約29万人でございます。で、差し引きの当期純利益が1,200万円。それから、もしこれに入湯税を払うといたしますと、1,700万程度の入湯税を支払うことになります。そうなりますと、差引額で約500万円程度の単年度の赤字というような形になってまいります。そうなってまいりますけれども、当然、経営努力といえますか、あるいはそういった中で、経営が圧迫しないような形で努力することもあろうかと思っておりますので、そういった経営等につきましては、今後、会社側と十分協議していく必要があるかと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○21番（栃原茂樹君） 今後、いろいろ努力するということでございますので、もう多くは申し上げませんが、大体やっぱり29万人であれば30万人ぐらいですから、先ほど申し上げた私の計算のようになります。ただ、集客が減るから云々といってもですね、実際は400円を300円に下げて、そして150円を300円に上げて、実はずっと減ってきておるわけですね。障がいの方には非常に有利な、100円も下げたけれども、入湯客は実際、ずっと減っております。その代わり、流川はずっと増えております。そういうような経過をたどっておりますので、やっぱり一度やってしまうといろいろなことが後で、やろうとすると非常に矛盾、難しさがでてまいりますので、今後いろいろ改定等をやられる場合はですね、十分ないろいろなある面からの、多面的に角度を考えて、やっぱり変更なりいろいろはしていただきたいというふうに、お願いを申し上げまして、この件については終わらせていただきます。

次に、農業振興についてということでお尋ねをいたしたいと思います。

この件については、今後の農業をどう考えているかというようなことでお尋ねをまずいたしておりますけれども、農業の健全な発展を図るために、農業振興整備計画の全体見直しをされておりますですね。そのことについて、どういうふうに見直されておるか、具体的に分かれば、現在の見直しの状況についてお答えをいただきたいと思います。詳しくはわかりませんから、やっている範囲内の現在のことを、お答え願いたいと思います。

それから、2番目に、燃油肥料等農業生産資材の高騰対策といたしまして、市独自の事業を農家支援対策として取り組んでおられますが、具体的にどのような検討がなされたか、なされていればその結果について、お尋ねをいたします。

それから、円滑な堆肥利用を図るため、組織づくり及び耕畜連携を積極的に推進されておるわけでございますが、その進捗状況はどのようになったか、組織づくりの点についてはどういう組織ができたか、まだ全くできていなければできていないということで結構でございますので、そういうことでお答えを願いたいと思います。

第4番目に、七城町特産品メロンセンター選果機導入についてでございますが、事業費につきましては、これは12月だったですか、2分の1の国庫補助ということで予算計上されておりました。補助残につきましては、全く付いておりませんでした。2月の補正で1,700万円が市の補助というようなことで計上されておったと記憶をいたしております。

そこで、お尋ねでございますが、生産総合対策事業の一環としての、第2回の補

正についても、国県の補助があったとっております。実質的な、市の実際には一般会計の持ち出しの金額は、これに対して幾らだったのかをお尋ねいたします。

これらは地域振興活性化事業ですかね、それに基づいて付けられたというふうに覚えております。

次に5番目、七城特産品センターの財産の所有権はどのようになっているか。これは漠然といたしておりますが、小さなものでなくて大きな土地とか家屋ですね、それから償却資産等が大規模な大きなやつですね。それが、市の所有になっているのか、第三セクターの財産となっているか。多分、私の記憶では、久留米の、土地については買っておられるから、上物については第三セクターの財産台帳に載ってはいるだろうという考えをもちておりますが、その点はどうなっているか、お尋ねをいたします。

まず、この5点について、お尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） それでは、お答えいたします。

農業振興地域の見直しにつきましては、本年度から大体3カ年程度をめどに見直すということでございますが、まだ実際は、スケジュール的なものとしてまだ定まっております。

それから、高騰対策、それからただ今申し上げられました、メロンドームの件につきましては、併せまして私のほうで答えさせていただきたいと思っております。それから、所有権でございますね。所有権のことについて、私の方で答えさせていただきます。

メロンドームの選果機導入につきましては、当初、平成21年度の生産総合対策事業で計画をしておりましたが、平成20年度の国の補正予算による追加措置が行われましたので、前倒しをして実施したところでございます。本事業の事業主体としましては、都道府県、市町村、農業団体、そのほか農業者の組織する団体や市町村が出資する団体等が事業主体として可能となっております。

今回の事業では、第三セクターの有限会社七城町特産センターが事業主体となりまして、2分の1以内の補助事業により、選果機整備を行っており、選果機の所有権につきましては、第三セクターでございます。各物産館の立ち上げ時におきましては、各市町村において、建物や機械器具及び備品等を整備し、第三セクターが運営してまいりました。市町村合併後、建物及び建物に附属する空調施設等につきましては、市が事業主体となり、改修等を行っておりますが、機械器具や備品につきましては、物産館の営業に直結しているものであるという認識のもとで、第三セク

ター側で更新をいただいているところでございます。

今回のこの生産総合事業のメロンドームの選果機導入につきましての、市の持ち出しにつきましては、109万1,000円程度でございます。

それから、今回の事業では、生産総合対策事業補助金に加えて、国の経済対策によります地域活性化生活対策臨時交付金の創設がございましたので、本事業が生産者と販売者が連携し、地域活性化策として農業の担い手育成、地域農業の基盤の強化を図り、地域に広く受益を及ぼす事業であると判断いたしまして、交付金の対象とさせていただいたところでございます。

この交付金の交付率につきましては、市全体の対象となる、他事業との均衡あるいは整合性を図る必要がございますので、以前に有限会社七城町特産品センターが実施いたしましたハウスリース事業を参考に、総事業費の4分の1以内の交付としたところでございます。

それから、七城町特産品センターの市所有の建物、機械器具の主なものを申し上げますと、建物につきましては、まず特産品センター、それから地域食材施設、あるいは搾汁施設等が市の施設でございます。

それから、機械器具等につきましては、ゼリー加工機械管理設備、それから農畜産物展示台設備、それから冷蔵庫等ですね、それからパン加工機設備、豆腐あるいは畜産加工機設備、アイスクリーム、メロン菓子機械設備等が市所有の施設となっております。

それから最後に、耕畜連携の組織づくりというご質問がございましたが、ちょっと手元のほうに資料がございませんので、また後でお答えさせていただければと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○21番（栃原茂樹君） 農業振興については大変、今、農業も厳しい時代を迎えております。もうこれは、農業については非常に我々がやっておった頃、36年時代はですね、農業基本法が制定されたときは、米1俵が4,000円ちょっとでございました。35年ですね。そして農業基本法が昭和36年に制定され、そのときに8,000円に倍に上がりましたから、そのときからずっと米は上がってきましたけれども、44稲転でずっと抑えられて、今の現在というようなことで、非常に後継者も、後継者不足ということが今言われておりますが、単に経営がしっかりしておれば、足腰が強ければ後継者は残るわけですが、今のようなことでは、全体的な農業を言えば非常に苦しいわけです。だからやっぱり、後継者不足になると、私はこう

考えております。だからやっぱり、農業政策については非常に難しいことも国としても考えれば、非常に難しいところがグローバル化したということで、いろんな面で難しいことがございますが、全て、農業は、菊池市は農業が基幹産業であると我々も言っておりますし、市長もおっしゃっておる。だから、私としては市独自のですね、やっぱり施策を打ち出すべきじゃないかと。これは何でもがむしゃらにはできませんから、一つか二つでもよございますから、補助残についてはこういうやつには市がどれだけか補助しようと、7,000万から以上すると、190万ぐらいではですね、私はこれはもう、補助は補助ですけども、農業振興を考えるとという言葉がでていう上においては、非常に寂しい思いがいたします。

そういうことございまして、現在は厳しいということはもう既にご承知であると思います。だから、前回の衆議院の選挙でも自民党が大敗したのも、農家あたりも1回ぐらいお灸を据えなければというような考えで、この間の結果が、それだけじゃございせんけれども、それも多分に含まれておると。やっぱりもう少し、農業については真剣に、菊池はまして農業のまちですから、思い切った施策を打ち出して、私はいただきたいという考えを持っております。

そこで、堆肥とか、組織作りと、これはもう30年、40年前から土作り、人作りというのが農業の基本ですから、ずっとやってきておりますが、行政の関わりは、ある程度やったらずっと消えていきます。そしてまた何年かすると、またこれが大切だと。継続性がない。だから私は、特に継続をですね、「継続は金なり」ということもございますから、菊池の本当の農業はどうすべきかということ考えたならば、その事業に対しては、継続をもってやっぱり行うということが、この前、長野の川上村に視察に行ってきましたが、レタスが7割の高冷地野菜ですね、そういうのを2,500万ですね、平均、農家1戸当たりの。森議員の紹介で連れて行ってもらいましたけど、非常に活気がございました。そういうことで、菊池にも何かああいうようなやり方はないかというような、今考えておるところでございますけれども、そういうことで、市の単独の補助を市長は施政方針でも申し上げられました。それで、特産品センターのことを考えてみますと、190万ぐらいの一般財源、非常に有利な補助事業を持ってきておられるから、これは有り難く思っております。今後もどしどしそういう有利な補助事業に取り組んでいただきたい。ただ、国県の事業をただ取り組むのが全てではないということです。やっぱり、市独自がやるような農業施策の補助あたりも付けていただきたい。そうすれば、農業ももう少しは活性化が図られるというふうに考えております。ただ、比較して云々だから、4分の1にしましたということですが、旭志の四季の里では、去年は6,000万円出資金として、運営費ですかね、これは何も施設を増設したわけじゃございません。

それで予算組んで計上されておやりになっておる。こちらの方は黒字だからやらないということかも知れませんが、それと比較しても非常に、同じ第三セクターでですね、四季の里には6,000万、七城のほうは国の金と県の金をやって、いかにも町がやる、農家の方はそう思っておられます、1,700万については、1,700万円いただいたから、残りもいただくならよかったけれどもと。それと、事業主体でもですね、市もできるということですから、私はせめてですね、市が事業主体になって、なれば固定資産も償却資産もかからないですね。第三セクターだったらかかります。やっぱり7、8年したら300万円払うようになります。だから、税金で300万円は固定資産で市は全くしなかったと同じということですから、私はそういう面をですね、十分、あらゆる面を考えて、やっぱり農業振興のことを考えていただきたいと思いますが、総括的、その件について市長にお尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） いろいろ多岐にわたりまして、ご質問をいただいております。メロンドームのセンサーの導入をいたしましたことにつきまして、109万1,000円という一般財源の金額があまり小さいために、本当に全体的な事業の中で、そういった単独のお金を使わないでやっているということ、どう評価されるのかなと思います。少なくとも、7,000万円の事業をやりまして、この事業について2分の1の国庫の負担金を、いわゆる補助事業を導き出したと。加えて、この後の残り2分の1につきましては、これまでの施設として、メロンドームのメロンの選果については、1戸当たり幾らということで、利用者がそれを支払うということになっておまして、それは非常に大事なことであります。それで、この後につきまして、第三セクターご案内のとおり、一応、契約が指定管理が5年ということになっておまして、実質4年間、残りの期間の中で、少なくともこのメロン選果につきましても、これを支払い済みと、全部、この償却支払が終わるということ念頭におきまして、そして4分の1の負担は会社のほうでこれまでの収益を上げているということもありましたので、これを導入して、そして残りの4分の1、約1,700万円を市のほうが負担することが妥当であろうと。そういうことで、この取り組みをさせていただきました。なるべくひとつ、国のそういった緊急経済、緊急雇用、いろんな意味での対策がなされているものについては、効率性が高いので、これを大いに利用しようということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。また、まちのほうでそれを取得してやるという手法は、七城町の旧町におきましては、そういった利用をされておったようであります。しかしながら、メロンドームのメロンのハウスリース事業に見られますように、結果的には町がやった

ことが第二弾的にはJ Aになり、そして第三弾的にはメロンドームの七城町特産品センターがリースの事業主体になるということになっておるように、時代の変化と言いましょうか、そういう中で、今回のこのセンサーにつきましても、税という意味におきましては、片方においては税の支払いというのがありますけども、片方については企業でありますので、償却資産というものについては償却をしていく分だけ、いわゆる税から落とされていくと、二面性があるということも言ってもいいのではないかなと思います。

言われておりましたように、基幹産業だ基幹産業だと言っておりますけども、非常に農業に対しての一つの政策的なものがぬるいんではないかと。国県にただこだわらず、直接市のほうで取り組むべきではないかといったお話だと受け止めたところでもあります。

農業については、米価等の販売価格が大変低迷をし、そのことによって農業の従事者、そしてさらには跡継ぎがない、後継者がいないということで、高齢化が進んで担い手不足ということになっております。そういった経営環境が非常に厳しいのは、農業だけではないわけでありましてけれども、とりわけ農業については、非常に長期にわたりまして厳しい情勢となっているというのはご承知のとおりだと思います。

農業が、持続的な産業でなければならないということでございまして、そのためには、特に生産基盤であります農地の保全だとか、申し上げますような、担い手の確保が大変重要であります。

そういったことを踏まえて、菊池市としては、認定農業者の創出の育成、あるいは新しく農業に就かれる方々の就農奨励金あたりの交付をいたしましたり、また集落営農の設立ということで、地域の皆様方に説明会を開いて、ご理解をいただきまして、推進を行うということをやっております。

またこれ、国庫が背景にあることでもありますけど、決して国がやったから市がやらなければならないということではないわけですけども、8年ほどになりますけども、中山間地の直接支払制度、ご案内のとおり、今、約2億2,000万円程度、菊池市で支払いを農家に直接払っております。その中で、菊池市がそれを拒否すれば、もっとも2億2,000万円はないわけでありまして、菊池市といたしましては、約5,000万円余のお金を毎年払っている、直接払っているということでありまして、都合、約5億円近い物をこれまで払ってきているということでありまして、相当の部分について、農業についての手を入れているということについては、ご理解をいただきたいなと思います。

また、農地水環境対策の保全向上、農業制度の資金の利子の補給等についても、

議会のご理解をいただきまして、予算をいただいているところであります。

また、市町村の合併後から、平成20年におきます国県の各種事業等を利用いたしました機械とか施設導入の事業などの取り組みといたしまして、農業の組織あるいはまたJA等の農業団体を主体といたしますところの、園芸関係事業というものが、これ26件ございまして、事業費につきまして、9億1,600万円。また、その他の耕種関係事業が18件で、総事業費で1億3,400万円、畜産関係が10件で4億9,800万円、平成19年度に創設をされました認定農業者、個人を事業主体として取り組める国の補助事業については、34件ありまして、総事業費が1億8,600万円と、こういったことで、事業に有利なものをなるべく補助事業では取り組んでいこうということで、農業の機械化施設整備等を図ってきたところであります。

本年度からは、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用いたしまして、新しい商品の開発や、農産物の直接販売先の確保、あるいは地域活性化の経済危機対策交付金を活用いたしまして、農産物の消費拡大事業、肥料高騰の緊急対策補助等につきましても、予算をいただいております、積極的に取り組むことといたしております。

そのほかにも、市の単独事業も創設して取り組んでおります。ご承知の、家畜の導入事業、合併から20年までに2,950万の補助によりまして950頭の繁殖牛の導入を支援をいたしました。その他に、この家畜の放牧モデル事業7件、それから果樹の有望品の選定モデル事業1件、あるいはまた市の単独での農業振興事業として支援等々を行っております。今年度は、新たに地産地消の推進のために、市内の物産館等におきまして、本当に趣味の延長として、あるいは生きがい対策としてお作りになっております施設園芸をされております生産農家の方々に対しまして、生産出荷の効率化、そしてまた大変、高温多雨な時期でありますので、商品の生産の安定化というものを図るために、雨よけハウス導入事業などは、身近に使っていただける市の単独事業として取り組みをさせていただいております。

また、畜産振興につきましては、雄雌のですね、雌雄判別制御器の助成、こういったものをさせていただいております。

こういったことを取り組んでまいっております、さらにご指摘のとおり、菊池市でできる、自治体でできる限りにおいて、農業の支援というものには積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、またいろいろな場で、直接生産農家の声等々を聞きながら、本当に実になる、実態に則した農業政策に取り組んでまいりたいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 枋原茂樹君。

[登壇]

○21番（栃原茂樹君） 大変長く、いろいろ詳細にわたって説明がなされました。大体予算書と決算書を見ておりますので、小さなことについては、農業にも大分やられておるといことはわかっておりますが、これという大事な、大きな、何かそういうとに組み込んでやっていますよというようなことをしてもらえないですかということを私は質問しておるわけでございます。

ところで、メロンドームの、これは営業の内容ですから、私はあまり申し上げたくございませんけれども、実際聞いたところによりますと、1個当たりセンサー代として150円ですかね。そういたしますと、大体1反に1,800個ぐらい穫れますが、大体1,600個ぐらいになります。1,600の150円ということは24万、反当たり24万は農家がセンサーの使用料として支払うという、ここが一番、農家の甘いところですね。大体、農業の経営の安定化を図り、そして地域の農業の活性化、そして宣伝をするためということで、メロンドームは創設したわけですから、メロンでいろいろな、他のことにも相乗効果が上がっておるわけです。メロンだけの販売でなくして。そういう面も捉えて、いろいろ、普通の補助とは違う考えも持っていたきたい。もうこれは終わったことですから、どうこう言うことではございませんけれども、農家にとっては2反作れば48万、センサー使用料ということですから。やっぱそのあたりもですね、農家のそこは純益になるところですから、どうか考えてくださいとは言いませんけれども、第三セクターのことですから、我々があまり運営の中に立ち入ることはできませんので、そういうこともあると。農家は非常に減価償却として積み立てるから、我々が辞めたときは、機械は減価償却費として積み立てておるから、我々のじゃないかと、辞めたときはどうなるかという質問を受けております。

そういうことはどう考えておられるか、あと3分ございますから、考えていなければ考えていない。それで結構でございます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） センサー使用料が1個当たり150円ということですが、これにつきましては、生産農家と、またそして直接担当していただいております取締役会において協議をされまして、理解をいただいたということでございます。この後につきましては、このことが結果的には生産農家の体質の向上につながるように、ただ単に、利益を追求して、社内においてそれを無駄に使うということではなくて、今ご案内のとおり、非常に高品質の農業を生産するために、奄美にあります、この化石サンゴというものが利用されておまして、そういったことについての無償で、化石サンゴを配布する、肥料を配布するといったようなこと、あるいは技術

の研さんのために現地視察に行くとかといったものに、有効的に企業としては利益を上げた分については生産農家に間接的な還元をしていくということでもありまして、取るだけ取ってというようなことではございません。何も他に処分するわけじゃなくて、内部の蓄積をしたり、またそれぞれに還元するというところでやっておりますので、そういったことをご理解をいただきたいと思います。

○21番（栃原茂樹君） 時間がございませんので、これで終わらせていただきます。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午前10時59分

開議 午前11時07分
○

○議長（北田 彰君） 次に、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○11番（怒留湯健蓉さん） 通告をいたしておりましたとおりに、質問をいたします。

最初に、保育園、老人ホームの民営化の是非を問う、というテーマでお伺いをいたします。

保育所民営化検討委員会条例及び養護老人ホーム民営委員会検討条例が、去る6月議会に上程され、賛成多数で可決されました。その後、7月いっぱいをもって、5つの園の説明会を終え、8月20日には第1回の検討委員会が持たれたところです。私は7月24日に行われた説明会に参加し、8月の20日の第1回検討委員会を傍聴いたしました。そこでは、子育て支援課等の担当職員は、上司の命に従って、実是一所懸命に説明を繰り返されておりました。しかし、その説明は非常にわかりにくく、また矛盾点あり、あとで問題になるような発言ありで、私ははらはらしながら聞いておりました。

思いますに、このような大きな変革を計画しながら、それを決めた上司の皆さんが、なぜ説明に赴かないのか。この大事業が、職員による一遍通りの伝達で済まされてよいのか、甚だ疑問です。また職員は、5つの園のそれぞれの保護者たちの様々な不安や不信感を正確に上司に、市長に伝えうるのか、これもまた疑問です。

私が思いますのは、ここは市長自ら、副市長自ら、そして市民部長のみならず、立案者たちが自ら保護者の前に出るべきだということです。そして、立案者としての思いがあるのなら、部下任せにするのではなく、ご自分達で自らそれを伝えるべきだということです。

なぜ市長自ら、副市長自ら、そして責任者集団がそういう姿勢をもてないのか、まずこの点を伺います。

次に、はじめに民営化ありきではないと繰り返し述べられています。説明によれば、庁内の検討の結果、庁内では民営化の妥当性を見出したが、今後はその判断が真に理にかなっているものなのかどうか、市民の目線に耐えうるものかどうかを第三者に聞きたいというわけですね。そうであれば、説明のやり方も、説明の内容も、そういうように構成されなければなりません。しかし、本会議での説明も委員会での説明も、保育園保護者への説明もそうはなっていません。ひたすらこれこれの理由で民営化しなければならないので、ぜひ理解をしてほしいという言い方に終始しています。始めに民営化ありきではないということは、庁内の判断に疑義があれば元に戻すということです。これが日本語としての当然の解釈ですが、この点はいかがですか。

また、民営化の理由の一つに、職員削減の必要があったということですが、これを聞いて私は耳を疑いました。職員削減を理由にしている。本末転倒とはこのことです。本来、公立保育園民営化の問題と、職員削減とは全く別枠の、別次元の問題です。にもかかわらず、職員の削減をしなければならないから、保育園は維持できないと言っている。職員の削減の付随事項として、民営化が発生するのだと言っています。誰ですか、こんな論理を展開するのは。本市の行政の質が問われる重要な問題です。お答えください。

それから、少子化が進み、公私の競合化が心配されるから手を引くとあります。これもまた安易な論理であって、論理そのものが転倒しています。子どもの数が減っても、どんな生育歴の子も、どんな環境の子も、等しくその保育を保障するというのが公立保育園の果たすべき役割です。現状をどう再編、堅持していくかをぎりぎりまで追求するのが政治というものではありませんか。お答えください。

以上、1回目の質問です。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 怒留湯議員の1回目のご質問にお答えいたします。

保護者への説明会は、平成18年度から3年をかけた、様々な視点から、庁内で検証してきた民営化の妥当性についての報告と、ご意見を聴く場としての位置づけで担当の子育て支援課をはじめ、職員課、財政課、行政改革推進課の課長及び担当で組織いたします個別検討会議で対応したものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、様々な視点から、公立保育園の民営化の案件を検証してきた結果、公立保育園の民営化には妥当性があると判断するに至りました。その検証の内容を、各公立保育園の保護者の皆様にも十分ご説明をさせていただき、ご意見をお聞かせいた

だくとともに、外部委員による公立保育所民営化検討委員会で幅広く検討を進め、最終的な判断を行うということで、ご理解をお願いしてきたところでございます。

民主主義のルールとしての住民参加と説明責任を果たし、最終的には議会の判断を受けるものでございます。

次に、職員削減のための民営化であるのかといったご質問についてでございますが、市民の皆様の税金による行政運営は、効率的で効果的でなければならず、行政の責務として、行政改革を進めております。そのためには、現状の事務事業や保育園、養護老人ホームなど、全ての見直しが必要不可欠であり、その結果として、適正な定員管理につながるもので、決して職員削減のためだけの民営化ではありません。民間活力の導入により、現状と同等か、それ以上のサービスの確保と、経費の抑制が図られる分野について、検討しております。

時代の推移の中で、民間はこれまで行政が担ってきた分野にも、事業活動範囲を広げ、それぞれが特色あるサービスを提供しております。市内外にも、現在、経験やノウハウを持った多くの社会福祉法人が存在し、これらの活力を導入し、最少の経費で最大の効果を上げることは、行政の責務の一つだと考えております。

このように、民間事業者が数多く存在している中で、行政が民間と競合して実施するよりも、民間の活力を活用することが、少ない経費で同程度以上の保育サービスが実施できるものと考えております。

なお、保育指針では、保育所は、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならないとあり、議員がおっしゃる、どんな環境の子どもも等しく保育を保障するのは、公立私立に共通する保育所としての当然の役割でございます。

以上、第1回目のお答えといたします。

○議長（北田 彰君） はい、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○11番（怒留湯健蓉さん） はい。なんべん聞いても認識のずれが埋まらないという気がします。理解ができないからまたここで聞いているんですよね。質問になかなか答弁が叶いません。民営化ありきでないと、またここでも繰り返されてますけれども、それは元に戻すこともあり得ると、あるいは別の手段も考えられるということですね。そうでしょうか。

職員削減は、行革の目的であることは当然私は承知して聞いておりますが、これはもう次元が違うということです。別枠でお考えいただきたい。それから、公私、当然のその保育は役割だというふうにおっしゃいましたけれども、百歩譲ってそうだとすると、営利で行う私立とは、その責任と目的は違いますよね。その認識が示

されないことはちょっと問題です。これも答えになっていません。今の答弁を聞いても、改めて思うことですけれども、今日の状況は、市民に対して説明責任が果たされたという段階には達していません。在園児保護者の一部に対して、行政サイドの理由を伝えたというレベルです。

これまでのいずれの答弁にも、民営化には何ら問題がないように言われていますが、問題は大きいと考えられます。法によって指導をおこなっていくということでしたが、社会福祉法人といえども、私企業に、自治体の厳格な指導が及びますか。早い話が、菊池市が委託し、市長が会長である菊池市社会福祉協議会に、もう実質ものが言えないではありませんか。いろいろ強弁を並べ立てても、本音が民営化して保育園を手放したい、子育てへの責任を回避したいということであれば、理由は後から何でもついてくるものなんです。これも理由になる、あれも理由になるというわけです。

説明資料には、保育園にはこんなにお金がかかっているという数字の羅列が見られます。保護者にこれを見せて、あなた方の子どもの保育にはこんなにお金がかかっているといっている。これは保護者にとってはつらい話ですよ。ものが言えなくなる。体の言い口封じです。子育てにはお金はそこそこかかるんです。行政が、子育て中の親たちやその家族たちに告げるべきは、本市には私立も含めて、公立もこのように万全の体制の保育園があるので、安心して移住、定住してお子さんを産んで下さいというのが、本来の姿でしょう。いかがですか。

行政の姿勢として、幾つも見過ごせないものがありますが、その中の一つ、民営化の方針を保護者に言うなど言ったことです。これは複数の関係者から確認していますが、役所役人によくある、いわゆる箝口令が敷かれていたということです。市民が主人公の開かれた市政を行うと言いながら、全くそれとは正反対の密室行政です。当事者である園児の家族や、将来子どもをもうけようという世代に問うことなく、集まった保護者たちにだけ、その人たちだけですけれども、追認を迫っている。主客転倒とはこのことです。誰がこのまちの主権者ですか。箝口令は無用な混乱を避けるためと説明会で言われていましたが、本当に民営化こそが最善の政策であり、どのような状況下においても、最善のサービスを保障すると思うのであれば、堂々と最初からそれを示すべきでしょう。そして、どんな混乱も避けることなく、引き受けていく姿勢こそが大切です。

菊池市政の闇の部分を見る思いですが、無用な混乱を避けるためという言い方は理由にならない。言葉は悪いですが、市民をなめているという気がします。お答えください。

児童福祉法の読みと理解度についても、執行部の皆さん方には基本的な問題があ

ります。説明においても資料においても、何も行政だけが保育園を運営しなければならないというのではないと。だから、民間でできるものは民間にという論理ですが、これまた民営化を考える側の都合のよい解釈であって、法は、法に照らして一定の要件を備えれば、民間も参入できると言っているのです。行政だけが保育園を運営しなければならないというのではない、などという法に対する低いレベルの解釈で、それに便乗するのは本市の福祉の資質そのものが問われることとなります。あなた方はそういうことをやろうとしている。お答えください。

次に、既に問題が発生している例についてをお聞きします。

現に、私立で入園を断られたという2例を、私、2例相談を受けました。1つは、ひとり親のケースです。申請に行ったらあれこれ聞かれて、うちの園はもういっぱいという言い方で断られたそうです。もう一つのケースは、軽度の発達障がいのお子さんです。これも断られたといいます。保育園を頼っていく親たちは、その親自身が働かなければ生きていけないであろうことは容易に想像できます。多様な家庭のあり方、そして厳しい親と児童の環境には、市政の温かい目が注がれなければなりません。執行部の皆さんは、子どもの権利条約を読んだことがありますか。子ども達には、どの子にも最善の環境を準備しなければなりません。それは行政の責任だと書かれています。民間では、現時点でも今明らかにしたような事態が発生しています。それでも安易に民営化を進めますか。お答えください。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 2回目のご質問にお答えいたします。

先ほどお答えしましたとおり、市民の皆さまの税金による行政運営は公正で効率的かつ効果的でなければならず、最少の経費で最大の効果を上げることが行政の責務の一つであると考えております。このことが、納税者である市民の皆さまや保護者、そして将来を担う子ども達の将来負担を減らすことができるとともに、限られた財源や人員の中で、様々な施策の拡充を図ることや、私立保育園で行う事業を支援するための財源を生み出すことでもあります。

子ども達の健全な成長に対する直接の責任は、公立私立の区別なく、等しく負っております。財源の厳しさもさることながら、保育の充実を図る観点からも、民営化を検討しているところであります。

箝口令とは、他人に話すことを禁止する命令のことだと理解しております。おっしゃることがそのような意味であるならば、一切、言った覚えはございません。もちろん、行政改革の実施計画に掲げた案件の調査、検討段階での内容について、まだどう変わるかわからないこともたくさんあります。議会への報告をしなければな

らない案件もございます。まだ確実でないことについて、他言を控えることは、行政に携わる職員としまして当然のことです。

児童福祉法の解釈として、法第24条は、行政は保護者の申し込みに応じて、保育に欠ける児童を保育所において保育しなければならない責務があるとされ、加えて法第35条では、行政以外の社会福祉法人等が保育所を運営することを認めています。つまり、児童福祉法は、行政に保育の義務を課しているものの、その運営は必ずしも行政でなければならないとはおりません。

このような法の規定により、本市の公立5園、私立16園の保育所は、各々個性を生かした経営が行われております。新たな子育ての支援、効率性、民間との競合の問題等を勘案しますと、公立保育園を民営化することで、同等以上のサービスの提供が可能であると判断したものでございます。

次に、問題のケースにつきましては、承知しておりません。事実確認のないままコメントはできませんが、そのような理由から入園を断ったのであれば、保育所としての適正を欠く行為であり、厳しい指導が必要であります。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○11番（怒留湯健蓉さん） はい。ご答弁の内容にあったことは、全て承知してお伺いしているんですね。私、原川部長に文句言っても始まらないと思っています。たまたま役割だから大変申し訳ないんですけども、ちょっと辛口で言わせていただきますけれども、やっぱり公的に担わなければならない子育て支援に対する姿勢を聞いているんですね。その姿勢の問題です。

箒口令はなかったということですけども、なければ幸いですけれども、自治法に言う守秘義務とは、これは本質的に種類が違いますよね。箒口令を敷いたということ。これは私は確認しておりますけれども、なかったということ、強弁するとすれば、その姿勢はさらに問題だろうと思います。

民営化した後の行政の責任などをいろいろおっしゃいましたけれども、これはむなしいものです。民間や民営化された後の福祉施設でいろいろ社会的な事件が起きてますけれども、それを思い出してみてください。被害が発生してから後手後手の対策でしかなかったじゃありませんか。これでは、市民の命と暮らしは私は保障できないだろうと思って、心配して聞いているわけです。

これまで一貫して、費用対効果はもちろんのことですよね。でも、費用対効果がどこの分野にも当てはまるかということ、これも問題です。一貫して、教育や福祉の分野にはコスト論を優先させてはならないと主張してきました。国の政府も地方

の政府も、聖域無き行政改革などと言っていますが、聖域はあるんです。行政改革は一面的には、あるいは分野ごとには時代の要請に応えなければならない部分があります。しかし、なぜ市長再選の後の第1回目の議会に、この福祉切り捨ての議案が上程されたのでしょうか。市長は、どの時点でも福祉をおろそかにするとはおっしゃっていない。むしろこれからの市政の基本は、福祉を原点とすることにシフトし、生活に密着した分野に力点を置いた政策を展開するとおっしゃっているではありませんか。

私は、今回の民営化の方針に対して理解に苦しんでいます。なぜ老人ホームと保育園ですか。ここを切り捨てて他に何をやろうというのでしょうか。ここを切り捨てなければできない事業とは何でしょうか。私は今回の老人ホームと保育園に対する投げだしの姿勢を強く批判したい。お答えください。

本市の公立保育園は、文教菊池をバックボーンとして、就学前教育と両親の就労支援の重要性に着目された先人たちが創設されたと聞いています。近年こそそれらの重要性が認知されつつありますが、残念ながら、今さらながら先人の先見の明に敬服するところです。まさに本市の保育教育の歴史伝統のシンボルといえ、誇らしいことです。それを、公立保育園は持たない合志市などと、安直な比較をしながら民営化しようというのは、恥ずかしくありませんか。お答えください。ええとですね、この安直な比較というのは、合志市には公立がなかけんよかもんという発言を聞いたから、あえてここで聞くのです。お答えください。

また、行政改革とはイコール民営化のことですか。これではあまりに無策で芸がないと言わなければなりません。行政のやるべきは即民営化ではなく、丸投げではなく、現状をいかに再構築するか、そのための策を練ることでしょう。説明の中には、民業圧迫への懸念が度々現れましたが、これは民間の営業保障を優先させたいということと同義語です。一体誰のために、どちらを向いて政治を行っているのですか。お答えください。

老人ホームにも保育園と同じことが言えます。こちらも検討委員会のメンバーが決まり、驚くことには、情報が開示されることなく、既に第1回の検討委員会が終わったといえます。検討委員会の公開は、公式な約束事項であるにもかかわらず、それを怠った、いわば横柄な姿勢は厳しく批判されなければなりません。これは重要なことですから、いつか取り上げますが、時間がないので話を進めます。

老人ホームと保育園、いわゆる社会的弱者の両極であり、そのシンボリックな存在です。先日、老人ホームの民営化を非常に心配されている年輩の男性の方から電話がありました。民営化された施設などで起きた事件の事例にも詳しい方で、おっしゃるには、民営化したらいかんですよと、今回、対象とされているホームで

もいろんな心配な情報を聞くし、私は、自分はずいぶん、自分の経験から、老人ホームの民営化はよくないと、つくづく思いますという、切実なものでした。

また、私が存じ上げている方には、年金が3万ちょっとという方が何人もいらっしゃいますが、その方々が私らはどこに行けばいいんですかと、大層、不安を訴えておられます。こういう方々をどうしますか。近年は、認知症等の研究が進み、大きな成果が公開されています。こういう先駆的な取り組みは、公設でこそ手がけるべきです。今、老人ホームは質的な変化を遂げようとしている。行政こそ、その施策の中で、そういう改革を追求すべきです。求められるところの本来あるべき姿の老人ホームをなぜ追求しないのか。即民営化へ傾くのではなく、なぜこのような建設的な取り組みをしようとししないのか、お答えください。

私は、今回の老人ホーム、保育園の民営化に対して、改めて、先ほど原川さんも民主主義をお持ち出しになりましたけども、民主主義の聖典としての社会契約論を思い出しました。これは、市民は生涯にわたる命と暮らしの保障のために、その約束のもとに、その契約のもとに税金を納めるというものですよね。そして、能力に応じて負担した私たちの税は、その社会を構成するあらゆる階層に行きわたらなければならないのは、社会契約論の神髄であり、これは洋の東西を問わず、近代国家の基本的な概念です。しかしどうでしょうか。昨今の政策を見てみると、特に今回の保育園、老人ホームの民営化は、我々庶民の、別けても社会的弱者の命と暮らしを保障するものでしょうか。安易に民営化を差し出してこられましたけど、時間はかけたとおっしゃいますけれども、このような深刻な高度な問題をはらんでいることを市長はご認識でしょうか。それでも強行するご意思なのか。立ち止まり引き返すことは、勇気ある者のみのできる行為です。不安や不信感を隠せない、多くの市民のために、安心の得られる血の通ったご答弁をお聞かせください。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 3回目の質問にお答えします。

福祉を重点施策と考えていることには変わりはありません。重点だと考える故に、限られた予算や人材で、迅速かつ的確な福祉施策に対応するための民営化を進め、それにより生み出された財源や人材を、新たな福祉サービスの拡充につなげていくことが、行政の責務と考えており、決して投げ出しの姿勢ではございません。

また、合志市に公立保育所がないのは事実で、公立保育所がなくても、その中で、子育て支援日本一を掲げ、いろいろな施策を講じられております。

私立保育所でも十分やっているとということを申したものでありまして、安直に比較をしたものではございません。

また、決して行革イコール民営化ではなく、民間活力の導入により、現状と同等か、それ以上のサービスの確保と経費の抑制が図られる分野について、聖域を設けることなく、検討しております。

民営化は、民間への営業保障を担保するものではなく、逆に厳しい景気、雇用条件の中で、新たな雇用の確保による地域経済の活性化にも寄与するものと考えます。

養護老人ホームは基本的には自立が可能で、社会的、経済的に自宅で生活できない方を対象にした方の受け入れ施設で、その入所にかかる事務は行政の措置事務で、民営化しても措置事務は行政の専管事項であり、従来と変わらず、公正な事務は保障されます。

民営化でご心配の面があると思いますが、公正公平は確保されます。このような目的で運営されている施設では、生け花や踊り、器楽、童謡、手芸などの講師を招き、教養娯楽の提供や、議員ご紹介の軽度の認知症状が見受けられる方を対象にし、簡単な算数の計算や、グランドゴルフ、演劇大会を催し、自立支援を行っていますが、入所者の高齢化が進み、現状では約半分の方が介護を必要とする状態で対応の検討が急がれます。

なお、生活の目標や計画、将来のことについて、個別の支援計画に、入所者の将来に対する視点が必ずしも十分に反映されているとは言い難い点もあるようでございますので、引き続き、入所者一人一人の状態や、生活上の課題を把握し、援助方針の立案実施に結びつけられるように努めてまいります。

行政運営は、全ての市民、全ての施策に対して、公正公平で、かつ効率的、効果的でなければならないと考えております。したがって、市民の皆様の税金による行政運営は、一部の関係者や行政サービスを対象としたものではないと考えております。

現在推進中の行政改革は、現状の事務事業や、保育園、養護老人ホームなど、全ての見直しが必要不可欠で、その結果として適正な定員管理やサービスの向上と経費の抑制が図られ、市民の満足度の高度化につながるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 怒留湯議員から、大変厳しいご意見をいただきました。

市長、もしくは副市長が先頭に立ってどうして説明会等に臨まないのかというようなお話でございまして、できるだけそういう手法を使っていきたいと思っております。ただ、行政のこれまでのあり方と申しまししょうか、直接、住民の方々にこれをやり

ますと、こういうふうにやりますということで説明に行くのではなくて、ご意見を承りに行くということの一面もありまして、最初から市長が行って説得していくというような形であってはいけないのかなと、私自身は思っていたところでありませぬ。

また、いかにも菊池市市役所内が秘密主義で通っているかのようなご発言もあっておりましたけども、箒口令ということでございますが、そういったものは一切ないものだと思っております。だからこそ、怒留湯議員に複数の方々から聞こえてきたのではないかなと。箒口令があるなら聞こえないはずかななんて思っておったところであります。

福祉の問題につきましては、選挙を通じまして、暮らしやすさ、そして不安のない、そういうまちを作っていかなければならないということをお願いしておりました。福祉切り捨ての政策を展開しているのではないかというお話でございますけども、常に、福祉に軸足を置いて、重点政策として取り組んでいくということについては、いささかも変わってはおりませぬ。

さきの施政方針で述べさせていただきましたが、行革の推進については、今日、大変厳しい社会、経済状況の中にあるということでありまして、経費の削減だけを目標としているではありません。やっぱり、それを削減することと同時に、より一層のサービスの充実、行政運営の効率化というものを考えていかなければいけないということであろうかと思っております。

経費の削減という言葉は非常に殺伐としたといひましようか、非常に経済的な側面だけで捉えやすいところがあると思っております、そういったことでもありますけども、この経済というものが長期的な、安定的な、物事を運営していくという背景には、やはりこの財政計画というものが裏打ちされなければできないということの中にありまして、行政改革、すなわち財政再建ということになって、結果的にはこのコストというものに限りを求めていこうとして、そして民営化ということにしようとしているのも現実だと、否定できないものだと思います。しかし、そのことによってサービスが、あるいはまた不安が、心配が大きく、市民の皆様方に抱かせるとすれば、それはやはりおっしゃっていたように、やはりちゃんとした皆さん方の合意を得られるようなものがなければ、前に進むわけにはいけないのではないかなと思っております。

民間の活力を活用することで、同程度以上のものができるというのは数多く、これまでもあると思っております。しかしその中で、逆に、サービスが低下したというものがあれば、これはやっぱり元に戻さなければならぬものもありますので、慎重を期しながら進めるべきものは進めていかなければならないと、こういうふう

に思っております。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○11番（怒留湯健蓉さん） はい。市民が主人公であること、夢をお忘れなく、政策を練っていただきたい。重ねて強く求めます。

そして、次に移ります。

次に、人権同和教育推進協議会のあり方についてお伺いをいたします。

合併後、統一された菊池市人権同和教育推進協議会も4年を経過しました。去る6月30日、西部市民センターにおけるその第5回総会に出席する機会を得ました。本市におけるあらゆる分野のリーダー諸氏が一堂に会したそうそうたる総会でありました。この協議会は、市長を会長とし、教育長を副会長としています。もう一人副会長がいらっしゃいますが、その意味でも、この協議会は数多い組織の中にあっても、上位に位置する本市にとって重要かつ責任ある組織であることがわかります。

8月1日には、当協議会の主要な事業の一つである、第5回菊池市人権同和教育研究大会が開催されました。私は、これまで本大会には、旧菊池市時代から一般参加、団体参加及び提案者、記録者、協力者として、毎年参加してきていますが、今回、21年度菊池市人権同和教育推進協議会総会、そして第5回菊池市人権同和教育研究大会ともに参加する中において、いささか疑問に思ったことがございました。同協議会総会資料及び同研究大会資料等には、その狙いとして、菊池市部落差別等撤廃人権擁護に関する条例に立脚し、人権問題をオールラウンドに考え、市民総参画のもとに解決策を施策化し、その施策のどのジャンルにも同条例の理念が位置付けられ、実践が推進されなければならないことが強調されています。協議会は、行政推進部会、就学前教育部会、学校教育部会、社会教育部会、進路保障部会の5つの部会で構成されており、それぞれの部会ごとに事業が立案され、実践され、総括がなされるという仕組みのようです。研究大会もそれに準じて構成されているようです。両方の資料等を見ながら私が思ったのは、その5つのどの部会にも関連があるであろうと思われる差別事件や人権侵害が、実際には発生しているにもかかわらず、そのことがどこに現れていないということです。資料及び報告集に文言として確認できないばかりか、6月の協議会総会においても8月の研究大会においても、それらの事件には何ら触れられることがありませんでした。

そこで、次のことが同協議会に把握、認識、課題化され、会長である市長、副会長である教育長に報告が上がっているのかをお伺いします。

微妙な問題ですので、固有名詞は伏せますが、次の2点をお伺いします。

1つは、高校での人権侵害です。心身に傷を負ってトラウマに苦しむ生徒たち、

退学に追い込まれた生徒たち、進路変更を余儀なくされた生徒たちの存在をご存知でしょうか。

もう一つは、中学校で起きた転校の問題です。障がいのあるお子さんで、日頃から障がい者のがい者という言い方、子どもたちしますね。がい者、がい者は死ねなどといじめられていたといいます。学校でのフォローが十分でなく、転校することを選ばなければならなかったと言います。この事件をご存じですか。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） はい。議員ご指摘の、中学校におけますいじめ、また高校におけます暴言、暴力等の実態について、一部は聞いておりますが、詳細については把握いたしておりません。

人権同和教育推進協議会は、菊池市における各種団体、就学前の教育の代表、小中学校また高等学校の代表者と、あらゆる団体を網羅して設立されておまして、それぞれの団体が連携をもって、菊池市から一日も早く同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の解消にと、日夜努力をいたしているところでございます。しかしながら、学校において、ご指摘のような実態が発生しているということは、大変残念なことであり、またどうしてそのような実態の報告が上がっていないのか検証し、改善する必要がございます。

考えられますことは、そのような厳しい状態にある子どもに対して、親身になって接する心、態度が教職員に足らなかった結果ではないかと思われまして、また学校におけるいじめ等がなかなか表に出にくいような、先生と子どもたちのしっかりとした信頼関係と言いますか、そういうものが確立されていないことも一部には考えられます。

今後は、こういうことが起こらないように、学校内外の風通しをよくして、教師と児童生徒が安心して、何でも話せる環境づくりや、子どもに対してお互いの人権を大切にする心を育て、先生方に対しては一人一人の生徒を温かく見守っていただくという心を育てていかなければならないと思っております。

今後、教育委員会とも連携を一層強くして、実態の把握に努め、学校における人権教育のレベルを高めていくよう努力してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○11番（怒留湯健蓉さん） はい。申し上げたいことの一部を分かっていたようで、何らかの対策を各分野にわたってしていくということです。だから、これで

とどめます。事実は把握できてないと、ご存じなかったということですよ。ぜひ事実をつかむ努力をしていただきたいと思います。

今申し上げましたようなことが、事実が把握され、報告されていないと、この協議会にですね、一番上位の協議会に、ということは見過ごせないことだと思います。事の重大性が認識されて、課題が共有されなければ問題は繰り返されます。本来ならば、これらの事件は協議会の中の5つの部会のいずれかの範疇で捉えられて然るべき事件です。しかし、事件はそこで繰り返されています。なぜ繰り返されるのか。それは表沙汰にしたくない、いわゆる内部事情という事情によって、常に再発の土壌が温存されているからだと言えます。5つの部会は、協議会第5回総会に当たり、また研究大会第5回大会に当たり、それぞれにその成果と課題について整理がされています。しかしそこには、市民が日常の生活や労働の中で遭遇する差別や人権侵害の被害状況が読みとれません。実態とのかい離を感じます。

まず、行政部会、これについては研修会や学習会等、盛んに行われ、多くの職員が参加して、意識の高まりが感じられたとありますが、それは多に評価するとして、基本的にこの部会で重要なことは、市民主権の民主的な行政を追求するという事ではないでしょうか。その意味からすれば、先ほど申し上げました、今回の老人ホーム、保育所の民営化を計画するに当たり、箝口令はなかったとおっしゃいましたが、その姿勢こそがここで問われなければなりません。言い換えれば、情報を開示せず、市民を下に見て、行政主導で強行する、その御上意識こそここで問われなければならないということです。その観点がこの部会には求められますが、いかがですか。

就学前教育部会、これについては乳幼児期の教育、保育が人間形成に強い影響を及ぼすとの認識が示されており、一人一人の子どもたちの課題に対応できるように、一層の研さんを図るとのことで、頼もしく思います。

そこで、一人一人の子どもたちの課題ということでお伺いしますが、保育所民営化の質問の中で、ひとり親の子ども、発達障がいの子どもの入園を断られたという話をしましたけれども、厳しい環境の子どもたちこそ、社会的にその保育、教育を確実に保障していこうという柱がこの部会には求められます。そういう意味から、当然この部会は保育所民営化についても言及されて然るべきだと思われませんが、いかがですか。

学校教育部会については、人権同和問題の解決は教育にまつところが大きいと書かれ、進路保障部会については、人権同和教育の総和だと書かれています。これらの言説に異論はありません。ところが、実際、学校教育、進路保障の現場で、進路

保障どころか進路を絶たれるという現実があるといえます。私は、私の子どもが高校生であった頃から暴言暴力で学校に行けなくなった生徒の話を経験してきましたが、多感な年齢の子どものちょっとした躓きに、陰に陽に退学を迫り、決定的な否定の言動で子どもの自尊感情を傷つける行為が繰り返されてきたといえます。そして今日なお、残念ながら被害者や親が苦しむ状況があるといえます。先般の研究大会総括会の席上で、高校からの学校教育部会への参加がないことが指摘されましたが、こういう重大事がなぜ当協議会では不問なのでしょう、お答えください。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） はい。実態との乖離ということですが、行政推進部会におきましては、偏見の目をなくし、お互いを認め合い、尊重し合うことをテーマに、毎年、職員を対象として研修会を実施しているところでございます。これは、市職員の人権に対する感性を磨き、市民の皆さまに対して尊敬の念を持って対応できるような人づくりを目的としております。

先ほどの箝口令があったということのお話でしたが、先ほど市民部長が答弁したとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思いますし、全ての職員に対して、人権に関する研修は行っておりますものの、一人一人の職員については、人権同和問題を考えるときだけではなく、あらゆる時間、場面で人権感覚に溢れる仕事の有り様が求められているというふうに感じております。

その観点から、人権を大事にするということは、基本的な一番大事な原点であることを全ての業務の中で感じることでできる研修会を開催するというのが必要ではないかというふうに思っております。

次に、就学前教育部会においては、子どもの自尊感情を育て、基本的な生活習慣の確立を目指し、日々、保育に取り組んでおられますところでございますけれども、しかしながら、このような中において、入園拒否があったということは、大変驚いております。様々な理由によって、入園が叶わなかったのではないかと推測いたしますわけですが、お互いの人権を尊重するという人権の観点からすると、子どもの状態の如何にかかわらず、入園を拒否することはできないと思っております。

就学前教育部会での主な活動は、当初に申し上げましたとおりでございますが、これからは、保育を子どもの教育に関する面だけではなく、保育全体に関わる問題全てを人権の感覚で考えるような、就学前教育部会になるよう、協議を重ねていきたいというふうに考えております。

また、学校教育部会、進路保障部会の取り組みの中でございますけれども、様々な

研修を通して、子どもたちの育ちの部分が明らかになり、子どもたちの進路保障、学力保障に取り組んだ結果が報告され、その取り組みが他の学校と共有してきたことは大変素晴らしい、子どもたちにとっても有意義なことと思われます。しかしながら、指摘のような先生の行為は基本的人権を無視した行為で、行動で、普段の研修のあり方が問われる事象であり、人権侵害を根本からなくすということに逆行していると言わざるを得ません。このようなことは、これまでの人権教育の研修を検証し、実効性の高い研修体系の構築が重要であると考えます。

今後は、全ての人の人権が保障されるよう、さらに創意工夫を凝らし、充実した研修のあり方を考えていきたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○11番（怒留湯健蓉さん） はい。繰り返し申し上げますが、箝口令について、ちょっと話題になりましたので、これは自治法という守秘義務とは全く違いますよね。で、職員の皆さんに、私たちもそうですけれども、パブリックサーバントとしての自覚があるかということだと思しますので、ぜひその観点と言いましょうか、それをうち立てていただきたいというふうに思います。

諸々、よく耳を傾けて聞いてくださって、それなりの答弁でありましたので、その改善に向けての努力を見ていきたいと思ひます。大組織の形骸化とかマンネリズム、機能不全はよくあることです。私はこの協議会について文句を言っているのではなくて、もっとよく機能するように期待を込めて質問をしているわけです。ですが、よほど意識を強化して謙虚でなければ、生き生きとした生産的な組織を継続することは困難です。組織も個人も、自己保身や安易な方向へ流されやすいし、それは誰もが陥る人間の弱さの現れだと私も思っています。これまで闇から闇へ葬られ、うやむやにされた差別事件や人権侵害を、私たちは身の回りに多く記憶しています。

差別や人権侵害は、ある時点で終わって、ぱっとなくなるものではないでしょう。人の世がある限り続き、人が変われば、テーマが変われば、形を変え、姿を変え、立ち現れるものではないでしょうか。だから、たゆみない、謙虚な、普段の努力が求められるのです。

菊池市人権同和教育推進協議会は、今、設置の趣旨と担う役割を問い直されているのではないのでしょうか。今後、全市を網羅した同協議会は、その会則で決意している目的に立って、真摯な調査活動と状況の改善をさらに意識化していかなければならないと思ひます。そして、真に信頼になる、今日的な諸課題に沿う、人権問題の総本山として機能回復がされることを切に願ひます。

本日ここでは私が直接関わった、そして今も関わっている事例の中からほんの一部を紹介しながら、同協議会に求められているものについて伺いました。今後の有り様について、会長である市長、副会長である教育長に、それぞれに、特に状況改善へのご決意を、それぞれからお伺いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） はい。菊池市人権同和教育推進協議会の形骸化とかマンネリ化等への対策と決意についてでございますけども、先ほどからお話を聞いておりますと、各部会の総会の中で、その事柄が何ら論議されなかったということで、組織の関係者としてこの協議会の縦横の報告、連絡、相談、いわゆる「報連相」の機能が不十分であったと認識したところですよ。被害者の立場、気持ちを考えると申し訳なく思いますとともに、しっかり反省をしたいと思っております。

そこで、その方策ですが、まず教育委員会としての所管であります学校教育、社会教育における人権教育の推進、充実を確実に果たし、差別しない環境をつくることにあると思っております。学校教育では校長を中心に、学校総体としてこの人権教育に取り組み、教職員の基本的認識の確立をまず図り、子どもたちが正しい知識を身につけ、主体的な実践力を持つ児童生徒を育成することでありまして。

また、社会教育では、講演会や地区懇談会などの啓発活動の課題である、参加者の固定化や参加率の低下に対し、その改善を図る啓発の工夫をしていかなければなりません。そのためには、またかと思わせないような参加体験型などの研修や、市民の約6割を占める無関心層をいかに積極的なグループに引き入れるかが大きなポイントになると思っております。

次に、この決意ですが、学校等で様々な課題が出てきた場合、当然、それぞれの学校、団体で最善の対応、対策を講じることはもちろんですが、この協議会の機能をフルに活用し、各部会においても、各部会がそれぞれのテーマに沿って活動を活性化させるとともに、縦横の連絡を密にして、学校で起こったことを学校だけの責任に帰するのではなく、各関係機関が連携して解決を図れるような環境をしっかりと作って参りたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 菊池市人権同和教育推進協議会も、合併後、5年を経過をして、5年目を迎えております。その目的については、全ての市民の皆さん方が基本的人権が保障されまして、同和問題をまさしくこの人権問題の重要な一つの柱とし

て捉えながら、差別のない人権共存社会、この実現を目指して全ての人権問題の解決に向けた人権教育、さらには啓発の研究と推進を図ることでありまして、様々な活動展開をこれまでやってきたところであります。

しかしながら、議員のご指摘のとおり、子どもたちが受けている差別や人権侵害、また総括に見ますところの実態との乖離というような現実があるのに、あらゆる団体を網羅しております各部会の中におきまして、そのことが何ら議論がされなかったということは当初申し上げました本協議会の目的を十分に達成できていない、そのようなことになると思います。

また、差別のこの事象というものについて、中学校、高校の暴力並びにいじめのお話を聞きましたけども、実態として、私のほうも報告を受けていないというのが現状でありまして、反省ひとしきりのところであります。また、その前段におきまして、ご案内のとおり3つの差別事象が発生をいたしておりますが、このこと等につきましても、具体的なものについて、どこでどなたがどういうふうに差別に遭われたのか、あるいはまた当事者は誰であったのかといったものについても、今のところその時点におきましては秘匿といいましょうか、隠してあるということでありまして。

過日、被差別部落に入りまして、勉強会に参加をさせていただきましたが、その中で、私が差別を受けたんだと、差別発言を受けたんだと言われまして、はじめてその方のお名前とかを知ったくらいのことでありまして、そういったことがかえって差別そのもののお互いの受け止め方といいましょうか、それが本当に徹底していないということなのかなと、少々私にも遠慮があったのではないかなと思ひまして、それをまた人に広く知らせることはいかがなものかと思ひますが、やっぱり当事者であります会長として、どこでいつどのような差別事象があったということについては、報告をぜひ上げてくれますように、今から努めていきたいと、このように思います。

こういったことにつきましての解決の一つとして、現在、菊池市には各小学校単位といたしました校区人権啓発推進会議がありますが、今年度は全ての小学校区単位につきまして設立予定と、このようになっております。この会議は、人権について市民の皆さま、自らが自分のこととして考える、行政主導ということではなくて、市民主導ということで行動していくための組織づくりであります。

今後、この組織を支援し、活性化することによりまして、行政主導の人権教育を市民自らが率先して行う人権教育に変えていく、チェンジしていくということで、市民一人一人の人権を大切にする一つの心、あるいは態度を醸成する、そのようなことが可能であると、このように考えております。

また、今後の決意といたしましては、人権問題に対するアンテナをさらに高く張り巡らせながら、普段の努力によりまして、情報の収集に努めますとともに、一つ一つの事柄につきまして、丁寧な取り組みを心掛けて、一日も早い同和問題の解決、人権問題の解決に積極的にまた取り組んでまいりたいと思います。

大変ありがとうございました。

○11番（怒留湯健蓉さん） 終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、昼食等のため暫時休憩します。午後の会議は午後1時から開きます。お疲れでした。

○
休憩 午後零時00分

開議 午後零時58分

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松本 登君。

[登壇]

○22番（松本 登君） こんにちは。通告に従いましてお尋ねをいたします。

まず、新市建設計画についてであります。平成17年の3月の合併に至る話し合いの場として、合併を目指す近隣4市町村で任意の協議会が設置されました。その後、合併特例法に基づきます協議会へと移行しました。合併特例法に基づいての格付けがなされたということでありまして、一般的には法定協と呼ばれておりました。法定協は合併成就に至る最高の意思決定機関でありました。それぞれの市町村より選出されました委員による議論を経てまとめられましたのが、新市建設計画であります。この計画は、合併後の新市の建設、すなわち新市が目指すまちづくりの基本方針であります。この計画は、新市の根幹となる事業、公共施設の統合整備、それに財政計画で構成がなされております。

計画年度は平成17年から平成26年度までの10年間であります。平成の合併は、国の行政改革の本丸でありまして、正論は別にして、国によるアメとムチにより、強引に進められました。合併成就の場合、アメの部分、すなわち財政支援であります。合併特例債、本市の場合、約235億であります。そのうちハード事業が210億、ソフトの部分が25億、これが財政計画に盛り込まれているということでありまして、また、財政計画における普通建設事業費は、約430億であります。合併前のそれぞれの市町村から事業要望額は約1,000億あったと言われております。この事業の要望が、法定協において絞り込まれまして計画に挿入されたものでありまして、この430億が10年間にわたり配分されているということ

あります。この事業費は、それぞれの市町村による要望事業とともに、新市建設の共通事業とに配分され、まとめられております。内訳としては、共通事業分として135億、旧菊池市分として142億6,900万、七城分として44億6,800万、旭志分として39億4,400万、旧泗水分として68億2,100万、合計、約430億となっております。これが法定協でまとめられました最終数字であります。私はこの合併時にまとめられました建設計画ではあります。その後の国の経済あるいは財政状況の悪化を見ますとき、普通建設事業を計画通り推進していいのか、推進した場合どうしても財政的に厳しく難しいのではないかと、私自身の思いによりまして、一般質問を通じて計画の見直しが必要であると5回指摘をいたしました。執行部の答弁は、その都度、見直しは必要である、見直しをいたしますと繰り返し言及をされております。現実、執行部では建設事業については随時、見直し、調整をされております。それは、試算という名で2回実施されております。平成19年3月議会での私の質問に対する答弁では、緊急性、必要性により、事業の見直しを行ったとありました。具体的には計画最終年度、平成26年度であります。まで、平準化をした結果、旧菊池7億4,700万、旧七城4億8,600万、旧旭志1億6,000万、旧泗水13億6,200万、合わせまして27億5,000万の削減額が示されたところであります。この事業費の削減額の具体的内容、事業費、事業名称等ではあります。報告は、これは全くあっておりません。特に、平成18年12月議会での新庁舎建設の一時凍結に当たっての理由の説明の中で、財政計画の試算の結果、最終年度、平成26年度であります。には赤字に転落すると報告がっております。この試算については、議会に対して数字を上げて詳しく説明がっております。

私が申し上げたいことは、新市建設計画の取扱いについてであります。合併特例法によれば、計画年次、事業費の変更を行う場合、まず地域審議会に諮り、了解の後、議会への提案としなければなりません。当然、議決対象であります。

建設計画における財政計画の変更は、法の運用にかかるとの判断で、私はこのことを繰り返し申し上げているところであります。執行部の対応は通常の場合、合併をしなかった場合という意味ですが、最上位の計画は総合計画であります。ただ、合併特例法では合併後、直ちに建設計画を基本に据えた、新市総合計画の策定が義務付けられておまして、平成18年の7月に新しい総合計画が策定されております。一方で、建設計画も生きております。双方ともに最上位の計画であります。その策定の根拠の法律、それぞれ地方自治法であり合併特例法であり、当然、運用も違ってあります。私は、執行部では都合に合わせて使い分けておられるように感じております。いかがでしょうか。これは私の思い過ごしでは決してありません。

そこで、今回は、合併特例法による新市建設計画の運用について、市としての方針を法的に明確に結論を出していただきたい。なぜくどくど申し上げるのかと申しますと、普通建設事業費約430億のうち、旧菊池分だけ申し上げますと、法定協で認められた事業費は142億6,900万円、53件であります。この事業の名称、期間、事業費は明確に掲げてあります。さらに、共通分の事業費135億についても、これも法定協で協議のうえ、13件と定めてあります。例えば、事業名としては、ホテル交流館整備事業等々であります。この建設事業費は、合併前の議会で詳細に説明し、了解がなされておるといふことでもあります。それが平成18年12月、財政試算として、普通建設事業430億が20%の削減といふことで、約364億に削減となりまして、これが総合計画の実施計画に盛り込まれ、予算化され、具体的に実施されているといふことでもあります。試算であるがゆえに、手続きは不要であるのか、430億の積み上げはそれぞれ市町村の要望によりまとまったものであります。それが試算により、今申し上げましたように430から364億を引きますと66億削減されておるといふことでもあります。どの事業が削減されたのか、これは住民の代表たる議会議員に示す必要がありはしないか、私はそのように思います。

早、建設計画も5年目に至っております。試算の事業内容、名称等の公表とともに、建設計画の合併特例法における変更は議決の必要があります。一方、総合計画では基本計画以下は議決の必要はありません。執行部の対応は、双方の計画の使い分けではなく、あくまで合併特例法に基づいての対応が当然であると思っております。ここのところを明確にお示しをいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 新市建設計画の変更を行う場合は、旧合併特例法第5条の規定によりまして、所定の手続きを経て変更することとなっております。この変更についての考え方でございますが、新市建設計画は、新市が合併後に展開する施策の方向性や、根幹的事業の記載がその内容となっております。

ご質問にありましたものは、新市建設計画の中の普通建設事業費に当たりまして、これまで見直し、調整等、申し上げてきたことにつきましては、個別事業の計画年次や、事業費の計画変更と考えておりました、新市建設計画の根幹的な事業の変更には当たらないというふうに考えております。

当市の新市建設計画本文は、個別事業の計画年次や事業費の詳細については盛り込んでおりません。ただし、新市建設計画書作成時の県との協議におきましては、個別事業個表を添えております。本文に記載していなければ、計画期間や事業費及

び新規事業の発生は、当初予定から変更するケースが多いため、その都度、議会の議決を要する変更として捉えることは効率的ではないと考えられます。

個別事業が掲載されている資料は、あくまで付属資料としての取扱いと考え、新市建設計画の変更とは当たらないと考えております。

また、実情に合わなくなった事業の中止や、新たな事業の追加も同様に付属資料としての取扱いとして、新市建設計画の変更には当たらないというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 松本 登君。

[登壇]

○22番（松本 登君） 再質問をいたします。ただいまの答弁であります。新市建設計画における個別事業の事業費、あるいは計画年次等につきましては、根幹的事业の変更には当たらないという見解のようであります。

さらに、計画における事業の変更は多くあり、その都度、議会の議決を要する変更として捉えることは効率的ではないというようなことであったかと思いますが、これは議会に対して大変厳しい表現ではないかなと、そのように受け止めます。また、事業が新しく、新規の事業の場合も同様に、これは付属資料として考えるというような答弁であったと思います。

そういうことで、非常に合併、特例法に関する見解というのが私の思いとは全く違ったような感じがいたすわけでございます。厳しくこれは受け止めた答弁でありました。

さて、新市建設計画の本文であります。菊池市将来ビジョンのうち、例えば第4章、新市の施策4の生活環境の整備を見ますと、各項目の目指す方針が明確に示されております。まとめとして、主要な事業に名称入りで事業が示されております。例えば、リサイクルプラザ建設事業等であります。さらに本文最終章は、財政計画であります。平成17年度から平成26年度の10カ年が表で示されております。計画表には普通建設事業として約430億が10年間に配分され、明確に掲げられております。私は、この計画表を見る限り、それぞれの市町村から積み上げられた事業費であり、計画年次であります。このことこそが、合併に至る、合併特例法の本質ではないのかなと思います。当然、本文として取り扱って然るべきではないかと、そういう思いであります。付属資料ではないと私は思っております。

執行部の判断では、繰り返しになりますが、軽微な変更と認識されているようですが、確かに執行部としては、付属資料のほうが実務的という見解であろうというふうに私なりに解釈をいたします。

さらに申し上げますと、中期財政試算による20%の削減、あるいは調整の結果は、議員をはじめ市民にもわかっておりません。しかし、執行部ではこの20%の削減後の数字を実施計画、これは総合計画の下位の計画であります、実施計画により予算編成等に使っておられます。このことは議会で答弁もされております。

また、さきの6月議会の施政方針の中で、歳出では新市建設計画に基づきと表現があります。これこそ、計画の使い分けではないかなと私は思っております。その後段で、緊急性や実効性の高い事業を優先するとあります。

そこで、さらにお尋ねをいたしますが、私は合併特例法第5条における計画年次事業費の変更該当すると解釈をいたしております。2番目に、本文は法定協において財政計画の表中の普通建設事業は、個別一覧表としてあわせて承認されているものと理解をしております。仮に、付属資料ということになれば、当然、手続きは不要となります。何をもちて付属資料と言われるのか、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） はい。新市建設計画は、私どもとしましては、全文82ページからなります冊子を本文と考えております。合併協議会へ提案されたものは、本文であり、普通建設事業が掲載されました資料は提出されておきませんので、付属資料として取り扱っているものでございます。

合併協議会における新市建設計画の提案は、平成16年7月に行われ、新市建設計画素案及び概要版が資料として提出されております。その素案をもとに、国県との協議を経て、同年9月に全会一致で承認をされております。普通建設事業の一覧表は財政計画の基礎資料となったものでありますが、法定協議会への提出はなされておらず、旧市町村ごとに検討するための資料として使われたものと考えております。このことにつきましては、全国の合併の先例をもとに、県に確認をいたしました。県からは、新市建設計画とは合併協議会に提案し、承認されたものである。よって、合併協議会において個別事業の一覧表を添付し、承認されたものであれば当該一覧表を新市建設計画の一部と考えられるが、新市建設計画本文のみが合併協議会において承認されたものであれば、当該計画本文が新市建設計画として位置付けられるものであるとの回答を得たものであります。

このようなことから、個別事業の一覧表に記載された事業の変更は、新市建設計画本文の変更を伴うものでない限りにおいて、新市建設計画の変更には当たらないと考えているところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 松本 登君。

[登壇]

○22番（松本 登君） はい。再々質問をいたします。ただいまの答弁であります
が、新市建設計画の本文というの、これですね。この最終ページに表が、財政計
画がありますが、この7項目め、歳出7項目めに430億が10年にわたり配分さ
れておりまして、確におっしゃるように、このいわゆる共通事業、これは13件
ありますが、この共通事業、そして私は旧菊池市の出身でありますので、旧菊池市
分53件を今申し上げておるわけですが、これがですね、法定協に合わせて提出し
てございます。430億ですよということですね、法定協の話し合いの場で仮に
出たと、表に出たとしてもですよ、何の事業が入っておるか誰も分からないわけ
ですよ。ということは、当然この別冊、お宅がおっしゃる付属資料となるとは思いま
すけれども、私はセットになって出てきたものであると。430億というのは、そ
の裏付けがなくちゃ430億というのは理解できないわけですから、これがあるわ
けですよ。これをさっき申しました、1回目に。旧菊池市には持ち帰って、こうい
う事業が菊池市としてはまとめ上げられた事業ですよということを申し上げて、承
認を得て、法定協で報告をしておるということでございます。

そういうことであるが故にですね、私は本文であるというふうに理解をして、こ
れまで5度ほど見直しを申し上げた経緯があるわけでありまして、見解の違いもあ
ろうかと思っておりますけれども。

さて、法定協におきまして、最終章のいわゆる今この最終章の財政計画における
財政計画一覧表のみが承認されているということでありまして、当然、今、申しま
したように、普通建設事業430億も私は本文であるということを変更して申し上げ
ておきたいと思っておりますし、中期財政試算は、これは前段で何回目かの私の質問に
対しての執行部の答弁を申し上げておるわけですが、国による地方の財政制度の見直
しあるいは行財政改革の振興等により、長期の財政見通しが定まっていなくて、
長期の財政試算は差し控えているということで、正式な見直しというものはで
きないというような答弁がっております。ということは、今の答弁との整合性が
取れないようにも感じるわけでありまして、しかし、現実には、中期財政試算による事
業費の削減を基本に、実施計画が策定されておりまして、先ほど申し上げました
が、実施計画は総合計画における基本構想10カ年、そして基本計画5カ年、その
下位が実施計画の3カ年の計画であります。この実施計画が毎年ローリングによ
りまして、次年度の予算編成の基礎となるということでありまして、当然これが
縷々申し上げましたようなことで、この実施計画に盛り込まれているということ
であります。

ただ、10カ年計画に掲げられております事業が現実に削減されておると。どの事業が対象になっておるのか、あるいは先送りされているのか、これは分からないわけでありまして、これまで申し上げておりますように、事業費の全て数字、名称等も公になっておるわけでありまして、が、合併特例法5条の事業の変更には該当しないということでもあります。何度言っても始まらないところでありますが、法定協の審議の内容、個別事業の一覧表が添付されていたかどうか、付属資料だったのかどうか、法律的な見解であります、私は本文審査時に資料は提案されており、付属資料ではなく共通事業費あるいはそれぞれの地域の事業費については本文と解釈としておるといってございまして。

新市建設計画も早5年目を迎えております。事業費の削減、20%の削減は事実であります。優先順位として捉えておられるようですが、下位ランクの事業の場合、下位ランクですね、平成26年度が最終年度であります。この時点で、合併特例法は打ち切りとなります。削減分の事業は、当然、平成27年度以降に対応されるのが、これははっきりと言えらると思っております、見直し、調整については合併特例法5条に抵触しないということが市の方針として明確に説明がなされたところありますので、私は今後はこの5条の、いわゆる5条による建設計画の見直し云々については申し上げることはいたしません。ただ、優先順位を含め、平成27年度以降にランクされる事業については、これは報告をぜひやっていただきたいと、そのように思うところであります。

次に移ります。ふるさと納税についてであります。

国の新政策であります、ふるさと納税制度は平成20年4月のスタートであります。この制度の趣旨は、住民税から税額を控除するという制度の改正であり、地方の税収の増を図るとともに、市政の積極的活動を鼓舞する内容であります。基本的には住民の理解とともに、これは市民をはじめ都会で働く市出身者に対し、ふるさとへの支援をお願いするものであり、ふるさと菊池市の応援団となっていたいただきたいという願いが大であります。そのためには、市のまちづくりに対する企画、そしてその実践がポイントであります。これには市挙げての企画力が求められるところでありまして、本市の取り組みをみますと、制度スタート前から取り組んでおられるということで、大変に評価をいたしていただいておりますが、今日スタートから2年目を迎えておるわけでありまして、私はスタートと同時期の質問で、この制度は自主財源発掘の場としての積極的取り組みを申し上げたところであります。

その自主財源であります、今年度の当初予算での財源内訳を見ますと、一般会計における自主財源33.2%であり、依存財源は66.8%となります。自主財源の数字は、合併後ほとんど変わっておりません。3割自治というのは、地方自治体

の財政の厳しさ、弱さの代名詞でもあります。現今の行財政の仕組みは、当面、変わることはありません。現実には、地方分権改革によりまして、国権限の移譲が大幅に進みまして、市町村の行動範囲も限りなく広がり、地域間競争、あるいは知恵比べの時代となっております。

このふるさと納税制度に対しては、全国自治体必死の思いで知恵を絞り、取り組んでおります。

制度スタート当時の私の質問は、寄付金の目標額の設定、報奨制度の確立等で細かく申し上げました。特に報奨制度については、早速検討を始めるとの答弁がっております。

平成20年度の施政方針でも、この制度をもって自主財源の増を目指すとなっております。今現在のふるさと納税の寄付金募集に対する市の姿勢について、お尋ねをいたします。

まず、現在までの活動を具体的にお示しください。次に、寄付金の実績、報奨制度はどうなっておりますでしょうか。さらにこの制度による自主財源の増、いわゆる新規財源の発掘に対する取り組みについて、お答えください。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） はい。本市が取り組んでおりますふるさと納税制度、いわゆるがんばれふるさと菊池応援寄付金につきましては、平成20年7月1日より受付を開始いたしております。平成20年度の対応としまして、市のホームページ及び広報紙に概要を掲載するとともに、東京菊池会、首都圏七城会、関東旭志会、東京泗水会の総会時に配布させていただきまして、出席した職員が説明を行い、寄付の呼びかけを行ってきたところでございます。ご寄付をいただいた方への対応としましては、まず寄付の申し込みがあった時点で、申し込み御礼文を送付いたしまして、寄付金の入金確認後、寄付の御礼文と市政要覧を送付しております。

今年度につきましては、7月12日に開催いたしました東京菊池会の総会時に、ふるさと納税のチラシを配布いたしております。その際にも、説明を行い、寄付の呼びかけを行ったところでございます。

今後、首都圏七城会、関東旭志会、東京泗水会の総会が予定されておりますので、同様にふるさと納税への協力をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、寄付金の平成20年度の受け入れ実績といたしましては、23件で115万5,000円。21年度の受け入れ実績につきましては、8月31日現在、12件で38万円となっております。これまでに合計35件、153万5,000円の寄付金が寄せられております。

先ほど議員のほうからもお話がありましたが、先ほどの一般質問の中で、ご意見として、報奨制度にも触れられ、それについては早急に対応するという事で回答いたしましたところでございますが、早速庁内協議をいたしまして、報奨制度につきましては、1万円以上の寄付をしていただいた方々を対象に、ふるさとの味を堪能してもらおうと考えまして、これまでにお米やみそなど、菊池市のふるさと産品を送付いたしております。また、こうした取り組みが菊池市のふるさと産品のPR、販路拡大につながっていけばと期待もしております。

なお、産品の額といたしましては、寄付金が1万円以上の方は送料を含め3,000円程度のふるさと産品を、寄付金額が3万円以上の方は送料を含め5,000円程度のふるさと産品を送付いたしております。

また、自主財源増の対策についてでございますが、平成20年度の施政方針に基づく予算編成方針におきまして、ふるさと納税の募集を行い、自主財源の確保に努めることを申し上げております。

平成20年度の一般会計における歳入内訳では、自主財源の割合が約36%であり、この中で、平成20年度ふるさと納税に寄せられました金額は、115万5,000円が占める自主財源の構成比率は約0.014%であります。数字で表しますと非常に少なく見えますけれども、この厳しい経済状況の中で、これだけ多くの、そして善意の寄付金が寄せられているということは、ふるさとである菊池市に大変大きな期待を寄せられておられるものと実感いたしております。ご厚意により寄せられました寄付金は、菊池市総合計画のまちづくりに有効に活用させていただきたいと考えております。今後も引き続き、ふるさと納税制度の周知及び呼びかけを行い、豊かな水と緑、光溢れる田園文化のまちづくりの自主財源確保として努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 松本 登君。

[登壇]

○22番（松本 登君） 再質問いたします。ただいまの答弁であります。実績としては約2年で35件、153万5,000円程度ということのようであります。報奨制度につきましては、1万円以上の場合は3,000円程度、3万円以上の場合は5,000円程度のようであります。市の産品を使っておられるということについては、評価をいたすところであります。

自主財源に対する取り組みであります。平成20年度の寄付金のトータル115万5,000円ということでありまして、構成比率は0.014%ということのようでありますけれども、この数字自体が善意の寄付であり、市に対する大変な期待

があるように感じているというような答弁であったかと思いますが、これは私の受け止め方でございますが、何か満足をしておられるのではないかなというような、この金額にですね、そのような思いをしたところであります。

さて、市をふるさととする市出身者で都会で働く方々の心のふるさとは、ふるさとの歴史であり文化であります。働き続けて定年を迎えられた方々、中には大成功を収められた方々も数多くおられると思います。執行部では毎年、東京菊池会、菊池高校の同窓組織であります東京菊朋会をはじめ、泗水、七城、そして旭志のそれぞれの都会での集いに出席をされているようではありますが、その場において、この制度に対する積極的対応、例えば個人個人に理解を求めることを当然されていると思っておりますけれども、まずは市出身者をターゲットと考えていただき、これらの方々には当然、心の中にふるさとへの思いが強くなるはずであります。ふるさとの自然であり、学舎の姿であり、親族をはじめ友人、あるいは知人と多くおられると思います。現実に都会での生活で心が癒されることは、私はないと、そういうふうに思っております。ふるさとの情報、まちづくりにおける取り組みを積極的に伝える、我がふるさと頑張っているな、よしいつちよ応援でもするかなど、ふるさとの思い起こしの起爆剤としていたら、このことが肝要ではないかなと思っております。

市出身者のみなさんに対する対応を中心に申し上げておりますが、市民の皆さんにも積極的対応をお願いいたす次第であります。要は、市の姿勢でありましょう。そのためには、市の日常の活動状況を細かく伝える、あるいは送付する。答弁によりますとパンフレットを送付しておると言われますけれども、パンフレットは一般的にはふるさと納税の趣旨はこうですよ、寄付をされると税金が控除されますよと、申し込みは下記の要領によります、あるいは使い道については当然記入されていると思っておりますけれども、基本的には事務的なものではないかなと。

私も他都市のパンフレットは何枚も見ましたが、まさに同じような感じであります。

このパンフレット、あるいは市の広報等によりまして、寄付はどんどん集まるでしょうか。ここはやはり、ふるさとの魅力とともに、まちづくりにかける企画力を駆使し、市の頑張りを伝える。部長、どうですか。市の歴史に名を残すような企画、そして実績づくりを期待をいたすところでもあります。

議場での議論ばかりでは1円の寄付も寄せられません。私は、先の6月議会で市出身者で都会からふるさとへ戻る、あるいは他地域から移住を考えておられる方々、いわゆるUターン、Iターン移住者に対して道筋を付けてほしいとの思いで、その頑張りを必死の思いで申し上げたところでもあります。答弁はいただきませ

んでしたけれども。現在、これら受け入れの支援策、あるいは施策、職業紹介等へ取り組む自治体が増えています。全て企画であります。まちづくりへの取り組みであります。国際交流もいいでしょう。市の上位の計画であり、必要ではあるとは思っておりますが、まずは合併後の市政の安定、足元の充実であります。我が町の歴史、文化は他自治体がうらやむような方向を有しております。部長、一緒に考えようではありませんか。ここのところをひとつ、お願いします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） これまでに東京菊池会の総会、それから七城会、旭志会、泗水会の総会時にチラシを配布して、寄付の呼びかけを行ってまいりましたけれども、制度の内容や手続きが分かりづらいとか、ふるさとにも恩返しをしたいが、現在住んでいるところのほうが今は大事であるというようなご意見も寄せられているのも事実でございます。そういうお叱りもいただきました。ふるさと納税は、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいとの熱い思いをお持ちの方から寄せられる寄付金であるため、本市からの周知や呼びかけを行う際には、寄付金を催促しているなどの誤解を与えないように、十分注意もしなければならぬと思います。

今後の取り組みにつきましては、再度、菊池出身の方々に呼びかけてまいります。今、仰せのとおり、企画力が一人ずつ問われると思います。魅力ある、ぜひしてみたいと思われるような企画があったら、もっとしていただくものも考えられると思いますので、議員さんからも激励いただきましたので、議員さん方とともに何かいいアイデアがありましたら、一緒に考えていきたいと思っております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 松本 登君。

[登壇]

○22番（松本 登君） 再々質問であります。部長、寄付の呼びかけに対してですね、寄付を催促をしているというような誤解を与えるというような答弁がありましたけれども、ちょっといかがだろうかと思います。目的がですね、市政の運営に対する理解とともに、まちづくりに対する支援、そして応援をお願いする。しかも、行政のことでありまして、いわゆる公のをお願いするということでもありますので、催促しているというような発想というのは、私はちょっと思いませんでした。誠意が鈍っているとは申しませんが、その辺のところは十分頭の中に畳み込んでですね、今後、取り組んでいただきたいというふうにも思います。

現実には、今申し上げましたが、平成20年の4月のスタートでございますが、本市の場合その1年前から取り組んでおられます。3年目になるわけではございますが、

喉元過ぎているんじゃないかなというような感じもいたすところでもあります。

今日の市政の有り様というのは、自主財源を増やす施策というものが求められていると思います。議員さんも、それぞれの議員さん、多くのアイデアをお持ちであります。みんなで知恵を出し、市民の皆さんも都会の市出身者の皆さん、各方面へ、さらには企業に、あるいは友人、知人への働きかけ、ぜひこれはやっていただきたい。また一緒にやりましょうということを申し上げておきたいと思います。

目指すは、自主財源のアップであります。ここは市長、一言お願いします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ふるさと納税制度につきましては、非常に大きな自治体の一つの期待をもった制度であると思っております。20年の4月に導入されましたけども、その当時におきまして、振り返れば我が町といたしましても、自主財源をどう確保するかと、そういった意味におきましてはふるさとに対する思いを持っておられる方々、特に地元で、ふるさとで育て、それで仕事場が都会に出ておられる方々につきましては、さらにお年寄りのお父さんやお母さん、家族を置いておられるということもあれば、やっぱり地元は何らかの思いをして、福祉や教育の充実、子育ての充実等々の思いを持っておられることではないのかなと、そういったことで菊池市として独自の取り組みを試みたいなと思ってた矢先に、ふるさと納税制度というのが導入をされたわけであります。

全国の自治体、そして国、国民、大きな関心事であったわけであります。しかしながら、本当にこの1年過ぎた今日におきましては、非常にこのテレビやマスコミの取り上げることも少なくなっただけで、関心事というものが一気に薄れて来たということではないのかなと思います。しかしながら、この菊池をふるさととされる方々、今、部長のほうから答弁ありましたように、それぞれの在郷の皆さま方におかれましては、やっぱり何と言っても菊池という思いを強く持っておられます。そして、何も東京都だけの話ではなくて、出会いの場で熊本市内におられる菊池市出身の方におかれましては、ぜひ一つお考えをいただきたいと、どこで納税するも同じことで、個人負担については変わらない納税義務でありますからということをおっしゃっていただき、しかし私が不認識でありまして、言っていた人たちが既にこの次に会ったときに申し上げれば、もう寄付はしてきましたですよということで、熊本市内の方や東京の方あたりから言われます。また、同級生の方に一緒に寄ったときに言えば、俺はしとった、私はしとったという声がありまして、お前はしとらんとか、あなたはしてないのなんて言われて、恥じらいながら、そのうちするよと。ただ、言われるのはやっぱりあまりにもこの手続きが複雑であると、還付手

続きかれこれというものの手続きに、通常の場合に、その手続きをしてない方々というがおられることもありまして、何となくこの特典を上げないと、いただけないというものがあるのではないかなと思います。もっとわかりやすい制度というものを、やっぱり考えていかなければならないんじゃないのかなというふうに、個人的には思うところでもあります。

こういったことをございますので、議員の皆様方にはぜひひとつ、それぞれのお付き合い、ご親戚等々におかれましては一声お声を掛けていただくなり、また言われるものであれば個人のプライバシーにも関わりますけれども、できればやっぱり紹介をしていただくとかという形でご紹介名簿、ご紹介者の名前を入れながら、このふるさと納税に対する督励というものをやっていければいいのではないかなと思います。

貴重な財源で寄付していただきましたことにつきまして、本市のこの将来に本当に悔いの残らないような、そういう寄付の使い方というものを今後、さらに深めてまいりたいと、このように思っております。

○22番(松本 登君) どうもありがとうございました。

○議長(北田 彰君) ここで暫時休憩します。

○
休憩 午後1時49分

開議 午後1時59分
○

○議長(北田 彰君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森 隆博君。

[登壇]

○18番(森 隆博君) 午後のちょっと眠い時間ではありますけども、お付き合いをお願いしたいと思います。

それでは、農業の活性化について、お尋ねをいたします。

午前中に栃原議員より、今後の菊池市の農業振興などにつきまして、どのように考えておるかというような質問がありましたが、関連する、また重複する点もあると思いますが、私は、合併後の農業の形態に不安を感じておりますので、質問をさせていただきます。

まず1点目に、農地整備に伴う支援事業に対して、担当部として、地域の地形や気象条件、土壌分析を推進し、作物の作付け選定や推進事業の取り組みを実施したかしなかったかということで、お尋ねをいたします。

2点目に、農工商の連携について。農産品の加工、ブランド化に向け、地域、企

業、商工会、観光協会等の連携、推進計画等の取り組みがなされたか、あればお聞かせいただきたいと思ひます。

3点目に、アグリサポートの体制の整備事業についてであります、耕作放棄の解消に対しまして、前回、質問をさせていただきました。菊池JAと連携をして対応していくとの答弁をいただいておりますが、その後の推進状況をお聞かせいただきたいと思ひます。

4点目に、経営安定型の農業の推進計画について。今日まで、農業問題に対しましては、数多くの議員さんが質問をなされてきました。答弁では、全て関連機関と連携をし、本市の農業振興、農家支援を行い、あわせて農家の所得安定を図っていくというような答弁をいただいておりますが、経営安定型の農業推進による、所得安定に対しまして、どのようなことを実践されてきたかお聞かせいただきたいと思ひます。

以上、4点についてお尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤 定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） はい。まず1点目の、地形、土壌分析に沿った作付けの推進につきましては、農地、水、環境保全向上対策の営農活動とも連動し、エコファーマー認証、更新の際の土壌分析による環境と調和した施肥設計や、堆肥の施用による土作り等は推進しているところでございますが、地形や土壌研究をもとにした作物の選定、あるいは作付け推進等の具体的なところまでは行っておりません。

菊池地域振興局等の普及計画に基づく新技術、新品種の実証展示圃の試験結果を踏まえまして、その指導を仰いでいるのが実情でございます。

2点目の、農商工の連携につきましては、本年度は県の補助事業であります、熊本農・林・水「夢」挑戦事業によりまして、菊池市第三セクター連絡協議会を事業主体といたしまして、農業者や観光協会、菓子組合との連携により、福岡市の百貨店におきまして、PRと販路拡大や、観光PR等の情報提供を行うこととしております。また、農産品加工につきましては、農産加工グループの加工開発のほか、これまで各物産館においても、ヤーコンを原料としました麺類、しいたけや水田ゴボウの漬物類、旭志牛のレトルトカレーやメロン、梨等のゼリー、シャーベットの加工、製品化に取り組んでまいりました。特にメロンドームにおきましては、搾汁施設を備えておりますので、メロン、梨、柿、ブルーベリーの規格外品の加工に力を入れており、ゼリー、シャーベットのほか、新たにメロンリキュールの商品化を進めているところでございます。

次に、3点目の、耕作放棄地解消につきましては、平成20年度に農業委員会に

よる耕作放棄地の概要調査が実施され、詳細な確認は今年度以降も、農地パトロールで継続することといたしております。また、今回、市、県、JAと、農業団体を組織する菊池市担い手育成総合支援協議会の業務の中に、耕作放棄地再生利用に関する業務項目を規約に追加いたしまして、県協議会の承認を受けたところでございます。

国県の補助事業等においても、耕作放棄地対策事業が設けられておりますので、関係機関と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

4点目の、農家所得の安定につきましては、これまで各種、国、県、補助事業等の活用や、市独自の事業の実施により、農家初期投資の低減につなげるとともに、農業制度資金の融通や利子補給による経営の安定を図ってまいりました。また、物産館の振興による農作物のPRと販路拡大を図り、安全安心、農作物の生産と農産加工品の開発推進による付加価値を高める取り組みを進めながら、農家所得の向上につなげているところでございます。なお、今回の政権交代によりますところの、今後の国の農業政策の転換が予想されるところでございまして、その動向を注視しながら、市単独事業のあり方等も検討、研究する必要があるものと認識しておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

○18番（森 隆博君） はい。それでは、再質問させていただきます。

1点目の、農地整備に伴います支援事業に対しまして、そういった地域に合ったような土壌分析だとか、そういった作付けの作物の選定等は行ってきたかというお尋ねをしましたところ、そういったことはやっていないということと、振興局あたりの指導を仰いでいるところというようなことでありますので、やはり担い手農家の育成、そういった、もとになります畑地帯の基盤整備とか、県営事業をやっておりますし、大区画の圃場を造成し、後継者、また優良農地確保、さらには竜門ダム用水の有効利用あたりを行いながら、農家の経営安定を図るというような目的で、いろんな県の育成事業が行われてきたわけでありましたが、今、特に菊池東部地区の中山間地域の整備事業も計画がされ、実施が行われております。担い手、そして後継者不足問題、さらに現状の農業者の平均年齢が70歳以上ということでありまして、5年後、10年後ですね、本当にこの農業形態を予測した場合に、地域に沿った整備事業の推進であるのかというふうに考えるわけでありまして、土地の利用、そのためには地域の土壌に合った分析を行いながら、やはり作物に合う土作り、そして地域に合う作物を選定し、さらに減農薬によるエコファーマーなどの推進を行い

ながら、今後のやはり菊池市ブランドの農業に生き残りをかけるというのが、今後の農業の取り組みではなかろうかというふうに思います。

そこで、お尋ねであります。税は本当に行政、農産品の売上げの利益はJAということでもあります。JAと農林振興課、さらには農林整備課、どのような連携で農業政策、農業指導を実施されてきたのか、お聞かせいただきたい。

これは市長に一つお尋ねしたいのは、合併前は、本当に町村の農業政策に夢が持てたというふうに話を聞きます。今、農業政策にかける熱意が伺えないという指摘もありますし、市長の認定農業者協議会等でのあいさつとか、市政、農業政策ととか、方針が本当に空気が読めないと言いますか、判断しにくいという意見も聞きます。

そういうことで、菊池市の第一産業の政策に対して、市長の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

2点目であります。農工商の連携についてであります。第三セクターとの連絡協議会を主として、福岡当たりの百貨店に物産品をPRし、販路拡大、また観光PR等の情報提供を計画し、農産品加工は主にメロンドームがやっておるというのは実績報告をいただきましたけども、菊池市の農業に対しましての、付加価値を付ける行政の指導、なぜ実践できないのか、七城だけが実践し、何年経過するかというふうに考えるわけであります。菊池市の特産品への取り組みが全く前進しない状況に腹立たしく思い、何度かお尋ねをしておりますが、これは例であります。菊池市から40分程度でありますけど、大分県の大山町は、農協が経営します「木の葉」という直売所がありますが、農産物と農産の加工品だけで年間に22億の売上げをやっております。道の駅のほうも、農産物の販売所だけで約3億の売上げを上げ、本当に活気のある町であります。本当に上津江と日田の中間といいですか、日田の手前に位置しますが、道路条件も悪くですね、本当にこんなに狭い道路に、土曜、日曜日になりますと、何でこんなに大勢の人たちが寄ってくるのかというような、不思議な傾向のところでもございます。大山町の売り物としましては、安心安全な新鮮で農産物の購入と、生産者と年間契約もなされ、出荷時期に自宅に宅配というようなことで、増加傾向というふうに聞いております。大山町は本当に、菊池もであります。高齢化もだんだん高くてですね、年齢に合わせた農産物を位置付け、作付け面積も無理しない程度というようなことで、高齢者の方々に、年間の年金額程度を農家収入というふうな目的を立てまして、農協と連携を結びながら、やはり行政が取り組んでおるということで、本当に大いに見習う点もあるというふうに思います。

販売計画で、確かにA品はですね、福岡あたりのデパートに出せばいい金で販売

されると思いますけど、やはりB品ですね。今、道の駅あたりに出ているのはほとんどB品だと思いますけど、B品あたりはやはり、その道の駅で残った売れ残りと言いますか、そういったものが金にならないと、本当に農家の収入はないというのが現状でありますので、やはりそういったものに対して、やはり加工をして、どれだけ農家所得を上げていくかというのが今後の大きな課題だろうと思いますので、本当に、行政がやはり先を見込んでですね、やはり市とJAとの連携をどのように今後とっていくかということについて、お尋ねをしたいと思います。

3点目の、アグリサポートの体制整備事業であります。これはもう前回、お尋ねしましたときに、菊池JAと連携を取りながら進めていきたいというようなことでありまして、県と市と菊池JAの団体組織において、県の補助等で取り組むというふうな答弁でありました。

農家の方が先祖代々から受け継いだ農地をですね、耕作放置する理由としましては、やはり中山間地に多く発生してまいります。年々と進む高齢化問題、担い手不足の問題、農産物の価格の低迷等が考えられますし、平地の場合、区画整備を行っておるところの面積にしましても、形にしましても、条件がよくて、本当に機械による作業効果が向上が見込めますけども、高齢者の方々でも、やはり平地の場合は安心した農作業が可能であります。中山間地域の場合の圃場整備の農地を見ますと、やはり農地の土壌と申しますか、土壌、それに形、変形が多くみられまして、特に農地と道路との段差が厳しく、機械等の作業に高度な技術を要し、高齢者の方々には危険を伴う農地が多く見られます。さらに、土壌の状況も悪く、気象条件に合った作付け品等の問題をクリアしなければ、年々と耕作放置が増えることは間違いありません。

行政指導で、やはり農家、集落から、やはり耕作放置を農業委員会に報告と言いますか、位置付けし、市がJA等に委託管理を行いながら支援事業はできないかというふうに思います。これは。水俣市が先月やっておるということで、熊日のほうに記事も書いてありましたので、やはり行政とJAとの連携の大事さが必要だなというふうに思い、お尋ねをいたします。

次の、4点目ですが、経営安定型の農業の推進について、お尋ねをしましたが、やはり、国県の補助等を活用し、さらに農業制度資金を利用し行っておるというようなことですが、やはり農産物の安心安全な生産と農産加工の開発推進による付加価値を高める取り組みを進め、農家の所得向上につなげたいというような答弁をいただきましたが、やはり最終的にはここが一番大きな問題だろうと思います。やはり、補助事業とか基盤整備等、それに機械導入に対しましては、いろんな今まで、国の支援事業がありまして、市は手続きを行い、それをJAのほ

うに事業委託を行ってきたというのが現実でありまして、菊池JAの中に、メロンとか栗とか柿部会等の事業を、機械の据え付け等をやってまいりましたが、執行部よりですね、議会に対しまして、各年度の実績報告と申しますか、そういったものは今まで行われておりません。たしかに、所管委員会に行われておるかもしれませんが、やはりこれだけ今、落ち込んできている農業でありますので、やはりこういった点につきましては、全協あたりでもですね、やはりそういった直々の果物等の販売効果とか、実績効果あたりの実績報告はやるべきものと、私は思っております。

今回の選挙におきまして、民主党が政権交代というような形になりまして、マニフェストの中に自由貿易協定と申しますか、FTAのようなことを進めるようなことも申されておりました。昨日であります、農水省のほうの事業に対しては凍結というような報告もありましたし、確かにここを見直す期間が1年は起きると思っておりますので、農業関係に対しましては本当に厳しい状況が発生すると思っておりますので、やはり今のこの厳しい中におきましても、やはり物産館を利用し、本当に農産物のPR、販路拡大と、そして安心安全な農産物をやはり加工をしながら付加価値を付け、そして農家の所得を上げていくという取り組みが、これはぜひ必要というふうに考えます。

現実には、行政が指導、協力体制を示し、実績を上げている事業を、あれば教えていただきたいと思っております。

合併後、目的を持った農地整備事業は本当に実行しても効果が上がらないと、将来に夢が持てないという農業政策に対して、所管部の認識不足と申しますか、実効性が伺えないと、農産物のブランド化、販売ルート、販路拡大、そういった農産物の加工へ、地域の団体とか地域の企業との連携、そういったものをやはり示しながら、後継者、そして担い手不足問題等に、そしてまたさらに耕作放置に対する行政の協力と言いますか指導、そういったものに今後、取り組まなければならないというふうに思っておりますので、ほんとに農家が、後継者が安心して後を継げるような菊池市の農業に向けて、以上、今の4点について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 農業問題、先ほど栃原議員のほうからも真剣なご質問がございました。これから将来の菊池の農業はどうなっていくんだろうという、大変な心配をしているということでございますが、ぬぐい去れない現実的な問題だと、私も全く同感でございます。これからの10年後、あるいは20年後の農業というのを見渡します場合、まずはやはり後継者がいないというのが現実だろうと思っております。そ

の背景には、いろいろな諸般の事情というのがありますから、一概には言えないわけではありますが、農業というのは非常に息の長いことでもあります。先刻、竜門ダム等の水を有効的に活用して、また土壌の改良等々についても研究、実証していかなければならないと。全くそうであります。竜門ダム一つを取りましても、竜門ダムの建設発表から確か34年間、本当に世紀をまたぐような、そんな時代ができて、計画が上がって、そして今、完成して、やっと水利用が行われております。本当に大変な、今の炎天下で約一月間、雨が降っておりませんが、ダムの水の有り難さというのに喜んでおられる方、あるいはダムに参加しなかったために、非常に今、厳しい水環境にあられる方々、様々であると思っています。

今、森議員のご質問、1番、2番につきましては、特にJAとの関係につきまして、連携についてはどういったことをやっていくんだということではありますが、現状、菊池地域振興局管内での農林主管課長会議におきまして、あらゆる情報の交換をはじめといたしまして、これまでの振興局も含めた連携を取りながら、畜産堆肥の活用促進のための堆肥利活用促進プロジェクト、飼料用米の推進のための肥料米検討会議、また肥料米給与プロジェクトなどでの連携と、菊池市担い手育成プロジェクトによります品目横断的経営安定対策、現在の水田経営の所得安定対策の推進、国が行います肥料・燃油高騰対応緊急対策事業、市単独事業の果樹有望品種選定モデル事業などの、各種事業や制度の推進を共同で行っているということが現実問題でございます。また、物産館等のお話も出ましたけども、大山町、大変な実績を上げておられます。菊池市は合併いたしましたので、ご案内のとおり、菊池そしてこの泗水、七城、それから泗水と旭志ということで、物産館におきまして約25億円程度の取扱い高がありまして、そのほとんどが農産品であるということで、それなりの実績を上げているということをお伝えいたしたいと思います。

また、先ほど部長答弁にありました、この担い手育成総合支援協議会におきましても、JAと連携した取り組みを行うなどいたしましたので、事業、制度、個別の組織づくりによる連携は進めておりますけれども、ご指摘の土壌研究につきましては、この土壌研究をもとにした将来に向けての営農の推進の検討とか、農産物のご指摘の規格外、すそ物と言うんでしょうか、付加価値を高めるような取り組みなどに連携して、検討組織を現状としては設けていませんが、物産館等メロンドーム等においてはこういったものについて、付加価値をつけようということで、つい先日には、メロンのちょっと等外になるようなものについて、劣化するものについてはメロンリキュール酒を発売いたしておりますし、昨今、行かれたかもしれませんが、野菜がやはり鮮度が落ちてくるということにつきましては、何とか物にしようじゃないかということで、ジュース化して、今ジュースで、野菜ジュースあるいは人参ジュ

ース、あるいはまたメロンジュースであったり、バナナを利用したジュースであったりということで、現状の生野菜等の鮮度が落ちたものについての利活用などを進めておきまして、これが結果的にはあらゆる加工食品にまた変わっていくということで、頑張っているわけであります。

本市の第一次産業の政策につきましては、農業の、常に言われております、持続的な発展のために、農地の保全、そして担い手の確保が大変重要でありまして、農業に関する各種の制度を最大限に活用しながら、生産性の高い農業を推進して、消費者ニーズに対応した農産品ブランド化と販路拡大に努めるため、これまで以上に関係の各機関と連携を深めていきたいと思っております。

特に、お触れになっておりますJAにつきましては、いわゆるこのJAが合併をいたしましてJA菊池となっております。私たちが市町村としての行政体として合併いたしましたけども、このJAの菊池の中には、2市2町があるということでありまして、それぞれの2市2町の政策と一致するJAの政策でなければなりません。この意味におきまして、2市2町の広域的、菊池広域的行政体というものがJAと一体化してものを進めていかなければ、個別対応というのは非常に組織の中におきまして、菊池市の支所で、菊池支所が対応すれば、それでは今度は大津の支所はとか、菊陽の支所はとかといったことになるのではないのかなと思っております。これは広域行政の中におきまして、一体化した地域農業、そしてブランド化というものについては考えていかなければ、単一の自治体とJAの単一自治体では、本所の意向というものが背景にありますので、そういったことの連携調整を図っていくべきではないかということをおし上げておきまして、そういう視点から、JAとの連携をさらに深めていきたいなと、このように思っております。

3番の、耕作放棄地の解消につきましては、中山間地域は地目が農地、原野、山林と区別が非常に付きにくい地域もかなり存在しておりまして、耕作放棄地であるかどうかの判断が困難な地域もかなり存在します。耕作放棄地に隣接しました農地所有者や、耕作者から農業委員会へ連絡があれば、直ちに農振担当と現地調査をおこないまして、害虫発生防止あるいは草、種の飛散防止のための農地の保全管理をお願いしておるところであります。

台風災害後の労力的にも無理があり、管理作業ができず、荒廃した2町6反、2.6ヘクタールの梨園がありましたけれども、担い手の斡旋により整備が行われ、一部は枯死しましたが、見事によみがえったものもあります。このように、農業委員会の調査だけでなく、通報によって保全管理が図られる状況もあるため、農林振興課と農業委員会のみならず、JAとの連携によりまして、積極的に耕作放棄地の解消を図る必要があると、このように考えております。

議員ご指摘の、JAの委託管理につきましては、先ほど部長の答弁にもありましたが、菊池市の担い手総合支援協議会の中でもJAと協議をしてみたいと、このように考えております。

経営安定型の農業政策につきましては、農業制度資金などで長期で低利な資金の融通と利子補給によりまして、経営の安定を図り、各種補助事業の活用によりまして農業機械、そして施設整備時の初期投資の軽減が図られるとともに、生産性や品質の向上が図られ、ひいては農家所得の向上につながっていると、このように考えております。

また、これまで各物産館の代表者を会員といたしました協議会を設立をいたしまして、県の委託事業を活用して、現在おりますが、こういった中で、物産館の連携としない農産物のPRのためのポスターとか、あるいはパンフレットとかの作成、熊本市での合同の物産展、また福岡での物産展を実施するほか、加工開発をいたしまして、椎茸の辛子和えとか、果物等のゼリー、ジャム、シャーベット、ビーフカレーなどの開発を進め、パッケージの作成とあわせて商品化をいたしております。この取り組みが現在の菊池第三セクター連絡協議会の設立のもとになっているものと、このように考えております。

現在、熊本県下14市の共同事業を活用いたしまして、商品化されたものをはじめとして、東京、大阪で開催をされる商談会や、熊本空港での展示会に参加をいたしまして、PRを進めております。農産物のブランド化や付加価値を高める取り組み、また後継者や担い手問題、耕作放棄地対策への地域関係団体と連携した取り組みの重要性はご指摘のとおりでございます。農業に関する各種制度を最大限に活用いたしまして、市単独事業を加えながら、農業経営の安定に努めて、これまで以上に関係機関との連携を深めてまいりたいと、このように思っております。

いずれにいたしましても、農業の将来への不安ということについて、強く述べられましたけれども、全く同感でございます。なるべくこの不安が和らぐように、薄らぐように、政策的に努めていかなければならないと、大変な国策として取り組んでいかなければならない問題ではありますが、地元でできる限りのことについて、取り組んでいく決意をお示し申し上げたいと思います。

○議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

○18番（森 隆博君） ちょっと再々になりますけど、やはり認定農業者の会議とかですね、担い手あたりの会議のときは、やはり後継者もおられますし、ある程度のそういった組織ができた方々ばかりであります。一番心配しますが、やはり高齢化が進みます山間地域あたりがですね、今後、やはり後継者が本当にいなくなって

くる問題が出てきますし、いろいろ条件を考えますと、やはりこの前、テレビでやっておったのは青森あたりがですね、ニンニクでもやはり土壌作りに10年かかったということでもありましたし、やはり菊池の場合、今村地区あたりの基盤整備地域はもともと柿の地帯であったというようなことでありますが、やはりそういった地域に合ったですね、作物、作付けをし、それをやはりブランド化していくというのがやはり一番無理のない農業じゃないかなというふうに思います。そして、やはり高齢化が進みますので、やはり小物といいますか、軽くて、そしてやはり生産しやすいような、そういったものをですね、やはりJAとの連携において、やはり早く品種を見つけてだしてですね、高齢者の方でもやはりやっていけるような、農業の推進が必要だろうと思います。

そういった思いもありまして、中山間地域をですね、やはりどういうふうな農業を取り組んでおられるかなというふうなことで、ちょうど8月のはじめ、宮崎であります、宮崎のほうに行きました。小林から野尻町から綾町、そして帰りに西米良のほうに寄って一泊してきましたけども、本当に西米良の民宿の中に、西米良の広報がですね、1年分置いてありまして、その中を読ませていただきましたが、黒木村長は、その事業報告の中に「実施します、実施しました、行いました」というような、そういった記事が書いてありまして、一言も検討しますとか考えますということを書いてありませんでしたので、やはり西米良もですね、やはり子どもたちの交流もやっておりますし、やはり菊池と深いところでもありますので、そういった農業政策的にはですね、中山間のそういった地域を生かした取り組みというのは、やっぱり一緒にやっていくべきものがあるというふうに思いますので、やはりそういったことで、やはりいろんな知恵をですね、外部からいただきながらやっていかないと、今の状況ではですね、もう合併しまして5年経ちますけど、本当に平地の場合は心配しません。心配ないということはないんですけど、どこでも苦しい状況ではありますが、やはり山間地域の場合、特にそういった状況が起きてまいります。そして今、市長が申されましたように、いろんな各部会でいろんな商品開発されておるといふことであればですね、そういった関連を生かして、竜門ダムなら竜門ダム付近にそういった椎茸関係とか、水車米とか、いろんなことも考えられますし、地域に合った取り組みをですね、いち早くやっていかないと、ここの活性化にはならないというふうに思いますので、今後、十分検討しながら進めていただきたいとお願いしておきます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

新市建設計画については、今先ほど、松本議員もお尋ねになられましたし、これも重複する点もあろうと思いますが、私の思いを込めて、一つ訪ねていきたいと思

います。

建設計画の状況についてお尋ねをいたしますが、1点目に、新市建設計画の割合と、旧市町村の進捗状況、見直しに対しまして、今まではパーセントで示されて来られましたけども、パーセントでなくて、金額でお示しをいただきたいと思います。5年間の事業について、お願いをします。

2点目に、合併特例債とまちづくり交付金事業を合わせて活用すればですね、計画外の事業ができるということは理解しておりますが、これに対しましての返済計画をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 新市建設計画普通建設事業の合併後5年間の事業費につきまして、報告いたします。

平成19年度予算編成時におきまして、国の三位一体改革に伴います地方交付税や補助金などの削減によりまして、歳入財源の不足が予測されました。また、歳出面におきましては、主要幹線道路の整備など、生活基盤整備事業及び扶助費や公債費などを含めた経常経費の増加が見込まれるなど、非常に厳しい財政状況にあることから、財政計画の見直しを行いました。それに伴いまして、普通建設事業費の総額は減額を余儀なくされ、合併当初、約429億円としていた計画を、20%減額の約347億円といたしたところでございます。その内訳を金額で申し上げますが、共通事業が約161億円、旧菊池市分が約90億円、旧七城町分が約28億円、旧旭志村分が約25億円、旧泗水町分が約43億円となっております。

次に、合併後、5年間の新市建設計画事業における普通建設事業の執行額につきましては、本年度の予算も含めまして、旧菊池市が約51億6,000万円、旧七城町が11億7,000万円、旧旭志村が15億2,000万円、旧泗水町が約22億8,000万円となっております。

共通事業費を除く旧4市町村の事業費の合計は、約101億4,000万円となり、これを標準財政規模の割合で事業費を比較してみますと、旧菊池市は約2億5,000万円の増、旧七城町が約3億5,000万円の減、旧旭志村が1億6,000万円の増、旧泗水町が約6,000万円の減となっております。このように、若干の増減はありますけれども、泗水町におきましては今後、まちづくりの交付金事業への取り組みを開始しておりますし、七城地区におきましては、農村総合整備事業ほかまちづくり事業を含めた事業の計画中であります。今後の事業執行において、後の5年間で調整を図っていく所存でございます。

以上、報告いたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 起債償還の計画について、お答えいたします。

新市建設計画の中で、発行を予定しております合併特例債は、充当率が95%で、その元利償還金の70%が普通交付税に参入され、大変有利な起債ではありますが、新市建設計画の実施に当たっては、総額200億円を超える債務を伴いますことから、なるべく国県等の補助金を確保し、財源の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

起債償還計画につきましては、合併特例債が概ね3年据え置き15年償還であることから、平成24年度が償還のピークとなっており、年間約29億円の償還になることが予想されます。このことから、毎年度、減債基金を積み立てながら、償還財源を確保し、将来負担の平準化を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

○18番（森 隆博君） それではちょっと再質問させていただきます。

今日までの見通し事業ということで、パーセントでありましたが、今、金額面で理解示されまして、理解しやすいと言いますか、分かりやすくなりまして、増減額を示すことによりまして、やはり透明度が高まり、やはり市民間ですね、安心感もあるんじゃないかなというふうにも思います。

事業費の見直しであります。当初予算より82億減額され、事業費、総事業費が347億円、共通事業費が161億と、配分としまして、菊池市が90億、七城が28億、旭志が25億、泗水が43億ということで、合併後の5年間の旧市町村の事業費は、菊池市で51億6,000万、七城が11億7,000万、旭志が15億2,000万、泗水が22億8,000万というような説明でありました。計の101億4,000万、標準財政規模の割合で算定し、事業費を比較した場合、菊池市が2億5,000万の増で、旭志が1億6,000万の増、七城が3億5,000万の減、泗水が6,000万の減というようなことでありまして、この増減に対しまして、本当に執行部の地域審議会等に理解ある説明があったかなというふうに思うところであります。先ほど松本議員が聞かれました、その中にやはり、新市建設計画の中で、付属資料というようなことで、地域審議会あたりには報告はなされていないと、なされてありますかね。そういうような形でありますけれども、やはりなかなかですね、地域審議会の方々も2年交替というような形で、合併当初のときには少し合併協議等に参加された方もおられましたが、その後の2年交代後には、

全く合併協議に参加もされない、その项目的な協議も分かってないという方がおられてですね、やはりただ居たら報告だけで、私たち素人じゃまず分からんというような、そういった問い合わせを受けておりますので、やはりこういった金額が出てきますと、やはり何でもこういった差ができるかというようなことも追求されるわけではありますが、やはりパーセントだったら、まず説明しにくいんですけど、これだけの金額がぴしっとあればですね、今後、先ほど部長の説明にありましたように、泗水の場合には事業を来年からやっていくというようなことと、七城の場合も事業をやるというようなことで、説明はできると思いますけど、やはり合併時におきまして、これは新市建設計画は、一つの本というか、資料案としてですね、あっただけで、審議は深く審議したというあれはなかったと確認しております。でも、各町議会におきましては、財政規模に合わせた事業で取り組むというようなことで、各首長さんからの説明を受けて、議会では納得して、そして合併したということでありまして、やはりそういった点につきましてはですね、ぴしっとした説明をやっていかないと、なかなか理解を得ないという点もありますので、やはりこの事業に対しましては、本当に分かりやすくですね、やはり示していくことは大事だろうというふうに思います。

特に、厳しい状況になってまいりますので、そういうことで今、総務部長のほうに今後の返済計画について、お尋ねをしたわけではありますが、合併当初からですね、17年から26年までの間で、合併後5年間は、収入のほうは増えてきますけど、5年後は収入が減っていくと。そして、支出の面でもどうしてもやっぱり扶助費、公債費、そういったものが増額になってくると。公債費は、今、思ったように大きい仕事をしていないというか、庁舎も建てておりませんし、そういったことで、公債費は上がってきておりませんが、扶助費等は高齢化が進めば自然と上がっていくというようなことになります。

私が言いたいのはですね、やはり合併して5年間、そういった余裕のあるときにはですね、金の要るべきものは建ててしなければならなかったと。特に庁舎等についてはですね、行うべきであったと。これから先、厳しくなっていくときにですね、やはり言い訳じゃありませんけど、厳しくなるからもう建てられませんよと、そういうような言い訳はですね、なかなか通用しないんじゃないかなというふうにも考えます。

やはり、そういったことでやはり今後のですね、26年度まで、残りの、後期の5年間、歳入の面で、また国県の出資金及び地方債の減額、そういったものがどれだけ見込めるかというようなことと、歳出の面でもやはり、扶助費等の増減がですね、どれだけ発生するかなということが、分かっていたらお答えをいただきたいと

思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） はい。国県支出金等の歳入面での減額並びに扶助費、公債費等の増額の見込みについてということで、平成26年度までの歳入におけます国県支出につきましては、現在の不安定な経済状況や政権交代による国家財政運営のあり方など、大変不透明な部分が多く、現在のところ将来の予測は大変厳しいと言わなければならないというふうに考えております。また、歳出面では、議員ご指摘のとおり、今後も高齢化が進むことから、扶助費や公債費の増額は見込まれます。

このような財政状況の予測の中ではありますが、新市建設計画の実施に向けて、可能な限り努力してまいらなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 新市建設計画におきます、普通建設事業につきましては、計画に則りまして執行しておりますけれども、事業によっては諸事情によりまして、計画年度に実施できないものもあります。随時、調整を行いながら実施しております。

現在、合併時に決められました標準財政規模によります、割り当てられました事業の進捗にばらつきがあるということでご指摘でございますけれども、国庫補助事業の計画年度内の事業実施など、このような関係がございますので、事業が集中する場合があったりする場合、多少の均衡のズレが生じることがあります。これは全体の一つの新市建設計画、10年間の中におきまして、調整を図っていいかなければならないと、このように思います。

このような状況について、地域審議会に対しては報告をしていないのではないのかといったご質問でございますが、普通建設事業の実施額、及び標準財政規模におきますところの各市町村ごとの事業費の増減についても、毎年2回の開催時に説明を行いまして、そのことについてもご意見をいただいているところでございます。また、当該年度の個別事業や、翌年度事業計画につきましても説明をし、ご意見をいただいております。

今後も、市といたしましては地域審議会や市民の皆様、合併後10年間の普通建設事業を明確にし、ご理解をいただけるように努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（北田 彰君） 森 隆博君。

[登壇]

○18番(森 隆博君) ちょっと再々であります、やはりですね、今、合併をいたしまして、交付税が不足分を臨時財政対策債というような形で、大体6億ないし8億程度、年間入ってきます。そういったことで、この金は自由には使えますけど、やはりただでいただけるものではないということとですね、やはりそういった金を活用するのも大事でありますけど、やはり減債基金あたりですね、やはりぴしっと積み立てを行いながらですね、やはり取り組んでいかないと、やはり26年以降は交付税でもやはり年間20億は減ってくるということになりますし、2年間で40億というような形になりますと、今積み立てておるような基金はですね、あっという間になくなるというふうに予測されますので、やはりぴしっとした行政のですね、財政計画というのをやっていただくようお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長(北田 彰君) ここで暫時休憩します。

○
休憩 午後2時49分
開議 午後2時58分

○議長(北田 彰君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一郎君。

[登壇]

○3番(泉田栄一郎君) こんにちは。歴史的な転換期でありました、衆議院選挙が終わりました。今回は、良い悪いは別として、国民が変化を求めている象徴的な結果だったと思っております。

我々菊池市市議会議員も市民の声をもっともっと聞き、市民の代弁者であることを心掛ける必要があると実感しました。

私が今まで受けた市民相談、約300件ぐらいありますけども、市民の声を凝縮されていると思いますけども、今日はその中から3点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、今や顧客のリピートとサービスのため、ポイントカードを発行する店が非常に増えてきております。大型スーパーや全国チェーン店、また今は飛行機のマイルを貯めるカードや、小売店でも顧客の獲得合戦で非常に多くの店がポイントカードを発行しております。最近では、エコポイントカードも景気の活性化に非常に良いと思うのですが、独自のポイントカードがあれば最初に現状をお尋ねします。

よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤 定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） ポイントカードの目的といたしましては、顧客のお買い得感の創出、新規顧客の掘り起こし、及び顧客のリピー率の向上が挙げられると思います。

まず、ポイントカードの現状についてお答えいたします。

ポイントカードにつきましては、各商店会や商店会連合会などが参加店舗を募り、実施するのが一般的でございます。現在、本市でポイントカード事業を実施している団体は、隈府地区のきくちミズ・スタンプ会の1団体のみでございます。販売促進を目的として、平成3年に設立され、現在22店舗が加盟されております。利用の特典といたしましては、貯まった台紙でのお買い物や抽選会参加などの特典。また、台紙1冊を金融機関で預金もできることになっております。その他、個店では独自のポイントサービスなどが行われているようでございますが、商工会などでも把握はできていないと聞いております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○3番（泉田栄一郎君） はい。私の受けた市民相談の中で、買い物をするたびにポイントカードを作りませんかと言われ、言われるがままに作っていましたが、30枚ほどになったと。それに加え、財布には保険証や運転免許証、銀行のカード、郵便局のATMカード、クレジットカードなど加えると、財布に入れられないほど貯まると言われていました。仕方ないので、出しておく、いざ使おうとするとその店のカードがないというようなことが度々あるということでございます。

そこで、相談者いわく、菊池市独自のポイントカードを1枚にすることができないかという提案がありました。

先ほど、隈府地区のきくちミズ・スタンプ会があるということをお伺いしましたけれども、さらに商工会と連携して、菊池市全体でできないものかと考えております。菊池市で買い物をすれば、1枚のカードでポイントカードがどんどん貯まるということになれば、商店街の活性化に必ずつながると思いますけれども、その後、どのような考えがあるか、質問をいたします。

申し上げます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤 定君。

[登壇]

○**経済部長（後藤 定君）** ポイントカード事業につきましては、各商店会や、商店会連合会などが主体となって行う事業でありまして、事業費につきましては、加盟店の出資によって運営されるものでございます。

市といたしましては、個店の利益に繋がるものであり、事業費補助を行うことはふさわしくないと考えております。

現在、来年4月を目標に、4商工会の合併が協議されておりますが、合併の記念事業の一環として、ポイントカード事業も含め、今後、商工会と論議してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○**議長（北田 彰君）** 泉田栄一郎君。

[登壇]

○**3番（泉田栄一郎君）** はい。なかなか厳しいということはわかりますけれども、菊池に来たら買い物がしたくなるような活性化を積極的に考えてもらいたいと思います。

次に、市民からの様々な要望、また苦情や意見を受けたときの市職員の対応の仕方について、市は職員に対して、どのような研修や教育をしているか、最初にお伺いをいたします。

お願いします。

○**議長（北田 彰君）** 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○**総務部長（緒方希八郎君）** 職員に対する教育をどのようにしているかということでございますけれども、本年度は人材育成基本方針を作成して、その中で、私たちが目指す職員像の中で市民志向として、市民の立場で考え行動する、市民から信頼される職員と位置付けし、常に市民の視点に立って、市民とともに考え、サービス向上に意欲的に取り組み、市民に対する説明責任を果たすことにより、市民に信頼される職員を目標とし、人材育成を行っているところでございます。

また、基本的な市民対応につきましては、接遇研修を充実することにより、対応をしているところでございます。

そのほか、多様化する市民の皆様方の要求に対応するため、熊本県市町村研修協議会の階層別研修や、専門研修である政策形成研修等にも参加させているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○**議長（北田 彰君）** 泉田栄一郎君。

[登壇]

○3番（泉田栄一郎君） はい。研修の内容は分かりました。市民からの要望、質問、苦情がなされたときの対応について、マニュアルを整備されているのでしょうか。私が受けた市民相談を幾つか例を申し上げます。

1つは、小学校グラウンドのナイター用の電球が切れたときのことで、役員の方が、市役所に電球を替えて欲しいと言ったところ、担当者が、分かりました、と返事があったそうです。2カ月待ち、ご無沙汰だったので再度、市に行ったところ、また同じように、クレーンを使ったり足場を組んでするのでお金がかかるため、議会を通して入札しないとできないということでした。その後、4カ月後、しびれを切らして私のところにその話を持ってきたのです。私が市に訪ねたところ、1カ所の電球だけを替えるのは、足場を組んだりクレーンを使ったりするので、他のグラウンドでも幾つか切れて、まとまったら入札するので、すぐにできないという説明を受けました。その後、数日して、取り替えられました。そういう次第でございます。

また、最初に要望を出してから半年近く経ってようやくできたということです。その間の説明不足を感じるのと、ともに数が揃わなくてもできるだけ早く対応ができるような仕組みはできないものかと思っております。

また、ある市民が道路に穴が開いている、とのことで、ふさいで欲しいといったところ、いつまでも来ないので、私のところに話がありました。そのときには、すぐ現場を見ていただき、穴をふさいでいただきました。もちろん議員の立場で行ったらすぐに対応してくれたことは大変に嬉しいのですが、そのほうは嬉しい反面、複雑な気持ちもあったと思います。

また、道路の側線や止まれの文字が消えているというときにも、半年かかってやっと書いてもらいました。

大事なことは、市民に対しての対応の仕方、またすぐできることなのか、時間がかかることなのか等の説明が必要ではないでしょうか。聞いたまま、それきりというのは市民が不信を抱きます。

先ほどの質問で、職員の教育はしっかりなされているということでしたけれども、今後の対応等として、具体的に考えがあるのでしょうか。私も市民相談を受けるときには、手帳の中に必ず、すぐできること、ちょっと時間がかかること、なかなか難しいこと、大体3つぐらいに分けております。

そういうことも含めて、そういう対応がどうなっているか、お願いしたいと思えます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 庁内各課にわたるところがございますので、私のほうから、職員の教育という面からお答えさせていただきたいというふうに思います。

まず1点目の、市民の皆さまからの要望、質問がなされた場合の対処について、マニュアルを策定してあるかとのことでございますが、基本的には、市民の要望、苦情等につきましては、聴取書を作成し、内容に応じまして、各部署にて対応しているところでございます。

また、市民の皆様からの要望等につきましても、多種多様化しておりまして、対応も様々であります。そのようなことから、職員全体に対応するマニュアルは作成はいたしておりませんが、基本的には先ほど申しあげました、接遇研修を実施することにより、対応しているところでございます。

また、例示されましたご指摘の内容につきまして、それぞれの所管であります課に確認しましたところでございますが、グラウンドの照明の件につきましては、議員ご指摘後、支所に対して、ナイター使用時の練習に支障がある場合は、即交換し、練習に支障がない場合は、他のグラウンド照明の交換とあわせて行うと。時間がかかることを説明するように周知したところでございます。

また、道路上の穴につきましては、これも関係各課に確認しましたところ、市民の皆様から連絡があり次第、現場を確認し、危険と判断した場合は、即日、職員が対応し、それ以外は作業員に指示した後、1週間から10日では修復しているというところでございます。

道路白線につきましては、安全管理上から本庁安全対策課と支所が対応しておりますけれども、カーブミラー、ガードレールの新設を含め、交通安全特別交付金事業により、対応しているところでございます。基本的には区長さんを通じて7月のとりまとめを行い、10月から工事を行っているところでございます。その後に要望があった場合につきましては、翌年度対応ということになるというふうになっております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○3番（泉田栄一郎君） はい、わかりました。要望でございますけれども、市民への誠実な対応が市のイメージアップにつながると思いますので、常に研鑽をお願いしたいと思います。

次に、3点目に入りたいと思います。障がい者手当の現状ということで、泗水町に住まれております、障がい者をお持ちの方からの市民相談からの質問です。

合併前の旧泗水町のときは、障がい者をお持ちの家族に対して、日頃の介護の慰

労という意味で、年間12万円が支給されていたのが、合併直後からなくなったという話を聞きました。また、年末には、布団のクリーニングやシーツの配給もあったが、それもなくなったということです。だいぶ前の町長さんのときは、クリスマスには町長自らクリスマスケーキを持ってきてくれたこともあったと話されておられました。

合併したことで、様々な事情が変わったというのは、ある程度理解ができるが、何の説明もなく、支給金もシーツも、布団のクリーニングもなくなったことに怒りを感じておられました。

まずはじめに、合併後の菊池市の現状についてお尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 合併前の旧市町村における福祉サービスにつきましては、国や県の制度に基づくサービスをはじめ、それに上乘せした基準によるサービスの提供、または市町村独自のサービスが提供されていたと聞いておりますし、社会福祉協議会においても、それぞれ独自のサービスが提供されていたとも聞いております。

特に障がいのある方に対する手当てとしましては、国の基準による特別障がい者手当てや、障がい児福祉手当等がございますが、この制度につきましては、全国一律の制度であり、合併後も引き続き継続しているところでございます。

議員お尋ねの、家族介護慰労事業の件につきましては、旧旭志村を除く3市町で取り組んでまいりましたが、それぞれ対象者等について、若干の違いがあり、合併協議会の中で議論を重ねてまいりましたところ、合併後は、国の補助基準に準じて実施するとの結論に達し、在宅の寝たきりの高齢者の方を介護している方を対象とし、障がいのある方については、この制度の対象外としたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○3番（泉田栄一郎君） はい。大体分かりましたけれども、障がい者をお持ちの家庭は、熊本市や菊池郡市の方々といつも交流を、日頃からよくされているということを知っております。

そこで様々な話を聞くそうですが、近隣の合志市や菊陽町等の障がい者手当て等の事業については、どうなのか、お尋ねします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 障がいのある方を介護している方に対して、手当を支給する事業につきましては菊池圏域の他市町では、大津町については以前から事業を実施しておらず、合志市及び菊陽町が継続して事業を実施しております。

合志市につきましては、身体障がい者手帳の1種1級、または療育手帳のA1をお持ちで、市町村民税の非課税世帯、かつ過去1年間に障がい福祉サービスや介護保険サービスを受けなかった方を、在宅で介護されている家族を対象に、年額12万円支給される事業を実施しているとのことであります。平成20年度の実績はなかったとのことであります。

菊陽町につきましては、身体障がい者手帳の1種1級をお持ちで、障がい程度区分が重度の方、身体障がい者手帳の1種1級をお持ちで全盲の方、または療育手帳のA1をお持ちの方を在宅で介護されているご家族を対象に、年額18万円支給される事業を実施しているとのことで、平成20年度の実績は35件と聞いております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○3番（泉田栄一郎君） はい。再々質問をさせていただきます。

今説明がありましたとおり、合志市では合併後も年間12万を支給されていると。また菊陽町でも18万の支給が継続されているということをお伺いしましたけれども、それぞれの内容が若干違うとは思いますが、私が受けた泗水町の相談者は、説明もなく、いきなり支給がなくなったということで、弱者が切り捨てられたという印象が強いのですがとされています。

今後、菊池市独自の障がい者介護支援として、何かしていく考えがあるか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 本市では、現在のところ、障がいのある方を介護している方に対して、手当を支給する事業につきましては、実施する予定はございません。

今後、それを行うものとしたしまして、障がい者自立支援法に基づく障がい福祉サービスや、地域生活支援事業について、より一層、充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○3番（泉田栄一郎君） どうもありがとうございました。

○議長（北田 彰君） 以上で本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。

明日も引き続き一般質問となっております。

本日は、これにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

散会 午後3時19分

第 3 号

9 月 9 日

平成21年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成21年9月9日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（28名）

1番	東	英	俊	君	
2番	東	裕	人	君	
3番	泉	田	栄一朗	君	
4番	森	清	孝	君	
5番	藤	野	敏	昭	君
6番	樋	口	正	博	君
7番	二ノ	文	伸	元	君
8番	中	山	繁	雄	君
9番	水	上	博	司	君
10番	三	池	健	治	君
11番	怒留湯	健	蓉	さん	
12番	坂	本	昭	信	君
13番	隈	部	忠	宗	君
14番	奈	田	臣	也	君
15番	葛	原	勇次郎	君	
16番	木	下	雄	二	君
17番	坂	井	正	次	君
18番	森	隆	博	君	
19番	山	瀬	義	也	君
20番	本	田	憲	一	君
21番	栃	原	茂	樹	君
22番	松	本	登	君	

23番	工藤恭一君
24番	境和則君
25番	北田彰君
26番	外村國敏君
27番	徳永隆義君
28番	横田輝雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男君
副市長	永田明紘君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	石原公久君
市民部長	原川智明君
経済部長	後藤定君
建設部長	岡崎俊裕君
七城総合支所長	古閑昭二郎君
旭志総合支所長	中村榮光君
泗水総合支所長	岩下義人君
企画部首席審議員	木村靖弘君
財政課長	松岡千利君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山田浩文君
教育長	田中忠彦君
教育次長	井野英利君
農業委員会事務局長	五島千秋君
水道局長	安武昭二君
監査事務局長	大塚茂幸君

事務局職員出席者

事務局長	岩木精四郎君
議事課長	永田哲士君
議事係長	上田敏雄君
議事係	荒木崇之君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（北田 彰君） 日程第1、一般質問を行います。

はじめに、東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） おはようございます。日本共産党の東裕人です。通告に沿って質問を行います。

私は、6月議会の一般質問で、学校規模適正化審議会について非公開の問題、民主的手続きを踏まず、正副会長の意のままに進められた問題、そして当事者との合意形成の問題について指摘をしました。また同じ6月議会において上程され可決された保育園の民営化検討委員会条例をめぐって、民営化、先にありきではないか、また民主的議論、民主的手続きが保障されるのかどうか、質疑もし、討論も行いました。この6月議会を通じて、私は菊池市の審議会行政、諮問行政のあり方に疑問を持ちました。果たして公平中立なのか。結局、執行部の望むあるべき結論に向けて議論するような人選をしているのではないかと等々の疑問であります。そこで今回は、地方自治法第138条の4第3項及び第202条第3項の規定するもののうち、条例に基づき設置された附属機関のあり方について、公平・中立の角度から実例も挙げ、問題点も指摘し、改善の提案もしたいと思います。まずは、附属機関の委員の選出の基準は何か、どうやって、何を基準に選んでいるのか、誰が選ぶのか、1点目にお伺いします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

委員の選出の基準についてということでございますが、現在菊池が抱えます附属機関の委員の選任に関します一般的また共通的な基準はございません。しかしながら、附属機関の委員につきましては、条例の中で、その委員となるべき者を定めて

おりまして、一般的には学識経験者であるとか、各産業を代表するものであるとか、市長が特に必要と認めた者などの定義がなされております。誰が選ぶかということですが、事務手続きといたしましては、附属機関を所管する担当課におきまして委員候補を選任し、最終的には市長の決裁を受けることとなります。公平中立と言えるかということですが、委員を選任する際には旧市町村ごとの地域バランスや男女比のバランス、公平中立はもとより案件ごとに考慮すべき事項などを総合的に勘案し委員を選任しているというところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） では、わかりやすく直近の問題である公立保育園の民営化検討委員会を例に挙げてお聞きします。この委員会の委員は6名です。担当課の説明では、公立側2名、私立が2名、中立2名という構成。賛成反対を同数選びましたとのことでした。ところが、中立という立場で選任された学識経験者について調べてみると、大変立派な方ではありますが、私立保育園、社会福祉法人の理事長であり、執行部が言う中立とは言い難い方があります。なぜ利害関係者の対立の片方である私立保育園の理事長を中立として選任をしたのか、お答えいただきたいと思います。

また、昨年大きく報道されましたが、長洲町で公立保育園の民営化が議会で否決をされました。この長洲町では、民営化移管法人選考委員会、こういうのがつくられて、公立保育園の引受先が募集される、5つの社会福祉法人が応募をしました。選ばれたのは、今回の菊池の学識経験者が理事長を務める社会福祉法人でした。結局、長洲町の議会では否決をされ、この方は公立保育園を手にすることはできませんでした。自らが民営化の移管先法人として手を挙げるほど私立保育園の経営、運営に熱心な理事長を選任して、中立性が保たれると思っているのかどうか、答弁を求めます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 委員の選任につきましては、6月の議会でご承認いただきました菊池市保育園民営化検討委員会条例第5条に謳ってありますように、関係機関及び団体の代表者、学識経験者、その他市長が適当と認める者となっております。選任は、主に関係機関の代表者等をお願いし、また学識経験者につきましては大学に推薦依頼をして、学長から推薦いただいた先生をお願いいたしております。議員ご指摘の委員につきましては、保育学、教育学が専門の先生でございます。専門の知識を生かし、利害の調整や公正の確保に尽力いただけるものと確信いたして

おります。

以上でございます。

検討委員会条例の5条といったそうですが、3条の誤りでございます。訂正させていただきます。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） 私が今回問うているのは、その専門性だとか、大学の推薦を受けたかどうかではなくて、あくまで中立の問題、中立かどうかという点であります。これは、誰が考えても中立ではあり得ないと思います。仮に執行部がこうした問題で中立を掲げるのであれば、少なくとも利害関係者は選ぶべきではありません。また執行部があくまで公平を言うのであれば、誤解を与えかねない選任はすべきではありません。こういうことをするから、結論先にありき、言われるのではないのでしょうか。それから、担当課ではこの人選が行われた直後に私がお聞きした際には、どういう人か知りませんという話でしたが、8月28日に再度お聞きした際には、実は法人の理事長と知っていた、ということまで言われました。その場しのぎとは言いませんが、そういう発言をされると、結局前回の学校規模適正化審議会で指摘をした問題、議員に知らせない、知らせることを拒否する等々の問題と同じだと言わざるを得ません。こうした執行部のあり方が、審議会、委員会を「奥の院」にして、議員、市民の監視の目から遠ざけているわけです。これは本市が進める住民との協働とも相容れないものだと思います。この問題で、住民参加、住民との協働に力を入れている企画部長の見解もお聞きしたいところですが、それはまた別の機会にしたいと思います。私は、この付属機関の問題では、公開の問題は当然のこととして、選任の公正さに注意を払わないやり方は問題だと思います。そして、選任については、担当課任せではなくて、統一的に扱う部門が必要だと思います。担当課任せでは、なかなか今回のように中立性は確保しづらいと思うんです。わかりやすく言えば、執行部の都合のよい人選に陥る恐れがあると考えます。それから、こうした付属機関内の不服申立、苦情申立の制度が必要ではないかと思います。対立が激しい問題について審議する委員会では、その委員会内で選任についての不服苦情は賛成が多数ですから解決できないわけです。例えばですね。例えば賛成の人が多数を占める委員会では、その構成そのものの問題を解決することは当然できません。どうしても不服や苦情、異議を申し立てる場が必要となってくると思います。結論的に言えば、先ほど基準のところでは基準はありませんという答弁もありましたが、この付属機関の問題は現時点でルールがないというのが問題だと思います。やはり要綱なり規則なり等で公開の問題、選任の問題など、行政としての規範とか、

規律とか、民主的ルールとか、そういったものをつくる必要があるのではないかと思います。これは、学校規模適正化審議会や民営化検討委員会だけの問題ではなく、今後恐らく出てくるであろう庁舎問題をはじめ、各分野で必要となってくると思いますが、どう考えているのか、答弁を求めます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 職員の発言につきましては、私まで聞き及んでおりませんので、後で確認を取らせていただきたいというふうに思います。

付属機関の委員の選任につきましては、現下ではなく統一的に選考させる部署が必要ではないかというご指摘でございますけれども、付属機関を所管する担当課が委員の候補を選任し、市長の決裁を受けるという現在の選任方法におきましても、様々な視点から総合的に考慮して選任するよう努めておりまして、公平中立につきましても保たれていると考えておりますので、今後もこのような選任方法で進めていきたいと考えております。また委員の選任について異議申立ができないかということでございますが、委員の選任は条例に基づく選考を行っており、その過程では本人の同意、あるいは各組織の長からの推薦という形をとっておりますので、異議申立については馴染まないものと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） 今後もされるということですが、「問題あり」だから取り上げているわけですね。

次に、公立保育園の民営化の問題についてです。はじめに、私がはっきりさせておくべきであろうと思うことは、この問題で公立がよくて私立がだめとか、逆に公立が悪くて私立がよいといった、そういう公立対私立の選択が民営化問題の議論の軸に座るべきではないということであります。保護者でもなく、保育園でもなく、地域でもなく、自治体の財政難、経費削減を理由に行政が求めたのが民営化問題の出発点であります。この出発点、動機、そして路線が正しいのかどうか。民営化の結果、菊池の保育に何をもたらすのか。これまで果たしてきた公的責任を投げ出す客観的、合理的理由があるのかどうか。そういった議論がこの民営化問題で公立を選ぶか、私立を選ぶかの以前に交わされるべきであると私は思います。この立場で、私は民営化問題についてこれまで繰り返し取り上げてきました。前回の6月議会では、改めて総論と当事者・保護者の声を聞くという点から質問をし、不十分、問題ありと指摘もし、問題提起も行いました。今回は、その後起こっている問題や6カ

所で開かれた保護者説明会での議論、現在の保護者の声等々を踏まえながら質問をします。なお、各論や個別の論点につきましては、8月1日に私の議員活動の一貫として発行した冊子をぜひご参照いただきたいと思います。

でははじめに、6月議会で提起した問題について、この間、市としてどういう議論をしてきたのか、お尋ねしたいと思います。

まず、前回2つの点を問いました。公立保育園のコストは社会的に必要なコストである。子育て支援、若者定住と言いながら、一方で社会的に必要なコストを削る、これでいいのか。保育は、子どもたちが初めて受ける社会保障である。それがこういうことで民営化を進められる、これでいいのか。この2つの問題提起については前回明言を避けられたわけではありますが、その後、行政内部で議論したことがありますか。

それから、6月の市長の答弁についてです。市長は、確かに一面においてはコスト論に偏った面もある。公的役割を放棄しているかのような側面もないとは言えない、こう答弁されました。この市長の答弁を子育て支援課、行革課はじめ行政はどう受け止めて、どういう議論をしたのか。これらについて、前回以降2カ月間、どう議論をしてきたのか、はじめに伺いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） おはようございます。

6月議会で議員から提起されましたコスト論に偏った議論、公的責任を放棄した議論ではなかったかといったご指摘につきましては、3年間の内部議論の中で私どもとしましても十分に理解しているところでございまして、今回の公立保育所民営化について検討するに当たりましては、本市の現状や利害関係者への影響など財政面も含めまして、実に様々な視点からの検証を行い、議論を重ねてきたところでございます。つきましては、その議論の結果につきまして答弁させていただきます。公立保育所の運営費のみならず、公立、私立ともに保育所としての運営費は、子育て支援の観点から見た場合、社会的に必要なコストであると認識をしております。公立保育所の民営化は、この社会的に必要なコストを削減するのではなく、民間活力の活用により、最小の経費で最大の効果を上げるという行政の責務を果たすものであると考えているところであります。公立保育所を民営化することで、保育サービスを受取る園児への影響としまして、保育の質が低下することがあってはなりません。そこで、7月に実施しました民営化に係る経過説明会で、行政内部で検証をした結果の説明とともに、保護者の皆様からいろいろなご意見をいただきましたので、それを踏まえまして今後外部委員による民営化検討委員会で協議をしてまい

ります。6月議会でのご指摘の部分は、コスト論やこれまで公的な役割として実施しているものを、民間にできるものは民間の方に移管していこうというものでありまして、市民サービスが疎かになったり低下したりすることではなく、コスト面とあわせて住民サービスが本当に満足のいくようなサービス提供ができることを前提としての民間移管ということをお忘れてはならないという趣旨の発言でございます。これらの議論は、すべてにおいてサービスの向上を目指しての民営化の論議でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） 私は、6月議会以降、この2カ月間議論しましたか、していませんかということをお聞きしました。3年間の内部検討では、このコスト論だとか、社会保障論については議論もしたが、この6月議会の議論については、とりわけ議論もしてないということでした。では、ちょっとお聞きしますが、なぜ議論しなかったのか。3年間やったから、もういいと思っているのか。6月議会で提起した議員の問題提起はおろか、市長の答弁や市長の認識の変化すら気づかず、執行部は議論もしない。結局、執行部の皆さんは、そういうのは議論するまでもないと思っているのかどうか、これはお聞きしたいと思います。

次に、保護者説明会の問題についてお聞きします。6回開かれた保護者説明会が、一体、今市民に何をもたらしているのか。保護者説明会で説明すればするほど、混乱と対立をもたらしたと言えます。例えば、5つすべてが民営化対象であるのに、説明会ではいくつか残るかのようなイメージの説明をされました。その結果、今、保護者の中では、うちの保育園は残してほしいとか、第一幼楽園と第二幼楽園が統合するんだって、こういう誤解も広がっています。また冒頭述べたように、安易な官民比較の結果、公立がいい、私立がいい、こういった単純な対立の議論も起こっています。私は、こうした公立対私立という単純な図式での議論は、今後必ず禍根を残すと思います。私は6月議会で、なぜ保護者の声を聞かなかったのか、質問をしました。執行部は、不要な混乱を招いてしまう恐れがあるからと答弁され、市民に知らせないことを正当化されました。しかし、皆さんが説明すればするほど、不要な混乱が引き起こされました。これは、3年間内部検討はするけれども、市民には知らせない姿勢、市民との合意形成の著しい軽視が引き起こした混乱ではないかと思えます。市民に知らせなかった責任と混乱を招いた行政の責任は、私は重いと考えますが、どう思っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 最初に、議論はやっていなかったのではないかというご質問でございますけど、私ども担当課と行革、その関係する課におきましては、随時その検討、議論は行っているところでございます。現状や課題、そして将来予測、他市の状況等について、十分な調査研究により、市としての基本方針が決定しましたので、7月に民営化に係る経過報告を中心として保護者説明会を実施いたしております。6月議会での答弁で、市としての基本方針が決定されないままでは不要な混乱を招く恐れがあると申しましたことは、議員ご指摘のとおりでございます。今回の説明会では、実に様々なご意見やご指摘、ご要望等をいただくとともに、質問等につきましても十分ではございませんがお答えができたものと考えております。十分な内部検討・検証の結果があったがゆえに説明責任を果たせたものだと考えております。不安や不満等のご意見はもちろんございましたが、活発な議論が説明会でなされたものと認識しております。今後、この貴重なご意見等は公立保育所民営化検討委員会に報告をさせていただきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） 議論の問題で言うと、随時議論してきたと言われますが、その随時議論して、その中身が保護者説明会に反映されなかったことが私は問題だと思っておりますし、先ほどから言っているところであります。

それから、行政の責任の問題で言うと、これは保護者説明会である保護者の方は、民営化とか突然言われても、こういうことも言われました。また七城では、七城時代にまったくなかった民営化の問題が出てきて、合併は一体なんだったのかとの、こうした保護者の不安や怒りの声が上がりました。民営化が打ち出されて3年、保護者に知らせず内部検討だけして、突然説明したのは執行部であります。保護者の方に合併そのものさえ後悔の念を抱かせるような説明をしたのも、執行部であります。説明のやり方も、合意形成のプロセスも稚拙な結果、混乱を招いた今日の事態は、執行部として反省すべきではないかと思えます。

最後の質問に移ります。この間の保護者説明会では、本市の保育行政の理念、ビジョンや将来像、展望は6カ所すべて回りましたが、最後まで語られることなく終わりました。語られたのは、先ほど市民部長が説明責任を果たしたと言っていたが、語られたのは民営化の妥当性のみであり、自治体の財政難という民営化の大義名分だけであります。私はこれでは理念なき民営化し言わざるを得ないと思いません。今、この菊池市に求められるのは、保育の現場と保護者、地域に公立か、私立

かの対立を持ち込むことではなく、菊池の保育をどう充実させるのか、こういう議論だと思います。例えば菊池の保育、子育て支援、こういう素晴らしいものにした。そのために公立はこういう役割を果たします、私立はこういう分野で力を発揮してほしい、そういった議論なしに財政論、コスト論だけ説明をされてきたわけですから、こういう保育充実のために、じゃ今、この菊池で何をすべきかという議論・検討が必要であると私は思います。

そうした角度から、最後に公的責任の問題についてお聞きします。この公的責任の議論は、はっきり言えばこれまで皆さんが、内部ではわかりませんが、公にしているところで皆さんが無視してきた議論であります。皆さんが選んだ民営化検討委員会の学識経験者ですら、公立の役割を軽視しているというような、本市の議論はそういうレベルであります。事は子どもと地域の将来に関わる問題です。もっとまじめに議論するべきではないかと思います。そこでお聞きします。一体行政は公的責任をどう考えているのか、またこれまで果たしてきたと言えるのか、今後どうするのか、お答えいただきたいと思います。

それから市長にお聞きします。6月議会の施政方針に対する質疑において、私は市長の社会保障論をお聞きしました。市長は、多様化する市民のニーズに対して福祉サービスを充実していかなければならない必要がある、こう答弁されました。何箇月前の話です。保育とは言うまでもなく社会保障であり、福祉であります。その充実を施政方針で掲げた市長が、公的責任について一体どういう考えをお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 最小の経費で最大の効果を上げることが行政の責務の1つであると考えております。民営化をはじめとして保護者や将来を担う子どもたちへの経済的負担をできるだけ減らすことも大切なことです。民営化は、限られた財源や人員の中で様々な施策の拡充を図ることや子育て支援に係る事業を支援するための財源を生み出すことでもあると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 菊池市の長い歴史の流れの中で、子どもたちというものは、常に私たち市民の宝物でもあります。そして次の時代を担う、次の時代に引き継いでいく、菊池市の未来をさらに切り開いてもらえる、そういった明日への一つの大きな希望となるものだと、このように受け止めております。一方、子どもたちや家庭

を取り巻く環境というのは、時代と言えばそれまでであります、大変厳しい状況環境下にあります。特に共稼ぎをはじめとする保護者の皆さん方の仕事などで子育てに対する時間、あるいは精神的なゆとりというのが持てない、そういう場合が非常にこの多発しているということだろうと思います。こういった中で、保育園の果たす役割というものにつきましては大変重要になっていきっていると受け止めております。民間の力を今以上に活用して多様化するこういった保育ニーズに対しまして答える、あるいはまた効率・効果的な保育園の、保育所の運営を進めるということが、これはできるならば民営化の1つの選択肢の大きな、重要な選択肢の1つではないのかなと思います。保育園は、子どもたちの最善の利益を考慮しながら、その福祉を積極的に増進することにもっともふさわしい生活の場でなければなりません。このことにつきましては、すべての児童、等しくその生活を保障されて愛護されなければならないとする児童福祉法の理念に基づく、相通ずるものであると思います。この理念については、先ほど述べられましたように公立・私立とも変わるものではないと思います。単なる公立・私立の比較だけで終わってはならないと思っております。これまで子育て支援に係る様々な施策につきましては、菊池市次世代支援行動計画を基にいたしまして実施をしてまいったところではありますが、この計画は本年度見直し、後期行動計画を策定することにしております。平成20年度に実施しました各種の子育て支援サービスの利用状況をはじめ、保護者の次世代育成に関する要望や意見を把握するためのアンケート調査を分析をいたしまして、来年度からの5年間の後期行動計画に反映をさせてまいりたいと、このように考えております。今後も引き続き次世代を担う子どもたちが、この心豊かで、健やかに育ち、誰もが安心して子どもを産み育てることのできるような施策を総合的に推進してまいりたいと、このように思っております。6月の議会におきまして、福祉の充実を述べ、そして民営化を直ちに打ち出してくるということについてご指摘がございましたけれども、公的な責任というものについては、これはあくまでも公的な責任は民営化によってもやはり成し遂げられるものだと思っております。単なる民営化によって民に投げ出してしまうということじゃなくて、先にも述べましたように、やっぱり民営化とこの公でやる場合の違いというのは、どちらにしてもサービスの低下を起こしてはならないと。今、大学も民営化して民間大学があり、高校にしてもそうあります。しかしながら、またこの下れば小学校、中学校という義務性の中においても、やっぱり私立の小学校、中学校というのがそれなりのサービスを向上して、そして成績も非常に素晴らしいと、立派な生徒が育っているというのがあります。保育園につきましても、民営化が決して悪いということではなくて、悪いところを取り除きながら、公の役目というものを果たしていくことができるとすれば、これ

はいいことではないのかなと思います。決して全廃にしてしまっ、公の施設をすべてなくしてしまおうということになるかならないかは、今後の外部の検討委員会の皆さん方のご意見に待たなければなりません、いいところを残して、菊池らしい菊池の子どもを育てていくという中において、民営化も選択肢の、大きな選択肢の1つとして位置づけられているということで、住民の皆様方をはじめ議会の皆さんのご理解を仰ぎたいと思いますが、この間における議論というのは大いに戦わせて、その方向性に影響を与えるような議論があってもしかるべきだと、このように思っております。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午前10時35分

開議 午前10時43分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） おはようございます。2番バッターでございます。このたびの質問の方は、生活環境あたりの遅れで、また道路網の整備あたりの遅れで、大変なこう地域間格差ができております。そういう点から、山間地、また中山間地についての質問が多くなるといいますから、どうか執行部におかれましては、明確にお答えを願いたいと思います。

まずは、1番の22年から26年まで、5カ年の辺地計画についてであります。辺地地域は、生活環境整備の遅れ、道路整備などの遅れのために、その他の地域と比べますと地域間格差が著しく拡大しております。少子高齢化が進み、3、40年の間に急激な過疎地になっております。竜門、水源、河原、水迫、学校適正規模審議会の答申では、北小、隈府小との統廃合が出ております。私が住む河原地区は、辺地地域に指定はされておりましたが、小学校の生徒数は500の堅持と言われておりましたが、現在では38名であります。このままでは山間、中山間集落が崩壊をしてしまいます。菊池の自然環境や水資源の保護も辺地の人たちの人力で守られている。菊池の自然、水の豊かさも、辺地地域の人たちのおかげであると。平たん地を含む恵まれた地域の人たちも、理解し、市民挙げて辺地事業を進め、今までの地域間格差を取り戻し、安心して生活ができるように努力するのが市や議会、市民の責務であると思います。辺地地域は、小木辺地、竜門辺地、班蛇口辺地、重味辺地、柏木護辺地、杉生辺地、原本村辺地、塚原辺地、平山辺地、若木辺地、伊牟田

辺地、桜ヶ水辺地の11の辺地地域があります。辺地計画をどのように進めていくのか、質問をまずいたします。今までの辺地事業の取り組みについて、また対象となる辺地事業について、まず説明を下さい。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 辺地対策事業債とは、山間地域の辺地とその他の地域の間におきます住民の生活や文化水準の格差の是正を図るため、公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置を定めたものでございます。対象事業につきましては、道路及び林道事業をはじめ、飲料水供給施設や下水処理施設などの事業がございます。また、辺地対策事業債は、充当率原則100%、元利償還金の80%を交付税措置する等、大変有利な起債でございます。本市におきましては、平成17年度から本年21年度までの5カ年間で11地区において整備計画を策定しておりまして、市道・林道の改良をはじめ、法面保護工事、防火水槽の設置などを行ってまいりました。現在、新たに平成22年度から平成26年度までの5カ年間の総合整備計画の策定を進めておりまして、各部各課に周知し、担当課におきまして関係区長からの聞き取り等を実施し、事業の検討を行うよう徹底に努めているところでございます。今後はより一層地域住民の意見を反映させるために、区長文書等の手法を用いて周知を行い、当該区長への要望を伺いながら計画の策定を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） ただいま部長の答弁の中で、大変こう有利な事業であると、充当率が100%ということでございますし、これを使わんで何で使うということでございます。特に今お答えありましたように、各部担当課が辺地地域の区長さんから聞き取りをして事業を検討するというところでございます。今後は地域住民の意見を反映させるために、区長文書等で周知を徹底するというお話がありました。そして、推進に進めていくということだと思いますけれども、私は、区長さんたちから事情を聞く前にですね、やっぱり辺地地域の皆さん方に説明会をして、その中で何を望んでいるのか、何が一番必要なのか、まず聞くと。そして、各課と区長さん方と検討をしながら企画で計画を立てていく、このことが一番だろうと思います。何せ市民の意見が行政に反映されていないという市民の声が大変多うございますから、やっぱり区長さんを通じても必要なんですけど、まずはじめに22年からの事業計画でありますから、こういう事業がありますからどうですかというようなことを

まず投げ掛けて、そしてしていくということが大事だと思います。このことについても、お答えを願いたいと思います。また、今まで市道や林道、法面工事、防火水槽等もやってきたということでございますけれども、こんな有利な事業がですね、5カ年計画であるのに、なぜもう少しですね、その地域に行って、市から進んでこの事業に取り組んで下さいよというようなことを言わなかったのかなという、大変残念でございますけれども、これは22年からの計画でありますからですね、まずは今部長の答弁がありましたように、いろいろな仕事の内容が入っておりますね、この中に。例えば、対象となるのは道路であると、林道であると、飲料水そういう施設であるとか、下水施設であるとか、また農業林業の共同の施設もこの事業の中に入っていると。そして、地場産業の振興を進めていくためにも加工施設等もあるわけなんですね。ですから、この事業には本当に幅広いこう事業でありますからですね、十二分にそのことをまず、その辺地地域の皆さん方に話をし、そしてお宅たちのところは、例えば集落が寄っておりますから、そして水資源の一番上流に住む方たちですからですね、旧菊池市は平坦部は下水道、またその対象外は合併浄化槽ということでございますけれども、その際ですよ、そういう集落排水含めてですよ、このことも可能なんですね、部落が寄つとれば。このようなことも含めて、私はまず地元の説明をやって、その後、庁内で検討をすると、このことが望ましいと思いますけれども、これは部長、どうお考えですか。お答え願います。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 2回目の質問にお答えさせていただきますが、地域の説明会を行いながら、各課等が検討をして計画の実現が必要じゃないかと、住民の意見を聞けというようなご意見でございます。これまでも区長さん方のご意見は伺いながら辺地の中に反映をいたしてきております。防火水槽等の設置につきましても、できるだけ早くできるように、またこの有利な事業を使って住民の負託に応えられるようなことで取り組んでまいりました。今後におきましても、さらに区長さん方との連携を取りながら、住民の意見を反映させていきたいというふうに思っております。ただ、要望は聞いてまいりますけれども、すべてが満足してできるものではございません。有利な80%の交付税措置がございますけれども、20%の一般財源も伴うものでございます。財政上の問題もありますし、また合併時の旧4市町村の標準財政規模割での割合もございます。そういう中で、いろいろ調整を図りながら優先順位、緊急度を定めて、区長さんと協議を行いながら各部・各課で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） 再々質問をいたします。今のところ、よろしく願います。市長にですね、余りにも開きすぎた地域間格差ですね、今、部長答弁の中にありましたように、新市建設計画、これは各市町村の中での配分が決まっております。でもこれをですね、そのまま行っただけでは、やっぱり格差はまだ広がるばかりですね。ですから、これを縮めていくと。そして、やっぱり生活基準はやっぱり市民は一緒だという形になっていくためにはですよ、市長、どうか特別な特区、辺地特区あたりでもですね、つくるような意気込みで市長にやってもらいたいと思いますけれども、市長の辺地地域に対する思いと、この辺地計画についての思いを述べていただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 少子高齢化社会、また人口減少時代を迎えております今日おきまして、本市におけます中山間地域においても、まさに限界集落、あるいはまた準限界集落の増加が大変懸念をされております。辺地地域におきましても、集落の維持など大変重要な課題になっております。その対策方法の1つとしての辺地対策事業というものにつきましては、ただいま部長答弁にありましたように100%、そして80%交付税ということで大変有利な事業であります。これまでも数多くの辺地債を使った事業をやってきたわけでありまして、今後におきましても、引き続き地域の方々のご意見というものの、あるいはまた要望が数多く出ておりますが、さらにそういった要望を伺いながら、辺地総合整備計画を策定しながら、辺地債を有効に活用することで辺地地域、そしてまたその他の地域との格差解消に努めてまいりたいと、このように思います。水の豊かさということを言われました。また、この水の豊かさは、私たちの菊池地域の農業地域としての豊穡な実りと呼び込んでおります。またこの、特に山林地域におきましては、中山間地域の皆さん方によりまして、菊池の山林が守られて、CO₂の削減などによって目に見えない、多大なる効果を上げていますと、このように思っております。今後そういった意味では、こういった辺地地域、中山間地域というものについて、地域力が衰えないように維持し、そしてしかもパワーアップできるような施策というものをこの辺地債等を利用して頑張っていきたいと、このように思います。これは地域間格差というのは、このただ単なる菊池地域の地域における格差のみならず、全国的な一つの地域間、都市と農村部の格差、そしてそれぞれのこの住民の皆さん方の中におきます所得の格差とか、あるいは福祉や教育におきましてもそういった格差に基づく格差が

出てきているということで、格差を何とか縮めていこうというのは、行政のそれぞれの知恵と努力によらなければなりません。また、ご指摘のように、特区制度というものにつきましても、ご案内のとおり菊池は有償サービス応援特区ということで、福祉の特区を取りましたし、また20アールをもって農家とさすというような特例の特区も取っておりますが、いろんな特区を取ってまいりました。意味としては十分理解できますので、今後またそういった特区制度に則って、さらに余所の他の地域間格差を縮めていく、あるいはまた上回っていくことを念頭に置きたいと、このように思っております。ただ、今、総じて言えることは、この菊池市民の所得というものが14市の中で確か何番目だったでしょうか、3番目、3位についていると。そして、47市町村の中で10番目にあるということで、これだけを比較するわけではありませんけれども、農業、商業、工業、あらゆる面において5本の指に入っているということで、非常にバランスのいい形態になっていると思います。その中でまた格差が出ているということでもありますので、さらに細密にわたりまして施策の充実を図ってきたいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） それでは、2番目の国道325号線の4車線化について。平成18年の8月23日、国道325号線4車線化道路整備期成会を設立、同じ日に整備促進大会も開催した。また19年の8月の7日に、国土交通省に要望した。325号線4車線化は、本市の活性化に不可欠である。企業誘致をするにも、また定住人口増のためにも、本市の325号線の4車線化は最重要課題であります。本市挙げて取り組み、1日も早く菊池市内の4車線化の実現に向け努力をすべきだと思います。現在、新飛熊橋の架橋工事が行われております。現在の進捗状況と今後の計画についてお答えを下さい。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） おはようございます。

お尋ねの国道325号線の4車線化につきまして県に確認したところでございますけれども、現在事業認可を受けて事業を実施している区間が旭志延伸工区でございまして、旧旭志村の合志川近くのコンビニ付近から国道325号と国道387号を結ぶ市道の、通称グリーンロードの交差点先のコンビニまでの延長950mとなっております。現在の工事としましては、合志川に架かる議員ご指摘の新飛熊橋の架設工事が行われているところでございます。旭志延伸工区は平成17年度から事業に取り組み、事業推進に伴いまして用地交渉等に市、県、職員一丸となって努力

しております。現在、用地の取得率が面積、筆数共に84.3%という状況でありまして、100%には至っていない状況でございます。用地交渉に当たりましては、地権者それぞれの個人情報などに関わるものであり、いろいろな問題を一つ一つ解決してからのご理解とご承諾ということになりますので、現在事業中の旭志延伸工区の用地完了を目指し、今後も十分な誠意をもって努力していく考えであります。平成21年度で用地が完了いたしますと、平成22年度には旭志延伸工区の工事完了が見込まれますので、次の森北工区へ引き続き事業が移れますよう県へ強く要望する方針でございます。

菊池市街地までの4車線化につきましては、事業認可がなされておりませんので、未定の状況でございます。県としましては、まずは現在の道路拡幅のルートを前提に森北から北宮間、菊池工区といたしますけれども、これまでの事業成立を目指して作業中であるとお聞きしております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） ただいま部長の答弁の中で、現在の計画区間の用地買収率が84.3%と聞いております。計画どおりに進むように、100%に向けて市も全力で取り組んでほしいと思います。

それでは、再質問いたします。用地買収が完了すると、平成22年には旭志延伸工区の工事完了が見込まれます。次の計画が市の考えどおり現道拡幅ならば、森北工区と考えられます。国の事業認可を受けなければなりません。それと並行して道路両脇の地権者の同意を取り付けて認可に合わせると早期着工につながると思いますけれども、森北工区の説明会等について、もうそろそろ始めるべきではないかと思っておりますけれども、部長、考えはどうか。お答え下さい。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げます。

現在のところ、森北区間のそう線については決定をしていないと県の方から伺っておりますので、それが決定次第、県の方からの事業説明があるものと思っております。また、先の衆院選の結果を踏まえまして、非常に政治的にも混乱をしている状況でございますし、財源等につきましてはですね、国の方、県の方とも非常に不透明な状況でございますので、スムーズにいきますよういろんな情報を収集しながらですね、事業の推進を図っていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） この4車線化については県事業でありますから、県の方が積極的に国に働きかけてやるということではありますが、路線の認定、このことが前提ということでもありますけれども、本市としてはあくまでも現道拡幅ということをご皆さんが思っているわけでございますからですね、やっぱり早めに地元の説明して、そして両脇あたりの用地交渉の応じますよという印鑑をつけていくならば早くできますから、この点についても、どうか今後の課題でございますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次がありますから、次に入ります。次は、県道の3番の改良についてであります。これから7番の市道改良については、私たちの住む河原と、特に河原の区長会の働きかけです、隣の水源さん、戸崎校区、あわせて5月に地元県議と一緒に県道・河川・道路・農地・危険箇所、すべてを見て回っております。その中で、各区長さん方が各校区の問題、区の問題、それにつながりますから、本来市道問題について議員がどうのこうの言う問題ではありませんけれども、これは今までのそういう長年の積み重ねで各校区から上がってきた問題をどのように県や市が受け止めとるかということをごたすために質問いたします。

まず3番の道路改良について。二重の峠菊池線、松島内の拡張工事は終わり、最終工事の区内の上下の架橋の工事が残るばかりになりました。まだ用地交渉少し残っておりますけれども、今後県はどのように進めていくのか、このことも答えてお願ひしたいと思います。

次に、松島上下の橋工事が終われば、次は松島・下組間あります。車の離合もできないような状況であります。松島・下組間の改良計画について、市は県にどのような働きをしていくのか、これも今からの課題でございます。このことについてもお答え下さい。

また、3番の水源校区の念願であった下木庭・上木庭間の拡張工事も、水源校区の区長さん方はじめ、各役職の皆さん方の同意の印鑑、そしてまた特に地権者の皆さん方が事前に協力しますという署名をもらいました。これもひとえに河原、水源の区長さん方のおかげであります。21年より工事を着工しておりますけれども、日生野・隈府線、下木庭・上木庭間の現在の進捗状況についてお知らせを願ひたいと。

以上、3点について質問いたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 県道の改良についてのご質問でございます。いずれも県の方に確認したところでございますので、その答えを申し上げたいと思います。

1点目の二重の峠・菊池線、松島のところの工事でございますけれども、地域活力基盤創造交付金事業で平成13年度から着手されており、計画延長が600m、車道幅員が6mの事業計画概要でございます。平成13年度から平成20年度までの実績としましては、用地補償交渉と道路改良工事を実施し、完了済みの延長353mを現在供用開始しているところでございます。平成21年度につきましては、第1松島橋の仮橋に着手し、本橋の下部工完了をする予定でございます。平成22年度以降につきましては、第1松島橋の上部工、橋の長さが22.1m及び第2松島橋の仮橋と上部工、下部工、橋の長さでいきますと22.8m及び残りの247mの道路改良工事を計画していると聞いております。

2点目の松島・下組間でございますけれども、県に確認したところでは、お尋ねの松島校区の延伸区間でございますが、まずはただいま答弁しました松島校区を完了させることが第一ということをお聞きしております。現在施工中の松島校区の進捗状況を見ながら、松島・下組間の改良計画につきましては、地元と十分協議を重ねながら事業着手に向けて取り組んでいくように市としても検討、働きかけていきたいと考えております。

3点目の日生野隈府線、下木庭・上木庭間の拡張工事の進捗状況でございますけれども、本校区は平成18年度から単県道路改良事業として着手されており、計画延長が680m、車道幅員が5.5mの事業計画概要でございます。平成18年度から19年度に詳細設計と用地調査を実施し、平成20年度に13筆の用地補償が終わり、補強盛土工で120m、軽量盛土工を62.5m施行されております。平成21年度につきましては、用地補償関係と補強盛土工90mの入札、発注の準備中と伺っております。残りの延長497.5mは、平成22年度以降の事業予定と伺っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） 今の問題も、早期完了に向けてご努力を願いたいと思います。

続きまして、4番の菊池川、河原川、堰の改修について。宝永隧道110haの水の取り入れ口の2つの堰であります。木庭堰は、昨年調査、ボーリングが終わり、工事を待つばかりであります。しかし、この予定が本年と聞いておりますけれども、1年間延びたということですのでございまして、来年から確実にやる

のかを、まず尋ねたいと思います。また、岩下堰の改修であります。これは平成8年の大雨で集落の10軒が冠水をいたしました。市道も決壊をいたしました。その後の計画で自動堰に決まり、上流の河川をまず1m下げようと、これは右岸、左岸であります。その護岸工事も終わり、本年から本体の工事だと聞いております。特に県下では初めてのアルミ製の3mの自動堰ということでもありますから、これについての進捗状況もお聞かせ願いたいと思います。

この2点について、お尋ねします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 木庭堰の改修につきましては、経営の農業用河川耕作物応急対策事業により実施しております。本年度は詳細測量設計と地質調査を実施しております。工事につきましては、県へ確認をしましたところ、現在の計画では平成22年から23年度の2ヶ年度の債務による事業計画とのことであります。平成22年の秋以降の稲の収穫後に着手し、平成23年の梅雨前までには竣工する計画と聞いております。工事内容につきましては、平成22年度に堰本体の工事と左岸側の擁壁工事を行い、平成23年度に右岸側の擁壁工事と魚道工事等を行い完成となると伺っています。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 岩下堰につきましても県に確認したところ、広域河川改修事業として取り組んでおり、スケジュールでは平成21年10月から22年3月の期間で堰体幅23.8m、長さ15mの岩下堰の下部工工事を、平成21年12月から22年3月の期間で堰長19m、高さが3.25mの鋼製転倒堰工事をそれぞれ予定されており、現在は入札等の準備中と聞いております。また、工事の進捗状況によりましては、繰り越しもあり得ると聞いております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） 続きまして、5番目の河原川最終地点架橋についてであります。支流河原川の菊池川合流地点、岩下堰の改修に伴う架橋の浚渫の工事の予定がありますが、これも福村市長、大変お世話になって、岩下堰が転倒堰で3mということで、市道に架かる沈み橋、これを橋が自動堰になれば流してしまうということで、その集落につなぐ架け橋でございます。これは特に菊池川の管理橋、道路に

もなるわけでございますけれども、このことについて今の進捗状況はどのようになっているかをまずはお知らせ願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 支流河原川の菊池川合流地点の橋の状況でございますけれども、これも県工事でございます、広域河川改修事業として橋の長さが26.7m、幅員5mの橋梁、上部工が1橋で、基礎杭打った橋台が2機ということで聞いております。及び河川護岸工、延長が79mの事業計画概要になっております。本年度は橋梁下部工と護岸工工事を21年9月から22年3月の期間に、次に橋梁上部工工事を21年11月ごろから22年3月の期間で予定されております。21年度中には橋梁は完成予定でございます。現在、橋梁下部工と護岸工事は契約の手続き中で、橋梁、上部工工事は入札準備中と聞いております。またこの工事につきましても、進捗状況により繰り越しの可能性もあるとお伺いしております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） 次は6番目の急傾斜事業についてであります。河原の柿木平の集落の上の急傾斜が大変危険でありますから、これは地元からの強い要望で、区長さんの方からの要望で県の方もどうか調査やって事業に着手したいという考えであるようでございますから、このことも先ほど巡視のときに出た問題でありますから、確認の意味で今の計画はどうなっているのかをお知らせ願いたい。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 急傾斜事業の計画でございますけれども、県に確認しましたところ、本年度に急傾斜地崩壊対策事業、補助事業として新規採択をされ、事業計画では擁壁工延長150mを施工するものでございます。現在、地質調査と測量設計を5月から12月の工期で委託実施中でありまして、ただ、当該地は地籍調査が終了していないために用地測量に時間を要しておりますが、10月ごろに関係者への事業説明会を計画しており、その後、用地が寄附行為になりますので、用地寄附行為が完了次第、工事着手の予定と聞いております。擁壁工事につきましては、平成22年2月ごろから概ね3カ年程度で完了の予定と聞いております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） 次は、7番目の市道の改良改修についてであります。このことも、部長、1回ですべて答弁をやって下さい。

まず、藤田・赤星線付け替え道路についてであります。これも岩下堰の改修に伴う岩下までの、先ほどの架橋からの付け替え道路5mでありますけれども、これもどのような計画で、どのような形で進んでいくのかをお願いします。

また、上木庭・陣床線についてであります。これも、日生野・隈府線の下木庭から上木庭にかけての道路拡張工事があるおりにまして、今迂回路になっております。本来ならば市道拡張が先でございましたけれども、なかなか市道拡張がならないということで、今大変こう迂回路で迷惑をやっております。ここに東議員がおられますけれども、これまだ私その前にちょっと手掛けておりましたものですから、東議員とともにお願いをするわけでございますけれども、この陣床線についてはどのような計画で進んでいくのかをまずお聞かせ願います。

これは、陣床・佐野線についても一緒であります。東部中山間の整備の中で、ちょうど進入路が変則T型ということでございますから、佐野地区と上木庭地区から道路を東の方に移転してくれんかという形でございます。これは外村議員さんと一緒に立ち会って話を進めておりますけれども、このことについてもですね、今、県の方が設計に入って可能かなんかを図ってみるということでもありますから、その進捗状況についてもお知らせ願いたい。

4番目に、今・赤星線についてであります。これは、つまごめ荘の改築に伴いまして大型車両が通った関係で大変路面がでこぼこになっております。ですから、戸崎の方から1日も早く工事をやってくれということでございますけれども、このことも恐らくは本年はやると思っておりますけれども、そのところの答えもいただきたい。

そしてまた、赤星・乙森線、これについては消防署の裏になりますけれども、市道であります新興住宅地でありまして、その排水が市道に流れ込んで、雨のちょっと強く降るときには自動車が通れない状況であるということでございますから、この排水計画についてもいつからやるのかをお答え下さい。

また、6番目の亘・深川線、これは387号線の深川の入口でありますけれども、河原やまた戸崎、亘、片角、この方たちが387号線を通るときですね、一番の近道でありますから、その入口の交差点が非常に狭うございます。このことも恐らくは早急に工事ができると思っておりますけれども、いつから工事着工なのかをお聞かせ願いたい。

また、7番目の赤星堰の左岸側、これは赤星堰の管理用道路でありますけれども、このことをまず赤星校区の方から雨水時期には大変管理に困るから市道に編入をとすることを上げておりましたが、これが可能かどうか。

また、8番目の今橋上流堤防の左岸側、まだ河川改修中でありますから、亘・甲森線の流れになると思いますが、この左岸の市道編入は可能なのか。

この8点について答えを願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 1点目の藤田・赤星線でございますけれども、藤田の河原川に架かる沈み橋、第4藤田橋でございますけれども、橋梁の長さが37m、幅3mを今回の河原川河川改修に伴い、岩下堰改修工事において撤去する計画であり、約240m下位の位置に県が新設する菊池川河川の管理用道路、これは橋梁新設も含んでおりますけれども、を占用しまして、河川敷から藤田・赤星線までの約120mを幅員5mに新設する計画であります。この事業につきましては、現在測量設計業務を委託しておりまして、年度内には用地買収を完了したいという予定であります。

次に、2点目の上木庭・陣床線でございますけれども、下木庭から上木庭を通り県道日生野・隈府線へ抜ける重要な生活道路でありまして、現在県が実施中の県道日生野・隈府線道路改良工事の迂回路となっている市道であります。県道までの約300mが未改良の状況でございます。以前から地元要望があり、隣接者の同意書もいただいておりますので、新市建設計画では平成23年度から着手する計画であります。

3点目の陣床・佐野線につきましては、県道日生野・隈府線から菊池佐野区への唯一の市道であり、局部的な改良は実施しておりますけれども、県道から約260mが未改良区間で、幅員も3m程度と狭く、また勾配も急で離合箇所もない状況であります。現在、菊池東部2期地区中山間地域総合整備事業陣床校区が実施中であり、市道の拡幅も含めた整備計画を検討いただいておりますので、計画ができ次第、地元との協議を行い、改善に向けて努力してまいりたいと考えております。

4点目の今・赤星線につきましては、今区から戸崎小学校への通学道路であります。特別養護老人ホームつまごめ荘の改修工事に伴う大型車両の通行等によりまして路面が老朽化し、児童の通学等に支障をきたしている状況であります。現在、地域活性化経済危機対策臨時交付金事業により、測量設計を終え、工事着手に向け準備中であります。

次に、5点目の赤星・乙森線でございますけれども、菊池広域連合北消防署から東側の上赤星区と森北区の境界付近における市道で、以前は畑地帯であり、アスファルト舗装のみを実施しているのが現状であります。近年宅地化が進行し、側溝もない状況で、部分的に路面に雨水が溜まり通行に支障をきたしている状況でありま

す。現在、地域活性化経済危機対策臨時交付金事業によりまして測量設計の準備中であり、設計ができ次第工事に着手する計画であります。

6点目の亘・深川線でございますけれども、県道の菊池・赤水線から市道の亘・甲森2号線を交差し、片角、北宮を通り、市道菊戸橋線を交差して深川区から国道387号を终点とする市道であります。終点部の国道387号と市道亘・深川線との交差点が非常に狭隘で障害物も多く、度々事故が発生している状況で、地元深川区からも改良の要望が出ている箇所でございます。そのことから、平成20年度に地権者のご理解を得て用地補償契約が完了し、本年度には改良工事を実施するために現在交差点部分を警察と協議中であります。協議が終了次第、工事に着手する計画であります。

7点目の赤星堰左岸堤防の市道へのという考えでございますけれども、北宮神社前の菊池川左岸の国直轄河川、菊池川の管理用道路で、堤防敷道路幅員3mでございます。河川管理用道路としての機能が主であり、生活道路としての市道の認定の考えは現在ございません。

8点目でございます。今橋上流の堤防の左岸の市道につきましては、菊池川左岸の旧今橋から現在の新今橋までの約125mであります。ご指摘のとおり市道亘・甲森2号線が旧の今橋で行き止まりの状態にあります。現在、当該箇所の上流域は県による河川改修計画があり、その進捗状況に応じて協議を行い、市道今・特老線に接続する市道として市道認定をする予定であります。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 山瀬義也君。

[登壇]

○19番（山瀬義也君） 積極的なご答弁をいただきましたから、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（北田 彰君） ここで、昼食等のため暫時休憩します。午後の会議は、午後1時から開会します。

○

休憩 午前11時31分

開議 午後 零時57分

○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、隈部忠宗君。

[登壇]

○13番（隈部忠宗君） 午後からの1番ということで、よろしくお願いいたします。

1 3 番の隈部でございます。先般通告をいたしました、1 番目に九州新幹線開業と本市の活性化について、2 番目に本市の農業の活性化について質問をいたします。

九州新幹線開業を1年半後に控えて、県下各界各地で観光客誘致や交流人口拡大に向けた取り組みが行われております。山陽新幹線管内時速300km、九州新幹線管内260kmで運行されますと、新大阪駅から鹿児島中央駅までわずか4時間だそうでございます。そこで、この新幹線開業と本市の活性化について、まず3点お伺いをしたいと思います。

1 番目に、全線開業をどう本市の経済浮揚につなげるか。

2 番目に、その開業効果をどう市民や地域に波及させるか。

3 番目に、よく言われますが菊池には自然がある、歴史文化がある、温泉や清流、またおいしい農畜産物がある。これを活かし、ネット化した滞留型の観光地づくりが必要ではないかと思われま。通過点としない対策についてお伺いをいたします。

以上、1 回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 九州新幹線開業に伴いますところの3点のご質問がございましたが、関連いたしますので、まとめて答弁させていただきたいと思います。

平成23年の九州新幹線全線開通に向けまして、平成17年度に民間と行政の協働による新幹線プロジェクトを設置し、「癒しの里・菊池」を目指すべき姿として様々な取り組みを行ってまいりました。例えば、森林浴を楽しみながら散策できる菊池溪谷や、歴史を感じる街並みを満喫できる散策ルートづくり、あるいは出張観光マーケットに積極的に参加いたしております。また、山鹿市、玉名市、植木町の各商工会、観光協会、旅館組合及び国・県・市・町で構成されました菊池川温泉郷づくり協議会で作成した「湯めぐりほっとスタイル広域マップ」や「心地よいおもてなしの醸成」としましたボランティアガイドの育成研修などを実施してまいりました。さらに、滞在型に向けました取り組みといたしましては、24時間滞在プランの「よか湯キャンペーン」や連泊中のミニツアープログラムとしまして、菊池溪谷の写真フェアと連携し写真教室の開催や展示会などを実施しながら観光客誘致に向けた事業展開を行っております。先般、県内各地で活躍されている女将さん方による「女将の会」が発足し、今後観光客の方々の満足度を高めるためおもてなしの取り組みが展開されることと思っております。さらに、菊池市の知名度を高めるため、関西、中国地方に重点を置きながら、あわせて福岡などに対してもアピールしてまいります。九州新幹線が全線開通する平成23年、新幹線元年を契機として、

菊池地域の豊かな食や多彩で個性ある文化といった菊池の地の物を活かし、既存の祭事等を活用し菊池の元気をつくる事業を展開し、来訪者へのおもてなしや受入体制の整備を図り、集客増加に努め、経済浮揚につなげてまいりたいと思います。なお、国におきましては高速道路無料化の話もあっておりまして、本市に与える交通体系の変化等を見極める必要もあろうかと思われまます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○13番（隈部忠宗君） 本市の豊かな食や多彩で個性ある文化、そういう菊池らしい菊池の地物を活かした菊池の元気をつくる事業を市民の協働の力で興し、来訪者へおもてなしの心や受け入れ体制の整備が、集客の増加につながると思われまます。

再質問として、6点ほどお伺いをしたいと思います。

人と資本と情報がうまくかみ合っこそ、経済の浮揚が図られるし、地域が活性化できると思われまます。まず第1点に、菊池の観光物産品の宣伝の方法はどのように行われているか。また、これに対する予算について伺いたしたいと思います。

2点目に、産・学・官、NPOを交えた経済浮揚の取り組みが必要と思われまます、県立大との連携の取り組みについてどのような成果があったかお伺いをしたいと思います。

3番目に、県や近隣市町村、世界的観光地の阿蘇とどう連携し、回遊性のある観光ルートづくりを行うか、伺いまます。

4番目に、魅力的な市民協働参加によるきらりと輝く菊池づくりが大切であると思われまます、その1つとして、菊池市商店会連合会が中心となりまして多くの団体が実行委員会を設置し取り組んでおられまます軽トラック朝市をどう支援するか、お伺いをいたします。

5点目に、城山の桜の開花を長期間見られるように、またツツジ、フジと続かせ、河川では菜種、ひまわり、コスモスと持続性のある花の散策ができたらと思われまます、花で彩る菊池づくりとして城山の桜の開花と河川の花の支援についてお伺いをいたします。

6点目に、全国的に人気のあります西郷南洲祖先発祥の地の西郷には、熊本さんしゅう会と地元有志の方々による「西郷南洲先生祖先発祥の地」の石碑と説明板がありますが、整備の考えはないか。お伺いをいたします。

以上、6点お願いしまます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） まず1点目の観光宣伝に関しましては、大阪、広島、福岡方面の観光と物産展に参加及び観光関係者や旅行代理店等と商談会を行い、菊池の観光情報を提供することにより、観光客の拡大を図っております。さらに、緊急雇用対策事業の一環といたしまして、観光地や旬の情報を提供するため、宣伝カーに観光地等の写真を貼り付け、パソコンを登載したラッピングカーを導入し、各地のイベント会場や集客施設等へ出向き広報活動を展開するよう進めているところでございます。また、西日本最大の酪農王国である本市は、アイス関連の店舗が多く、その中の12店舗と県・市で構成する菊池アイス推進協議会では、スタンプラリーやお菓子とアイスをギフトにした「菊池の玉手箱」の事業を行い、食の展開を実施しております。これらの事業の予算に関しましては、協議会が設置され、各団体の負担金で運営が行われております。

2点目の県立大との連携に関しましては、食の発掘といたしまして、隈府に菓子店が多く存在する背景や、菊池の台地と水が育てた米や農産物との関係を調査いただきまして、「菊池十五夜めぐり」のパンフレットを作成し活用しており、今後も菊池のスイーツを活用しPRに努めてまいります。

3点目の近隣市町村との連携につきましては、今年の3月に県や熊本市、阿蘇市などの11市と高森町や南阿蘇村などの5町1村と観光関係事業者等が連携し、従来の観光の枠を超えた多様な来訪ニーズによる交流の促進やPRに取り組む熊本観光プロモーションネットワークが発足しましたので、各団体と連携して誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4点目の軽トラ朝市につきましては「ゆったり菊池の軽トラ朝市」、仮称でございますが、をサブタイトルに菊池市商店会連合会が中心となり実行委員会を設置され、開催に向け取り組んでおられます。その中で、道路使用許可をはじめクリアしなければならない問題点もございまして、今後そのようなソフト面での連携等による支援が考えられるところでございます。

5点目の「花で彩る菊池づくり」でございますが、菊池公園の桜の植栽状況は、桜全体の7割程度がソメイヨシノでございまして、残り3割を里桜、山桜、彼岸桜及び寒緋桜などとなっております。最も古くから親しまれました西側斜面一帯の桜は、老木化が進み、以前のような華やかさを失いつつあると感じております。現在まで市民の皆様が親しまれ、名勝地としても栄えてきたこの公園を今後どのように整備していくか、議員ご指摘の桜の開化時期の延長も含め、関係課と協議してまいりたいと考えております。また、河川につきましては、七城町の菊池川、迫間川を中心に夏のひまわり10万本、秋コスモス200万本の植栽を行っております。コスモスの時期にはコスモスマつりとしてウォーキングや花火等の催し物を行い、多

くの来場者を得ているところでございます。今後も継続して植栽を行うとともに、各種催し物とあわせ、本市のPRを果たしていきたいと思っております。

最後に、6点目の西郷南洲祖先発祥の地の整備でございますが、西郷隆盛公と云えば、隈部議員も会員になっておられます「菊池源吾に学ぶ会」を中心として、隆盛公が取り持つご縁で奄美大島の龍郷町との交流を深めておりますことは、既にご案内のとおりでございます。その祖先発祥の地であります七城町西郷地区には、「西郷南洲先生祖先発祥の地」と記した石碑と案内板があり、近くには初代西郷太郎政隆公が築いた増永城主の碑も設置されております。これを整備して観光資源としても活用すべきではないかのご意見でございますが、現在のところ、具体的な計画は持ち合わせておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。今後は、地元の機運の高まり等も注視しながらご提案として受け止めさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○13番（隈部忠宗君） 再々質問をいたします。

特に軽トラ朝市につきましては、旧隈府町は市が盛んなところであったと聞いております。農・商・工連携を図り、農家、特にお年寄りや団塊世代の活躍の場を提供していただくということで、総合交流が行われるのじゃないかと思って期待しております。菊池地域の産業の振興、あるいは中心市街地の活性化に大いに役立つものと思っております。行政としても、よろしくご支援をお願いいたします。

また、西郷南洲先生の発祥の地の西郷部落につきましては、何回か来られた方をご案内いたしました。トイレがないしベンチもありませんので、ちょっと面食らった面もあります。どうぞ地元の西郷集落の方々とともに今後前向きな対応をお願いしたいと思います。

再々質問につきましては、市長にお尋ねをしたいと思っております。先日、鞠智城国営公園化のシンポジウムに行きましたところ、韓国の大学の先生が鞠智城には百済文化がいっぱい眠っているとされました。国内はもとより、これからアジアの観光客誘致のため、積極的なPR展開が必要と思われれます。九州新幹線開業と本市の活性化につきまして、市長の所信をお伺いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） これまで旅行の関係者をはじめといたしまして、アジア、特に韓国の要人、菊池訪問を要請をいたしまして、菊池市のPRを図ってまいりました。

その中で、菊池市と言えは韓国の関係、いわば行政とか、観光行政とかといった中におきましては、非常にこの知名度が上がってきていると、高まってきているというふうに、このように聞いております。先週は、特に韓国の福岡総領事一行がお見えをいただきまして、これまで2年くらいになられるそうでありますが、菊池市を訪問するのは7回目だと、こうおっしゃってございました。それほど身近な存在として菊池市を考え、他の自治体にこんなに行くこともありませんとおっしゃっていただけけれども、その中で菊池の観光というものを外から見て、菊池渓谷の素晴らしさ、あるいはこのフラワーヒル等の素晴らしさ、そして菊池市の自然豊かなこの森林地帯、さらにはまた温泉、数々のことを挙げながら鞠智百濟城のことも、もちろん何度もご案内いただいておりますけれども、ご視察いただいておりますけれども、そんな話をされて、韓国の総領事という目から見た菊池の観光というものについて、こんなことをしたらどうでしょう、こんなことを考えたらどうでしょうというようなお話をされまして、なるほどなという、今まで視点がそこになかったことを本当にウロコが落ちたような感じでございました。そして、またこの日曜日においては、中国の方の総領事ご一行が密かにお見えをいただきましたけれども、この中におきましても、まだ1年そこそこではありますが、菊池市を訪れるのはこれで3度目ということで、韓国の総領事と同じようにこんなに地方自治体に来ることは私は初めてだということを言われておりまして、その中でも、やっぱり菊池の魅力というものを盛んに述べられておりまして、やっぱり見る目というのはそれぞれ外国の方々が見て思われるのは、同じ思いで菊池市の自然の豊かさというのを見ておられるなと思ったところでもあります。こういうことで、これまでそういった関係の皆さん方に菊池にお越し下さいということでPRを図ってまいりまして、それとあわせて、特にお隣の韓国につきましては釜山とソウルにおきまして開催されております国際観光展に出展をいたしまして、旅行関係者ではなくて一般の方にも対象を広く広げて菊池市をアピールしてきたところでもあります。その結果、今述べますように豊かな自然と温泉、そしてまたゴルフ場が菊池市は3つもあるということもございまして、観光施設も恵まれていることなどを理由に、観光客とか、あるいはいろんな職業を通じました研修客、あるいはまたインターンシップなどなど、平成17年を境に急激に増加いたしておりまして、平成19年には1万人以上の外国の方々宿泊をされております。しかし、ご承知のとおり昨年後半からの世界経済のこの不況の中におきまして、特に円高が進んだということ、お隣の韓国にしてはウォン安になったということもございまして、韓国からの来客が急激に減少してまいりました。最近、回復の兆しが見えつつありますが、1日も早くこの為替のレート、相場が落ち着くことを願っているところであります。今後も減少気味にあります日本人観光

客の誘客対策というものを積極的に行う必要がありますけれども、日本に近く、急速に発展する諸外国、すなわちアジア圏域からこのお客様を増加させるというような施策も展開していかなければならないと、このように考えております。

また、述べられました新幹線のことにつきましては、熊本県が積極的に新幹線元年ということで取り組みを展開をされております。本市といたしましても、新幹線というものを頭にイメージした場合に、やっぱりこの菊池までのアクセスというものをどう高めていくかというのがまず前提にあるのではないかなと。熊本からの新幹線から菊池へアクセス、また玉名駅からの菊池市までのアクセスということを考えて、この新幹線からのアクセスを高める必要があるというふうに思います。また、この新幹線効果というものを求めていくと同時に、熊本空港の拠点性というものが幾分新幹線によって影響を受けるのではないかなと思います。そういったことにつきましても、新幹線とあわせて、また熊本空港の利活用というのを高めていかなければ、福岡の方に流れてしまっていくという可能性がないではないと思っております。観光産業だけではなくて、農業・商業・工業連携しまして、菊池市全域におきまして菊池市の魅力を発信しながら来訪者へのおもてなしの機運の醸成を高めて、菊池らしいひとつの事業を展開して地域の活性化、そしてこの地産地消の推進に努めていきたいと、このように考えております。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○13番（隈部忠宗君） ありがとうございます。菊池遺産が認定されますと、さらに菊池に眠っている資源が掘り起こされて、さらに発展するのではないかと心待ちにしているわけでございます。

次に、本市の農業の活性化について質問をいたします。先日、栃原議員、森議員から本市の農業活性化についての非常に根幹をなす、突っ込んだ質問や指摘がありました。本市の農業活性化には農家と農業団体、行政が1つになることが必要であると思います。まず第一に、米粉米と飼料米の低コスト生産体制についてお伺いをいたします。県は、休耕田を活用して食糧自給率の向上や農地の有効活用のため、米粉米と飼料米の低コスト生産のモデル地区に玉名市、岱明・横島地域と菊池地域の2カ所を指定し、大規模生産を行う計画であります。どの地域で、どのように行う計画であるか。

2点目に、飼料米の流通、畜産農家との連携はどのように行われるのか。

3番目に、畜産農家、稲作農家の価格形態はどうなるのか。

4番目に、普及の課題は何か。どう支援する考えであるか、お伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○**経済部長（後藤 定君）** ただいま隈部議員の方からご案内がございましたように、本年度熊本県より指定を受けました飼料用米低コストパイロットモデル地区では、玉名市が米粉用米、本市が飼料用米の大規模生産に取り組む地区として指定を受けております。本市では、J A菊池により畜産主産地と良質米産地の地域特性を活かし、飼料高騰対策といたしまして、新たな飼料としての飼料用米の活用が検討され、菊池米を食べさせた「きくちまんま牛」の生産、ブランド化を目標に飼料用米「まんまプロジェクト」が展開されているのを基に、菊池の赤星地区、袈裟尾地区、七城の橋田地区、泗水の永地区、旭志地区を飼料用米の生産拠点として各地区10ないし20ha単位での団地化を目指すとともに、旭志地区2組合による作業受託の拠点化を図り、飼料用米ときくちまんま牛の産地化を図ることとしております。これまでJ A各市、町、農業者、菊池振興局、農政局と連携した菊池地域飼料米利用推進会議を設置し、情報収集や課題整理を行うとともに、展示圃の設置や畜産飼料として給与可能であるかの試験を行ってまいりました。流通や農家との連携につきましては、J A菊池が事業実施者となりまして、肉牛部会と普通作部会との連携による生産、集荷、供給体制が整備されていくこととなります。畜産農家としましては、輸入トウモロコシの代替としての配合飼料の原料に利用が可能となり、稲作農家としては既存機械の利用による作付けが可能で、水田の有効活用が図られること。麦、大豆の連作障害が回避できることなどがメリットとして上げられます。ただし、普及への課題としましては、耕畜均衡した所得の確保や、安定した供給計画の策定、効率的な保管、流通体制の整備などが課題として上げられております。特に価格面におきましては、稲作農家側での主食米総収入がkg当たり211円に対しまして畜産農家側での配合飼料価格がkg当たり53円となり、差額が158円が生じる試算が出ておりまして、この価格差を埋める仕組みが必要となります。差額につきましては、転作関係交付金が活用できますが、まだ若干の差額が生じてまいりますので、多種技術、多種品種の導入、作付け団地化の推進などの低コスト化による差額解消が必要となります。これらの対応としまして、今回熊本県の非主食用米総合推進事業によりまして、J A菊池及び各地域の営農組織を事業主体とした推進事業、機械整備事業を計画するとともに、あわせまして国の強い農業づくり交付金の経済危機対策事業を活用し、J A菊池カントリーエレベーターにおいて飼料用米の集荷施設の整備と既存施設の改修を行う事業を計画しておりまして、いずれの補助事業も今回の補正予算でお願いしているところでございます。今後も関係機関と連携を密にし、様々な事業を活用しながら普及定着に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○13番（隈部忠宗君） 米粉米、それから飼料米につきましては、今まで試験栽培はできましたけれども新しい試みでありまして、関係機関と連携を密にして様々な事業を活用しながら定着に向けた事業の支援をよろしくお願いを申し上げます。

次に、再質問をいたします。学校給食の地場の畜産物利用拡大事業について質問をいたします。学校給食の地元農畜産物の利用拡大や農業への理解促進を目的として、県や中央会など8団体からなる協議会が設立されたそうでございます。そこで、4項目ほど質問をしたいと思います。

まず、学校給食地場農畜産物利用拡大事業についての概要、また、本市としてこの事業を活用できるか。

2番目に、本市の学校給食におきまして、地場農畜産物の利用状況。

3番目に、米粉パンの導入状況、子どもたちや保護者の反応はどんなだったかをお聞きしたいと思います。

4番目に、なお一層の地場農畜産物利用はできないか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず、学校給食地場農畜産物利用拡大事業についてでございますが、この事業は農林水産省の平成21年度経済危機対策関連事業の1つとして、食育基本法に基づく食育推進基本計画及び学校給食法の改正等を背景に、学校給食における当該都道府県産の農畜産物、いわゆる地場農畜産物の利用拡大のため国が原材料費の助成等を行う事業でございます。具体的には、平成19年度ベースで全国平均23.3%である学校給食における地場産物の利用割合を平成22年度までに30%以上に拡大することを目標に、地場産物を使った冷凍・加工食品の試作、開発や新たな集荷、配送、搬入体制の構築、あるいは利用拡大につながる献立の導入、実証などを行う事業実施者に対して、その経費の助成が行われることとなっております。本市の学校給食における地場産物の利用状況を申しますと、平成19年当時の全国平均23.3%に対しまして50.3%であります。ちなみに、熊本県は全国で5番目の37.9%となっております。一番新しいデータで、平成21年6月、今年の6月の菊池市の調査結果によりますと53.3%になっておりまして、この2年間で3.3%伸びておるところです。このように、本市の学校給食における地場産物の利用割合は全国平均を大きく上回っており、この事業に市としての申

請の予定はございませんが、このほかに本市独自の緊急経済対策として、牛肉消費拡大宣伝事業を学校給食で実施することにしております。

次に、米粉パンにつきましては、県におきまして県産米の消費拡大と食育、地産地消の推進を目的としまして、従来の小麦粉を使った標準パンと米粉パンとの1個当たりの差額、おおよそ25円を県が補助するという形で導入推進が図られ、総額6,000万円の補正予算がこの6月の県議会におきまして可決・成立いたしました。これにより、本市の学校給食におきまして本年9月から週1回程度の割合でこの制度を使い、県産米粉パンを導入したところでございます。そういうことから、児童生徒や保護者からの反応について詳しく調査をしていますが、聞くところによると評判はいいようです。来年度以降につきましては、この補助金の有無や子どもたちや給食現場の声を聞きながら、継続的な導入について各学校現場で検討されるものと考えております。教育委員会としましては、地産地消や食育の推進の観点からも、今後ともさらに地域の生産者の方々や関係機関との連携並びに献立の開発などにより、地元食材を積極的に取り入れた学校給食の実施に努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○13番（隈部忠宗君） ありがとうございます。本市の学校給食における地場産物の利用は53.6%ということで、非常に関係者の皆さん方にお礼を申し上げます。きっと子どもたちも食の安全・安心、農業への理解度も高まるものと思います。農業者の方々も非常に心強いと思います。また、市独自の牛肉消費拡大宣伝事業と学校給食へ地場産の農畜産物の消費拡大につなげる事業を展開されるということで、非常に心強く思っております。また、米粉パンにつきましては、奈田議員が平成19年12月の定例会で質問をされましたが、その当時の回答には25円の開きがあり、価格の面で導入は難しいということでございましたけれども、県の補助が付いて実施されたということで、非常に嬉しく思っております。

再々質問をいたします。畜産農家の飼料生産の安定対策についてお伺いをいたします。飼料価格の高騰を受けまして、自給飼料に向けた取り組みといたしまして、飼料生産受託組織、コントラクターと申しますが、完全配合飼料TMRセンターの設立が全国的に続いております。しかし、コントラクターを中心に任意組織が多く、能力の面、あるいは更新時の対応等不安を抱える面もございます。しかし利用は年々多くなっております。市としてコントラクターの利用についてどう把握され、今後どう支援する考えであるか、お伺いをいたします。

2点目に、TMRセンターについては、北海道では多いようですが、西日本では少ないそうです。旭志のTMRセンター株式会社アドバンスは、構成農家20戸、経産牛頭数1,000頭、飼料畑面積130haと、地域の先駆的役割であります。今後こういう組織が増えると思いますけれども、市としてどう支援するか、お伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） まず、TMRセンターにつきましては、旭志地区酪農家20戸で法人化し、平成19年度強い農業づくり交付金事業の国庫補助事業といたしまして、施設機械の整備が実施されております。これによりまして、自給飼料の共同調整、貯蔵等が可能となり、土地基盤に立脚した生産体制の整備、良質総飼料の安定確保、TMR飼料給餌による参入性の向上、組織化によるコストと労働の軽減等が図られます。TMRセンターは、酪農家設立の民間企業であります。西日本地方でも有数の酪農地帯である本市といたしましても、酪農経営改善や飼料生産の安定対策となる施設と捉えております。

次に、コントラクター利用組合につきましては、現在、七城地区、旭志地区、泗水地区の3地区で平成9年から平成12年の間にそれぞれ設立され、JA菊池の主導の下、運営稼働がされております。平成21年度の第1期作では、合計参加戸数130戸、作付け面積約526haの飼料作物収穫作業が行われております。酪農後継者の育成、機械のオペレーター確保、作業機械更新時の資金調達等課題もありますが、現在それぞれの地区において健全で安定的な組織運営がなされております。TMRセンターやコントラクター利用組合につきましても、飼料生産の安定対策となる組織と考え、先進地事例の情報提供を行うなど、側面から指導・助言を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午後1時41分

開議 午後1時51分

○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、横田輝雄君。

[登壇]

○28番（横田輝雄君） 午後の時間帯で、目の方はつぶられて結構ですから、耳の方

は見えとつといただくといいと思いますが、まず財政状況についてお尋ねをしたいということですが、先日の25日の熊本日日新聞の報道によりますと、都道府県が2009年度、今年度の当初予算に計上した総額から比較をしまして、前年度に比べまして地方法人税、2税ですが、法人住民税と法人事業税ですが、その税収が41.8%の減だということで大幅に落ち込んだということでございます。それと、熊本県の場合も43.6%減だということでございますし、全国の個人住民税等の地方税収の落ち込みが16.2%ということで報道をされました。このような状況の中で、本市はどのようなその状態になっているか、集計がもうできていると思いますので、それをお知らせ願いたいというふうに思います。と同時に、こういった状況の中でのいよいよ今から来年度の予算編成に向けての時期に来たわけでございますし、その来年度の予算編成の状況について、どんな見通しをされているか、お尋ねをしたいと思います。期待と不安が交錯する中で、いよいよ政権交代が行われます。2大政党の始まりだとも言われておりますけれども、新しい日本の幕開けだというふうにも言われております。そんな中で、大幅に落ち込むことの予想されまます歳入の中で、新しい国の方策がまだ出ませんのでなかなか難しい面もあらうと思いますが、菊池市としての状況と、それから見通しについてお尋ねをいたしたいと思います。関連をしまして、国民健康保険についても、やはりなおさら大きな課題になろうと思いますし、今後の税収、あるいは収納率の問題、こんなことも常に議会で論議されておりますし、この辺が大きな問題になろうと思いますので、まずその点をお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 今後の財政の見通しということだろうと思いますけれども、8月31日に施行されました第45回衆議院議員選挙におきまして、民主党が単独過半数の308議席を獲得したことで、細川内閣以来の政権交代ということになります。このことは、私たち行政に携わるものが一番危惧しています国・地方の財政運営や予算編成に大きな影響をもたらすことは考えられます。その中でも、特に今年度経済対策の方向であります今回の選挙を受けまして、熊本県の知事が民主政権になれば地方の自由度は高まるだろうが、財政は縮小すると思われるとの懸念を表明されておきまして、さらには知事は効果を上げている麻生政権の経済対策を政権が変わるからといって終えてしまえば効果が限定的になると指摘され、経済対策の継続と新政権にも求める考えを示されたところでもあります。本市におきまして、7月の議会臨時会におきまして、約25億円規模の経済対策に関する補正を議決いただき、市民の負託に応えるべくそれぞれの事業を推進しているところでござ

います。選挙後の新たな経済対策に望みを持っていましたが、先行きは不透明な状況でございます。一方、来年度の予算編成についてでございますが、選挙翌日の8月31日に民主党の鳩山代表は麻生政権下で進めてきた2010年度の概算要求を全面的に見直す考えを表明されております。報道によりますと、財務省がまとめた各省庁の概算要求と税制改正には公共事業や農業、補助金の拡充など、民主党が反対する政策が盛り込まれており、新政権は国家戦略局主導で予算の大枠に当たる概算要求基準、いわゆるシーリングを白紙に戻す方針であるとのことで、鳩山代表は民主党の目に触れないときにやるのは歓迎できない、根本的に変えていくと発言されております。また、税制改正要望では、民主党が撤廃を目指すガソリン税などの暫定税率についての調整が難航するとの見方があります。さらには、自治体の貴重な財源であります地方交付税についても、総務省は661億円の増額を試算しておりますが、これもまた予断を許さない状況であります。また議員ご指摘の法人税につきましては、今年度法人市民税が大きく落ち込み、約3億6,000万円の減収となる見込みでございます。来年度は、景気低迷や雇用状況の悪化により個人住民税が落ち込むことが予想されます。以上のことから、来年度の予算編成につきましては、現時点ではまったく予想がつかない状況でありますので、今後の国の動向等を十分に見極めて慎重に対処していきたいというふうに考えております。当然ながら、国民健康保険税の方にも所得の落ち込みというのがまさしく影響してくるというふうに思っていますし、収納率にも当然所得の低下というのが影響してくるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 横田輝雄君。

[登壇]

○28番（横田輝雄君） ただいま財政状況について、非常に私たちが心配しておりますようなことの答弁があったわけでございます。しかし、やはり地方自治というのはこれは生きております。後退することは許されないわけでございますから、やっぱりいろんなことをみんなで努力をしながら、ぜひひとつやるべきものはやっていくということを貫いていただきたいというふうに思います。そしてまた、いかに財源がやっぱり厳しいという中でも、先ほど言いましたようにやるべきことはやらなければならない、住民の要望が大きいものはぜひやっていかなければならないというふうに思っているわけでございます。その中の1つに、先だつての7月の臨時議会のときも質疑で若干申し上げましたが、やはり住民の声を引き上げてくるような政治をやはりしていただきたいというふうなことでございますし、そんなことを考えるときに、私の友人である人が障がいをお持ちでございますが、市役所の3階

で会議がありましたと。しかし、どうしても私は行くことができないと。奥様に手伝いをしてもらって、やっとこさその会議場に行きましたと。以前からこの庁舎にエレベーターをぜひ付けていただきたいということをお願いをしておりますけれども、どうしても聞き入れていただけないということでございました。やはり、こんなことがやっぱりあってはならないと、もしかするとどのような考えでエレベーターをずっと以前から要求がっておりますならば付けておられないかということはおわかりませんが、やはりこのような厳しい財政になってくると、いろいろなやはり今まで計画をしたことの見直しというのが当然出てくると思います。そんな中で、やはり最小限度やらなければならないことはやらなければいけないわけですから、やはり住民の皆さんがもう即座に迷惑をしていること、あるいはまた極端に言えば差別につながるような、ご不自由な方は上ってこられない、あるいはときたまは議会の傍聴もしたいけれども、議会の傍聴にも行けない、議会は3階でしょうというふうな話をしみじみとされるわけでございます。あるいはまた、いろんな形でみんなで会議場等が不足した場合3階を借りようかという話も出たけれども、会議場の借り入れもやっぱり私たちはできないと。そんなことを考えると、やはりぜひひとつこのエレベーター等については早く付けていただきたいというふうなことがあったわけでございます。と同時に、財政面の1つですが、財政、いろいろな国から流れてくるもの、あるいはまた地方税等もありますけれども、いろいろなやはり政治のやり方、政策のやり方においては、いろんなことが大きく変わってくるんじゃないかというふうに思うわけでございます。昨日の一般質問の中で、大分県の日田市の元に大山町の話が出ておりましたが、私もその大山町に行って農協がやっておるという話でしたが、でなくして、行政が直接、梅を中心に農家の人とタイアップをしてやりながら、農家の人所得が7,000万円も8,000万円も、多い人は、どうかすると1億円に届くというふうなことをお聞きをしました。どういうやっぱりことですかと言いましたら、早くから日本一を目指して梅を植えて頑張っているところですが、先だつての昨日の一般質問の森議員のお話では、農協と生産者とタイアップしているということですが、まったく別な話で、今回は行政と農村の人とタイアップをして、そしてやっているもので、直営事業で博多に店を出しております。それはなぜかと言えば、大山町でとった品物がやはり売れなければどうにもならない。それを売るために、博多のど真ん中に店を出しとる。その店のやはり財源というのが、町の財源でなくして辺地債を使っている。辺地債というものは、やっぱり田舎にしかできないものかなということをお聞きを私達は関連で思っておりましたけれども、先ほどの辺地債の話が出ておりましたが、そのように大山町の人が博多のど真ん中に店を出すのに辺地債を使う、4億数千万円の金がかかっているということをお聞きを

お聞きしましたが、やはり財源についてはそういったことをですね、やっぱり知恵を絞れば出てくるんじゃないかというふうにも思いますし、そういったその発想的なものはないかどうかということを含めまして、再質問にいたしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 先ほどの個人市民税の3億6,000万円の減ということになりますが、約80%の減ということになるということでございます。

次に、本庁のエレベーター関係でございますが、現在は設置がございません。障がい者の皆様には、2階、3階を利用される場合には、議員仰せのとおり大変ご迷惑を掛けているということでございます。今後とも会議等の開催につきましては、ご迷惑がかからないように1階の会議室、もしくはエレベーターが設置してあります福祉会館等で開催するようにできるだけ庁内で調整をしてみたいというふうに思っております。

また、障がい者の方々が議会の傍聴にということでございますが、現状では本会議場までエレベーターが設置してありませんから、大変ご迷惑をかけておるということでございますけれども、1階のロビーのモニターを利用していただくしか今のところ本庁では方法がないのかなということでございますが、この件につきましては、今年度の経済対策事業の一環として、各総合支所の方に1階ロビーに本庁と同様のモニターを設置するところにいたしておりますので、その生の映像を見ていただくというような形で現在のところは対応せざるを得ないということでございます。本庁及び各総合支所の利活用にかかってくる問題であろうと思っておりますので、現在本庁舎については耐震診断等を行っております。含めて、総合的に検討していかねばならないというふうに思いますし、その結果が出た後、やはりエレベーター等についても一つの議論として検討していくべきというふうに考えております。

また、大山町のお話がありました。やはり財源の有効利用ということで、知恵を出してということでございます。当然、財源を使う場合には、いろんな事業を行う場合には補助、またはその一般財源を使う場合にも有効利用というのを常に頭の中におきながら、職員が知恵を絞ってやはり有効活用をして市民のサービスの向上に努めなければならないというふうに考えておりますので、今後ともご指導をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 横田輝雄君。

[登壇]

○28番（横田輝雄君） まず、財政的には80%の減だということで、ただただびっ

くりするばかりでございますし、このことを踏まえますと、来年度の菊池市のやっぱり予算編成というのはどのようになるかなということで非常に気がかりでなりません。と同時に、お互いの日ごろの生活というのが非常に圧迫されているということが予測をされるわけでございます。やはり法人税が、あるいは地方税がということですが、法人税が落ち込むということは、従業員のやっぱり支払う給料等も大きく影響をしてくるわけですから、そんなことをするとやっぱり菊池市全体に及ぼす影響というのは、これはやはり私たちが計り知れないものがあるんじゃないか。それを考えるとちょっと心配でいてもたってもたまらないということですから、このことについては、ひとつどのような方向に今から引っ張っていかうと思っておられるのか、市長のご見解をお聞きしたいと思うわけでございます。と同時に、いろいろなやっぱり財源というのはそれぞれの知恵を絞り合って、そしてまたケースバイケースで努力を重ねながらやっていかなければならないと思うわけですが、と同時にやはり出さないこともやっぱり考えていかなきゃならんというふうには思うわけでございます。先だって、実は議長のご案内でパークゴルフのプレーを初めてしました。ゴルフと違った年齢差を問わない非常に健康法にはいいものではなかろうかと思いましたが、聞いて見ますと菊池市には今のところまったくないということでございますし、やっぱりこういったものを、議会では木下議員が一般質問をされておりましたし、多くの議員さん方の話題の中にもなっておりました。やはり、財政的なことを考えながらですね、金を出すことと、それとまた支出しないこと、両面考えていくということだろうと思えますし、健康になれば当然医者にもかからない、あるいは非常に団塊の世代を迎えたといいますか、非常に高齢化社会と現在は言われておるようになってきました。どんどんどん毎年お年寄りの人が多くなってくるわけでございますし、私たちもその部類でございますけれども、やはり日ごろからやっぱり体を鍛錬しながら、訓練をしてやっていけば、やはりそれは健康が保てるんじゃないかというふうにも思います。聞くところによりますと、旭志の四季の里、去年は6,000万円という金を支出をしました。しかし、ここに人が集まるようなことを考えたらどうかという話も出ておりました。やはりパークゴルフ場ができるような土地もあるというふうにも聞いておりましたし、このことについてもひとつ一考いただければ非常に幸いだなと思うわけでございます。どうかこういったことも含めまして、やはりエレベーターについてはですね、これはぜひひとつ早急につくっていただきたい、強く要望します。本庁舎等の目途がついてからというふうな発言でもありましたけれども、その間それでは障がい者の人はこの3階に上がるということ、あるいは2階に上がるということは差し控えにゃいかんのか、そういうことではやっぱりないと思います。1階のテレビを見て我慢しなさい、あ

るいは支所に今度はいろいろなモニターのテレビが付くから、それで我慢して下さい、やっぱりそんなもんでなかろうと思います。やっぱり市民は同じ権利を持っておるわけですから、同じ市民として、やはり平等の扱いをしなければならない。先日の一般質問でも出ておりました。やはり人権教育、人権同和、やっぱりすべての人が同じ扱いを受けなければならないし、例えば本庁舎問題が出て、ここが2年か3年で取り壊すことになっててもですよ、やはりそれは今の段階でエレベーターはやっぱり付けるべきだというふうに私は強く思いますので、どうぞひとつ市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 先ほど部長の方からも答弁いたしましたとおり、今回の国政選挙の結果が国や地方に取りましてどんな影響を与えるのか。大きな影響を与えると、こういうふうに推測をするところではありますが、具体的な内容がどうなっていくのかということについては、まったく予断を許さないということで、庁議におきましてそれぞれの担当部課において国の動きというものを鋭く気を遣いながら、目配せ、気配せをやっていかなければいけないと、そういったことを申し上げたところでございます。国政を担う政権が与党が変わるという現実を迎えまして大変な不安と戸惑いを強く感じておりますけれども、菊池市の行政を預かるという立場におきましては、市民生活の安定と、さらには活性化ということで重大な一つの責務を担っていると痛感しているところでもあります。そのためにも、今後の一つの不安定な政局に気配せ、目配せをしながら熊本県、すなわち県下14市の市長会、さらには九州市市長会、全国市長会などなどを通じまして、地方の声、横田議員がおっしゃいますように、住民の声に答えられるような基礎的な自治体でなければならないと。それが政局の中において、我々の地方の声がうち消されてはいけないと思ひまして、住民の声を堂々とこの国に対して意見を申し上げていきたいと、このように思っております。

また、このパークゴルフ場のお話がありましたが、四季の里については、今述べられましたようにこれまで質問があっておりましたが、四季の里はご案内のとおり、非常に経営が不安定な状況になっているということで、今、この検討委員会を開いて検討をしていただいております、その1つの諮問の答申がなされるということでありまして、これを受けて経営をどうしていくのかといったことの道筋を付けていかなければならないということでもありますので、現況といたしまして、今のこの会社の体質等々からいたしましても取り組める状況にはないと、申し訳ありませんけれども言わざるを得ないと思います。

また、エレベーター等につきましては、本当に多くの障がいをお持ちになっている方々が公的な一つの議会を直に見ることができないということについては、本当におっしゃるとおりだと思います。しかしながら、考えればこの庁舎ができて40年にもなるわけでありますが、この間、そういったことがやむを得ない状況だろうということでご理解をいただいていたのかなと思います。それを補うように、テレビカメラによってご覧いただくということではありますが、これについては今の時代でありますので、この庁舎がどうなるとも市民の皆さん方がこのダイレクトに見られるような、そういうような放送通信システムを使っていかなければならないと思っております。エレベーターそのものは、例えばこの今耐震診断をやっておりますので、どうなるか、庁舎が使えるのか、使えないのかといったものもまだ判断ができない状況になっております。それぞれの4庁舎の診断が下りまして、その後、庁舎問題についての絡みの中で現在の4庁舎をどうするのかといったことの結論を出さなければなりません。その方向次第によって、このエレベーター問題というのもどうなるかという判断をするべきだろうと思っております。言い訳めいた話でありますけれども、他の4庁舎の中でもとりわけ泗水庁舎等を考えれば、あそこにも泗水庁舎にも議会がありまして、広域連合の議会が行われております。広域連合議会を傍聴したいと思っても、やっぱり3階のために行けないということになっておりまして、同じような条件下にあるということでもありますので、いずれにいたしましてもこの耐震化の状況というものを判断材料としながら今後検討していかなければならないものだと思います。必要性というのは、ご指摘のとおり十分認識をいたしております。

○議長（北田 彰君） 横田輝雄君。

[登壇]

○28番（横田輝雄君） 3回過ぎましたので、このことについての質疑はやめますが、やはり要望としましては、やはり皆さんが非常に望んでおられるということであれば、解決してやるのが行政ではなかろうかというふうにも思いますし、耐震化調査とともにエレベーターというのはどんなやっぱり状況なのかという、やっぱり詳しい調査ぐらいぜひひとつしていただきたいということを要望しておきます。

2番目に出しておりましたスクールニューディール政策について、非常にいい政策が発表されまして、幾つかの恩典が菊池市にもあったと思いますが、先ほどから言いましたように、いろいろ政権が変わります。その後、ちゃんと決められたことについては大きな変化はないと思いますけれども、こういったものがどれだけの継続ができるものか。と同時に、非常にスクールニューディール政策というのは、私たちの耳にはあまりなかったことなものですから、どんな事業ができるのか、その

辺をひとつちょっと説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） お答えいたします。

本年4月に取りまとめられた経済危機対策において、スクールニューディール構想が提唱され、21世紀の学校にふさわしい教育環境の抜本的充実を図ることとされました。この構想では、学校診断化の早期推進、学校への太陽光発電の導入をはじめとしたエコ改修、情報通信技術、いわゆるICT環境の整備などの事業を3本柱として一体的に推進することとされております。なお、学校における事業の範囲でございますけれども、1つには公立小中学校の耐震化、2つ目に太陽光発電導入とエコ改修、この中には二重サッシとか、あるいは断熱材等も含まれておりますし、校庭の芝生化、ビオトープ等も含まれます。また、デジタルテレビ、電子黒板、パソコン等のICT環境の整備事業。その他としまして、中学校武道場の整備、理科教育設備の整備等が対象となります。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 横田輝雄君。

[登壇]

○28番（横田輝雄君） 解釈のやり方によっては、それに関連をしながら非常に大きな事業ができるものだというふうに思うわけでございますが、7月の補正予算のときに中学校は全校冷暖房施設ができました。しかし、小学校はまだできておりません。体力的に考えますと、やはり小学生の方がやっぱりひ弱でございます、中学生に比べると。暖房は灯油を焚いてですね、いろんなもので補っておられると思えますけれども、やはり堪えるのはやはり冷房でございますし、そんなことを考えると、小学校に対してのこういったその冷房施設というのはできないものかということをお尋ねしたいと思います。拡大解釈をすればできないことはないというふうなことを、私は私なりにお聞きをしましたけれども、やはりそういったことをやる気があってそれぞれの行政機関と張り合っていたらかなければわからないものだと思うわけでございます。と同時に、先だって山手の方の学校に行きましたときに、非常に虫が入ったり蚊が入ったりするということで、小学校に全部サッシは付いておりますけれども網戸がないということを言われました。教育委員会の方に5月の段階で調べていただきまして、網戸のということで聞きましたら、網戸があるのは給食室と大体校長室ぐらいで、ほとんどあとは網戸がありません。私たちはサッシが付いているところは網戸はあるもんだという、なんか関連的なことで思ってしまったものですからびっくりしたわけですが、非常に一番困るのは梅雨時だというふうなこと

を言われました。暑い、ただし窓は開けられない、あるいはまた夏場でも虫が入ってくる、蚊が入ってくる、あるいはブヨというそのヤブ蚊みたいな血を吸う非常に、吸われれば痛いそうですが、これが多いというふうなことから、やっぱりそういったこともですね、冷房ができないということであれば、やはりサッシ等の検討もですね、していただかなきゃならんのじゃなかろうかというふうに思いますし、各学校の校長先生たちのお話を聞きましても、そうみんなの学校の方が必要だというふうなそのご返事は返ってきませんでしたけれども、その点、委員会としてはどのように学務課としてはお考えなのかですね、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず、お断り申し上げたいと思います。先ほどニューディール政策の中で学校診断化ということをしたようで、学校耐震化でございますので訂正させていただきたいと思います。

ただいまは小学校の冷暖房ということでございますけれども、小学校の暖房につきましては、今、ご紹介ありましたように石油ストーブを設置しておりますが、しかし基礎体力を養成する時期にある児童に自然大気に対する抵抗力を強めるという必要から、教室内の温度管理を徹底して、むやみに暖房を使わないよう、あるいは休み時間等、昼休みなどでは、できるだけ外で遊ぶよう教育的配慮を行っております。これは暖房に関してでございます。また、冷房に関しましては学校によって異なりますが、パソコン教室や会議室等の部屋には配置していますが、現在小学校では各教室に扇風機を設置しているという状況です。教室の冷房化につきましては、今まで7月下旬から8月中旬過ぎまでの一番暑い時期に夏季休業があり、冷房設備を使用する時期が短いことなど、学校周辺環境を見ても校舎の窓を閉め切らなければならない状態にはなく、窓を開けて換気することで事業に支障はないと考えておりましたけれども、近年度温暖化に伴う教室内の高温化対策を考えると、対策を取らなければいけないと考えているところです。今回、21年度事業として地域活性化公共投資臨時交付金を活用いたしまして、学力向上対策のための条件整備の1つとして中学校、各教室にエアコンを設置計画をいたしました。なお、小学校においては今回の隈府小学校改築において、校舎窓の遮光断熱等の対策を行いますが、その効果を見極めながら考えていきたいと思っております。なお、サッシ等については、検討をしていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 横田輝雄君。

[登壇]

○28番（横田輝雄君） ありがとうございます。ただいま答弁がありましたように、非常に地球温暖化と言われております、以前の暑さとはこのごろはやはりちょっと桁が違うと言ってもいいんじゃないかと思えます。それと同時に、2学期制を導入されました。そのことによって、夏休みの時間が減るということではないと思えますけれども、そういったことを考慮されて早急に整備されることを希望しまして、終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午後2時25分

開議 午後2時33分

○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中山繁雄君。

[登壇]

○8番（中山繁雄君） 昨日から栃原議員、森議員、隈部議員、横田議員と、農業の活性化について質問されておりました。農・工・商連携についても質問されておりましたが、私もどうしたら今の農業が活性するのか考えましたので質問させていただきます。

最近の農業製品、作物も含めて、価格を見てもと販売しているところから逆算して価格が決定されております。販売業者の手取りは加工した後、それから農家の価格は決められます。燃料、肥料、飼料代など高騰しても、農産物の価格は上がりません。本当に農家の努力だけでは生活もできないのが現状であります。ただ生産するばかりでなく、生産した物に付加価値を付けた品物を何割か持つことにより、安定した収入を確保するのが理想と私は考えます。先だって東京のビッグサイトで行われました見本市に行きました。これは、熊本の14市で全国の見本市に参加している事業であります。市の職員、メロンドームなどが参加しました。ここで特に感じたのが、最先端の技術でできた製品が出品されておりました。一例を言いますと、米粉の麺ですが、麺をつくる場合、つなぎが必要となります。今まではジャガイモのでんぷんなど3割ほど必要でした。今では、米でんぷんでできるようになり、99%が米でできています。1年でこんなに変わるものかと驚くばかりであります。いろんな店舗を見ていると、バイヤーの方も珍しいか、おいしいか、何か特徴のあるものを探しておられるようであります。日に日に技術は進んでおります。今述べたように、最先端か、おいしいか、これをつくるには最高の技術が必要となります。このためには、情報が必要となります。情報収集に市の職員を充てることにより、

職員が大学や農業試験場、企業を周り、最先端の作物や製造技術を導入して少しでも農家の所得の向上につながると思います。大学などは特に新技術の種はたくさんあると思います。でも、一度や二度足を運んでも教えてもらえないと思います。何度も何度も足を運ばなければならないと思います。大阪に企業誘致で出向しています。企業誘致ばかりでなく、農産物の流通や新商品につながる農産物の提供が我が市でできないかなどの情報収集ができないでしょうか。また、販売先を見つけたりするのもできると思うからです。これからの菊池の農業を考えると、農業にも営業が絶対必要だと思います。しかし、農業を振興する担当課が昨年、本年と2年続けて職員を減らされております。農業を軽視しているのではないのでしょうか。山鹿市、合志市には、これの担当課ができていていると聞いております。本来なら合志市などよりも早く本市の豊かな農産物を活用したブランドづくりで推進室をつくる必要があるのではないのでしょうか。それができないのであれば、せめて担当職員を配置することと予算を付けるのが絶対条件と思いますが、市の考えをお伺いいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 本市には、豊富な農林産物がありますが、この農産物を活用した商品の開発については、直接には各物産館におきましてメロンジャム、こういったものについてのゼリーとかシャーベット、またはドレッシング、ヤーコン麺、シイタケや水田ゴボウの漬け物類、旭志牛のレトルトカレーなど、農村女性グループによりますところの加工食品を開発しまして販売をされておりますが、販路の拡大というものについては、なかなか苦戦がされているのが現状であると思います。

こういった中で、新商品の開発には消費者ニーズの把握や、また特にこの販路の確保というのが最も重要であります。JA菊池におきましても、農産物の加工商品については、本年ヨーロッパで権威のあるモンドセレクションでJA菊池が開発しました芋焼酎が金賞を受賞しておりますので、今後はさらにそういったものをひとつの経験糧として、さらに商品の開発というのが進められてくるものだと、このように考えております。議員のご指摘いただいております現在の農業情勢には、本当に市場に対します出荷ばかりではなくて付加価値を付けながら地産地消、また逆に言えば地消地産、地元で使われるものをつくるということも一つではないのかなと思います。そういったことで、産地間の競争に負けない一つの菊池のブランドづくりというものが必要であると思います。昨日の一般質問の中でも持論を申し上げましたけれども、このJAとの連携という中におきましては、どうしてもそれぞれの支所単位におきます取り組みになっていく。そうすれば、支所そのものが本所の全体的な枠の中で全体を網羅した中で政策の決定というものをやらなければいけない

のではないのかなと思います。そういう意味で、菊池のこの2市2町におきます広域的な行政と連携したJAとの取り組みというものを考えなければいけないのではないのかなと、このように思うところであります。また、商品の開発の関係につきましては、昨日も申し上げましたけれども、規格外の農産物の有効利用といたしまして、商品開発などを行うなどが農林業の活性化につながるものであるということだと思います。優品、あるいは秀品だけではなくて、良品以外のことについても商品化を進めていかなければならないと思っております。そこで、本年度からはふるさと雇用の再生特別基金事業、これを活用いたしまして、農林産物を活かした新商品の開発をファームきくちに、米粉を活かした商品開発をきくち観光物産館に委託をしまして、ブランド化や販路の拡大などまでを目指しまして、担当職員も積極的に努めているところでございますが、ご指摘のとおり、特別に担当職員を配置しているわけではありません。予算化しているわけでもありませんので、活動範囲というのは自ずから制限が加えられるということでございます。今後につきましては、消費者のニーズの調査とか、他の地域の情報の収集などを行いまして、今申し上げましたようなJA菊池、また地域の組織であります中小商店の商工会、民間企業と協力しながら、農・商・工の連携によります本市独自のブランド化というものができますように体制づくりをつくっていく、これが最も重要なことではないかなと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○8番（中山繁雄君） 先だって、月曜日、農協の職員を工業試験場に連れて行きました。なぜ連れて行ったかといいますと、旭志でにんにくが過剰生産と消費が伸びないということで頭を痛めているのを聞き、新たな加工品をつくりたい、ニンニクを使ったドレッシングや焼き肉のたれ、現在販売しているニンニク丸の販売が下降気味ということで、一手加えたニンニク丸をつくりたいとの相談をしに行きました。行ったところ、喜んで協力しますとのことでした。農協に限らず、個人の中にもどうか農産物の付加価値をつけて豊かな農業を目指したい人もたくさんいると思われれます。現在、旭志では九州農業試験場から「にこまる」という米の品種を今栽培しております。平坦地でおいしい米ができないところ向けの品種だそうです。しかし、水が冷たく、マツ土のところで栽培すれば素晴らしい米ができるということで、小川地区で栽培されております。収穫が楽しみであります。おいしい米をつくっても売るところがなかったら意味もありません。独自の販売網をこれから考えなくてはならないと思います。先だって議員で川上村へ研修に行きました。省力的な考えでマルチや防除が行われておりました。このような素晴らしい技術の視察研修をし

たり、大学、食品加工の企業もあり、国・県からの資金調達などの指導ができるプロをつくってもらいたいと思います。今、横田議員が述べられましたが、このほかに1つの例で私が今勉強中で、あと一步のところでしたが民主党に変わったのでできるかできないかはわかりませんが、農業関係の中で10分の10という補助もありました。やはりこのような有利な事業もあるので、こういう事業を見つけてこの菊池の農家のためになっていくようなプロをつくってもらいたいと思います。なかなか執行部に言ってもなかなかできないようでありますので、経済委員の皆さん方、これからいろいろ考えていただきたいと思います。

次の質問に入ります。プールの移転、新築の考えがないか、質問いたします。現在の市のプールを見てみますと、相当の年月が経過していると思われま。聞くところによりますと、県民体育祭が平成24年に菊池市で計画されているようであります。観客席がないプールも珍しいと聞きます。また、電光掲示板もないプールも県体で珍しいそうであります。現在、計測は菊池市ではストップウォッチで計測しているそうであります。調べているうちにわかったのですが、ストップウォッチでの計測では記録の更新は認められないそうであります。極端に言えば、日本新記録が出て、公認されないのであります。選手の皆さんは一生懸命練習され、頑張っても記録は残らない、これでは県体を開く菊池の恥だと私は考えます。これで県体ができるのでしょうか、菊池の対応、市の対応を質問いたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず、現在の菊池市プールのことについてご紹介いたします。50mの公認コースと25m及び幼児用のプールがあります。建設時期につきましては、昭和37年3月に開設をしております、47年の歳月が過ぎております。このため議員ご指摘のとおり老朽化し、修繕等も多くなっていることも事実であります。また紹介いただきました平成24年9月の県民体育祭の水泳競技の候補予定地にもなっておりますのでございます。そこで、今後の改修や新築移転についてですが、教育委員会としましては一般利用者の利便性から考えますと、現在の場所がよいと思われま。るので、現プールの全面改築を希望しているところで。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○8番（中山繁雄君） これは、あくまでも私の考えですが、旧市町村の公民館を見ても現在の菊池市の公民館、他の町村の公民館に比べるとかなり見劣りします。プール、公民館を含めて新築を提言しようと思ったのですが、市長は本年度中に庁

舎問題に結論を出されるそうなので、公民館は省きました。庁舎がどこにできても、旧市町村に公民館は私は絶対必要と考えます。合併で効率を考えれば1つの公民館が理想かもしれません。これからの高齢化社会、各地区に公民館は必要だと思います。公民館については、庁舎問題と関わってくるので結構ですが、プールを移転すれば今のプールの場所は広い駐車場になります。市長、プールを移転する、新築する考えはないか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） プールにつきましては、県体が目前に迫ってきているということで、あまり時間をかけられないと思います。先ほど教育長の答弁にありましたように、その現地で改築をしたいというご意向でございますが、今後教育委員会と十分検討を重ねながら決定をしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○8番（中山繁雄君） 次の質問に入ります。地デジの切り替えが近づいてまいりました。本市の対応は大丈夫でしょうか。市民は平等なサービスが受けられることになっております。ここではテレビ視聴のことですが、視聴困難な場所の調査と対応はどうされているでしょうか。共同アンテナの交換時の対応も含めて質問いたします。光回線があれば視聴困難の問題も解決しますが、視聴困難のところに光が来ないのではないかと心配しますので、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） これまでも報告していますように、議員ご指摘のように、現在の地上アナログ放送は2011年の7月24日までに終了し、地上デジタル放送に完全移行することとなっております。通信や放送で使用しています電波は無限ではございません。このため、現在使用できる周波数に余裕がなく過密に使用されていますが、デジタル化に移行することによって、空いた周波数を消防や救急、地域の防災などの公共業務等に使用することができ、電波の有効利用になります。またデジタル化によって高画質、高品質なハイビジョン放送、データ放送の受信など、多様なサービスを受けられるようになります。地上デジタル放送を見るためには、テレビをデジタル専用のテレビにしたり、視聴のためのチューナーを購入することが必要ですが、基本的には個人負担となっております。デジタル化に向けて市民の皆様のご理解やご協力をいただくために、国は5月下旬に全世帯に対しましてタウンメールを発送し、地上デジタル放送へ移行する理由や方法などのPRなどを行っ

ております。また6月には菊池市中央公民館、七城公民館、旭志公民館、泗水公民館で市民向け説明会を30回開催しまして、延べ266人の市民の皆様に参加をいただいております。さらに、高齢者など説明会への参加ができない方に対しましては個別訪問を行い、地上デジタル放送移行への対応について説明等に取り組んでおります。このほか、区長会議等でも説明を行いまして、要望があれば地区の公民館などへ専門的な機関から説明員を派遣し、説明会を開催する取り組みも行っております。現在のアナログテレビの視聴のために山間部などで共同アンテナを設置するなどして視聴されておりますけれども、デジタル放送への移行に伴い、その改修には多額の費用がかかります。そのため、一定の要件が必要でございますけれども、国はその2分の1を補助すること、またNHKも独自の助成策を提示され、改修促進に努められております。既に共同アンテナの改修を終わっているところもございますが、これから改修しなければならない地域、該当地域は9カ所ございますが、改修費用の見積もりや補助申請などの技術的な支援をNHKから受けながら進めておられます。また、先ほども述べましたけれども、個人負担の部分で8月31日には生活保護世帯や身体障がい者の方がいらっしゃる世帯で住民税非課税の世帯に対してアンテナの設置やチューナーの購入に対して国の補助を示す要綱案が総務省から提示されました。総務省の調査によりますと、デジタル放送の新たな難視聴地域が市内に2カ所あるということでございます。この地域につきましては、今後共同アンテナ等の新設が必要と思われましても、今月の15日に県庁で事前説明会がございますので、それを踏まえ進めてまいりたいと考えております。

また、ブロードバンドのことも出ましたけれども、現在、光ファイバーの敷設を進めておりますけれども、NTTなどでは光ファイバーを利用した地上デジタル放送の予定はないと聞いております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君）　ここで、総務部長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君）　先ほどの横田議員の法人税のところ、若干説明不足のところございましたので、説明をしたいと思います。

法人税には、ご存じのように均等割、これは従業員数とか店舗1戸当たりに対してということで均等割が課税されておりますし、あと1つに法人税割、これは所得関係による法人税割が課税されております。先ほど申しましたのは、一番影響があります法人税、所得に関します法人税割について、平成20年度当初予算ベースで

4億5,200万円、また平成21年が当初予算ベースで9,200万円ということで約80%、所得割部分が80%、全体では、法人市民税の全体では当初予算ベースで平成20年度が5億9,600万円、平成21年度が2億600万円ということで、法人税全体ベースでも65%の減ということになりますので、あわせて説明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 以上で、本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問です。

本日は、これで散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

○

散会 午後2時56分

第 4 号

9 月 10 日

平成21年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成21年9月10日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（27名）

1番	東	英	俊	君	
2番	東	裕	人	君	
3番	泉	田	栄一朗	君	
4番	森	清	孝	君	
5番	藤	野	敏	昭	君
6番	樋	口	正	博	君
7番	二ノ	文	伸	元	君
8番	中	山	繁	雄	君
9番	水	上	博	司	君
10番	三	池	健	治	君
11番	怒留湯	健	蓉	さん	
12番	坂	本	昭	信	君
13番	隈	部	忠	宗	君
14番	奈	田	臣	也	君
15番	葛	原	勇次郎	君	
16番	木	下	雄	二	君
17番	坂	井	正	次	君
19番	山	瀬	義	也	君
20番	本	田	憲	一	君
21番	栃	原	茂	樹	君
22番	松	本	登	君	
23番	工	藤	恭	一	君

24番	境	和	則	君
25番	北	田	彰	君
26番	外	村	國	敏
27番	徳	永	隆	義
28番	横	田	輝	雄

欠席議員（1名）

18番	森	隆	博	君
-----	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長	福	村	三	男	君
副市長	永	田	明	紘	君
総務部長	緒	方	希	八	郎
企画部長	石	原	公	久	君
市民部長	原	川	智	明	君
経済部長	後	藤		定	君
建設部長	岡	崎	俊	裕	君
七城総合支所長	古	閑	昭	二	郎
旭志総合支所長	中	村	榮	光	君
泗水総合支所長	岩	下	義	人	君
企画部首席審議員	木	村	靖	弘	君
財政課長	松	岡	千	利	君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山	田	浩	文	君
教育長	田	中	忠	彦	君
教育次長	井	野	英	利	君
農業委員会事務局長	五	島	千	秋	君
水道局長	安	武	昭	二	君
監査事務局長	大	塚	茂	幸	君

事務局職員出席者

事務局長	岩	木	精	四	郎	君
議事課長	永	田	哲	士	君	
総務審議員	高	田	早	苗	君	
議事係長	上	田	敏	雄	君	

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時00分 開議

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 一般質問

○議長（北田 彰君） 日程第1、一般質問を行います。

はじめに、二ノ文伸元君。

[登壇]

○7番（二ノ文伸元君） 皆さん、おはようございます。大変暑い日が続いておりましてけれども、今日朝は、本当に涼しい朝だったと思います。何かこのごろ気温がですね、梅雨の時は雨が本当にたくさん降りまして、その前後は雨がまったく降りません。そういう気候変動も考慮しながら今日の質問をしたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

現在の隈府小学校の管理棟校舎が建ったのが、私が確か小学校5年生ごろだったと記憶しております。当時、鉄筋コンクリート3階建て、しかも屋上があるなどほかには市役所ぐらいしかなかったのではなかったかと思っています。あれからおおよそ40年、あの校舎には私もですが私の妹、子どもと40年のうち実に25年もの間お世話になっております。大変感謝をしているところであります。見た目にはまだまだしっかりと建っているように見えますが、姉歯による耐震偽造事件以来、耐震に不安があるということはいよいよ改築を迫られるようになり、今回の予算措置がなされたものと考えます。

そこで質問ですが、改築に当たりどのような計画になっているのか、プール、体育館も含めてご説明をお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） お答えいたします。

隈府小学校につきましては、耐震化事業として体育館の耐震補強、校舎改築並びに老朽化したプールの改築及び将来を見据えた給食室の改築などを計画し、年次計画を立てているところです。

まず、体育館の工期は、平成21年9月から平成22年2月を予定しております。既に入札も終わり、早期の完成を目指しているところです。

次に、現在設計中の校舎の改築について説明いたします。対象となる校舎には、職員室や校長室などの管理事務をする事務室、会議室、音楽室、理科室などの特別教室。ほかに、図書室があります。さらに普通教室8教室と保健室があるところです。当然、計画には既に建て替えた高学年と低学年が使っている南側校舎を建築したときのコンセプトに従い総合的に考える必要がありますので、全教室、部屋の利用についても再編することも必要だと考えております。その他、学校規模適正化も考慮し、無駄のない合理的な活用を考えています。今回の工事では、老朽化した特別支援教室と学童保育として使っている棟も含めて1棟にまとめる計画です。面積は現在の校舎の面積を最大限確保し、学校の要望などを聞き取り、内容を吟味していきます。また工事に当たっては、学校運営に影響を少なくするために、既存校舎は改築完成まで残し、完成後に解体撤去する計画をしています。

次に、構造について説明します。今回の事業は、耐震補強の意味の改築でもあり、敷地条件、必要面積から鉄筋コンクリート造り3階建てにしました。これにより、耐震、防風及び防火などの災害に強い鉄筋コンクリート造りとしての利点を最大限に生かせる校舎の完成が期待できると考えています。外観につきましても、既に建て替えられている校舎の雰囲気、コンセプトに合わせた形でできるだけ調和のとれた内容にしたいと思えます。さらに、今回は夏場の暑さ対策や太陽光発電などのエコ対策を含めた設計にいたします。また、木材を多用し、直接触れることができるような仕上げにしたいと考えています。これらにより、児童への情操教育及び温かみのある教育環境の向上に努めていきます。

以上、1回目の質問にお答えします。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○7番（二ノ文伸元君） ありがとうございました。素晴らしい校舎ができるのかなというふうにも感じました、今のお話を聞きまして。

それでは再質問ということで、特別教室は今、別棟になっていると思えますけれども、その中身についてですけれども、やはり家庭科教室なら調理台とか、いろんな用具が付帯設備みたいなものがあると思えますが、あれもやはりその40年前の当時からそのままになっているのかなというふうにも私今見て思えますけれども、その中身についてご配慮ができないものか。まずそれが1点目。

それと、給食室の話が出ましたけれども、やはりそれも南中の方にも確か大分古いものがあると聞いておりますけれども、一体的にできるなら一体的なものになる

のか。それを教えていただきたい。

それと、空調設備ということですが、いろいろなエコを考えてそれなりに設備を整えた学校になるというご説明だったんですけど、中学校は昨日横田議員の質問にもありましたように、空調設備は中学校には付くと、小学校にはまだ付かないと。ただ、先を見たときに、その必要性というものがまた変わってくるかと思えます。総合体育館が空調設備が付きましたけれども、まったくつくられた時に空調設備が付いていない、そして規格外のものが何か付いていたということで、最初からやり直さなければならないというふうに聞き及んでおりますけれども、この隈府小学校の校舎については、将来対応ができるような、そういうつくりには是非していただきたいというふうに思っております。それが3点目です。

4点目ですけれども、体育館の、ちょっと飛び飛びになりますけれども、体育館の耐震補強工事のことについてですけれども、素晴らしい体育館ができると思えますけれども、その工事期間中にその部活動が今体育館では剣道とバドミントンがっております。剣道の方は、校長先生やら教頭先生やらのご努力により、その南中の体育館を使わせていただくというふうにはなっておりますが、そのバドミントンの方はなかなか場所の特定ができないと。もちろん、その外で二月ですか、三月ぐらいかかるのかな、それぐらい外でやれというふうになるのかなと思えますけれども、やはり行政の方としてそこら辺のところをですね、場所の提供、それからそこまでに行く交通手段、その辺のところをご配慮をいただけないか。そして、安心して部活動ができるような、そういうシステムができないものか、お尋ねをいたします。

それと5番目ですけれども、この際ですから消火栓は確かあると思えます。さっき言いましたように、大変こう今、日照りが続いております。それと、運動場のですね、砂埃がすごいんです。この間も女子高のグラウンドが乾いているということで、分団長の樋口議員の司令の下に学校に行きました。それで、水まきをしたんですけども、やはり体育祭など隈府小であるときに、やはり水まきを必要とします。それが馴染むかどうかはわかりませんが、そこら辺の配慮がですね、できないものか。この際、その消火栓の位置を少しグラウンド寄りにはしていただいて、できれば水まきができるような体制をとれないものか。旭志のグラウンドですか、あそここの間ちょっと野球の試合がありまして行ったんですけども、水道の水を引っ張って、細いホースでですね、ずっとまくわけです。こっちをまき終わってこっちをまいたときに、また向こう見るともう乾いているわけですよ。この間出来たグラウンドなのに、その設備もできないのかなというふうにそのとき感じました。やはりそういう配慮というものをですね、ぜひこの際やっていただきたいというふうに

思います。

それと、外灯ですね、非常にこう、特に今から秋口になるとあそこ送り迎えする車やらでごった返すするわけですけども、暗いんです、非常に暗いんです。外灯をやはりこの際、明るめにつけていただきたい、そこまお尋ねをいたしたいと思えます。

まず一番大事なのが、やはりバリアフリーですね。潮谷さんが今代わられて、何かユニバーサルデザインというものが最近少し聞こえなくなってきたと思えますけれども、やはりユニバーサルデザインというものをしっかりと念頭に置いた体育館づくり、そして校舎づくり、さらにプールづくりというものを進めていただきたい。そこら辺の見解を教育長にお願いをしたいと思えます。

エレベーターですね、エレベーターが3階建てということで付くのかどうか。ユニバーサルの定義というものは、最初からどなたが、だれでも使いやすいようにつくりというのが基本だと伺っておりますので、誰かが来るからエレベーターを付けるという話じゃなくて、最初からエレベーターをぜひ付けていただきたいと思えますので、ご答弁よろしくお願ひします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず、備品の更新につきましては、他の学校との整合性を図りながら、使用できるものはできるだけ使用していきたいと思えますが、特別教室等の老朽化した備品につきましては、その目的、理科室であれば理科室の目的や機能が果たせるような更新及び整備をしていきたいと思えます。給食室の建て替えについては、隈府小については、今後の計画の中にありますけれども、南中と一体化してということですが、ただいま検討中でありまますので、ここでは即答を控えさせていただきますと思えます。

次に、空調施設について、今後の準備といひますか、そのことのお尋ねでしたけれども、できるだけそのように対応してまいりたいと思えます。

次に、部活動の代替場所ということでございましたが、どうしてもその期間体育館ができませんので、剣道については今ご指摘ありました南中学校の体育館や武道場を活用させていただくと、利用させていただくということにしておりますが、バドミントンにつきましては、今、菊池体育センター、旧勤労者体育センターですが、などを例に取り、隈府小学校や社会体育課と協議をしているところでございます。ご心配をかけないように、できるだけ負担を掛けないようにしていきたいと思っております。

次に、運動場用の大型散水弁についてということだったと思えますが、これは取

り付ける予定で進んでおります。

それから、外灯についてでございますが、ここで即答できませんけれども、今後の検討にさせていただきたいと思っております。

それから、バリアフリー、エレベーターですが、もちろんこれは進めなければいけないことだろうと思っておりますので進めてまいりますし、エレベーターについても設置する予定でおります。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○7番（二ノ文伸元君） ありがとうございます。

1つだけ、さっきちょっと聞き損なったことがありましたので。鉄筋コンクリートということですけども、その中で木造、木のぬくもりがつくようなそのような造りであるということでしたけれども、そのように理解してよろしいのでしょうか。

それから、学童保育の場所もその中に入るということですけども、私はできるならですね、別にならないかというふうにも思ったわけです。そこをですね、木造で建てていただく。前も質問で言いましたけれども、同じところから、また学校が終わって同じところに詰め込むというような形になりはしないかということで、ちょっとその辺のところを心配をしているわけですけども、そこら辺をですね、なかなか結構なんですけど、その何といいますか環境、やはり違ったような形でですね、ぜひつくっていただきたいというふうに思いますけれども、そのところをご答弁をお願いします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず1点目の木材の多用については先ほど申しましたけれども、全体としては鉄筋コンクリートづくりですけども、内部は木材を多用することということでしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから学童保育につきましては、教育委員会の所管ではございませんのでお答えは控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○7番（二ノ文伸元君） はい、ありがとうございます。

次に、青果市場跡地について質問いたします。皆さんご存じのとおり、私も含め何度となくこのことについては行政による取得に向けて質問をしてまいりました。

何よりも市民2,000名分の署名を付けて要望書が行政を動かしたものと確信をしております。市長、教育長の大英断に対しまして、市民の一人として厚く御礼を申し上げます。本当に皆さんも見られたと思いますけども、風通しがよくなり、景観もよくなったと感じているのは私だけではないと思っております。そして、何よりも児童生徒の安全が確保されたことが一番よかったのではないかと考えております。そこで質問ですが、青果市場跡地を今後どのように利用、活用されるのか、お伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 青果市場跡地の用地取得は、地権者のご理解の下、8月に売買契約を交わしまして、学校が始まる前の8月25日に解体工事も終わったところです。跡地利用につきましては、当分の間、陳情の趣旨どおり第一幼稚園の園児の送り迎え用の駐車場として、また社会体育及び隈府小学校の部活の送迎時の駐車場として、さらに今回の工事に伴う工事関係者や職員の駐車場として活用していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○7番（二ノ文伸元君） ありがとうございます。やはり基本は2,000名分の署名をされて提出された要望書が一番基本になると思いますので、よろしく願いまして、一般質問を終わります。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午前10時19分

開議 午前10時28分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

1点目ですが、雇用促進住宅の受け入れについて、七城宿舎について、菊池宿舎についてということであります。この件に関しましては、ご存じのとおり4回目となりましたが、様々な観点からの検証が必要と考えますので、どうか議員の皆様方におかれましては、またかと言わずしばらくの間お耳をお貸しいただきたいと願

い申し上げます。

まず1点目なのですが、現在の七城、菊池各宿舎の入居状況及び運営状況をお伺いいたします。また、県内の各自治体における雇用促進住宅の受け入れに関する状況がわかればお答えを下さい。

2点目、私が個人的に聞き及びました情報によりますと、七城宿舎については既に民間の受入先が決定をし、近い将来民間アパートとして引き続き運営がなされるということでありましたが、これはあくまでも噂でありますので、事の真偽がわかればお教えいただきたいと思えます。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） おはようございます。お尋ねの七城宿舎、菊池宿舎の入居状況、それから各自治体の受け入れについて、1点目でございますけれども、現在、七城宿舎は2棟60戸中56戸入居されており、現在も入居募集をいたしております。また菊池宿舎は2棟70戸中35戸入居されており、現在は入居停止中でございます。県内の各自治体の受け入れ状況につきましては、雇用促進住宅があります15の市・町の中で受け入れしている自治体は南関町のみであります。七城宿舎とほぼ同時期の平成6年に建設された団地です。南関町では、同団地の入居者をそのまま受け入れ、平成21年4月1日から定住化促進サンコーポラス南関として公営住宅法に基づかない単独の住宅として運営しておられ、現在80戸中53戸入居されています。

2点目の七城宿舎の情報でございますけれども、雇用促進能力開発機構に確認しましたところ、現在、民間売却の手続き等は行っていないとのことでありました。また情報によりますと、一部の地域では雇用促進住宅の売却に係る不審な勧誘が行われているため、雇用能力開発機構から入居者へ注意を呼びかけているとお聞きしております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） 2点目の七城宿舎については、民間受け入れというのはあくまでも噂であって、事実でないということであるようです。七城・菊池宿舎については、七城が60戸中56戸、菊池の場合はもう入居を差し止めしてありますので70戸中35戸ということなのですが、これもですね、実は先日あそこら辺にお住まいの方とお話をしたんですが、今年度いっぱいを目途に、もう移りたいという方がか

なりおられるようですので、非常に今見ても夜は明かりがほとんどついていない状態なんです、ますます寂しくなるのではないかと考えるところであります。雇用促進住宅の受け入れ問題に対しては、何度となく質問をさせていただいておりますが、いかにせん正直な話、なかなか埒があかないというのが私の感想であります。ストレートにお聞かせ願いたいのは、譲渡価格に関して機構側の思惑と当菊池市の思惑、どのような開きがあるのか。要するに機構側は七城、菊池それぞれいくらの譲渡を望んでいるのか。また、菊池市としてはそれをいくらなら受け入れる検討をするのか。今日までの交渉の経緯と考え方をお教え下さい。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げます。

雇用能力開発機構からの譲渡金額の提示につきましては、口頭でしか示されておりません。同機構に確認しましたところ、先方の意向もありまして、提示額の公表は差し控えさせていただきたいと思っております。また、市はいくらなら購入するかとの質問でございますけれども、具体的な要望額は提示していませんし、雇用能力開発機構において市場性がないと判断された住宅であることから、将来の維持管理や解体コストなど市にとって大きな負担とならないような条件を機構側には伝えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） 口頭のみということですが、内部的には当然いくらならということは検討されておられますよね。そこのところは、それもなしでは何も先に進みませんのでお願いしたいところです。解体費用が約1億5,000万円ぐらいかかるということは、先にお伺いしておりますので、そこら辺と含めて積算をされてやられていけばいいのかなと思っております。大体答弁をお聞きする限りでは、世界同時不況をはじめとして、雇用情勢の悪化などの要因により譲渡時期、その他、度重なる条件の変更に戸惑っておられるのが現状であるとは思っております。条件が私も聞くたびに都度変更されているということで、非常に不安定な中での判断は大変に困難であると思っております。さらには、先日の総選挙で民主党が政権与党となり、新たな政策が確定すれば、さらなる条件変更もまた考えられるのではないかとお思います。また、菊池市の市営住宅ストック整備計画や行政改革における市営住宅の民間委託等も検討されているということですので、それに照らし合わせた場合は判断がなかなか難しいのではないかと、そこのところは十分承知をいたしております。

す。しかしながら、雇用促進住宅解体による人口流出の問題、とりわけ七城小学校、中学校、また菊池北小学校や菊池北中学校の児童生徒減少の問題は、かなり大きな影響が出るというふうに考えております。先般の学校規模適正化審議会の答申において、水源小学校、竜門小学校、迫水小学校を菊池北小学校に早期に編入をすべきであるという答申がなされたところであります。しかし、この小学校をですね、いくら統合しても、その次の菊池北中学校の校区、中学校のことを考えればですね、現在の5校区が2つに統合をされるというだけで、減少する生徒の数にはまったく歯止めの対策にはならないということでもあります。そうであれば、校区割を変更しますかということですよ。それとも、建てたばかりなんです、北中学校と南中学校を統合しますかということも考えなくてはならないとは思っております。29億円の巨費をかけて建設した北中学校はへたをすれば近い将来廃校となるかもしれない。先のことだからゆっくり考えればいいというふうにお思いであれば、私はそんな時間はないと思っています。大変失礼ではあります、既に事例として迫水小学校と北小学校の統合問題に関しても、迫水小学校は平成3年4月1日の供用開始です。今日までわずか18年間です。ここで統合になれば、当然廃校になるんですが、学校を建ててわずか20年足らずに償還問題等を含めて本当に大丈夫なんだろうかね。これが菊池北中学校も同じようになれば、その巨額の負債をどう賄っていくか、そのことはやはり先を考えながら十分対応すべきではないかというふうに考えます。ここにですね、菊池南中学校と菊池北中学校の昭和43年、ちょうど北中学校が昭和43年からですから、今年度までの在校生のデータがあります。昭和43年菊池北中学校、在校生1,088人、南中学校611人、合計の1,699人ですね。これが昭和45年になりますと菊池北中学校682人、南中学校が886人、合計の1,568人。それから、徐々に両方とも減少を続けていくわけですが、今年度は菊池北中学校が在校生313人、南中学校が491人、合計の804人です。昭和43年に比べて全体で895人が減少をしているわけです。南中の場合ですね、実は昭和45年がピークですから、45年が886人で、この一番ピーク時の人数から比べるとですね、北中学校が775人の減少、南中学校が395人の減少なんです。減少率で見ると南中は約4割ですか、北中は7割の減少を見ております。申し訳ないですが、この数字を見る限りでは、北部開発の対策がまったくなされていないというふうを感じざるを得ません。先程述べた迫水小学校の問題も、成り行き任せと言われても仕方がないのではないかというふうに感じます。いずれにしても、校区再編や中学校の再統合、どちらの方法もいやであれば、校区内の若年人口の増加策を考えるほかないのではないかと思います、いかがお考えでしょうか。私は、何も市営住宅化だけが解決の方法ではないと思っています。例えば民

間デベロッパーとのPFI方式による再開発であるとか、例えば誘致企業に対して、市が一旦機構側から譲渡を受け、再譲渡をしながら各企業による社宅としての共同運営、維持管理を含めた運営を行ってもらうなどの方式により運営をする、その他やっぱり様々なことが考えられるとは思いますが、いずれの選択にしても、菊池市として買収等を含め大きく変わることが必要であると思いますが、市当局としてのお考えがあればお答えをいただきたいと思えます。

次に、私自身の思いとしてはですね、政策はあくまでも一方通行ではないというふうを考えております。常にやはりリンクをしなければならない。例えば福村市長就任以来、それまで子どもさんの医療費は就学前までの無料化だったものを小学校3年までに引き上げて、そして今年度小学校6年までの無料化に実施をされました。私自身、子を持つ親の立場として非常にありがたい話ではあります。しかし、その有り難い施策も、例えば夫婦共働き、しかし地元には仕事がないと。また、市営住宅も満員で、入れない。だから、熊本市は子どもの医療は高くつくが、それでも向こうに移住して通勤の利便性を求める、そうならなければならないという状況も多く出ています。それではせっかくの施策も効果が薄くなる。それではどうするかということで、本市としては田島、蘇崎、または今度24haに及ぶ大規模開発と目されている川辺工業団地に企業誘致を積極的に行い、企業誘致による固定資産、または法人税の増収を目指して就業の場をつくることにより、若年層の流出を防ぎ、人口流出を止めて定住促進による家屋新築等の固定資産税の増収や市民税の増収を図り、自主財源の安定確保を図りながら安定した市政運営を目指すことが目的ということだと思えます。そうであれば、やはりこの雇用促進住宅の問題も菊池市の北部開発に対する大きな問題と思えますが、その点について執行部としていかがお考えかをお答えいただきたいと思えます。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げます。

まず、本市の住宅マスタープランでは、現在管理戸数1,200戸を今後10年間は維持することとしており、新たな増設計画はなく、また行財政改革にあるコスト縮減や行政のスリム化を進める中で公営住宅としての受け入れは考えておりません。しかし、特に菊池宿舎等の廃止は、若年人口の流出にもつながりますし、議員おっしゃるように北小・北中の生徒の数の確保にも少なからず影響するものと考えられます。議員ご指摘のように、民間デベロッパーや誘致企業の社員住宅などとしての活用など、多方面から検討することが定住化促進を図る上で必要かと考えております。今後とも社会情勢や雇用能力開発機構の動きを見ながら対応してまいりたい

いと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） 民間等とも緊密に連携を取りながら、企業誘致に関わるときの一つのこちらからの提案事項として取り扱っていただければ幸いです。

それでは、次に移らせていただきます。

2番目の問題ですね。菊池市歳出における電信電話料の見直しについて。1点目が、現状分析のコンサルタント点検は行えないか。2点目が、各通信会社におけるプロポーザル方式の入札制度の導入を行うことは考えられないかということであり、これにつきましては、集中改革プランにより職員の削減をはじめとして、機構改革や経費削減など、菊池市の行財政健全化に向けて大きな取り組みがされているさなかであります。様々な施設の民間委託や職員定数の削減をはじめ、賛否両論ある中、大変なご苦勞であると思います。しかし、これらの取り組みを一般企業に当てはめると、要は損益分岐点を下げる作業ではないかと考えております。損益分岐点の計算方式を当てはめれば、いわゆる売り上げ、これは市では歳入だと思わんですが、歳入減を予想して固定費の削減を行う。固定費とは、売り上げの増減に影響されない経費でありますから、一般的には家賃であるとか、リース料、給与、水道光熱費ですよね、こういうものが当てはめられるんですが、市役所の場合、私は通信費も固定費に換算されると考えております。既に集中改革プランにより定数削減により固定費の削減が取り組まれてはいますが、私自身考えるところでは、これ以上急速なですね、職員定数の削減は市民サービスの低下につながる恐れもあり、そう簡単には行えないし、やるべきなのかなという疑問を考えております。その他の固定費である家賃やリース料、そういう経費にも手を付ける時期ではないかと思っております。既にエコヴィレッジの保守点検委託料の見直しを行うためのコンサルタント診断が菊池市においても6月議会で上程をされました。話によりますと、他市町村の例を見るとき、大体2割程度安くなるのではないかというご説明があったと思います。今の経費で言えば約1,000万円から2,000万円の年間のコスト削減が行えるところと予想されますが、十分な成果を期待するところであり、固定費を削減することによって分岐点を下げ、財政に余裕を持たせることで政策予算に充てるウエイトが大きくなり、市民サービスの安定を図ることが可能になると考えますが、毎回この一般質問において多くの議員さんから様々な施策提言がなされています。しかし、それらを実現するためには、私の一般質問もよく何をしてくれという話をするんですが、必ず予算の裏付けが必要であると思います。財政問題を抱

えているということですね。そのことを考えたときには、菊池市の一般会計、いろんな手立てをしなきゃいけないんですが、先日の決算書をちょっと見せていただいた中で、菊池市一般会計及びその他特別会計を見てみると、非常に電信電話料のウエイトが私は高いようにちょっと感じたところであります。その点に関しまして、この点の部分では私は大胆に改革を行うべきではないかというふうに考えますが、まず平成19年度及び平成20年度の菊池市一般会計決算及びその他特別会計における電信電話料の総額をお答えいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、電信電話料の現状について、まずはじめに電話・ファックス・ネットワーク専用回線、これは総合行政システムでございますが、そういうものの電信電話料の支払い額でございますから、一般会計と特別会計の合計で申し上げますと、平成19年度決算で約4,369万円、平成20年度決算では約4,266万円となっております。ここで、平成20年度の支払い内訳は、一般会計で3,713万円、国保・簡易水道・公共下水道・農業集落排水・特別養護老人ホームなどの特別会計で553万円でございます。さらに一般会計の3,713万円を細分化して説明申し上げますと、幼稚園・保育園で69万円、小学校・中学校で約600万円、老人ホームで46万円、市役所本庁・第2庁舎・第3庁舎・各総合支所などの合計で2,998万円となっております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） やっぱり思ったとおり、かなりありますね、4,000万円を超えているということでもありますから。ちょっと他市町村との比較は難しいんですけど、かなりやっぱりちょっと高いんじゃないかなとは感じます。これから、そういう内容についていろいろ診断をしていただけたらと思うんですが、基本的には明治政府以降、日本国については輸送、そして郵便事業、通信、教育費については国家の基盤をなす事業として、国がほとんど運営をされてこられたのが現実であります。また、戦後急速に一般家庭の生活の向上に関わる電力製品の普及に伴い、半官半民の電力事業が開始をしたところでもあります。ただ現在では輸送部門の日本国有鉄道はJRとなり、分割民営化がされるとともに、各私鉄の参入により交通手段の多様化による市民生活の利便性がなされております。郵便事業については、皆さんもご存じのとおり、前回の総選挙において国民参加の議論の中、民営分社化が行

われました。通信事業においても、日本電信電話公社がNTTとなり民営化され、KDDIやソフトバンクをはじめとして、その他の民間の新規通信事業の参入により市場原理による競争が始まり、使用料の値下げやサービスの拡充で市民生活を大きく変えているところであります。ただ教育に関しては、国民の義務または権利として一部参入はあるものの、国の責任として運営がなされているのが現状であります。

このような様々な国営事業の民営化による市民生活の変化は、各家庭生活や企業運営に関しても大きなメリットを出しているところがあると考えております。しかし、この地方自治体については、本当にそのメリットが出ているのかなというところを常々考えております。とりわけ通信部門については、業者からの料金値下げ以外に模索が行われているのか、私は非常に問題があると考えております。

そのような現状を打破するために、ぜひとも次の2点に関して実行する考えはないか、お聞きをしたいと思います。それが先ほど述べました1点目の現状分析のコンサルタントによる診断が行えないか。2点目は、各社によるプロポーザル方式の入札制度の導入においても通信費のあり方というか、そういうものを求めることがないか、お聞きしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 議員の貴重なご提言、ありがとうございました。まずコンサルタント点検についてでございますが、電信電話料の現状分析を行えるコンサルタント会社が存在するかどうか、調査いたしますけれども、経費削減を行うという改善点から見ますと、調査することは大変必要なことであると認識いたしております。各市の状況を調査し、経費節減のための改善事例がありましたら、その事例を参考にしながら本市の状況と照らし合わせながら、今後各通信会社によるプロポーザル方式の入札制度の導入に向け前向きに検討を進めてまいりたいというふうに思います。少ない経費で有効な効果を上げるよう対応していかなければならないというふうに考えております。

ここで、先ほど述べました平成20年度一般会計の電信電話料3,713万円のうち1,784万円はネットワーク専用回線のため経費削減の対象にはなりにくいというものでございまして、残りの1,929万円につきましては、電話・ファックスで対象となり、いくらかの経費削減が今後見込まれるというふうに理解いたしております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） 市役所の場合は、有事の際、災害時ですね、そういうときの機能性とかいろんな問題がやっぱりあると思いますので、そこら辺も十分含めた中でご検討いただけるという今ご返事だったと思いますので、できるだけ早急にそのことに取り組んでいただければと思います。

こういう流れというのは、もともと小泉元総理の下、劇場型による郵政民営化であるとか、聖域なき構造改革が声高に叫ばれて、国民のその声に反応して大きなうねりとなったのが現状であると思います。しかし、ふと時間が経ち気づいたときに、本当に郵政民営化は正しかったのか。例えば、東京23区や政令都市における特定郵便局の改革と私たちが住む中山間地における改革が同じ取扱いで正しかったのか。そう考えるのは私だけではないかもしれないと思います。また、先日怒留湯議員よりの言葉に改革に聖域はあるという発言がありましたが、地方自治体の役割を考えると、本当に難しい問題だとは私自身もそう感じるところであります。しかし、私は仮に聖域があったとしても、固定概念を捨てるということが一番大切ではないかというふうに考えております。先日、森隆博議員よりも話がありましたが、平成26年までは地方交付税約束をされていますが、平成27年以降、5年間にわたり約15億円の交付税の削減がなされると。それ以降、平成32年以降は年間15億円の歳入が減っていくわけです。基金残高が約80億円を誇る菊池市も、極端に言えば平成27年以降は非常に危うい状態になるということですよね。行政運営というのは、私は一つの大きなパイがあって、そのパイの中でどの政策にどれだけのウエイトを置くかというのが一つの形だというふうに考えていますが、そうであればやっぱり年間15億円の歳入の穴を埋めるためには、行政機構の根本的な改革を行わない限り、固定費を削減しない限り、現在取り組んでいる市民サービスの何かをもうなくす、切り捨てる、もしくは削減をするしかないということが結論として出てくると思います。しかし、そのことは市民に対する負担を増やすことにつながります。それでは、サービスは高く、負担は低くと、その大きな声の下に言葉を信じながら、様々な問題を抱えながらも大義のために合併をした意味がどこにあったかと、私は問われるのではないかと考えます。大変難しい問題であると思いますが、どうか全庁的な取り組みの中、迅速かつ慎重な議論を行い、そして必ず情報公開を行いながらさらなる改革に着手されますことを願ひまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（北田 彰君） ここで、昼食のため暫時休憩します。午後の会議は、午後1時から行います。

休憩 午前 11時01分

開議 午後 零時57分



○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、外村國敏君。

[登壇]

○26番（外村國敏君） 昼から一番眠たいときだと思いますが、元気いっぱい質問させていただきます。

通告しておきました2点につきまして、まず第1点の太陽光発電について。2番目に、人工内耳についてであります。

地球温暖化による大気や海水の温度上昇は、異常気象や生態系の変化など様々な影響を及ぼしつつあります。地球温暖化の進行を一刻も早く食い止めるためには、二酸化炭素CO₂を排出する石炭などの化石エネルギーから脱却し、CO₂を排出しないクリーンなエネルギーへの転換が必要不可欠であります。その代表格が太陽光発電であります。太陽光発電は、主に3つのメリットがあります。第1に、発電するときにCO₂だけでなく大気汚染や酸性雨の原因となる硫黄酸化物SO_xや窒素酸化物NO_xなども発生しない、極めて環境にやさしいエネルギーであります。しかもほぼ無尽蔵に利用が可能であります。2つ目は、太陽光電池の製造から販売、施工に至るまで、非常に幅広い企業などが関わるため大きな経済効果が見込まれること。裾野の広い雇用効果も期待できるということでもあります。3つ目は、エネルギー自給率の向上に直結すること。家庭に導入すれば、自宅で使う電気は自宅で作ることになります。国全体に広げれば、日本で使う電気は日本でつくるというエネルギー自給自足国家も夢ではなくなります。経済産業省が太陽光発電の新たな買取制度を11月1日からスタートすると発表しました。太陽光発電を一気に普及させる起爆剤として、低炭素社会づくりを進める大きな一歩となることを期待したいと思うところであります。新たな買取制度では、家庭などでつくられた電力のうち余った分を電力会社がこれまでの約2倍の価格で買い取り、導入にかかった費用の回収期間を大幅に短縮する、2010年度末までに買い取りを申し込めば住宅では1kw時当たり48円、学校などの住宅以外では24円で買い取られる。買取期間は10年間。ただし、電力会社が買い取るのに必要な費用は、電気を使うすべての人で負担する。全員参加型の仕組みになっております。太陽光発電の普及を進める意識を国民全体で共有する狙いもあり、一般的な家庭の負担増は1カ月当たり100円未満の見通しとのことでもあります。この程度なら、太陽光発電を設置していなくても、自分も地球温暖化防止に貢献していると思える。太陽電池の2009年4

月から6月期の国内向け出荷数量が前年度同期比82.5%増の8万3,260kwとなり、過去最大となったことが6日太陽光発電協会の調べで明らかになりました。用途別では、9割以上を住宅向け発電システムが占める、住宅1戸当たりで導入するシステムは平均3.5kw程度とされ、単純計算では同期間に2万戸余りで新たに太陽光発電が導入されたこととなります。今年1月に政府の補助金制度が復活、11月から余剰電力の買取制度が拡充されるなど一般の消費者が太陽光発電を導入しやすい環境が整い、急増しました。標準的な家庭用装置は、新築住宅の場合、出力3.5kw程度で、工事費も含めて200万円前後、国や自治体の補助金を利用すれば、このうち3分の1程度が軽減され、約130万円ぐらいで購入できると言われております。今後増産などで生産コストが下がり、さらに安価で購入できるようになれば、一層の拡大につながる可能性があると言われております。そこで質問いたしますが、本市の住宅の補助率及び公共施設の利用状況をお答え願いたいと思います。

1回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 地球温暖化防止などの環境問題に対する意識の高揚や資源循環型社会の実現を目指しまして、市民の皆様の新エネルギー利用を積極的に支援するために太陽光発電システムを設置される方へ、平成12年度より設置費の補助を行ってきております。また、平成8年度からの国の補助を含めると平成20年度までに587件の住宅用太陽光発電システムが設置されております。太陽光発電システムの普及につきましては、平成20年9月議会におきまして住宅用太陽光発電システム設置件数を市内1戸建て世帯数約1万3,000戸の10%を目指すこととし、当面の目標といたしまして、菊池市総合計画の後期計画の5カ年間におきまして5%の設置を目標に太陽光発電システムの設置に対する補助を実施してまいりたいというふうに答弁をいたしてきております。ただ、今、議員さんおっしゃいましたように国の施策が変わりまして、緊急経済対策の中で国・県の補助金が拡充されました。また本市の補助金もこれまで1kw2万円というものを5万円に増額いたしましたために、市民の関心も高く、平成22年度から26年度までの総合計画、後期計画の期間内には7%を超える設置件数が見込まれるものでございます。この補助金につきましては、今言いましたように1kw当たり市では5万円をすることにいたしております。3kwを上限としておりますので、3kwの5万円と15万円という形で補助を設置いたしております。また、国・県をご紹介しますと、国が1kw当たり7万円、県が1kw当たり3.5万円、合計で1kw当たり

15万5,000円となります。ただ菊池市の今の平均のワット数でございますが、4kw程度となっております。先ほどは3.5kwとご紹介ございましたけれども、それよりも高いワットで今、設置がなされてきております。大きい人になりますと6kwというような方たちもおられます。4kwで計算いたしますと62万円を補助として出すことになるということでございます。また、学校の公共施設の設置状況でございますが、旭志小学校に30kwを設置いたしております。また斑蛇口湖艇庫兼研修センターに20kwの太陽光発電システム、また本年度の経済危機対策のニューディール事業といたしまして、庁舎の空調設備と併せまして庁舎の屋上に50.4kwの太陽光発電システムを設置いたします。また、本年度より改築予定の隈府小学校におきましても30kwを目標に計画を教育委員会の方で立てているというような状況でございます。

以上、回答させていただきます。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○26番（外村國敏君） ご答弁によりますと、住宅及び公共施設、住宅の場合は市の方から、言うならアピールしてもらって、そしてこのような施設がありますよということを宣伝していただきたい。先ほど申しましたように、太陽光を今しなければ、また皆さんたちがそれに協力しなければ、この地球の温暖化は防止できないということは、もう皆さんご存じのとおりであります。それと同時に公共施設、今、庁舎が50.4kwを付けているということでもあります。文科省はですね、小中学校の耐震化や太陽光発電導入等のスクールニューディール構想の推進費として総額1兆1,181億円とあります。本市のこの校舎への耐震化及び太陽光発電等の予算はどのくらいだったのか。さらに、経済産業省の20年補正で90億円、21年度予算201億円の住宅用の太陽光発電導入支援対策補助金の本市はいくらだったのか。

次に、経済産業省、新エネルギー等導入加速支援対策費補助金、20年度378億円、昨日も横田議員の方から小学校の冷暖房について質問がございました。太陽光発電を耐震化対策と同時に設置すれば、温暖化防止とともに子どもたちの健やかな学校教育もできるのではないかと。午前中に二ノ文議員の質問に教育長は、隈府小の改築時には、当然太陽光を予定しているとありました。大変結構なことではありますが、今の政権交代で地方自治体は来年の予算はどうなるかと心配しているようですが、先日の民主党の鳩山代表は、この温暖化を止めるためには科学が要請する水準に基づくものとして、2020年までに1990年比25%削減を目指すと書いております。麻生首相が6月に公表した8%減から比較すると、まさに3倍強であります。有言実行には乗り越えるべき大きな壁がある。経済界が厳しい目標に

反発することは必至であろうと言われております。しかし、1回民主党が他の予算はどうあれ、地球温暖化対策に政権公約しているならば、それに地方自治体も今のときにこの地球温暖化にどのように取り組むべきか。公共施設、学校を含む公共施設すべて太陽光発電を付けるという考えはないのか、お答え願いたいと思います。要望して、できる、でけんは別としまして、そのくらいの意気込みがあるかどうか。合志市ではですね、10校すべて太陽光発電を付けると今決まっております。ご承知だと思います。このようなことから、公共施設、そして民間住宅には、このような今補助がありますよ、さらに民主党が勝って民主党の鳩山さんが、さらにこのことで取り組むならば、もう少しよくなるか、皆さんたちの負担が少なくはならないかということですね、しっかりアピールしてもらいたい。それが、今からの私たちの太陽光発電に対する考えじゃないかと思いますが、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 大きく3点ほどのご質問だったかと思えます。予算はどれぐらいかというお尋ねでございますが、まず庁舎関係につきましては先ほど言いましたけれども、空調工事、太陽光合わせまして合計で1億円程度の総事業費になります。それに対しまして、補助金がグリーンニューディール事業といたしまして2,000万円予算計上がなされております。小学校の隈府小学校は30kwを今想定されておまして、これに対しましてはスクールニューディール政策の中で補助をいただけるということで、総工費用約3,000万円程度見越しておまして、そのうちの9割が充当できるという試算になっております。これは、まだ今設計中でございますので、設計の段階におきましてどのようになるかは、教育委員会と都市整備課の方で今は十分検討されておりますので、予算化はなされておられません。

それから、私どもが予算化いたしておりますのは、6月の肉付け予算時におきまして1kw当たり2万円、これまでの予算と同じような組み方を40基しておりました。ただ日本一の環境都市を目指すというものもございまして、9月の補正予算に今度、本年度100基を目指すことで予算の要求をいたしているところでございます。これは1kw当たり5万円の100基ということになります。6月と7月に予算を組んでおりますので、その不足額を今回の9月に上程をしているところでございます。予算関係につきましては、以上でございます。

それから、国の補助に対する市の計画はどうかということでございますが、直接個人が住宅に建てる場合には、個人が国に申請をいたします。従いまして、市とし

ては国の分の予算計上はいたしておりません。ただ20年度で申し上げますと、経済産業省の補助金をもらわれた方が275万4,500円、平均で1人当たり30万6,000円国から補助を受けられているという状況でございます。今後、国の補助制度が拡充されておりますので、国・県の補助金の申請は個人の方がどんどん申請が増えてくるものだと思っております。

それから、公共施設のすべてに付ける考えはあるかということでございますが、方針といたしましてはそういう方針で取り組んでおるところでございます。ただご存じのとおり、公共施設の中の学校施設におきましては、今、耐震化の診断に入っております。構造上の問題がありまして、屋根の強度の問題もございまして、どこにでも上げられるものでもございませぬ。向きもございまして、方向でどれだけの効率が上げられるのか、そういったものを縷々検討しながら、できるところから順に公共施設に上げていきたいという考え方でいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 答弁の予定はございませんでしたが、学校への太陽光パネルの設置についてということがありましたのでお答えをしたいと思います。基本的に可能な限り設置していきたいと思っておりますけれども、今、企画部長がおっしゃいましたように、設置した場合ですね、屋根にかなりの重量がかかりますので、すべての学校にすぐに設置するということではできません。耐震診断、耐震工事との絡みもありますが、できるところから設置していきたいと考えております。その他、先ほどのほかにですね、屋根の形でも条件があります。フラットの場合は設置しやすいんですけども、勾配がある場合、これは非常に構造上、また維持管理上難しいということでございます。しかし先ほどからご指摘のように、環境対策とか、あるいは教育の一環として設置できるよう積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○26番（外村國敏君） 再々質問いたします。

公共施設は可能な限りやっていくということでありましたので安心しますが、確かに構造上いろいろな問題があると思っております。今、総合体育館が昨年12月だったか、委員会の中で討議ありました。あそこのクーラー設置はどうすべきか、その言うなれば燃料は重油にするか、それとも電気にするか、それが失礼ですけど坂本議員の方から、それは太陽光ですればいいというような発言がありました。時期的

にちょうど時間が足らなかったからそういうことまで私たちもいかなかったと思いますが、確かにですね、太陽光、屋根がですね、ちょっと弱いから上に乗せられない。ならば、このようなですね、今は太陽光とって大きく注目されているときだったら、下に何かの形で、言うなれば倉庫のような形でもつくってするとか、方法はですね、考えればでくつとですよ。ただ、その現場だけでできないと言われると何もでけんですよ、だろうと私は思います。設計者じゃないけんわかりませんが、建築というのは、多分そこまでいかんとですね、そりゃでけんですて、頭からポンと跳ねられたらそれで終いです。時間的にあの場合は、ずっとしよつたらとうとうその年でけん、今年の夏にでけんごとなるからさつとしましたばってんが、確かに私は坂本さんがおっしゃったごと一番だと思いました。だからこの太陽光をいかにして利用するか。できるだけ、できる限りとおっしゃいましたので、できる限りどのような方法を取るか、その家はどうなっているかということをしっかり把握されてですね、そしてすべての公共施設をですね、できるように、いうなれば努力してもらいたいと思います。これは要望しておきます。

次に入ります。次はですね、人工内耳についてであります。人工内耳という言葉は、皆さん初めて聞かれると思います。私も友人の紹介で市内在住の方の体験をお聞きし、要請を受けました。その方は15年ほど前に突発性難聴という病気にかかり、年々聴力が低下し、補聴器でも対応できなくなったそうであります。家族とのコミュニケーションも相手からの手紙で手書きで対応され、まさに引きこもりの状態で悶々とした生活を送られたと聞きました。しかし治りたい一心で菊池、熊本、また大分の病院へ37回、2日ばかりで通院されたと聞きました。しかし、あなたはこの病は治る見込みがないと言われたとき、ちょうど耳鼻科の学会で人工内耳の手術が九州でも受けられるかもあったそうであります。この人工内耳の手術は、昭和60年に始められたそうであります。人工内耳の手術をしている病院は全国的に少なく、また手術には保険適用がなく、手術するには400万円ほどかかり、手術を受けたくても受けられない人がたくさんおられたそうであります。しかし、この問題にいち早く私たちの公明党は障害者に対する人工内耳に関する助成などを取り上げました。これが平成6年、人工内耳手術が保険適用となり、待ちに待った手術を不安と期待の中で思い切って手術を受けられたそうであります。手術後はリハビリ等で肉声の昔の音が戻ってきて、医療の進展に驚き、また福祉制度のありがたさに感謝されたそうであります。現在は、家族とのコミュニケーションも十分に取れ、電話も不自由なく掛けられるそうであります。生まれながらの耳が不自由な方、またこの方のように結婚して幸せな家庭の中で病に冒される、難聴となられた方等々の状況について伺いたいと思います。

さらに、1回目の手術は保険適用でありましたが、人工内耳は5年から8年ぐらいで買い換えなければ聞こえにくくなるそうであります。買い換えは保険適用がないため140万円ほどかかるそうであります。さらに毎月の人工内耳用電池が約3,000円ほどかかるそうであります。しかし、熊本市、宇土市、宇城市では2,000円から2,500円の助成をしておりますし、山鹿市でも今年より助成を始めました。本市に人工内耳友の会より電池代及び買い換え時の助成の要望書を出されているそうでありますが、今、どのように検討されているか、お答え願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 人工内耳とは、耳掛け式のマイクで、集めた音を信号処理装置で電気信号に変えて耳の後ろに埋め込んだ受信機に送り、聴神経に伝える仕組みのもので、昭和60年に人工内耳装用手術が日本でも始められ、それまで補聴器で対応できないほどの重度聴覚障がい者に大きな希望を与えました。さらに、平成6年には全額自己負担であった装用手術が保険適用となりまして、現在では人工内耳の装用者の方は全国で約5,000名を超えておられます。しかしながら、手術後の音声信号処理装置の買い換え、修理、電池等の費用については、医療機器とされているために補聴器のように障害者自立支援法の補装具としての助成が得られず、全額自己負担となっております。ちなみに音声信号処理装置の価格につきましては、120万円から150万円程度と聞いております。そのようなことで、本年の2月に人工内耳友の会ACITAの熊本支部より菊池市長に対しまして音声信号処理装置の買い換え、修理、電池代等の助成をお願いする旨の要望書が提出をされております。その中で、電池代の助成、月額2,500円程度を実施しています自治体が全国で約10団体であり、音声信号処理装置の買い換え、修理の助成は、4ないし5団体程度で最大20万円の助成と聞いておりました。そのような中に6月に宇土市では買い換えについて最大100万円の助成を実施するという報道がされております。本市といたしましても、圏域内の合志市や大津町、菊陽町と協議を重ねており、来年度からの実施を目指して調査・検討を行っているところでございます。なお現在、把握できているところで、菊池市内で助成対象者が6名、そのうち音声信号処理装置の耐用年数を超過されている方が3名おられると聞いております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○26番（外村國敏君） 再質問いたします。

市民部長の答弁によりますと、全国で約5,000名を超えているそうであります。本市では6名の方が、またそのうちで耐用年数を超えている方が3名とありました。3名の方たちは早急に買い換えが必要でありますし、ここで今、市民部長が宇土市のことをおっしゃいました。まさにビッグニュースが熊日に紹介されました。ちょっと読んでみたいと思います。

「宇土市は、高額な人工内耳の音声信号処理装置の購入に対し、最大100万円を助成する制度を創設しました。市によると、100万円規模の補助は全国の自治体でははじめて。人工内耳は耳掛け式のマイクで集めた音を信号処理装置で電気信号に変えて耳の後ろに埋め込んだ受信機に送り脳神経に伝える仕組み。信号処理装置は約130万円と高額。市によると手術時は保険が適用されて最大2万円利用できるが、数年から10数年で交換が必要な信号処理装置は保険対象外のため、利用者の大きな負担となっている。市は今回これまで補装具と認めていなかった信号処理装置の買い換えに対し、補装具市の助成制度を適用、100万円を超える場合は所得に応じて最大100万円を支給する。市によると、助成しているのは大分市や山口県防府市など全国で4市で、補助の上限は20万円という。宇土市では、次男9歳が人工内耳を利用している主婦が昨年2月、市に助成を要望。田口信夫市長が主婦と面談し、他自治体を調査した上で5月に制度をスタートさせた。」市によると、市内の人工内耳利用者は3人だそうであります。

このようなことが、まさに宇土市長の英断であります。本市でも圏域内の合志市や大津、菊陽町と協議を重ねて来年度に実施を目指し、調査・検討を行っていると思いましたが、宇土市のように、その場合はですよ、宇土市と同様に100万円を上限とするのか。また、補装具費の助成制度を適用し、全額助成するのか、お答え願いたい。

次にお聞きしますと、人工内耳メーカーは来年4月まで半額の70万円で販売するとのことあります。年度内に買い換えれば3人の方がそれを利用した場合210万円で済みます。またこの時期を外れた場合、100万円の補正の場合は3人300万円、90万円違いますね。さらに全額負担とするならば、140万円の場合は3人で420万円、このように早い方が市の負担が少ないところであります。耐用年数を超えて機械を騙し騙し利用し、聞き取りにくい方たちに1日も早く助成をするように努めるべきじゃないかと思いますが、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 現在、日本で営業している人工内耳メーカーはオーストラリアのコクレア社、メドエル社及びアメリカのアドバンス・バイオニクス社の3社

であります。そのうちのコクレア社が来年の4月末までの半額サービスを実施するという情報は把握をしているところであります。音声信号処理装置につきましては、補装具の補助対象にできるように国・県に要望しておりますが、現在のところ対象外であり、市単独事業になるために、できるだけ半額サービスの期間に対応したいというふうに考えております。対象者の状況把握やメーターとの調整、器具の特徴などを現在調査中で時間を要すると考えられ、電池代の助成につきましては日常生活用具給付事業を含めて本年度中に実施したいというふうに考えておりますが、音声信号処理装置につきましては、遅くとも来年度当初の実施を目指しているところでございます。

それから、先ほどの質問で上限を100万円にするかというようなお話でございますけれども、これにつきましても菊池圏域内と十分協議しながら、宇土市のような形でできるように努力したいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○26番（外村國敏君） 再々質問いたします。

部長の今の答弁で、電池代の助成は本年度中とありました。6人の方が月に2,500円とします。わずかな金ですよ。それを来年度に回すのか。宇土、宇城、熊本、山鹿、もうあらゆるところが今できてきておりますが、簡単な電池代でも来年度ということは、もうちょっと前向きにはできないかと思えます。それも4月まで、この人工内耳メーカーが半額というのは4月までというたら、最悪の場合は来年の4月ですよ。そこが問題だと思えます。私はですね、最後は市長にお願いしますが、福村市長は福祉行政にはですね、大変特に力を入れておられます。日ごろ感謝しております。市長自らもですね、奥様に命をかけて肝臓移植をされ、その経験もあられますし、市民の皆様が困ったときに早急に手を差し伸べてくれる市長だと思えます。ちょうど市長が奥様の健康のためにされてから3回の市長選がございました。素晴らしく3回ともご当選になられて、そして市民のために今頑張っておられます。来年度当初ではなく、1日も早い対応を私はお願いしたい。障がいの方のことを自分に置き換えたとき、それは市長が一番わかると思えます。どのように判断するか。私は不可能だと思えますが、今議会で緊急提案してもいいじゃないかというふうに思えます。わずか3人の方、210万円です。来年度の予算にして210万円ですよ、4月からするにしたって。さらに菊池、合志、菊陽、大津へ話し合い、圏域内でありましたが、先頭に立って行っているのは、今、菊池市であります。菊池市がそのことをやるから、皆さんどうでしょうか、協力して下さいとい

うことを言ってやろうと思います。だったら、このことはいち早くですよ、今議会からでも私は結構だと、無理だと思いますが、それと同時にですね、今後はですね、国・県にこの保険適用の要望書を出しているということではありますが、これはこの菊池市がですね、先頭に立って、そしてこの郡市をして、そして県内の市町村と一緒にあって、そして国に要望する。このようなですね、思い切ったことが市長ができないか。福祉の市長と言われるように、福村市長、そのような考えをですね、持つべきだと思いますが、市長の最後のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 人工内耳の音声信号処理装置の買い換えにつきましては、本年2月に議員ご指摘のとおり、人工内耳友の会の方から要望書をいただいたところがあります。その中でいろいろとお話を聞かせていただきました。また、6月には菊池市内在住の方でございまして、実際に装用されておりますそのご家族と直接お会いをいたしまして、今までの様々なご心痛またご苦勞、ご苦悩というものについて伺ったところでございます。そのようなことを踏まえまして、市の単独で助成制度が必要と判断をいたしました。そこで、担当課に対しましては実施に向けて事務を進めるようにということを示したところでもあります。しかしながら、その実施することが単なる菊池市だけのことではなくて、広域的な関わり合いになります2市2町において同時に施行できれば一番いいのではないかと、そんな話も申し上げまして、それぞれの関係市町との話し合いに入っているところでもあります。しかし今おっしゃっておりますように、電池の補助というものについては、これは何ら条件的なものを整えなくてもいいと思っておりますし、直ちに取り組むということではないのかということも内部的に指示をいたしております。また先ほど部長の答弁の中でも来年度という意味ではなくて今年度内にこの電池については、年度内に実施するというところをご答弁申し上げますので、そのように受け止めていただきたいと思っております。この信号処理装置の部分につきましては、ぜひ他市町村に先駆けてと今ご指摘ありましたけれども、菊池市が助成制度をつくることによって、この5,000人もの全国におられますその皆さん方、該当者の方々ににつきまして、補助制度が本来当然国すべきものではないのかと。それが現実問題としてできてないということからすれば、やっぱり単独でもやらざるを得ないと、またやるべきだというふうに思っておりますし、こういうことをやるのが宇土市に続き菊池市がやり、関係郡市町がやっていただければ、広くこの必要性というものが国あるいは県に認識をいただきまして、制度の確立の一つの普及に、その大きなきっかけになるんじゃないかなと、こういった思いは抱いているところであります。さらに、今

後も国・県に対しては、ございましたように強く要望をしていきまして、制度の確立に向けて頑張っていきたいなと思っております。本市の事業の実施につきまして、特にこの信号処理装置につきましては、今部長の答弁にもありましたように、この外国のメーカーしかない。そして、それを取り扱っている事業所というのも、遠く東京の方にしかない、このように聞いておりました、なぜ極端に言えば必要で、欠くことのできない必要な機器、それが半額でこの今回特例をされるというようなもの、この後の関係にはどういったその使用機器、あるいは後のメンテナンスなどなどがどのようになっているのか。またその受信装置と信号処理装置との関係におきまして、あとそのほかにオプションがいろいろなんか複雑なものがあるそうでございます。そういったものについて、確実にそのメーカーでいいと、あるいはどこのメーカーでもいいというような判断というものをまだしかねているというのが現実であります。外国メーカーであって、そして日本国内に数社しかない取扱事業所であるということもあって、そのような事務的な手続きかれこれというのが時間がかかっているということでございますが、いずれにしましても、この電池は直ちにやれるようにしたいと思えますし、この信号処理装置につきましても、他の宇土市さんを参考にいたしながら、年度内になるべくできるようにということを進めてまいりたいと思えます。これは、そういった要件が整わなければならないものでありまして、ただ単なる予算をお認めいただくからというわけでもありませんので、十分検討しながら、年度内にできるように頑張っていきたいと、このように思いますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午後1時43分

開議 午後1時52分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画部長の方から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 先ほどの私の答弁の中で、誤った答弁をいたしております。訂正をさせていただきます。

4kwの場合、市の場合上限が3kwということで15万円で打ち切りになっておりますので、3kwの5万円で15万円、それと県・国の場合は10kw未満までは上限がございます。10kw未満までということになっておりますので、それ

で4kw計算いたしますと県が14万円、国が28万円で4kwの場合は合計57万円となりますので、訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 次に、森清孝君。

[登壇]

○4番（森 清孝君） 皆さん、こんにちは。

それぞれの地域には、それぞれ抱えた課題があるわけでありましてけれども、私が住んでおります旧泗水地区、特に東地区が抱える課題の1つに合志川の河川敷の美化があるのではないかなというふうに長いこと感じておりました。そう感じておりましたところ、つい先日、9月6日の日曜日でございますけれども、今年3回目の堤防の草刈り作業がありました。60名を超える男女が刈払い機や鎌を持参して、土手の部分を刈り進む作業でございます。皆ボランティアとはいいいながら、自分たちの地元のことでありますので、いつもよく一生懸命働かれます。今回も2時間半ほどで終了いたしました。ただそのときも、荒れた河川敷の美化について多くの人たちから私の方へ批判や要望が寄せられました。

そこで質問をいたします。合志川水系においては、ボランティア頼みの美化作業が多いと思っておりますけれども、その限界も目に見えて明らかでございます。草刈り、花植え等に合志川水系で委託金も含めてどのぐらいも予算を使われておりますか。お尋ねをいたします。

2つ目、市としては合志川水系の河川敷の現況をどう捉えておられますか。また、過去3年間どんな手を入れられたか。今後どのような美化のための計画がありますか。お尋ねをいたします。

3番、3つ目ですね、総合計画におきましても45、50の項で河川の美化については控え目な記述がございます。水に親しむという発想が今のところ具体化されておられませんけれども、どのように考えますか、お尋ねをいたします。昔から川の形状によっては、少し手を入れれば天然の親水公園らしいものができておりましたけれども、今の現況、いかがでございますか、お尋ねをして、1回目の質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） お答えを申し上げます。

お尋ねの菊池川水系1級河川の合志川上流につきましては、熊本県の直轄河川であります。堤防面につきましては、熊本県へ占用許可を得て市道として管理を行っています。法面の除草作業につきましては、各行政区の協力を得て年3回程度の草

刈り作業を実施していただいております。その法面除草作業費として約300万円の予算で、各行政区に委託し、作業をお願いしている状況であります。また、市事業としましては、河川の景観整備を考慮し、賃金、花の種及び作業に係る保険代等を含め年間約250万円の予算でコスモス等の植栽をお願いしているところでございます。

また2点目でございますけれども、河川敷の整備、掘削状況につきましては、平成18年度から20年度までの3カ年で、河床の整正8カ所、うち合志川4カ所。内訳としましては、18年度旭志弁利の米井川合流地点、19年度に旭志の伊萩の伊萩橋下流と泗水の住吉の千五百石堰上流、20年度につきましては19年度に継続しまして泗水住吉の千五百石堰上流を実施しております。土砂及び全体整備量につきましては8,700t、うち合志川が4,300tの整備がなされている状況でございます。河川整備美化につきましては、菊池市と植木町で組織する合志川改修促進期成会での要望を毎年実施しており、今後も熊本県に強く要望を行っていく考えでございます。

なお、水と親しむ機会としましては、水とふれあい、自然の豊かさを河川等を通じまして市民の方々に感じていただけるように、例えば竜門ダムフェスタ、旭志のふれあいホテルフェスタ、泗水町では河川敷のコスモスの咲く道路等を利用しましたコスモスマラソン、七城町ではホテルフェスタやコスモスウォークなどが毎年それぞれの地域イベントとして開催をされているところでございます。今後も河川美化を含めまして、地元の協力を得ながら、市・県・国などが一体となって各種活動事業を継続して進めていきたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○4番（森 清孝君） 泗水の中央支所前あたりからずっと合志川の南岸、北岸見てまわりますと、大体ところどころに手を入れて、花を植えようと、そういう計画がある地帯は目で見ればわかるわけであります。しかし、すぐその目と鼻のところに山のようなといいますか、雑草といいますか、灌木が生えておりましてですね、ちょっとちぐはぐな感じもいたすわけであります。私が冒頭質問いたしましたのは、河床のさらえといいますか、それももちろんあるわけでありますけれども、今少し、せっかく住民の協力を得るならば、そういう河川敷の美化についてもお金と機械等の手配等はできないものかという質問の趣旨でございます。堤防に関心がありましたのでいろいろそういう目で見えておりますと、ちょうど昨日でしたか、その北宮の橋の上流あたりで、業者が大きめの機械を使って河川敷の草を刈っておりました。

こういう地区の人たちは、ボランティア作業はないのかなというふうに思ったわけでありまして、いかがか、お尋ねをいたします。もちろん河川法によりまして建設省管轄、県知事管轄というような区分けはあると思っておりますけれども、住民にとりましてはそういうことは関係ないわけでありまして、やっぱり自分の地元の川がきれいであってほしいと、そういう願いがあるわけでありまして。そういう意味で、お尋ねをいたします。

市にとりましては、なるべく県のお金を使いながらきれいにしたいという考えはわかりますし、県はなかなか金がないから市にお願いしたいというようなお考えらしゅうございますけれども、両方でお金の出し惜しみをしております間に手を付けられないように荒れておるのが今の河川敷ではなかろうかと、このように思います。水に親しもうにも堤防はきれいに払ってありますけれども、その先が行く道があるところが私の知る限りではありません。どうお考えか、2回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げたいと思います。

議員ご指摘のとおり、河川敷内については、たくさんの土砂が堆積をしたり、樹木が繁茂しているところが合志川水系にもたくさんあります。また、先ほどおっしゃいましたように、菊池川水系については国の直轄でございます。現在北宮から下流域につきましては、事業者が入って樹木の剪定、また焼却作業を実施しています。これは、国土交通省菊池川工事事務所が発注しているものと思っております。それぞれ河川につきましては所管がございまして、おっしゃるようなそれを越えたところでどうにかできないかということでございますけれども、県河川、また国の直轄河川につきましては、毎年期成会の方でですね、それぞれの菊池川工事事務所、あるいは九州整備局、また国土交通省にも先般8月26日の日に行って要望したところでございます。なかなか地元でとなりますと莫大な経費と人力が必要となりますので、今後ともそういった期成会を通じましてですね、できる限りきれいな河川になるように努めて努力していきたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○4番（森 清孝君） 仕組みや制度は、部長おっしゃったとおりであろうというふうに思います。ただ先ほども申し上げましたように、それがあからということでも30年、40年経ったわけでありまして、そのことがやっぱり地域の人たちも言うてもどうにもならんと、閉塞感と申しますか、妙な雰囲気出てるんじゃないかならうか

と、このように思うわけであります。制度自体を云々する場ではここはございませんので、あとは市長にひとつお尋ねをいたしたい、このように思います。法の16条の3では、県知事あたりと相談しながらですね、管理はやりなさいと、やってもよろしいというふうなことも書いてあるわけでありましてけれども、総合計画等を見ますと、「水と緑」という言葉がもうメインにいっぱい出ておるわけでありまして。菊池市は水がメインであると。しかしその実情は、どうもこう芳しくないといひますか、うたい文句のようにはなっておりません。先ほど石原部長の中では環境日本一というような言葉も出たわけでありまして。太陽光ももちろんそうでありましてうけれども、まずは今ある河川、そのあたりにですね、お金をうんと掛けてくれという意味ではございません。やっぱりこの会議、みんなお金のいる話ばかりでございますので、やっぱり道路の部分の少し削って河川に使うとか、その辺の考えは、やっぱり市長がお示しにならんと、なかなか毎年毎年同じことの繰り返しではなからうかと思ひます。そういう意味で、河川景観の優れたまちというふうなことで、水にしっかりお金を使いますというようなお考えはないか、市長にお尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 河川環境が1つのこの菊池の水と緑というものと大きな関係にありまして、そういった環境をよくするということは、本当に素晴らしいことだと思ひます。昨日の栃原議員のご質問の中で、この河川用道路に放置された自動車、それに山と小積まれたいろんな廃棄物、そんなものについて誰が管理をし、誰が排除するのかということ、そういったことで国の管理している河川道路である、そして、また事件に関連しているであろうというようなものがあれば、これは警察の関わり合いになってくると。市は、それじゃどういふことができるのかという、そういう戸惑いの中での今回の質問とまた我々行政の悩みと答弁であったと思ひますが、今のお話につきましても、まさにその一件と似たようなことだと思ひます。誰しも地域内、菊池地域にあるところについては、菊池市がやるべきであります。ついでにその外村議員の質問の中にもありまして、菊池市が他に先駆けてやらなければならないことは多々あるわけでありまして、やっぱりこの地域の中において、この菊池地域という広域の中におきまして、できれば同じ地域住民としての同じサービスをレベルに合わせていこうという意味では、広域行政というものの中において調整を図っていかねばなりません。河川等につきましても、国の方の管理すべき地域、それから熊本県が管理する地域があります。そういう河川と同時にあって菊池市がやるべきものもあるということでありまして、その連携というものがう

まく取れていれば問題は何かないんじゃないのかなと。ただ問題は、やはりその連携が非常にこのうまく取れてないということの中において、どちらともお互いの責任をなすり合ったような形になってきているのかなと思います。そういう機会はたくさんございますので、菊池市がこの菊池地域にありますいろんな国であれ、県であれ、公有財産等々を含めまして、やはりまずいところはまずいということをちゃんと管理者であるところと言って、そしてその結末を見るというところまでいかなければならない。それがあえてできなければ、この市民の許しを得ながら、あるいは議会のご理解を得ながら、あえてこの菊池市の税を使ってでもやらなければならないものも緊急避難的なものもあろうかと思いますが、まずはそういった組織、システムというものがちゃんと機能するようなことをやって、それぞれの役割を果たしていく。それが河川環境の永続的な環境整備につながっていくことを願っておりますので、今後ともそういったことをちゃんとその場その場において意見を申し述べながら努めてまいりたいと、このように思いますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○4番（森 清孝君） 次に、交通安全についてお尋ねをいたします。今までに交通安全につきまして、坂井正次議員、外村議員が交通安全や信号機設置に関して質問をされております。それに対する市の答弁は、事実上、信号機や標識等の設置は、その権限は公安委員会であること。市単独にはできないということですね。そういう権限がないというような答弁でございまして、市としては公安委員会に対して、あるいは警察に対して、上申、進達、要望というような言葉を使ってございます。これらの答弁と総合計画53の項に交通安全のことが少し載っておりましたので、それを基にしてお尋ねをいたします。

まず1番目、重大事故発生箇所や事故多発箇所の情報は警察庁にあるわけでございますけれども、その情報の交換の状況といたしますか、市としてはどの程度収集整理していますか。お尋ねをいたします。

2つ目、標識や信号機の設置のための所定の様式の要望書、よく要望がありましたとか、要望書を上げて下さいという話があるわけでございますが、決まった方式の要望書というものがあるのかどうか、お尋ねをいたします。

3つ目、現場、地域でございまして、地域の要望はそのまま公安委員会へ取り次ぎますか、市の段階で多少検討されて止めることもありますか。お尋ねをいたします。

4番目、今、市長の方からは連携あるいは要望、結末を見るというような答弁も

あったわけですが、地域の要望を受けて公安からは設置の可否について市の方にどのような手順で返答があるか、年に1回か2回か、その辺のことをお尋ねいたします。

5番目、要望した現場は、市からの説明や答え、要望した現場へのはずいぶん、現場への市からの説明は、その手順がどうなっているのか。区長さんにおっしゃるのか、要望書を出された方におっしゃるのか、答えを出されるのか、理由も付けておっしゃるのか、お尋ねをいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） まず1点目でございますけれども、本市の重大事故発生箇所や事故多発箇所の把握についてでございますけれども、交通事故統計や菊池警察署から情報を得ているところでございます。ちなみに、平成19年から現在までの交通事故死亡の発生箇所から見てみますと、国道325号線上で5件で6名、387号線上で2件の2名、熊本県県道上での事故が6件の6名、市道上で4件4名、合計の17件18名となっております。交通事故の状況と特徴につきましては、道路横断中の歩行者との衝突や速度の出し過ぎ、ハンドル操作の誤りなどがありまして、特に高齢者の関係する事故、交通事故統計では65歳以上を高齢者と定義されておりますけれども、高齢者に関する事故が多くなっております。また、道路形状からは国道・県道とも道路改良が行われている見通しのよい直線道路上での重大な事故が発生するのも特徴であるようです。本市では悲惨な交通事故を1件でも減らすため、各種の対策を積極的に推進しておりまして、春・秋の全国交通安全運動期間や毎月1日、10日、20日の県下一斉交通安全の日には、市の交通指導員による街頭指導並びに交通安全広報車による啓発活動など、日ごろから交通安全に心掛けていただくよう呼びかけております。交通事故の防止には、市民の一人一人が交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣づけることが第一ではないかと考えております。

次に、2点目でございますけれども、信号機等の設置につきましては、道路交通法第4条で国道・県道・市道にかかわらず熊本県公安委員会で設置及び管理を行い、交通規制することとなっております。所定の要望書様式はございませんので、作成の参考となる資料を提供し、作成をお願いしているところでございます。

次に、地域の要望はすべて警察へ取り次いでおりまして、市の段階で進達を止めることはございません。それを受けまして、県の公安委員会では事故発生状況や道路の条件など現地調査等を行い、設置の可否について決定されております。その設

置の可否につきましては、原則として連絡はございません。要望された地域へは、要望書提出の際に、今述べましたような内容を説明いたしまして、要望がそのまま採択されるものではなく、大変厳しい状況であるとの判断をお伝えしているところでございます。今後とも信号機等の設置につきましては、警察と協議しながら要望してまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○4番（森 清孝君） 要望された地区のお話を聞きますとですね、なかなかどういうわけのできないのか、あるいは非常に期間が長くかかるといったようないろんな情報が飛びまして、私どももお話を聞くたびに何とっていいかわからない状況になるわけでありまして。そこで、情報の整理といいますか、どこで事故が起こるか把握していないと、やっぱり申し込まれた設置の要望というのも市としてもまったくコメントもできない、ただ警察に上げるだけというふうになってしまうわけでありまして、その辺の、さっきの河川の問題とちょっと似ておりますけれども、それは警察の仕事である、公安の仕事であるというふうに係といいますか、その部署で思われますとですね、そこから先はもう思考停止といいますか、何にもならないというような状況でございます。見てみますと、交通安全の係の方も、河川の係の方も、なかなか専任というわけにはまいらんようでございますとですね、その辺の中身のことはわかるわけでありましてけれども、自分のこととして情報を整理しないと、なかなかさっき市長がおっしゃったように結末まで見届けるといようなことにはならんんじゃないかと、このように思います。そこで、再度お尋ねいたしますけれども、例えば要望書が出てから答えが出るまでの仕組み、その辺のところを区長さんあたりにですね、懇切丁寧に説明をしていただきたいと思っております。もう皆さん方は、それはちゃんとやっと思われるかもしれませんが、意外と現場はそうじゃないということでございますので、確認の意味で今一度ご答弁をお願いします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 本市におけます信号機等の設置につきましても、まず関係区長また交通安全協会、PTAなど、連名で要望書を市に提出していただくということがまず先決じゃないかというふうに思います。そして、出していただいたものを市から菊池警察署へ進達という形でっております。菊池警察署では、管内の進達事項を取りまとめて、毎年2から3月ごろに熊本県の公安委員会に上申されているということでございます。今、申されましたように、その手順について、やは

り先ほども申しましたように、信号機等の設置については現下大変厳しいというのをお伝えしなければならないような状況下にあるということでございますし、今申されました手順につきましても、懇切丁寧にお伝えをしたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○4番（森 清孝君） 次に、3番目の保育園の民営化についてお尋ねをいたします。このことにつきましては、中身に詳しい怒留湯議員、東裕人議員がお尋ねになりましたので、私の場合は二番煎じになるかと思っておりますけれども、大づかみなまた質問をしたいというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

1番目、公私21園あるわけでございますけれども、合計としまして入所待ち、待機児童はないと聞きますけれども、それぞれ希望する保育園へ入園がみんなできていますか。このことをお尋ねします。入園できてない、何かの事情で入園できてないケースはどのくらいありますか。

2つ目、私ども泗水、旧泗水にはみんな私立保育園ばかりでございますけれども、旧菊池・七城には、公私の公と私の保育園がありますけれども、正直な質問としましてですね、どちらへの入園希望が多いか、お尋ねをします。地域の特性、環境、いろいろあるかと思っておりますけれども、それらをおしなべて、言う高校あたりで言いますならば入学希望がどっちが多いかと。それはなぜか、主な理由があるならば、わかっておりますならばお聞かせを願ひたい。

3番目、公私とも、公立、私立とも、嘱託や臨時職員等を活用しながらですね、やっぱり経費の抑制を図っておられるのは一緒だと思いますけれども、職員の構成の中でそれぞれその割合はどのようになっておりますか。お尋ねをいたします。

4番目、行政改革実施計画書によりますと、民営化計画の策定、保護者説明会、それを受けて計画の修正というふうに段取りが決定されておりました。それは今まで議論があったとおりであります。現況はいかがでございますかと。これは、お二人の質問と重なっておりますけれども、よろしくお願ひして、1回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 議員の4点につきましてお答えいたします。

保育所入所に関し、入所待ち児童、いわゆる待機児童は発生はしてはおりませんが、一部の保育園においては、第1希望に入所できない児童も発生をしております。保育園の入所手続きの事務につきましては、毎年11月から受付をはじめ、定員にな

り次第締め切って、その後の希望者は第2希望へと回っていただいております。ちなみに平成21年度4月入所では、私立保育園1園で枠を超える入所希望児童があり、3名の児童が第2希望に入所することとなっております。

次に、公立・私立における入園希望についてでございますが、旧菊池市、旧七城町には合わせまして公立保育園5園、私立保育園8園がございます。保育園は、地域に点在しておりますので、自宅から近い園で希望される方もたくさんおられます。住宅事情や就労事情などにもよりますが、平成21年8月現在では公立保育園5園で420名の定員に対しまして375名の児童数で充足率89.3%でございます。また、私立保育園では8園で定員510名中580名の児童数で、充足率にしまして113.7%となっております。私立保育園の方が多い結果となっております。私立保育園に入園希望が多い理由につきましては、明確なことはわかりませんが、該当地域では私立保育園の中で3歳未満児のみを預かる保育園が2園ございます。それらの保育園を3歳未満児専門の保育園と捉え、2歳まではそれらの保育園に預けたいと思われる保護者の方が多い傾向にあるようであります。また私立保育園では、様々な理由で一時的に保育に欠ける児童を受け入れる一時預かり保育を実施している園が多いために、そのまま入所希望につながるケースもあるかと考えられます。

次に、職員の割合については、平成21年の4月1日現在でお答えをいたします。公立保育園では、全体の約73%が非常勤職員でございます。また、私立保育園では約33%が非常勤の職員でございます。

最後の質問ですけれども、平成18年度に策定しました菊池市行政改革大綱実施計画は、平成19年度から平成21年度までの3年間に取り組むべき38の行政改革実施項目について、その具体的取り組み、内容についてのスケジュールをまとめたものでございます。公立保育園の民営化に向けた検討という実施項目につきましても、特に重点的に取り組むべき主要6項目の1つとしまして位置づけております。民営化計画の策定や保護者説明会を実施する前に様々な問題についてしっかりと内部検討を行う必要があると判断したため、これまで3年間にわたり少子化による将来園児数の予測、公立と私立の保育園運営の比較、利害関係に及ぼす影響など、様々な観点から民営化の検証を行ってまいりました。その結果、平成20年度までの庁内の検討をもちまして、公立保育園の民営化には妥当性があるとの内部判断に至ったものであります。これを受けまして、今年の7月に公立保育園保護者の皆様に公立保育所の民営化に関する説明会を開催し、ご意見をいただくとともに、8月から学識経験者や関係機関及び団体の代表者などで構成をする保育所民営化検討委員会を立ち上げ、公立保育所の民営化につきましてご審議をいただいているところ

でございます。これら保護者の皆様や検討委員会での協議の結果につきましても、貴重なご意見、ご指摘として真摯に受け止め、民営化の適否を含めまして今後の民営化計画へ反映させていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○4番（森 清孝君） ただいま73%、33%という説明がございましたが、これは非常勤というふうに私は聞こえましたけれども、非常勤の割合だという、公立が73%、私立が33%という説明でございました。先ほど申しましたように、細部にわたってお二人の方から質問がございましたが、私は市の立場、保護者の立場、そこで働く人たちの立場というふうに3つで見た場合にですね、職員の立場ということでひとつお尋ねをしたいと思います。いずれの場合も、そこで働く人がどうなるのかというのは、こういう場合、非常にシビアな問題であろうと思いますし、もう説明会等でいろいろ俎上に上られておる保育園関係の職員の方がはですね、我が身に振り返って考えれば、自分自身のこと、あるいは職員同士の常勤、非常勤の関係、管理職、非管理職の関係、そういうことで非常に悩ましい日々を送っておられることじゃなかろうかと推察するわけでありませう。

そこでお尋ねしますけれども、今の段階で、まだわかりもしませんが、職員の扱いについて、常勤・非常勤を含めてですね、どのように考えておられるのか、ひとつお尋ねをいたしたい。

○議長（北田 彰君） 市民部長、原川智明君。

[登壇]

○市民部長（原川智明君） 現在、公立保育園に勤務する職員がもしも民営化になったならばどうなるかというお尋ねだと思います。これも予測でございますけど、こちらの方で答弁したいと思います。5園ある公立保育所のうち全員が例え民営化になるかどうかちょっと最終的には決定がなされた後でなければ確かなことは言えませんが、公立保育所の正職員本人の意思も確認いたしまして、菊池市職員の一般事務職として勤務することになるかと考えます。また、公立保育所が残るのであれば、公立の保育士として勤務することになるかと思われませう。全園民営化にした場合、先進事例によりますと、本人の意思を聞き取りした後に保育士としての経験を生かせるような一般事務職に配置されるような事例が多いようでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○4番（森 清孝君） 悩ましい問題で、部長としても答弁にあれだと思いますけれどもですね、私は意外とネックはその辺にありはしないかなというふうにも思うわけでございますので、深くは申しませんが、その辺への配慮は十分なされて審議を進めていただきたいと、このように指摘を申し上げて、4番目の光回線の方にまいります。

光回線のことにつきましては、5、6年先のことであろうと、早くても、そのように思っておりましたけれども、市長をはじめ係の方々も頑張ってくださいまして、余所のない方法で早めにその恩恵に浴することができるというような気がして、大変、そのご苦勞に対してですね、感謝を申し上げたいというふうに、今のところ思っております。ただ、できるというふうになりますとですね、また欲が付きまして、またいくつかお尋ねを申し上げたいというふうに思います。まず、今度の場合、プロポーザルといいますかですね、提案型というふうな説明が全協であったわけでありまして、素人考えながら、グラスファイバーを張るだけの、作業としては単純ではないかというふうに私は思うとったわけでありまして、打合せの段階でですね、いろいろあるという話を聞きました。そのことについて質問をいたします。

まず、4社に対しましてどういうことをその提案の中身ですね、提案してくれというふうにしたことについて伺いをしたいと、これが1つ目でございます。

2つ目に、結果として1社、NTT西日本が提案に応じたというふうに聞くわけでございますが、その金額といいますか、市の持ち出しが4億3,000万円という話でございます。素人ですから、高いか、安い、少しもわからんわけでありまして、何か積算の根拠があるならばですね、お示しを願いたい。

3番目にですね、今のその4億3,000万円も含めまして、こういう場合、普通ですと学識経験者の意見を添えてとか、どこどこ何々というふうに、その妥当性を担保するいろんな仕掛けがあるわけでございますけれども、そういうものがあるかなんか、お尋ねをいたします。

1回目の質問とします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） これまで光ブロードバンド通信サービスができるように計画を進めてきたところでございますが、サービスの開始時期は泗水地区が平成22年、来年の3月までに、旭志地区、七城地区につきましては前倒しを行いまして平成22年、来年の7月までにサービスを開始する予定として今計画を進めております。また、水源・龍門地区につきましては、別途通信事業者と協議を重ね、早急に

光ブロードバンドサービスが開始できるように努めてまいります。事業者の選定につきましては、九州総合通信局の協力をいただきながら、通信事業者の中からNTT西日本、KDDI、ソフトバンクBB、九州通信ネットワークの4社に絞り込みまして、菊池市型プロポーザル方式に準じた方法でこの4社に技術提案、参加をお願いしたところでございます。その技術提案の依頼の内容といたしましては、まず1番目にサービスエリアについて、2番目にサービスの対象について、3番目に光ブロードバンドの速度、開始時期、またIP電話をはじめとするサービスの内容について、4番目にアフターサービスの内容について及び今後の更新の際の市の新たな負担が発生しないことなどを求めたところでございます。結果として、NTT西日本1社からの技術提案となりました。光回線の敷設方法につきましては、関係機関から情報を得ながら検討してまいりました。これまでの国の補助事業や今回の経済危機対策事業では、公設民営方式が取られておりますけれども、維持費、サービス内容、更新時の費用等を考慮いたしますと、菊池市では民設民営方式が妥当と判断したところでございます。今ご紹介にもありましたけれども、この光ブロードバンドにおけるこの方式は、まだあまり例のない方式だと伺っております。

市の負担金4億3,000万円の根拠につきましては、民間事業者が主体となっていく事業への市の負担金ということになりますが、総事業費6億3,000万円となるものと思っております。市が負担します金額の内容は、泗水・旭志・七城の各地区の局内装置に1億6,200万円、電力設備に2,100万円、局舎工事に900万円、光ケーブルとして2億3,800万円の合計4億3,000万円となっております。

負担金の妥当性でございますが、公設民営方式で整備した場合、同規模の市では年間6,800万円以上のランニングコストがかかると言われております。これには公設ですので保険も掛けなければなりません。台風災害等が発生しますので、そういった維持管理費が年間に6,800万円かかるということでございます。この設備が支障なく使用できると考えられます10年間では6億8,000万円のランニングコストがかかると言われております。これに当初の設置費用や次回からの更新費用等が加わりますと、事業を将来にわたり継続することとなりますと市の負担も大変大きくなるとの試算となりました。このようなことを総合的に考えまして、民設民営方式の事業者への費用負担としての4億3,000万円は1回で済むことから大変有利な方法であると、妥当であるというふうに判断したところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森清孝君。

[登壇]

○4番(森 清孝君) 2点についてお尋ねをいたします。

その妥当性については、今のお話でよくわかるわけでありますけれども、ほかに例がない新しい方式であればこそですね、それは皆さんは妥当だと思っておられるかも知れませんが、ほかの外部あたりから見て本当にそうなのかという、先ほど申しましたような何か要らないのかという、今のお話では答えにならないような気がするわけであります。庁議、庁内の、あるいはさっきおっしゃったどここの電気総合何とかですかね、そういう会社のお話も含めてのコンサル等の話であろうというふうに思いますけれども、あっちこっちで今プロポーザルという言葉はよろしゅうございますけれども、いろんな話がございますね、その辺をひとつ慎重に、うれしいことですが慎重にやってほしいということを申し上げたい。それについて何か答弁があればお願いしたい。

そのことと、最終的にですね、どなたかが工事をやられるわけでありますけれども、当初光回線を勉強したときにNTTの方がおっしゃってございましたけれども、やっぱりメタルと違いましたね、やっぱり工事には少しく難易度の高い工事が多いと。そういうことで、地元業者が潤うようなという話も聞くわけですが、その辺のところはどういうふうな発注の仕方、請け元、下請け、その辺わかっておりますればお尋ねをしたいというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

○議長(北田 彰君) 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長(石原公久君) 新しい方式ということで、慎重に行うことというようなご意見もいただいたところでございますが、まさしくそのとおりでございまして、プロポーザル方式で4社の中から1社にNTTさんだけに決めました。しかし、まだ契約に至っておりません。というのは、慎重に慎重を重ねて今後の費用負担が発生しないなど、それからいろんな費用が発生しないなど、いろんなことを今、NTTさんと協議を詰めているところでございます。契約書の中身を十分に理解した上で契約をし、支払いをしていきたいと、また工事も施工したいという考えでありますので、そのところはお指摘のように慎重に今後もやっていくところでございます。

それから、コンサルには掛けておりません。先ほど申しました九州総合通信局と申しましたのは、国の機関でございます。国の方と相談をしながらやっているというところでございます。

それから、私どもが今回敷設します光回線は、今敷設されている光とちょっと違っていて、今、都会の方の一部で使われていると言われておりますが、最新式の光

でございます、まだこのあたりではあまりないということでございます。最新式の光回線ということをご理解いただきたいと思います。容量も大きくございます。

それと、地元の下請け等の配慮はということでございますが、特殊工事でございます。これはNTTさんでしかできない部分が多いのかなと思いますが、NTTさんが使っておられる下請けがどれまで及ぶのかわかりません。私どもとしては、そこらあたりの技術がわかりませんので、ここではちょっとお答えはできないところでございます。

以上でございます。

[登壇]

○4番(森 清孝君) ありがとうございます。これで質問を終わります。

○議長(北田 彰君) ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午後2時42分

開議 午後2時51分

○

○議長(北田 彰君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○16番(木下雄二君) 皆さん、こんにちは。本日最後の一般質問となりますけれども、しばらくの間、ご清聴のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、大規模養鶏場建設業者コスモチキン損害賠償事件の控訴についてお尋ねをいたします。この旧市営牧場跡地における大規模養鶏場建設問題については、平成18年11月15日に地元の住民による大規模養鶏場建設に反対する水迫地区住民の会を結成以降、建設を阻止するために戦ってこられました。水迫地区は、豊かな緑と名水百選にも選ばれた菊池渓谷を有しており、この豊かな大自然を子や孫に永久に引き継いでいくことが私たちの責務であるとの思いから、水迫区長会、水迫清流会が核となり、菊池市民への署名活動、議会への請願など全市的な運動を展開し、平成19年2月4日には大規模養鶏場建設即時中止を求める総決起大会が開催されました。このような様々な戦いの努力の結果、大規模養鶏場の建設は中止となり、養鶏業者コスモチキンを支援していた日本ハム並びにホワイトファームを撤退させることができましたのであります。その後、平成20年8月6日には、市長自ら文書にて市のこれまでの行政の対応に対して謝罪され、土地の買い戻しを遵守することとし、菊池市環境基本条例に基づき地域環境に配慮した土地利用が図れるよう最善の

努力をし、今後においては市が責任を持って問題解決に当たってまいりますとの確約もされました。しかしながら、菊池市に対して平成19年6月21日、養鶏場建設業者コスモチキンが市の確認ミスで建設ができなかったとして、鶏舎の設計費用や営業損害など計約1億2,400万円の損害賠償を求めて提訴し、係争中であり、3月の定例会で裁判の状況を確認いたしました。答弁では4月21日に最終弁論の取りまとめが行われ、その後、判決の言い渡しになるとのことであります。その後、皆様もご存じのように、6月16日に損害賠償を求めた訴訟の判決が熊本地裁山鹿支部であり、業者の主張を一部認め、菊池市に320万円の賠償が命じられました。その後、全員協議会で報告がありましたように、コスモチキンが控訴しましたので、まだまだ終結とはいかないようであります。

そこでお尋ねをいたしますが、今後の裁判の状況、これまでの裁判費用も含め詳しくお示しをいただきたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 現在までの経過と裁判費用についてということでございますが、平成19年5月に提訴されました裁判につきましては、先の3月、6月の定例会で答弁してまいりましたように、19年7月24日の口頭弁論を皮切りに、これまで弁論準備手続き11回、証人尋問1回、平成21年4月21日の最終弁論で一連の審理が終結し、本年6月16日に判決がございました。この間、裁判に要した費用でございますけれども、訴訟代理人であります顧問弁護士へ支払った着手金279万3,000円でございます。このたび相手方、有限会社コスモチキンが一審を不服として控訴しましたので、控訴審に伴います訴訟代理人への着手金、顧問弁護士の着手金52万5,000円と、福岡高等裁判所への訴訟代理人の日当及び職員の旅費並びに附帯控訴に伴います事務費等合計23万円余りを専決処分し、この定例会において承認していただいたところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございます。今後はどうなるんですかね。今後の見通しなどについてお聞きしたつもりだったんですけど。まあ、いいです、それは。

それではですね、先般、6月19日の定例会の最終日において、市長より裁判の報告がございました。ここに一応文言とございますか、議事録を持ってきております

のでちょっと読み上げてみたいと思います。

「新聞等で一部報道がありましたこの度の大型養鶏場建設に伴います損害賠償等請求事件につきまして、原告業者の主張の一部、320万円は認めたものの、1億1,000万円（これは多分1億2,000万円の間違いだと思いますけれども、1億2,000万円）の営業損害については、これを認めず、本市の全面勝訴という結果になりました。この裁判につきましては、平成19年5月の提訴以来、約2年間にわたり争われてきましたけれども、本市職員の誤った証明の発行により原告が被った損害については、裁判所は養鶏施設を建設する準備段階までは、この証明との因果関係は認めたものの、それに伴う営業利益については因果関係を認めず、一審の判決となりました。議員の皆様をはじめ市民の皆様、特に水迫地区の皆さんには大変ご心配をお掛けいたしました。本市の主張はほぼ認められ、終結いたしましたことを心から感謝いたしております。なお、控訴期間が残っておりますので、今後は訴訟代理人であります顧問弁護士と十分に協議を重ねながら対応してまいりたいと、このように考えております。」そういうふうに報告をしていただいたところでございます。

この文言の中に、基本的には菊池市のですね、支払いミスがあつての裁判を打たれたわけでございますので、この報告の中には、全市の、本市の全面勝訴という結果になりましたということで市長の方がご報告をされておりますけれども、私もそれを聞いておましてびっくりした次第でございます。いずれにしても、控訴になりましたのでまだ時間もかかりますし、先ほど部長が報告をされましたように裁判も長引いて、また経費もかかってくると思います。そういう中で、全面勝訴という形の表現をされたことに、市長はどういう考えでですね、こういう報告をなさったのか。そのことを含めて、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 今後の方向ということでございますが、今控訴をされているということで、今から争うということでございますので、今後は裁判の行方を見守るといふしかないというふうに考えております。

また、先ほどの全面勝訴というようなことでございますが、これは6月16日の判決後に訴訟代理人でございます顧問弁護士との打合せでは、弁護士から開口一番、今回の裁判ではこちらの主張が97ないし98%認められ、しかも営業損益額は一切認められておらず、完全勝訴であると考えていいのではないかなというような顧問弁護士からのものでございます。今回の判決の中で1億1,000万円の営業損害額ということで、これについては一切認めないということで、その部分を表された

ものでございまして、後の部分についてはやっぱり諸経費という部分で支払いは当然必要経費になるということで、争われた部分については、ほぼ全面勝訴というような意味で弁護士として判断された言葉というふうに理解いたして、そのような発言をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） この裁判の最大の争点というものは、本市が誤った証明書の発行をいたしまして、それによって相手方、有限会社コスモチキンであります。土地を購入をされまして、そこで大型養鶏場を建設して営業をします。そして営業利益を上げる予定であったということでもあります。しかしその土地は農業振興地域内の農用地区域であると。また、地元の皆さん方の反対運動もあって、一連の一つの計画というものを断念せざるを得なかったことによりますところの損害賠償等の請求事件ということでございます。相手方が主張しておりました営業損害額というものは1億1,000万円でございますが、この1億1,000万円の営業損害額に対しまして、ただいま総務部長の方からも申し述べましたように、第一審の判決については、本件証明書の誤発行と何ら因果関係は認められないといたしまして、営業損害額は一切裁判所は認めなかったということでもあります。営業損害の訴訟でありまして、その訴訟につきまして営業損害を認めないということに対しましては、ほぼ全面勝訴であるという弁護士のお話等々を受けまして、ほぼ全面勝訴であるということ述べたところであります。この事件に関しましては、これまで水迫地区の皆さん方をはじめといたしまして、議会の皆様方にお話を申し上げてきましたけれども、相手方からの訴えに対しまして、これはやはり受けて立たなければ相手の損害額をそのままのむわけにはいきませんので、これを応訴しなければならぬ。これに対しまして、職員が充実した従事をしてまいりました事務というものは、行政運営上に欠くことのできない業務でもあります。現在、福岡高裁の判断を控えておりまして、しかも本市といたしましては一審で誤発行の因果関係を求めたその測量代50万円、それから設計料216万円、建築確認の証紙代24万円及びこの弁護士費用の30万円、合計320万円となりますけれども、これを命ずる判決が一審において出たわけでありまして、繰り返しですけれども、1億1,000万円については営業損害については因果関係は認められないといたしましたけれども、費用につきまして320万円の支払いを命ずる判決が出たわけでありまして、これに対しまして市の方としては不服であり、附帯控訴で対応しているところであります。現在、さらに係争中でありまして、今後の経緯を見守りたいと、このように考え

ております。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございました。いずれにしましても、一応市のミスを認めての裁判ということでございます。弁護士が全面勝訴という形の報告であったということで、それを本市も全面勝訴ということの中で表現をされたということでございます。まだ改めて控訴でありますので、私どもの方もその裁判の結果を経緯を見るしかないということでございますので、いずれにしましてもその間の着手金とか、そういうのはやっぱり市民の血税が使われていくようになっておりますので、そのことも含めて、その真摯に受け止めるようなことも必要じゃないかと思っておりますが、これはここで終わっておきたいと思っております。

それでは、次に市営住宅の整備の状況についてお尋ねをいたします。この件につきましては、平成18年9月の定例会において、合併後の市営住宅の整備計画等について質問をさせていただきました。そのときに台風等による風水害や火災等により住宅が消滅したり、移住が困難となった場合の緊急避難住宅の確保の要望をしましたが、即政策空き家として2戸確保していただきましたので、その年の12月の高野瀬地区の民間の共同住宅の火災による被災者に即時対応することができ、被災者はもちろん、地域住民の方々も公民館の使用の問題や炊き出し等の心配もなく対応できましたので、そのときは大変喜んでおられました。

このように、市営住宅は市民の生活基盤でもあり、今般の経済情勢はますます厳しくなる状況ですので、今後も市営住宅の需要は増えると考えられます。今回、改めて市営住宅の現況、今後の整備の計画を詳しくお示しいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） お答えを申し上げます。

本市では、現在30団地、1,200戸の市営住宅を管理しており、その整備につきましては住宅マスタープランに基づき、年次計画により順次整備を行っております。合併後から昨年まで、田島団地、砂田西団地、新明団地の建設及び葉山団地のリフォームや砂田団地、永南団地、北園団地1棟の水洗化工事を実施しています。本年度事業としましては、福本団地3棟36戸のリフォーム、葉山団地平屋2棟のリフォーム、北園団地1棟の水洗化工事を実施しています。今後の計画といたしましては、継続して整備をしています葉山団地のリフォーム残り12棟を平成27年度までには完了の予定であり、平成23年度からは朝日東団地の建て替え工事に着手する計画であります。他の団地につきましては、ストック活用計画などにより維

持管理を適正に行い、住環境の保全に努めているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございます。リフォームまた新築等も含めて、随時進んでいるようでございます。今回ですね、改めて質問をさせていただきましたのは、市民より市営住宅に入居できるようになったが、その住宅には風呂釜等の設備がなく、自分で取り付けるようになっているとのことでありました。私自身も認識不足でありましたので、早速住宅係の職員と現状を確認させていただき、びっくりしたのであります。その住宅自体の老朽化はもちろんですが、スペースも狭く、取り付けの費用も個人負担となっているとのことであり、他の住宅との設備の差も含め早急な設備の必要性を感じた次第であります。また風呂釜等の取り付けには、新しく変えると15万円程度の費用がかかり、また入居時の敷金等を加えると大変な経費負担となります。そのようなことでは、公営住宅の目的に反しているように思われる次第です。現在、住宅の整備は菊池市総合計画住宅マスタープランにより計画的に整備が行われているようですが、このような風呂の整備が未整備な団地については、前倒しでもして早急な対応が必要だと思われませんが、現在市営住宅の中でこの風呂の設備を入居者自身で取り付けるようになっている住宅はどれだけあるのか、また整備の考えがあるのか、お示しをいただきたいと思えます。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えをします。

風呂釜等が設置されていない住宅につきましては、当時の公営住宅の建築基準により建設された住宅であり、入居者が風呂釜等を設置することになっております。本市では9団地、523戸が該当しております。これらの住宅につきましては、入居申し込み時にその旨を説明し、入居を決定しているところでございます。今後は、老朽化した住宅やこれらの住宅団地が本市の住宅改修計画に従って改修を行い、より良好な住環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございます。答弁によると523戸ですかね、全部でどれだけだったんですかね、1,200、半数近くがですね、このような状態であるというのは、私も見に行っただけで初めて知ったんですけれども、非常にびっく

りました。いずれにしても、市営住宅というのは、その菊池市であればその市の顔でしょうから、やっぱりこういうことについては早急にですね、やっぱり対応をしていただきたいと思います。もう実際、葉山住宅の場合は、お隣りはリフォームがきちんとできて、横の方では、もうそういった形で対応しなければいけない。たまたまその順番とか、その抽選の状況にもよりますけれども、非常にですね、差がありすぎるということで、何でこんなに対応ができないのかなという市民の不満もありますので、十分認識をしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、市営住宅の管理をですね、民間に委託する考えはないかということでお尋ねをしたいと思います。市営住宅の管理については、家賃滞納によって善良な入居者との公平性、また入居待機者との機会を奪うことにもなっている状況も含め、また6月の定例会では外村議員の質問によると、家賃滞納の入居者に対する訴訟費用が1件当たり10万円程度かかっていること等も踏まえ、早急にサービス向上や経費削減等の観点からも住宅の管理を民間に委託する指定管理者制度導入を検討する時期に来ていると思われませんが、ほかの他市の状況も含め、どういう考えでいらっしゃるか、お示しいただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げます。

県下では、県と市がそれぞれの住宅公社、もしくは住宅管理センターに委託をしております。ほかの自治体では、こういった例はございません。本市においても、民間委託につきましては現在のところ考えていない状況でございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございます。

続きまして、奨学金について質問をさせていただきます。この件につきましては、3月定例会において本市の奨学金の貸付の状況を確認しましたが、奨学金については他市よりも高い水準であり、また20年度より打出氏より寄附していただいた基金を活用した菊池市教育振興基金奨学金によって市の奨学金の選考に漏れた子どもたちにも貸し付けているとのことでありました。私としては、さらに奨学金制度の充実を図るために、球磨郡の湯前町の入学準備金の貸付の事例を挙げて、菊池市としても取り組んでいただくように要望をいたしました。教育長の答弁では、入学準備金の貸付制度導入には予算確保に向けた財政課との協議や条例整備などを前向き

に検討するとのことでありましたが、現況を詳しくお示しいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 入学準備金の貸付制度につきましては、これまで財源が確保できればという条件で申し上げてきたところです。現在、熊本県14市の中でこの入学準備金の貸付を行っているのは熊本市のみで、内容としまして公立高校が5万円、私立高校10万円、国公立大学15万円、私立大学20万円の対応が実施されています。本市としましても、経済的な理由で学業をあきらめる若者が出ないようにしたいという強い思いを持っております。そこで、この入学準備金につきましては、基金等の活用を考えながら、また政権交代による国の教育施策の動向を見極めながら実施できるよう努力していききたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございます。いずれにしましても、非常に失業率も高くなっておりますし、菊池市でも同じような状況だと思います。能力があっても、そういう学業についての勉強ができないということであっては非常に困りますので、基金については教育長の方にいろいろな連絡はあっていると思いますので、そういう基金も使っていただきながら対応していただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、次に地上デジタル化について、特に山間部など地上デジタル放送の視聴が困難な地域への対応についてお尋ねをいたします。この件につきましては、昨日中山議員からも質問がありましたので重複する点があるかもしれませんが、よろしくお願い申し上げます。今回の質問は、私の地元の地域がデジタル放送の視聴が困難なために、協調施設が必要であることを踏まえ、菊池市の現状とデジタル化に対する支援制度を具体的にお示しをいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 地上デジタル放送の現状については、ただいま木下議員申されましたとおり、昨日中山議員の方にお答えしたとおりでございますが、そのうち共同アンテナの改修について少し詳しく説明させていただきたいというふうに思います。昨日の中山議員への答弁では、改修費用の補助や助成を受けるには一定の要件が必要であると申し上げましたが、その要件は事業費が100万円以上で共同アンテナの組合に加入している各世帯の負担が3万5,000円を超えた場合に

2分の1は国の補助が付くというものであります。1つの例で申し上げますと、共同アンテナの組合加入世帯が10世帯で、事業費が100万円の場合は1世帯の負担は10万円となりますので、国の2分の1の補助が出ます。50万円は国の補助で、残り50万円のうち1世帯当たりの負担7,000円を引いた残り、43万円がNHKからの助成ということになります。それぞれの共同アンテナの改修事業費、組合の加入世帯数によって補助や助成の内容は異なってまいりますけれども、現在そのことにつきましては、NHKの技術的支援を受けながらそれぞれ進めておられるということでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございます。先ほども私もお話ししましたように、地元の方ですね、その共同アンテナを設備するという要望をしましたら、今おっしゃったように個人負担があると、そういうことで相談を受けたわけでございますけれども、いずれにしても国ですね、ある面では施策でありますので、聞くところによるとだんだんその補助率が高くなっているということでございます。いずれにしても、今の状況では、まだ本当に意味がわかっている方はそんなにはいらっしゃらないと思います。私どもも含めて、本当にデジタル化になってどれだけ変わるのかと、そういうのもあまり意味がわかっている方もたくさんいらっしゃると思います。補助の方もですね、今からは政権も替わりましたので状況が変わるかもしれませんので、これは市長の方をお願いなんですけれども、各自治体の方でその個人負担の分についてのフォローもしていただきたいという点もありますけれども、国の方にですね、市長会とかそういうのを通じて、特に私どものような山間部については、こういう対象地域があると思いますので、国に対してですね、市長の方が市長会等で要望して、個人負担はかからないようにと、そういう形の要望でもしていただきたいと思いますので、そういう考えも含めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 日本で最初にテレビが見られるようになったのは昭和の20年だったと思います。本市でも30年代になりますと少しずつ個人個人の家庭に普及してまいりました。テレビのある家には、子ども時代によく人が集まって黒山の人だかりで、当時のヒーローでありました力道山のプロレス等をみんなが見ていたといった、そんな記憶があります。そしてまた40年代初頭には、カラーテレビの時

代に入ってまいったと思います。それから、もうかれこれ40年になるわけですが、電波の有効利用をしなければならない、また情報通信技術の進歩によりまして、大変質の高い画質の高度なサービスを受けられるようになってまいったということだろうと思います。今年の7月に総務省の総合通信局、それからNHKなどからお見えいただきまして事業促進の話があったところでございます。本市の現在の状況は、ただいま総務部長が答弁したとおりでございますが、テレビの普及からこれまで、各ご家庭では何回も何回もテレビの買い換えがあったり、買い足されたりしてこられたと思います。一部屋1台という、そういう時代もあったわけでありまして。そのほとんどすべての場合、自己負担でされてまいりました。今回の地上デジタル化に対しましても、やはり若干の個人の負担をいただかなければならないのかなとは思いますが。しかし、国の重要な施策の1つとしてのデジタル化がこの推進されているわけでありまして、移行に伴いまして、すべての所帯で良好に受信、視聴できるようにすること、また条件不利地域の住民の負担にならないようにすること、それから先ほどありました事業費の100万円未満についても対象とすることなど、これは全国の市長会、九州市長会などでも国に対して要望しております。また、今月29日には、この本市におきまして熊本県市長会の秋季定例会が開催される予定となっておりますが、ここでも議題の1つとして取り上げられることになっております。2011年7月までには、新たなこの難視聴のため共同アンテナなどの新設が必要な地域への対応が必要となると思われまして。また、そのほか市といたしまして、補助や支援を検討しなければならない事項が出てくると思います。適切に対応できますように、国・そして県の動向も見極めながら議会に協議を申し上げながら取り組んでまいりたいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございます。ぜひともですね、菊池市のような中山間地の地域には、そういう対象の地域が多うございますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

それでは、次に集落支援について質問をいたします。この件につきましては、3月の定例会において本市のように中山間地を抱えた地域にとって最も有効的な事業として取り組んでいただくよう要望したところであります。この事業は、総務省が平成20年4月に過疎問題懇談会の過疎地域等における集落対策に関する提言を受けて、集落を元気づける新たなサポーターとして設置が決まったものであり、仕事としては、市町村職員と連携しながら集落を巡回して、状況把握や集落点検に努め、それに基づく集落の話し合いをコーディネーター、アドバイザーとして促進し、話

し合いの結果を踏まえた集落の維持、活性化策をサポートするのが主な仕事で、役場職員OBや農業委員OBだけではなく、NPO関係者や地域の実情に詳しい集落内外の人材を登用できる制度でもあり、人件費などの経費を国が支援するが、雇用条件や仕事の中身などは市町村に任せられる、極めて自由度の高い画期的な施策であり、本市のような高齢化、過疎化が進んでいる地域にとっては、雇用対策の観点からも早急に取り組むべきことでもあります。3月の答弁では、前向きに取り組むとのことでしたが、現在の進捗の状況はどうなっているか、詳しくお伝えいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 3月に議員さんから一般質問をいただきました集落支援員制度につきましては、地域の支援策として有意義な制度だと考えております。また、非常によい制度として今後どのようなことになるのかということで期待を、非常に期待をしていたところでございますが、この制度につきましての国からの通知や県からの説明会はまだ行われておりません。今後の説明会の計画も今のところないという回答があるところでございます。現在は、総務省のホームページ等で制度内容の把握を行うとともに、集落支援員の制度導入の先進地であります福島県喜多方市、島根県雲南市などの4市町村に事業内容の紹介を行っているところでございます。もう回答も何箇所かいただいておりますが、今後、菊池市におきましては、山間地、中山間地を中心に集落としての機能が維持できなくなる限界集落が増加することが予想されることから、これらの地域の支援策が必要になってくるものと思われまます。今後は、国の制度や財政措置にも注視しながら、集落支援策を検討してまいりたいというふうに考えております。現在まだ中身の精査を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございます。取り組んでいないということですね。先般質問したときにもですね、先進地の事例も挙げながら、とにかくモデル事業でやらないとですね、なかなか難しいと。県の方からのヒアリングとかそういうのがなければ動かないということでもないと思います。せっかく木村さんですか、県の方から出向していただいておりますし、今度はまた県OBの永田副市長がいらっしゃる。そういうことも含めてですね、やっぱりそのくらい地元の方ではせっかっ詰まっているような状況だと思うんですよ。それと、先般の質問のときにも言

いましたように、水源きらり村なんかは、小林事務局長がですね、自らがまず予算も付いていないのに自分自身がどんどん動いて、後から予算が付いてきたというような事業をどんどん取り入れて自主的にやっていただいております。そういうのも含めてですね、島根県は特に先進地ですけれども、島根県立大学の学生らも集落支援の対象になり得ると、そういうことまでこの資料には書いてあります。大学との連携ですね、そういうのも含めて、県立大とか、そういうところも連携をしておりますけれども、その後何の実働もないと。本当にこういうのを取り入れてですね、やっていただければ、ものすごく活性化になると思うし、また雇用の場所としても非常に地元としては助かるんじゃないかと思っております。もっと積極的にですね、やっぱり取り組んでいただきたいと思っております。こういう事業も、また政権が替われば予算がつかないことも考えられますので、もう実行しているところは継続でできるかもしれませんが。そういうのを含めて、やっぱり一般質問のときに前向きに検討しますという返事じゃなくてですね、やっぱり実働に移していただいて、私どもの方にこういった形で事柄が進んでまいりましたという形で報告ができるような状況をつくっていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、もう最後になりますけれども、次に観光振興、菊池溪谷の整備の状況についてお尋ねをいたします。菊池の観光資源の中で最もたくさんの観光客が訪れているのが菊池溪谷であります。夏は天然クーラーと称され、身を切るような清流は避暑地としても最適であり、秋は溪流に映える紅葉が素晴らしく、春は新緑、冬は霧氷の花が咲き、四季を通じて森林浴には最適な場所であり、今後は癒しを求める都会の人々にとっても最も自然を満喫できる観光地として、また地元自治体としては観光客による経済の活性化に貢献しております。

このように、市民の誇りでもあり財産である菊池溪谷を、市として、今後国の関係機関との協議もあると思っておりますが、どのように今後整備されていかれるのか、具体的にお尋ねをしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） 菊池溪谷につきましては、ただいま議員さんご紹介いただきましたように、西日本有数の観光地であり、自然休養林をはじめ日本森林浴の森百選や日本名水百選などに認定されておまして、平成19年には35万412人、平成20年には33万3,854人の入山者がございまして、地域経済への影響が高い本市観光の重要拠点となっております。しかし、当地は落石や倒木、また落枝が頻発しておりまして、観光客が事故に遭わないための対策が急がれております。ご存じのとおり、菊池溪谷内には県管理の九州自然歩道、また市管理の歩道や施設

がありまして、国有林野の貸付を受けて運営管理を行っておりますが、厳しい予算事情の中、単独での対応は困難な状況でございます。したがって、落石、落枝等に対する措置、橋の架け替え、高齢者や障がい者と幅広い年齢層の方々が訪れることを踏まえまして、車いすやベビーカーも安全に通行できるよう整備を講じていただくよう県、阿蘇市、菊池市の3者によりまして熊本森林管理所へ要望書を提出したところでございます。平成21年度につきましては、森林環境保全整備事業の中で調査を実施し、優先順位を基に整備が実施される計画と伺っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございます。いずれにしても、森林管理局等々ですね、相談しなければできないことがたくさんあると思いますけれども、落石等も含めてですね、逆に車等に入れるような、屋根があるような車に入れるような状態をつくることも一つの考えだと思いますけれども。私どもですね、地元水迫地区の環境保全協議会というのを立ち上げておりまして、今、菊池渓谷のですね、缶拾いを年に2回やっております。私もこのごろ久しぶりにですね、渓谷の方に何回も行くような機会がありまして、改めて広河原等までの距離を感じております。それと、上の駐車場の方からずっと下ってくると、本当に若い人でないとやっぱり対応できないような山道であります。いずれにしても、素晴らしい環境でありますけれども、なかなか健常者でもやっぱりある程度のところまで行くには大変ということでもありますので、いずれにしても高齢者、障がい者の方々のですね、やっぱり渓谷の中まで入ることのやっぱり対応を今後していかなければ、さっき数字をちょっと言われましたけど35万人から33万人と、そういう形で入り込み者も減っておるということがそういうことでの表れかなと思っております。今回、エコカーですか、そういう形の中で、中まで入れるようなことができないかということの案でございますけれども、先般一般質問したときに、菊池市が平成10年に永山の貯木場跡を一応確保して、あれから大型バス等はですね、電気自動車といいますか、あのときはトロッコ列車と言いましたけれども、エコトロッコで渓谷まで運べるようなことをやっていただけないでしょうかということで提案しましたけれども、今、先ほど外村議員もおっしゃいましたように、今度民主党の政権は地球温暖化対策には積極的に取り組むと、そういう形で対応をされるようでございます。この機会にですね、菊池渓谷の中には、ある面ではエコカーでないとある程度近くまでは行けないと、そういうことも含めた考えであれば、エコカー等の導入をして広河原といいますか、あそこまで先ほど言いました永山の貯木場跡に駐車場をきちんとした整備

をして、あそこで大型車は乗り換えて行くと、そういうことも将来のことを考えれば整備の対象になるんじゃないかと思っております。いずれにしても、何回も申しますけれども、高齢化、また障がい者等の対応が菊池渓谷の入り込み者を増やす一つの大きな問題ではないかと思っております。今度新幹線の開通がありますと、ある程度の都会の方が熊本なのか、玉名なのかわかりませんが、こちらの菊池渓谷の方にも観光客として入ってこられるようなことがあると思います。そういうときにも含めてですね、ぜひとも今後はそういうことを考えていく必要があると思います。最後に、市長にですね、そういう菊池渓谷の方にエコカーの導入も含めて考えがあるのか、ないのか。またどういう形で入り込み者を増やす方法があるのか、考えていらっしゃるか、お尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） エコカーを菊池渓谷というお話であります。菊池渓谷の渓谷内に広河原までこのゲートをくぐって行きます場合は、車両の乗り入れを基本的に禁止してあるということで、これが通常のガソリン車であれ、エコカーであれ、通常一般は乗り入れはできないということでご承知のとおりだと思います。環境にやさしいエコカーをなるべくこの渓谷方面に行く人たちに乗り換えてもらうということは、それなりの私も思いはないではありません。ただ、やはり永山に車を置いてどこまでいくのかと言えば、結果的にはやはりその上の駐車場までしか行けないと限られたところでもありますし、またこの今の通過客の方が大変多うございまして、そういうことからすれば、一つ一つが積み重ねではありましようけれども、エコカーの導入がそれほど大きな効果を現すには至らないのではないか。要は、障がい者の皆さん方や、あるいは高齢者の方々が自然の環境、菊池渓谷のこの癒しの場に足を踏み込むことができるというようなことを考えます場合には、先ほどトロッコ列車等の話もありましたけれども、やっぱりこの何か大気を汚染しない、騒音を出さない、しかもこの皆さん方は歩いて歩行されるわけでありまして、そういった方々に危険を及ぼさないような交通の手段といたしましようか、あるいは移動の手段というものを考えなければいけないと思います。昔は籠で行っただろうし、また馬車で行くというのもありましようし、いろいろと動力を使わないようなことで行かなければならないのかなと思っておりますが、非常に問題は大きなことでありますが、環境を大切にしながら、この30有余万人入っておられる菊池渓谷をもっと身近な自然環境の場として味わっていただくと。そういう基本的なことに立って、今後也十分検証を深めてまいりたいと、このように思いますので、ご理解をお願いいたします。

[登壇]

○16番（木下雄二君） ありがとうございました。

○議長（北田 彰君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。明日も引き続き一般質問を行います。

今日は、これをもちまして散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

○

散会 午後3時41分

第 5 号

9 月 1 1 日

平成21年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成21年9月11日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（28名）

1番	東	英	俊	君	
2番	東	裕	人	君	
3番	泉	田	栄一朗	君	
4番	森	清	孝	君	
5番	藤	野	敏	昭	君
6番	樋	口	正	博	君
7番	二ノ	文	伸	元	君
8番	中	山	繁	雄	君
9番	水	上	博	司	君
10番	三	池	健	治	君
11番	怒留湯	健	蓉	さん	
12番	坂	本	昭	信	君
13番	隈	部	忠	宗	君
14番	奈	田	臣	也	君
15番	葛	原	勇次郎	君	
16番	木	下	雄	二	君
17番	坂	井	正	次	君
18番	森	隆	博	君	
19番	山	瀬	義	也	君
20番	本	田	憲	一	君
21番	栃	原	茂	樹	君
22番	松	本	登	君	

23番	工藤恭一君
24番	境和則君
25番	北田彰君
26番	外村國敏君
27番	徳永隆義君
28番	横田輝雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男君
副市長	永田明紘君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	石原公久君
市民部長	原川智明君
経済部長	後藤定君
建設部長	岡崎俊裕君
七城総合支所長	古閑昭二郎君
旭志総合支所長	中村榮光君
泗水総合支所長	岩下義人君
企画部首席審議員	木村靖弘君
財政課長	松岡千利君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山田浩文君
教育長	田中忠彦君
教育次長	井野英利君
農業委員会事務局長	五島千秋君
水道局長	安武昭二君
監査事務局長	大塚茂幸君

事務局職員出席者

事務局長	岩木精四郎君
議事課長	永田哲士君
総務審議員	高田早苗君
議事係長	上田敏雄君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時00分 開議

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 一般質問

○議長（北田 彰君） 日程第1、一般質問を行います。

はじめに、坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） 皆さん、おはようございます。今日は私の一般質問ということで、いつもよりもうったってまいりました。真に5年先、10年先の菊池を見据える坂井でございます。衆議院選挙、民主党の圧勝に終わりましたが、これは国民が利権、政治献金、政治癒着、天下り、世襲、年金、農政、地方や所得の格差等の問題、自民党が今までの問題にメスを入れず、改革を怠っていた、市民、国民の声に耳を傾けず、十分対処しなかった結果、国民にそっぽを向かれたのではないのでしょうか。我が菊池市は、是は是で伸ばし進め、市民のために改革すべきところは改革をしていこうではありませんか。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。光回線の接続について。泗水、旭志、七城南地区の早期接続について。現代は、情報の時代とも言われています。泗水の企業は、光回線が来なければ撤退するとまで言っておられたとのこと。また若者が、起業家が、早く光回線の接続をとの必死の願いでしたが、執行部の尽力により、債務負担行為で本年度泗水、来年度旭志、再来年七城の一部が接続可能となりましたものの、七城が3年目ということになっておりました。今度も私の知人の友人の方に「どぎゃんか、一緒にでけんもんかな、でくんなら、そぎゃん話てはいよ」というようなことをお願いはしておりましたけれども、市長の英断と企画部の努力によって、先の臨時議会で3地区、今年度着工という報告がなされました。市経済振興と活性化にとりまして誠に喜ばしい結果になりまして、市民の皆様とともに執行部に感謝をしているところでございます。なにせ待ちわびておられます。一刻も早い接続を望んでおられます。現実的に3地区、いつごろまでの接続が可能でしょうか。より具体的にお伺いをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 泗水、旭志、七城南地区における光ブロードバンドサービスにつきましては、8月までにこの事業を実施する事業者をプロポーザル方式によりましてNTT西日本に決定いたしました。工期につきましては、事業者選定時にNTT西日本から技術提案者として出されました工程表において予定工期が示されまして、泗水地区は平成22年3月までにサービスを開始、また旭志、七城南地区につきましては、来年の7月までにサービスを開始する予定となっております。旭志、七城南地区につきましては、当初の計画では、今お話ありましたように旭志が22年度、七城が23年度としておりましたけれども、企業をはじめ各方面からの早期完成の要望が強かったことから、事業者であるNTTとの協議の結果、サービスが早くできるようになったところでございます。今後もなるべく早く早期完成を目指して頑張っていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） 去年からしますと夢みたいな話でございますが、他市よりも早く今年度で接続可能と、本市経済活性化へ何よりの対策であったと思っております。昨日の答弁にありましたけれども、公設民営化、何か予算総額6億何千万円、市の持ち出し4億3,000万円でしたかね、ちょっとわかりにくい点がございました。また、議員の方にはNTT1社ではその透明性がないとか、そういったご意見も聞かれましたので、その答弁もちょっとお願いしたいと思います。

しかし一方で、格差といいますか、同じ市民なのに中山間部龍門地区と水源地区は、採算がなかなか取れないということで接続未定であります。この地域の方々も待っておられます。市民の公平性からしましても、この地域の早期の光回線の接続が待たれるところでございますけれども、いかがお考えか、お伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 昨日、森清孝議員さんのご質問に公設民営と民設民営についてご説明を申し上げましたが、わかりづらいというご意見でございますので、再度説明をさせていただきます。

今回菊池市が取り組みます方式の費用負担がよく理解できないということですので説明いたしますが、光回線の敷設方法といたしましては、公設民営と民設民営の

二通りがございます。公設民営は、自治体が施設を設置し、N T T等の民間事業者が運営をする方式でございます。したがって、施設は自治体のものがございますので、日々のメンテナンス等がかかります。維持管理費を要するということになります。また、災害等で断線した場合は、自治体が費用をもって復旧をしなければならないということになります。そのために、毎年保険を掛けるということが発生してまいります。その費用、それらに対応する費用といたしまして、私どもと同じような同規模の自治体でありますと年間約6,800万円の費用負担がかかるという試算となっております。10年間で6億8,000万円費用がかかるということになります。また、数年後にはこのケーブルもまた張り替えなければなりません。それぞれの地区ごとに機械が設置してありますが、その機械もすべて更新ということが出てまいります。そういった更新には多額の費用がまたかかってまいります。これは国の補助がどれだけ出るかわかりませんが、自治体が補助金を受けて、また多額の費用をかけてやり直すということになります。

一方、民設民営、今回私どもが取ります民設民営の場合は、N T T等の民間事業者が設置して運営も民間が行うという方式です。私どもの場合N T Tと決定しておりますので、N T Tが設置してN T Tが運営すると。その設置費に対しまして、市がその負担をすると、その負担額が4億3,000万円ということでございます。日々の維持管理費、それから災害が発生したとき、断線したときの費用は、すべてN T Tが負担いたします。N T Tのものでございますので。それと、数年後にまた更新時期が機械・ケーブル等が発生してまいります。その更新費用もすべて事業者が負担すると、N T Tのものでありますので自治体の負担はないということでございますので、初期投資としては4億3,000万円と大きくございますが、将来性を考えた場合には民設民営でやった方が、より得であるということをお判断いたしましたところでございます。この方式はまだあまり例がないということをお聞きいたしております。そういう費用の計算をいたしまして、いろいろ関係機関とも協議をし、いろんなアドバイスをいただきながら、この方式に着手したところでございます。

それから、N T T 1社では透明性がないというお話でございました。K D D I、その他の事業社約4社を指名いたしましてプロポーザルを行ったところでございますが、どうして辞退されたかははっきりとした理由は聞いておりませんが、私が判断するには、ほかの業者は電柱を全部立てていかなければなりません。N T Tさんは、既にもう電柱が全部各家庭まで立っております。そのN T Tさんはその電柱を使うことによってケーブルを張り巡らすことが可能であります。公設民営の場合は、九電あるいはN T Tの電柱を借りて設置するというので、毎年公設でしたときには、その使用料をN T T・九電に払わなければならないというふうになっておりま

す。そういうことから想定いたしますと、KDDIさん等がもしこの事業に参加した場合にはNTTに多額の電柱の使用料を払うことになるということから、費用の計算上、参加しても競い合えないということから辞退されたのではないかというふうに憶測をいたします。

それから、龍門地区、水源地区の光ブロードバンドのサービスにつきましては、今までも通信事業社と協議を重ねてきているところでございます。しかし、当該地区は山間部の集落個数の少ない地区であり、またそれぞれが遠く離れた広範囲な地域であります。事業の目的の方法としましては、かなりの費用負担が予想されますので、通常の電送ケーブルや衛生からの送信方法などがある中で、どの方法が適当であるのか、できるだけ費用がかからない方法を検討する必要があります。市といたしましては、菊池市の均衡ある発展のために、光ブロードバンドが市内のどの地域であっても利用できるようにしなければならないというふうに考えております。今後どのような方法で整備を進めたがよいか、通信事業者や関係機関とさらに内容を検討し、検討を重ねながら、1日も早く全地域ができるように努めてまいりたいというふうに思います。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） 大変待っておられます。なるべく早く龍門・水源地区にも接続できるよう願っております。よろしく願いいたします。

2番目に、補助金での市活性化につきまして質問をいたします。農林業、商業、観光等、補助金の現状と今後の活用について、簡単に、簡単にでよろしいですのお伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） おはようございます。現在、実施されております国・県の各種補助事業につきましては、農家初期投資の軽減をはじめといたしまして、低コスト化による農家所得の向上に向け、各種事業に取り組んできたところでございます。また、特に有利な事業につきましては、認定農業者や集落営農組織へ個別通知を行うなどの情報提供にも努めております。今回の補正予算においても、稲作、園芸作物、特産品の観光PR等の補助事業を計画し、事業補助金予算をお願いしております。議員ご指摘のとおり、今後も各種補助事業の情報収集に努め、農業、商業、観光振興に活用できるようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

なお、国の一次補正の経済対策関係で執行停止の通知がっております。今後の

動向に十分注意する必要があると思っております。なお、またそういった中でも書類の準備等については進めておくようにというような指導もあっておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） 2回目の質問に移ります。これは答弁書は多分ないと思いますので、しっかりお聞きを願ひまして答弁をしていただきたいと思います。

今まで議会で農業軽視、経済部軽視である、もっと予算を増やすようにと多くの議員の方が発言されてまいりました。私も採算にわたって主張してきましたが、なかなかそれも実らず、一般会計の決算書を見ますと皆さんもご存じのとおり、農林商工関係の経済部の支出済額で比較しますと、確かに総支出済額も17年度からは20年度までに246億円が211億円に減少しています。実に12%の減少率でございます。でございますけれども、農林商工関係は、17年度28億4,700万円から18年24億円、19年22億、そして20年には21億500万円へと、実に25%の減少でございます。全体では12%、経済部関係は25%の減少。おまけに、予算の多くは土地基盤整備などの国・県からのトンネル事業が大半で、市独自で特産品づくり、産地づくり、また、まちづくり、温泉づくり等、振興のための支援策、予算を多くつけた、大きな補助を取ったといった目立った事業は余りなかったのではないのでしょうか。このような中、山鹿市などは早くから利用されていた地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業、事業費の3分の1を国が補助する事業でございますが、早くから利用されておりました。ようやく本市で対応するというので、待ってましたとばかりに48人の素晴らしい担い手の方々が応募されました。施設機械、施設や機械が必要な担い手農家ばかりが応募されたと思います。しかも秋の稲の収穫にとコンバイン、乾燥施設等、48人の中の10人がそういう農家で、計画をされておられました。総事業費4億8,000万円、うち国の補助3分の1で、市からの持ち出しは0円、1億3,637万円の国からの補助を利用できるはずでございました。昨年からは農家は燃油、飼料、資材の高騰で、そしてまた販売価格も安くなり、大変苦しい経営をしておられます、私もしています。今度の実験事業3割補助ということで、わらをもすがる思いで、今必要な施設、機械を導入し、この事業に夢を託して申し込みをされました。しかし、熊本県一の農業地帯である菊池が、他の市町村を後目に不採択、秋の収穫でコンバイン、乾燥機を当てにされていた農家の失望、何ということだと憤慨をされておられました。その後、次の実験事業は通りましたとの知らせ、大変不満はありますけれども仕方がないか

と、次の補助事業での経営計画に気持ちを切り替えていた矢先、実に昨日のことです。福村市長、ある会合の席で民主党になったから実験事業、圃場事業は凍結されましたとの話でございました。私は、残念で残念でなりません。冗談じゃないです。本市が、熊本県一の農業地帯の本市が不採択になったことが、今になってはいつこの事業できるでしょうか。経済部軽視、農業軽視、執行部がもっと本腰を入れて有利な補助金は全部取れ、俺が責任を持つぐらいの意気込みがあれば、必ず採択することができたと私は思います。この補助事業、不採択にならなければ、秋の収穫では今度利用されるはず。不採択になり、今度は民主党だからだめ。この補助事業に夢を託し立ち上がった若い担い手の悲痛の声が執行部に聞こえますか。山瀬議員の中山間地での80%補助の辺地債の活用、加工場にも適用すること。横田議員の博多市内に辺地債で4億5,000万円の物産館、中山議員も補助を使いながら活性化、栃原議員、森隆博議員、隈部議員、農業の活性化について、泉田議員、商業の活性化について述べられました。議員の大多数の方は、農林商工に対して経済活性化のため予算措置がもっと必要だと思っておられますし、有利な補助金獲得にもっともっと力を入れてほしいと思っておられます。本市の教育も福祉も経済でもつ、経済軽視で教育も福祉もない、市民の幸せもない。経済の活性化には、執行部、もっと市民とともに知恵を出し、汗を出し、そして何よりも予算を出し、取れる補助金は全部とる。市民と一緒に汗を流しましょう。5年先、10年先の本市の経済の活性化へ向けての予算措置、補助金獲得への市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 補助金獲得による事業を進めていくようにと、その補助金の取得について、どれだけ熱意を持ってやるのかと。またその補助金をもらえなければ事業ができないというのも、もう指摘のとおりでございます。ただやはり補助金をもらえば事業ができるかといえば、補助裏の分が、今ご指摘がっております担い手育成事業につきましても3分の1の補助金であると。3分の2はどうなるのというと3分の2が自己負担になってくると、受益者の負担であったり、行政の負担であったり、またその補助率の嵩上げであったりとなってまいりますので、補助金だけで事業ができるものではないと。ただ、その補助金は一つの一里塚になっているということは現実であろうかと思えます。ただいま触れられました担い手経営基盤強化総合対策実験事業、これにつきましては、採択はもう既に7月21日に採択がなされておりまして、この総額は3億6,000万円と、このように聞いております。これについては、採択はされたけれども、今ご紹介がありましたように、この

度の政権交代に関連いたしまして、農林水産省といたしましては、平成21年度の補正予算事業については、当面の間予算執行手続きを停止するという通知があったわけであります。ただ、この今、首班指名があって、新しい内閣がスタートしますときに、改めて新しい大臣の下において今予算が組まれているやつについて、再度の検証がなされながら必要であるかどうかということ、一部においてはこれはまさに執行を停止したままになってしまうということもあるのかもしれませんが、やっぱり農家というものについては多大なるひとつの国家に対する貢献というものもありますし、また事業の必要性からして、これは軽んじるようなものではないと思っております。今現在、菊池市におきましては、事業費3億6,000万円ということで25件の農家の方々の総合対策実験事業、これは地域雇用促進型というやつですね。それから経済危機対策といたしまして、JA菊池のカントリーエレベーター、これについての改修がありますが、これが5億6,800万円ほどあります。また粗茶の加工機の導入ということで、菊池の戸城地区にありますこの地域農業協同組合のJAのこの15戸の受益農家でありますけれども、この加工機の導入、これについてが約1,000万円ということでございますので、これが停止になったということでございます。これについては、この新しい、今申し上げますように内閣がスタートして、速やかにまた執行できますようお願いをしていかなければならないと思っております。いずれにいたしましても、近々この菊池市におきまして熊本県下の市長会、それからお隣大分県日田市におきまして九州市長会等がございしますが、どこの自治体も同じようなことで大変な予算執行がどうなっていくかということ懸念をしているところでございます。私たちにつきましては、この7月の補正予算でお示し申し上げましたように、補助金の獲得はもちろんのことですが、この地方公共団体が投資します臨時交付金というものがございましたので、これについて最大限の努力をいたしまして、熊本県下においては47市町村中、確か2市町村しか手を挙げなかったということのようではありますが、非常にこの補正予算等というものは時間的な制約があって、聞くところによりますと土曜日に、金曜日に国から県に通達があり、そして土曜日のこの各市町村休みですけれども連絡があって、それを受けて翌日の日曜日を挟んで月曜日の午後2時までには、その予算の要求等について概要について報告をしなきゃならない。そんな中で慌ただしく政局を見ながら見極めて準備をしていた、それらのおかげで菊池市といたしましては地方公共投資臨時交付金も5億数千万円、約6億円近いものをもらったと。0なのか、6億円なのか、5億7,000万円なのか、こんな大きな違いがありますが、こういったものについては、これは今情報化社会でありますので、議員の皆様方をはじめといたしまして、関係するそれぞれの団体や、あるいは市民の方々、こ

んな補助事業があるよ、こんな有利な事業があるよというようなことがありますれば、ぜひ提案をしていただき、また執行部の方にお知らせを、おつなぎをいただきまして、そのことを受けながら、また我々が手の足りない分については、情報の不足している分については、それをしていきたいと思えます。また、先ほどおっしゃいましたように、大山町におきますこの物産直売所を福岡県につくっていくという、本当に斬新的といいましょうか、本当にそんなことができるんだろうかと思うような補助制度だろうと思えます。利活用状況だと思えますので、そういったものも十分検討してまいりたいと思えます。地域的には、JAとの連携というのが一番大きなことで、また課題であると思えますが、先だつての質問の中にもお答え申し上げましたように、我々の行政と一番身近なところにありますのは、第三セクターにおけます農林産物の加工直販でありまして、全体で25億円程度の恐らくこの物産館では販売をいたしております。その中で、地域農産物の割合が非常に高いということ、また学校教育におきましても給食においては非常に高い50%を超える利用率があるということなどなどから総合いたしまして、取り組みはこれをしっかりと守りながら、さらに強化していくことではないのかなと、このように思っております。どうぞ今後ともよろしく願い申し上げまして、答弁いたします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） 実験事業、1次の実験事業がだめで2次実験事業の募集になったわけでございますけれども、取れるときに取らなければなかなか取れないという現状もあると思えます。また、補助はやはり補助でございますので有利であるということで、できるだけ活用をすべきだと思います。また、よろしければ情報収集にも菊池市の職員の方を農林水産省にも出向させながら情報を入れる。そして、また交渉もするということが今後必要になってくるかとも思えます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、3番、道路整備について質問いたします。県道辛川・鹿本線の整備について。県道辛川・鹿本線、朝夕の通勤通学時には橋田地区、元村地区、内島地区の道路幅が狭く、通行量も多いため非常に危険な状態であります。特に内島地区の早期拡張整備は、10年前から関係地区7地区から再三要望をされてきました。現在もたびたび事故があり、住民の安全と何よりも児童の安全のためにも、関係14地区の区長さんの要望書を提出するそうでございます。県道辛川・鹿本線バイパスの早期着工と内島入口の拡幅工事の速やかな早期着工を望みますが、お伺いをいたします。

それともう1点、以前に一般質問で旧市町村、また他市町村境の県道・市道・農

道の整備が未整備であると、または遅れているという質問をいたしました。私の知っている町境の整備はしていただきましたけれども、旭志の知人から菊池と旭志の村境の未整備の要望がありました。地元の水上議員の方で対処していただきましたけれども、まだまだ旧市町村境は未整備だと痛感をいたしました。市としてどのような調査対応をなさったのか、お伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） おはようございます。1点目の県道辛川・鹿本線でございますけれども、本道路につきましては小中学校の児童生徒の通学路及び市民の生活道路として利用されており、極めて重要な路線と認識をいたしております。また上橋田地区から内島地区の区間につきましては、バイパスによる改良が計画されており、現在下橋田地区より順次改良工事が進められておるところであります。市としては、今後とも地元の皆さん方で結成されております期成会及び地権者の皆さん方のご協力をいただきながら、本路線の早期完成に向けまして、強く県へ要望してまいりたいと考えております。

2点目でございます。市道路線につきましては、現在、1,019本、延長にしますと約939キロございます。旧市町村境に跨る市道につきましては、合併後も旧市町村で認定された路線をそのまま継承し、維持管理を行っている状況でございます。ご質問の道路調査につきましては現在のところ行っておりませんが、要望があった箇所については、随時調査を実施している状況でございます。現在、道路台帳の電子化による整備を統合型GIS構築業務委託の中で行ってまいります。来年の3月には航空写真をベースとしました市内全域の道路網データが整備完了いたしますので、その成果を基に旧市町村境の道路の未整備箇所を把握し、整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） 2回目の質問を予定しておりましたけれども時間がございませんので、次に移らせていただきます。

入札について質問いたします。

1、落札率の現状と今後について。はじめに申しましたとおり、国民の関心は市民の関心でもございます。利権、談合等、市民に透明による信頼を得るためにも、地場産業育成のためにも、歳出コスト削減をするためにも、入札制度に関しましても改革すべきところは改革をするという努力が必要ではないかと思っております。そうい

う観点から質問をいたします。

菊池市発注の工事、市内業者と市外業者の落札率は。熊本県、熊本市、本市周辺部山鹿市、植木町、合志市、大津町、菊陽町の入札方法と落札率は。本市の方もお願いします。

また、熊本市、山鹿市、合志市、植木町、大津町、菊陽町の1社1業種の取扱いはどのようになっておりますか。よければ、県内の市町村のその割合もお示し下さい。

4番、現在の入札方法と落札率をどのように執行部としては思っておられますか、質問いたします。

5番、1業者1業種についてどのようにお考えですか。

以上、5点を質問いたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、まず1点目の菊池市発注の工事、市内業者と市外業者の落札率でございますけれども、平成20年度に菊池市が発注した建設工事は221件であります。そのうち菊池市内の業者が落札した工事は210件、菊池市外の業者が落札した工事が11件でございます。菊池市内の業者が落札した工事の平均落札率は、金額ベースで申し上げますと97.1%であり、市外の業者が落札した工事の平均落札率は73%であります。

2点目の熊本県等の入札方法、落札率でございますが、毎年12月に国土交通省から公表されております入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果、落札率は平成19年度になります、及び各種報道資料によりますと、条件付き一般競争入札実施金額が熊本県は3,000万円以上、全工事に対する落札率は93.3%。熊本市が1,000万円以上、落札率が83.1%。山鹿市は本格導入していないということでございます。山鹿市立病院のとき1件だけ実施したということでございます。落札率は93.4%。合志市が条件付き一般競争入札実施金額は4,000万円以上、落札率は88%。大津町が5,000万円以上で94%。菊陽町におきましては実施していないということでございます。全工事に対する落札率は93.6%。植木町は4,000万円以上、全体の工事に対する落札率は87.7%。本市におきましては、平成19年度の2件試行的に実施いたしております。落札率は95.4%あります。なお、結果を見ますと他市町が菊池市より低い落札率になっているのは、地元で対応できる業者が数が少なく、競争が激しい熊本市等から業者を超えて入札している事例が多いと思われれます。逆に言えば、菊池市においては、それに対応で

きる業者が多いとも言えると考えております。

次に、3点目の熊本市ほかの1社1業種の取扱いでございますけれども、熊本市は複数申請が可であります。年間平均完成高が0円でなければ自由に申請できるようですが、技術、職員数等の細かい規定がございまして、その要件を満たさない場合は登録しないなどの条件があるとのこと。山鹿市は1社1業種を実施しているというところでございます。合志市は、複数申請可でございますが、経営事項審査の点数や予定価格が年間平均完成工事高以上の金額の工事には参入できないという制約が設けてあるということでございます。大津町は普通業種を指名しており、土木建築ともに指名している業者の方が多いとのこと。菊陽町は1社1業種を実施しているということ。公共工事の減少に伴い、そのあり方について将来的には検討する必要があるということでございます。しかしながら、当分の間はそのまま運用していくということございました。植木町は、複数業種を指名しているということでございます。

次に、現在の入札方法をどう思っているかということでございますけれども、契約の締結につきましては、地方自治法の規定によりまして一般競争入札、指名競争入札、随意契約及び競り売りの4つの方法に限定されております。まず、一般競争入札は、契約締結に必要な条件を一般に公告し、入札によって申し込みをさせる方法により競争させる。そのうち、地方公共団体にとって最も有利な条件を提示した入札者を契約する方法であり、一定の参加条件はありますものの誰でも参加できるという点において最も公正な方法であり、不特定多数の者によって競争させるという点で最も経済性を発揮できるため、地方自治法上、契約締結の原則とされております。一方、指名競争入札は、発注者があらかじめ競争入札参加希望者の資格審査を実施して、有資格者名簿を作成し、その名簿等の中から発注等級、事案に対する適性、地理的条件等の指名基準を満たしていると認められる特定多数の者を指名し、そのものに一般競争入札の手順に準じて競争を行わせ、その中から最も有利な条件を提示したものと契約を締結する方法でございます。指名競争入札は、発注者が適当と認められる複数の相手方を選定し、入札者を選定するので、一般競争入札の場合のような履行能力、信用等が不十分な者の入札参加による損害を被る危険性が少ない反面、短所として入札参加者の範囲が限定されますために、競争の効果が減退し、業者間の談合により競争性が失われる可能性があります。菊池市におきましては地場産業の育成、適正業者の選定、事務の効率化等により指名競争入札を主たる契約方法として実施しているところでございます。また、1社1業種につきましては、県内14市のうち菊池市と同じく1社1業種、もしくはこれに同等の運用を採用しているのは菊池を入れて3市でございます。他の33町村のうち2町が1社

1 業種に類する運用を採用しているということでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） 報告について、皆さんもお聞きになりましたのでもう説明は省きますけれども、国はですね、国の方針としては、基本的に国及び地方公共団体の契約は、原則として一般競争入札に寄らなければならないと原則はなっております。この資料を見る限りでは、やはり一般競争入札の方が80%台になっておりますし、指名の方が95%に近いというような結果だったと思います。世の中の流れといたしましては、透明性なり、また歳出コストを下げるためにも一般競争入札にして落札率を落としコストを下げるというような方向に向かっていると私は思っております。また、近くの熊本市などは特に1,000万円以上を一般競争入札、落札率83.1%というようになっております。また、身近な合志市においては、4,000万円以上を一般競争入札、落札率88%、植木は落札率が低いなど以前から思っておりましたけれども、やはり4,000万円以上を一般競争入札になっております。87.7%。やはり95%以上は、談合に近いというようなことを市民の方も感じられると思います。また、1社1業種に関しましては、熊本県の大半の自治体がやっていないというようなデータだったと思います。以上のデータから、我が菊池市としまして、私のこれは提言でございますけれども、熊本市は1,000万円以上を一般競争入札、熊本県は3,000万円以上を一般競争入札、隣の合志市でも4,000万円以上を条件付き、合志市内の業者による一般競争入札でございます、でやっておられます。本市も、熊本県合志市にならってといたしますか、この前議会で条例ができましたけれども、菊池市中小企業振興基本条例に従いまして、市内の業者による一般競争入札をやったらどうでしょうか。質問いたします。

また、1社1業種を採用しているところが少ない。この点に関しましても、1社1業種を考える、変えるお考えはないのか、質問をいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 1点目の市内に限定し一般競争入札をしてはいかがなものかということでございますけれども、現在の指名競争入札については、市内の業者を指名して指名競争入札をいたしております。ですから、まったく条件は一緒になるということでございます。ただ一部市内の全部の業者を入れていないというのは地域性がありまして、ある程度地域性を残しながらということでございますので、例えば旧菊池市で工事が発注される場合においても、他の3町村の業者の方を半分

入れて競争するというような指名のやり方をいたしております。一部地域を考慮したと。条件付き一般競争入札で市内の限定ということになると、まったく今の指名競争入札と範囲、また指名業者は同一に近い状態になりますので、何ら変わらないというような状況下になろうかというふうに思います。条件付き一般競争入札といいますのは、もう少し範囲を広げた部分の条件と、例えば県内を条件に付すとか、菊池郡内とか隣接を含めたところというような形の条件を付せるというのが一般的な条件付きになろうかと思いますが、今の市内に限定したということになると、今のまったく同じような形になるということでもあります。また、1社1業種を変える考えはないかということですが、1社1業種につきましては、運用面の見直しも今現在いたしておりますけれども、1社1業種にすることによって、先ほど中小企業振興基本条例に基づく中小企業の振興ということもおっしゃられましたけれども、やはり1社1業種にすることによって、中小企業、一番弱い立場のところの方たちが受注機会が少なくなるという、一部中小企業振興基本条例の精神にそぐわない部分の一部出てくることも考えられます。そういうところも含めて、本市で1社1業種がどういう形で今後いくかというのを内部的に今指名審査会の方でも検討をしておるところでございますが、現在のところは1社1業種ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） 総務部長、答弁されましたけれども、95.4%という実情、そしてまた市民の目もでございます。改革するところは改革、熊本市、合志市などもそれでやって落札率は現実的に落ちております。一遍にとは申しませんが、段階的にでもこれは足を一步踏み入れながら改革していく必要があるのではないかと思います。3回目の質問をしますと時間がございませんので、次に移りたいと思います。

学校教育について質問いたします。2学期制についてでございます。これにつきましては、私も、またここにおられる議員の皆さんも不満があられると思います。なぜかといいますと、教育委員会、議会に1回でしたか、全員協議会の席で報告、説明程度で、戦後65年ですか、ずっと3学期制できて、慣れ親しんでいる3学期制度を何が悪いのか、何がいけないのか、2学期制のどこがよいのか、保護者に説明はあっても相談されたのか、アンケートを採られたのか、2学期ありきで賛否のアンケートを採られたか、採られないか知りませんが、採るのではなく、試験的に試験校で試すでもなく、いきなり変えられて2学期制と、民主的に議論され、

民主的に決定されたのか、保護者の大半の方も、あまりよく思っておられないよう
であります。ここで質問ですけれども、2学期制度を取り入れられている熊本の市
町村を示して下さい。本市は2学期制を導入し、1年と5カ月、教育委員会として
現在その2学期制をどのように思っておられるのか、お伺いをいたします。また、
35人学級について、保護者の方々から要望がありました。児童の減少により、学
校の統廃合、複式学級等もありますし、学業の低下にならないようにせねばなりま
せん。現在、1、2年生は35人学級です。3ないし6年生は40人学級ですが、
県内の他市町村の状況はどのようになっていますか、質問をいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） おはようございます。

まず、現在2学期制を実施しています県内の市につきましては、14市のうち4
市あります。荒尾市、玉名市、宇城市、それから菊池市。また、菊池管内では大津
町と菊池市の2市町でございます。割合的には、県では29%になります。特に2
学期制について教育委員会としてどのように受け止められているかというご質問で
すけれども、学校現場において評価活動の煩雑さや生徒指導の課題などで先生方が
多忙感、疲弊感に喘いでおられ、じっくりと子どもたちと向き合えないといった教
育環境問題の解消ができるということ。また、夏季休業が学期の途中になることを
生かし、長期休業中であっても子どもたちの学習や生活に連続性を創り出すなど、
本市の課題であります学力向上や不登校など生徒指導上の解決の1つの手段として
2学期制導入は効果的であると認識しております。

次に、35人学級でございますけれども、熊本県全域で小学校の1、2年生が3
5人学級となっておりますが、それ以外では熊本市のみで小学校1年から4年まで、
また中学校1年生で35人学級が実施されているところです。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） 現行の2学期制につきまして、保護者の方は不満を持ってお
られます。先生のための2学期制度ではないのか。子どものための制度でなくては
ならない。現行の制度を保護者・生徒がどのように受け止めておられるのか、アン
ケートなりで調べられましたか。また、その結果はどうでしたか。質問いたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 保護者の意見につきましては、中間状況として昨年11月に

抽出調査を行いました。また昨年度末、今年の3月に全小中学校に対して意見を求める形で調査を行い、その結果をまとめ分析を行っております。その中で、2学期制導入に対する保護者からの否定的なものとしましては、秋休みが短くで学期の区切りがつかない。2つ目に、通知表が2回では不安。3点目に、秋休み中、小学校低学年の子どもだけ家にいるのは不安などといった意見の報告がありました。また、一方で肯定的なものとしては、夏休み前の通知表に代わる連絡表と面接で子どもの課題がわかった。夏休み中の補充学習の実施はありがたかった。2学期制に伴い、長期休業中に三者面談を行ったことで担任と保護者との関係、学校と保護者との関係がよくなったなどの報告も上がっております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） 時間もなくなりました。この2学期制に関しまして、十分に検証をされ、他市町村も元の3学期制に戻した自治体もあると聞きます。十分にご検証をよろしくお願ひしたいと思います。

6番目に、鳥獣被害について。七城の南地区の台地は、食肉センター、蛋白ミール公社があり、必然的にカラスの被害が多く発生しています。ビニールハウスの破損、畜産農家への病気の伝播、果実の被害などなど、最近は稲の除草をするジャンボタニシを食べ尽くすので草取りが必要となるなど、深刻な問題となっています。そこで質問ですが、先日の南台地でのカラス対策についてどのような対策をなさったのか。また全国でカラス対策のよい方法はございませんか、調べになられたでしょうか、質問をいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、後藤定君。

[登壇]

○経済部長（後藤 定君） ご指摘の七城地域の林原地区におけますカラス対策につきましては、被害状況の報告を受けまして、食肉センターと市と協議しながら追い払い用ロケット花火の支給を企業の方から受けまして、地元生産者が自衛手段として追い払いをしたところでございます。

それから、カラスの対策でございますけれども、調査等についてやっておりますが、なかなか全国的にも有効な手段がないと聞いております。今後も引き続き調査等は行ってまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○17番（坂井正次君） 今後、市は農家と食肉センターなどの共存のために、両者と協議し、カラス被害撲滅に向けて対処してほしいと思います。質問は省きます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） ここで10分間暫時休憩します。

○
休憩 午前11時00分

開議 午前11時08分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本昭信君。

[登壇]

○12番（坂本昭信君） それでは、一般質問をさせていただきます。いよいよ今定例会の最後でございます。大変お疲れでございましたけれども、しばらくの間ご辛抱していただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問いたします。私は2点ほどお伺いいたします。1点目が企業誘致について、2点目が下水道について。

早速でございますが、ただいまから行います。県が事業主体で計画している川辺工業団地の造成ですが、現在の状況はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

あとは、質問席で一般質問いたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 県営川辺新規工業団地整備事業の現在の状況についてお答えいたします。現在、県企業立地課で事業区域の最終決定に時間を要しておりますが、今年度中には決定できる見込みです。事業区域が確定しましたら、農政サイドとの打合せを開始することとなっております。また、今年の2月から1年間かけまして環境影響調査を行っております。7月からは土地の鑑定評価を行っておりまして、計画区域の土地売買価格を算出する作業が進められており、9月末までに目安の価格が出る予定です。目安の価格が出ましたら、計画区域内の建物鑑定評価に着手する予定となっております。このほかに工業団地造成に係る基本設計、地下水調査、用地交渉が本年度の事業として予定されておりますが、基本設計につきましては環境影響調査に基づいて作成されますので、来年1月以降に着手され、地下水調査も同時期に実施される予定でございます。用地交渉につきましては、土地建物の購入価格が決まり次第着手される予定となっております。

以上が現状と今年度の予定でございます。お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○12番（坂本昭信君） ありがとうございます。段々と工業団地の現実性に向けて進んでいるようでございます。

それでは、2回目の質問をいたします。この予定地はですね、旧旭志村時代からちらほらと話が出ていまして、合併後県の団地造成の情報で、それでは市の自主財源の手助けにもなり、若者の就労の場にもなり、人口増等の菊池の発展につながるならば、地権者こぞって要請をして、手を挙げてみようかなということを出発したわけでございます。その地形的にはですね、少々高低もありますけれども、場所的にいっただらばですね、最高の場所ではないかなと思うわけでございます。そしてまた24ヘクタールという広い敷地もあるわけでございまして、それ以上にあるわけでございまして、私もですね、地権者でもありますし、その地元の1人として、また議員の1人としてですね、誠心誠意、一生懸命努力して、実現に向けて努力したいと思っております。そのようなことでですね、これから先いろいろ問題もあり、その県のそのやり方もあろうと思えますけれども、その当該自治体としてですね、これから先、どのような取り組みをなされて、どのような応援をされてですね、その成功に向かって頑張っていられるか。それとですね、地権者の方々もそうでございますけれども、区民の方々、住民の方々、それぞれの協力があるこそ、これは成しえるものと確信しております。そのようなことでですね、今後、市がどのような感じでこの造成事業に取り組んでいられる考えか。県はもちろん取り組まれると思えますけれども、市自体のその小を捨てて大を取るというような考えであるかの、できるならできたっちゃええなぐらいの考えなのか、そのところのですね、雰囲気を知りたいと思ひましてお尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 市の取り組む姿勢というようなことで、ご意見なりお尋ねがあったと思います。新規工業団地を開発する場合には、大きく区分いたしまして、基本構想、基本設計等の開発計画立案作業がございまして、また、環境影響調査、地質調査等の各種調査作業、道路・河川・農地・林地等の関係機関との調整、また用地買収作業と多岐にわたってまいります。事業主体は県でございしますが、事務的な部分につきましては資料の収集、提供に努めているところでございます。

また用地交渉につきましては、地元整備促進期成会と協力いたしまして、全面的に市の方で取りまとめていきたいと考えております。地元関係者の皆様のご協力を

よろしく願いますところでございます。

また、新規川辺工業団地につきましては、平成17年5月に川辺地区地権者全員の工業団地の誘致要望書が提出されました。以来、地権者の皆様をはじめ市議会並びに市一丸となって工業団地建設を熊本県に要望してきたところでございます。その結果、県では20年度より5カ年間の計画で大型工業団地を整備する方針の下、現在各種調査が行われておるところでございます。市ではこの事業を全面的にバックアップすべく、市議会のご理解を得まして2,000万円の委託料を予算化しております。この予算につきましては、熊本県より事業関連で要望があった場合にはすぐに対応ができるように、また川辺新規工業団地整備促進期成会の推進活動及び用地同意取得の活動委託料として計上しているところでございます。工業団地の早期着工のため有効に活用し、事業の早期完成に努めたいと思います。また地元支援につきましては、工業団地建設に伴いまして周辺の環境整備も必要になってくると思います。それにつきましても、関係部署と協議し、支援できる部分については積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○12番（坂本昭信君） それでは、再々質問いたします。

やはり一番大きいメリットを受けるのは我が菊池市でございます。何と申しましても、やはりその今、財政難が叫ばれております、やはり菊池市にとっては二度とないチャンスと思います。このようなことですね、この二度とないチャンスを市長としてどのように考えておられるか。このプロジェクトXをどのように描かれるか、お尋ねいたします。そしてまた決意、そしてまた住民への応援、支援、どのように考えておられるかお尋ねいたします。よろしく願います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま企画部長の方からお答えいたしましたとおり、地元の皆さん方のご協力なくしてこの企業の誘致、工業団地の造成というのは取得はできないわけでありまして、地元協議会と一緒に前に進めていかなければならないと思います。心配されるのは、非常にこの24年までの間で何とか整備を進めていかなければならないわけですが、今の経済状況というのがありまして、企業が、既にご承知のとおり、益城町進出予定をいたしておりました大日本スクリーン、今の現状としては凍結された状況になっております。こういったことを背景にいたしまして、熊本県の方も昨日の新聞に財政状況が掲載されておりましたけど、

非常に厳しい財政状況になっているということもありまして、これがそこで足止まりにしないように、足踏みしないように前に進んでいただきたいということを地元県議をはじめ県の方にもお願いをしているところでございます。既にアセスメントが2月からスタートして、地権者との協議等々が始まっていくということでありますので、私たち市といたしましては、ご案内の2,000万円の予算をもってできる限りことについては県の方と一緒に進めたいということでもありますし、もちろん地元の皆様方に対しましては、できることについては積極的にまたご支援申し上げたいと、このように思いますが、要はそういった大きな経済の流れの中で時を失することなく取り組むように進めていかなければならないということで強い決意を持ってこの企業工業団地の造成と誘致を努めてまいりたいとこのように思っておりますので、地元議員、坂本議員にはよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○12番（坂本昭信君） 議会の皆様にもよろしくお願いをいたしたいと思っております。企業誘致促進特別委員会もでございますので、その方々とお話をしながら進めていきたいと思っております。

それでは、下水道について質問いたします。

最初に参考までにですね、下水道、特定環境保全公共下水道、生活排水処理事業、集落排水事業に対する合併後17年度から20年度までにつぎ込まれた一般財源の繰入金をご参考までにお知らせいたします。今、言いましたように、公共下水道がですね、17年度から20年度までに繰り入れた一般財源が10億6,100万円でございます。それと、特定環境はですね、8億9,400万円でございます。それと、地域生活排水がですね、4,300万円でございます。農業集落排水が10億6,200万円、合計の30億6,000万円一般財源からつぎ込まれているわけでございます。このようなことですね、私が思いますにですね、多額の一般財源が投入されています。本来ならばこの公共下水道というものは、独立採算性が妥当と感ずますが、一般財源を投入される以上、個人設置型浄化槽を取り付けている住民にも同様のサービス、公正公平さを保つためにも必要ではないかと思うわけでございます。これは、この質問はですね、旭志に限ったことではありませんで、菊池市のその公共下水道が整備されていないところにも関係するわけでございます。したがってですね、あえて執行部に質問するわけでございますけれども、公共下水道と合併浄化槽工事設置型の料金の差はどのようになっているか。また、床面積ですね、合併浄化槽の場合は130平方メートル以上になると、その設置費がまた大きく7人槽とか10人槽とかなるわけございまして、今、特に農家の家はです

ね、大きくてその7人槽、10人槽になるところもあると思いますけれども、ましてやですね、今、高齢化でですね、その大きい家の7人槽、8人槽、10人槽付けたところがですね、2人家族、1人家族とあるわけですね。それもやはりその費用はその5人の方と一緒に料金を払って、一緒にあれをして保守点検をしていかなければならない。利用する量はですね、一人方しか利用しませんのでそうだと思いますけれども、そういうことも起きている、実際今起きているわけでございまして、その7人槽でですね、大体月々下水道課によると月に5,800円ぐらいの維持管理料がいるということで、その年金ぐらいでですね、高齢の介護保険もはらわにゃいかん、後期高齢者医療費も払わにゃいかん、合併浄化槽も払わにゃいかんということで、非常に苦しんでおられるわけですね。そういう不公平感が今生じているわけでございまして、このことはですね、やはり住民に対するそのサービスのムラと申しますか、そのように感じるわけでございますが、その点、執行部としていかがお考えか、お尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） ご質問にお答えを申し上げます。

公共下水道及び合併浄化槽の使用料につきましては、先の6月の定例議会で栃原議員にご質問にお答えしたところでございますが、公共下水道につきましては、水道使用料に基づいて算定する水量制、合併浄化槽につきましては設置した浄化槽の人槽によって算定をします人槽制となっておりますので、ここでは標準的な一般家庭の4人世帯、水道使用料が月に27tと合併浄化槽5人槽の場合で算定をしたものについてお示しをしたいと思います。1人当たりにつきましては、月額で公共下水道が1,248円、市町村型の合併浄化槽が1,230円、そして個人の浄化槽は管理費用としまして1人当たり1,419円となっております。先ほど議員おっしゃいましたように、一人世帯の場合でしたら、おっしゃるとおり5,110円、7人槽の場合ですね、先ほどおっしゃったとおりでございます。下水道使用料及び管理費用の比較で、個人の浄化槽の方が負担が大きくなっております。また、合併浄化槽を設置する場合は、浄化槽法に基づきまして建物の延べ床面積により設置する浄化槽の大きさを決定するため、実際の居住人数よりも大きい人槽の浄化槽を設置しなければならない場合があります。しかしながら、使用料または管理費用は浄化槽の大きさにより定められているために、1人当たりの費用負担に格差が生じることとなります。先ほどのような例だろうと思います。ほかの例と申し上げますと、また標準的な一般家庭を6人世帯で水道使用料が月40t、合併浄化槽5人槽で6人世帯で算定をしますと1人当たり月額で公共下水道は1,287円になります。

し、市町村型は820円、個人の浄化槽は管理費用として946円といったふうに、浄化槽の場合はそこに住んでいる世帯の人数によって管理費用も変わってくるということだろうと思います。このような負担の格差を更正するために、他の下水道事業と均衡を考慮して極力住民負担の増とならないよう配慮しながら、算定方法の統一など料金体系の見直しを進めていく必要があると考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○12番（坂本昭信君） それでは、再質問いたします。

そらさっき言われたように、一人であればですね、1,248円ですか、公共下水道で。これはですね、やはりそのそうですよね、それもさっき言ったように大ききで、狭い部屋でたくさん住んどれば、それは自然と安くなる、それは当たり前ですよ、聞かんでも私もわかっております。それでですね、その広い家に1人、2人住んでいる家はどうするのかということを聞いているんですよ。ですね、何もならんごたる説明は長々としてもらわんちゃ、はい、そやんでございますとさっき言ったふうに言ってもらえれば簡単に早く済むことございまして、そこをどうにかしてくれと私は頼んでいるわけございまして、それでですね、これを見てみますと七城、泗水も下水道をしているわけでありましたが、泗水・七城はですね、基本料金が1,500円です、ですね。1人当たり500円、何人住もうと5名住んでいれば $500 \times 5 = 2,500$ 円。一人住んですれば500円でいいわけですね。それを考えてみて下さいよ、ですね。それをどうにかしてくれと頼んでいるんですから、私はこれは結論は早急には出ないと思います。出ないと思いますからですね、12月まで一般質問、12月にま一遍しますので、宿題としてお預けしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（北田 彰君） 以上で、一般質問は終わります。

本日の議事日程は全部終了しました。次の会議は9月17日の午前10時から開き、議案の採決を行います。

本日は、これをもちまして散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

○
散会 午前11時30分

第 6 号

9 月 17 日

平成21年第3回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

平成21年9月17日（木曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



追加議事日程（第6号の追加1）

- 第1 議案第105号 訴えの提起について
上程・説明・質疑・討論・採決
第2 意見書案第6号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決
第3 意見書案第7号 合併市町村に対する財政支援の充実強化を求める意見書の提出
について
上程・説明・質疑・討論・採決



本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
日程第3 議案第105号 訴えの提起について
上程・説明・質疑・討論・採決
日程第4 意見書案第6号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について
上程・説明・質疑・討論・採決
日程第5 意見書案第7号 合併市町村に対する財政支援の充実強化を求める意見書の
提出について
上程・説明・質疑・討論・採決



出席議員（28名）

1番	東	英俊	君
2番	東	裕人	君
3番	泉田	栄一朗	君
4番	森	清孝	君

5番 藤野敏昭君
 6番 樋口正博君
 7番 二ノ文伸元君
 8番 中山繁雄君
 9番 水上博司君
 10番 三池健治君
 11番 怒留湯健蓉さん
 12番 坂本昭信君
 13番 隈部忠宗君
 14番 奈田臣也君
 15番 葛原勇次郎君
 16番 木下雄二君
 17番 坂井正次君
 18番 森隆博君
 19番 山瀬義也君
 20番 本田憲一君
 21番 栃原茂樹君
 22番 松本登君
 23番 工藤恭一君
 24番 境和則君
 25番 北田彰君
 26番 外村國敏君
 27番 徳永隆義君
 28番 横田輝雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	福村三男君
副市長	永田明紘君
総務部長	緒方希八郎君
企画部長	石原公久君
市民部長	原川智明君
経済部長	後藤定君

建設部長	岡崎俊裕君
七城総合支所長	古閑昭二郎君
旭志総合支所長	中村榮光君
泗水総合支所長	岩下義人君
企画部首席審議員	木村靖弘君
財政課長	松岡千利君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山田浩文君
教育長	田中忠彦君
教育次長	井野英利君
農業委員会事務局長	五島千秋君
水道局長	安武昭二君
監査事務局長	大塚茂幸君



事務局職員出席者

事務局長	岩木精四郎君
議事課長	永田哲士君
総務審議員	高田早苗君
議事係長	上田敏雄君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時09分 開議

○議長（北田 彰君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（北田 彰君） 日程に従いまして、日程第1、去る9月4日の会議におきまして、各常任委員会に審査を付託しました議案第76号から議案第89号まで、議案第102号から議案第103号まで、及び請願第2号、陳情第4号の18案件、並びに継続審査案件について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題とします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、三池健治君。

[登壇]

○総務常任委員長（三池健治君） おはようございます。本定例会で総務常任委員会に付託されました議案は、条例1件、補正予算1件、それと陳情1件の3案件でございます。現地視察を踏まえ、2日間にわたり慎重に審議しましたので、その経過と結果について報告いたします。

まず、議案第78号、菊池市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。農地法等の法律の一部改正は、国が自作農創設のために未開墾地を買収して農家に開墾させる制度が廃止されたことに伴い、菊池市条例等の一部を改正するものであるとの説明を受けました。慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきと決しました。

次に、議案第82号、平成21年度菊池市一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。今回の総務関連の補正予算額は議会費を含め3,663万1,000円であります。主なものは、財産管理費の中の庁舎暖房用の燃料費と自動車災害保険料、消防ポンプ積載車7台分であります。企画費は、鞠智城国営公園園化事業負担金と太陽光発電施設設置費補助金であります。それと賦課徴収費は、固定資産課税台帳等（データベース化）整備委託料です。審議の過程で「庁舎暖房の燃料費が

計上されているが理由を伺いたい」との質疑に、「庁舎の暖房は新設の空調設備で考えていたが工事が遅れているので、従来の暖房機を使用するため燃料費をお願いするものです。工事の遅れは、当初自己財源で空調設備の運転を考えていましたが、その後、経済対策で打ち出されたソーラシステムを利用し、より効率的に運転するためニューディール政策の補助金を使用することにしました。補助事業は補助指令がないと工事に着手することができず、今は指令を待っている」との説明でした。

「消防ポンプ積載車7台分の保険料が計上されているがなぜか」との質疑に、「平成19年11月に取得したが、平成21年の3月に19年度の残りと20年度の保険料が支払われていなかったことが発覚しました。今は現計予算で支払っています。現計予算が不足したので、今回補正をお願いするものです」との説明でした。委員から、「今後、こんな事が無いように充分注意し安全管理は万全に行なうように」との意見が出ました。企画費の鞠智城国営公園化事業で、「菊池側にある鞠智城の正門である堀切門の整備を急ぐべきである」との意見と、「政権交代があったが鞠智城国営公園化事業が衰退しないような対策をしっかりとやっていただきたい」との意見でありました。賦課徴収費は、合併前の4市町村の固定資産台帳が用紙になっているのでデータベース化し、サーバで保管する事業を委託するとの説明でした。

慎重に審議した結果、原案のとおり可決すべきと決しました。

陳情第4号の「協同労働の協同組合」法制化をめざすについてであります。審議の過程で、「菊池市では協同組合として活動している団体がありますか」との質疑に対して、「菊池市では活動している団体はない」との答弁でした。討論では、「もう少し調査すべきであり、継続審査すべき」との意見がありました。

採決の結果、全員一致で継続審査と決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果であります。議員各位におかれましては、速やかにご賛同賜りますようお願いいたしまして、総務常任委員長のご報告といたします。

○議長（北田 彰君） 次に、文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） おはようございます。文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

本定例会において本委員会に付託された議案は、条例3件、補正予算5件、請願2件であります。2日間、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果をご報告いたします。

議案第76号、菊池市立診療所の設置に関する条例の制定については、現在流行している新型インフルエンザではなく、今後予想される強毒性の新型インフルエン

ずに対応するもので、その蔓延期において感染拡大の防止に努め、医療体制を確保し、市民に安定した医療を提供するために臨時的に専用の診療所を総合体育館に設置するものです。設置期間は8週間を予定しているとのこと。委員から、「近隣住民の了解を得ているか、職員体制は万全か、交通アクセスは充分か、対応する職員の予防接種はどうなっているか」などの意見が出されました。これに対して執行部から、「医師・看護師のほか市職員16名常駐の体制で計画しているが、具体的には今後早急に対応したい」との答弁でした。

議案第77号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議案第76号に伴う当該診療所に従事する医師、看護師の報酬等を定めるものです。

議案第82号、平成21年度菊池市一般会計補正予算（第6号）のうち民生費中高齢者福祉費、地域介護福祉空間整備等施設整備補助金1,189万2,000円は、消防法施行令改正に伴い義務化されるスプリンクラーを市内3施設に設置するためのものです。児童福祉総務費5,355万1,000円のうち主なものは、子育て応援特別手当関係であり、対象者1,321名への補助金1人当たり3万6,000円、合計4,755万6,000円とその事務に係るものです。また、衛生費中予防費8,013万7,000円は、新型インフルエンザ対策に関する医師・看護師の報酬や職員の時間外手当、医薬材料費等が主なもので、委員から、「職員の配置が16人で対応可能か」などの意見が出されました。これに対し執行部からは、「菊池圏域2市2町の保健師等で協議をし、配置計画したものであり、現在のところこれで対応していきたい」との答弁でした。

次に、衛生費環境整備基金積立金3,012万2,000円の補正は、12団体から受け入れた環境保全協力金を、積み立てるものです。

次に、教育費、中学校費の中で備品購入費1,261万7,000円の補正は、市内5中学校の楽器購入費です。委員からは、「楽器の保有に学校間の格差がないように」との意見があり、教育長から、「各学校の状況に応じて必要なものは順次揃えていく」との答弁がありました。また、今回の補正で、「産休などに伴う臨時職員の予算が数多く計上されているが、ワークシェアリング等の検討を行い、効率的な予算執行に努め、また効果的な職員配置により市民への影響がでないように」との強い意見がありました。

その他、議案第79号、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号についても説明を受け審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号、教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願は、自治

体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける教育水準に格差があってはならず、教育予算を国全体として、しっかり確保・充実させる必要があることから請願されたもので、慎重に審査し、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に、請願第5号、菊池氏館跡の調査及び保存・活用に関する請願書については、このたびも継続審査ということになりました。

以上が、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果でございます。議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同いただきますようお願いいたします。委員長報告といたします。

○議長（北田 彰君） 次に、経済常任委員長、本田憲一君。

[登壇]

○経済常任委員長（本田憲一君） おはようございます。経済常任委員会の審査の報告をいたします。経済常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会の審査経過並びに結果についてご報告申し上げます。本委員会に付託されました案件は、条例1件・予算1件・その他2件でした。

はじめに、議案第80号、菊池市農村公園条例の一部を改正する条例の制定についてですが、菊池市農村公園条例に3カ所の農村公園を追加することでした。委員より、「各農村公園に対する管理・委託料等の規定がなくあいまいである。農村公園内で事故が起きたときの責任の所在などを明確にするため、統一した規定を定めるべきではないか」との意見がありました。

次に、議案第82号、平成21年度菊池市一般会計補正予算（第6号）の中で、農業振興費2億7,608万8,000円は、経済危機対策、強い農業づくり交付金事業補助金で、JA菊池の穀類乾燥調製貯蔵施設（カントリーエレベーター）の改修に伴う国庫補助金であります。この事業に関しまして、非主食用米総合推進事業補助金3,500万円は、飼料用米の積極的な推進を図るモデル地区として市内5地区を指定し、飼料米作付けの推進を行うことで水田の有効活用と併せて菊池産の飼料米による菊池米牛のブランド化を図るものであります。

委員より、「このたびの政権交代で、平成21年度補正予算事業について当面の間、予算執行手続きを停止する報道がなされている中での議決はいかがなものか」との意見に対し、他の委員より「新たな内閣の農業政策等は定まっていないが、関係する事業の中では、生産現場での意見が尊重され、事業手続きを進められているものである。今後、事業中止が現実味を帯び、農家の不利益を生じる恐れがある場合は、委員会としても意見書の提出をはじめ、市議会に対応できることをすべきである」との意見で一致いたしました。また、経済危機対策に関連して、「年末に地

域通貨一会を発行する考えは」との意見に対し、「発行時期に見解の相違があった。年末の発行は難しいが、4月の商工会合併記念としての一会発行について、今後商工会と協議を行う」とのことでした。

最後に、議案第102号、議案第103号は、花房北部地区圃場整備、泗水福本・富地区の圃場整備に伴う字の区域の変更であります。採決の結果、全会一致で採択いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。経済常任委員長の報告といたします。

○議長（北田 彰君） 次に、建設常任委員長、隈部忠宗君。

[登壇]

○建設常任委員長（隈部忠宗君） おはようございます。建設常任委員会の報告をいたします。

本定例会において当委員会に付託されました議案は、条例案1件、補正予算案4件でありました。2日間にわたり慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

まず、議案第81号、菊池市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、国土交通省の通達により、全国的な地価水準の下落等に伴い道路占用料の改定が行われたため、条例の一部を改正するものです。

委員より、「改正することにより、市の収入源はどのくらいか」との質問に、「平成21年4月1日現在で試算すると620万円となり、190万円減になる」ということでした。「試算でマイナスなら改正する必要はないのではないか」との質問に、「国交省が平成20年4月、熊本県が平成21年4月に改正しているので、国・県と同一にするため」ということでした。

議案第82号、平成21年度菊池市一般会計補正予算（第6号）中付託分について申し上げます。その主なもので、道路橋りょう新設改良費500万円の補正は、地域活力基盤創造交付金事業で、伊倉・黒仁田線の工事区間の延長による工事請負費、公有財産購入費であります。また、道路橋りょう維持費189万円の補正は、市道第3鳳来橋の仮設橋の材料買収に伴う原材料費であります。

次に、現年度補助災害復旧費2,887万6,000円の補正は、6月27日から7月3日までに発生した豪雨による渡打・永山線他6カ所の災害復旧工事費であります。

次に、単独災害復旧費514万円の補正は、7月27日から8月10日までに発生した豪雨による木柑子・七城線他2路線の測量設計委託料と6月27日から7月27日の豪雨による白木線他7カ所の単独災害復旧費であります。

公園費 180万3,000円の補正は、菊池公園の大型遊戯施設の修繕費及びふれあい清流公園の自動放送機購入費と注意事項の看板代等です。

議案第87号、平成21年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。補正の主なものは、旭志簡水における老朽化による本管の更新と移設、残留塩素測定器の購入が主なものです。

議案第88号、菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。桜山地区の私有地の未承諾の対応として、同地区の測量設計委託料の予算の組み替えです。

議案第89号、平成21年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。浄化槽の交流ポンプを単費で計画していましたが、九州財務局との協議で起債でよいとのことで、一般財源から地方債に組み替えるものです。地方債の補正が270万円の増になります。

以上、9月14日の現地調査を踏まえ慎重に審査しました結果、本委員会に付託されました議案につきましては、議案第82号・議案第87号・議案第88号・議案第89号については全会一致、議案第81号については賛成多数をもって原案のとおり可決することに決しました。議員各位におかれましては、本委員会決定のとおり、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げまして、建設常任委員長の報告とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 以上で、委員長報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） 総務委員長にお尋ねをいたします。議案第82号の一般会計補正予算であります。委員長報告の中に消防ポンプの保険料の費用というふうにおっしゃったんですが、ちょっと聞いた話では、積載車等の無保険期間があったというふう聞き及んでおりますが、その詳しい内容、もし保険が入ってない期間があるのであれば何月何日から何カ月というところがわかればお教えをいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 総務常任委員長、三池健治君。

[登壇]

○総務常任委員長（三池健治君） 積載車がですね、平成19年の11月に7台分を買ったんですけど、それで、その前の分に保険を掛けたままで新しく車種を変更していなかったということで、19年11月の残り分と20年度分、それと発覚したのが21年の3月だったということで、その期間だけが入ってなかったということです。7台分ですね。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） 約2年間ですか、1年半、ということですが、ちょっと3点ほどお伺いします。1点目は、切り替えの時期がずれるということですから、継続じゃないんで、当然新規で費用負担が出るでしょうから、その差額がどのくらいだったかということと、2点目ですけど、委員会の中で事故発生時における責任を問う声はなかったか。私も消防団に入団してちょうど23年目なんですけど、入ってすぐ災害事故で1人の団員の方がお亡くなりになりました。その葬式に出席をいたしました。当時、山瀬議員が副団長のころだったと思うんですが、毎年慰霊碑にもお参りをさせていただいているんですが、私も現役の分団長として何をやるかといえ、まず団員に対して災害等に遭わせないというのが自分たちの役目だと考えております。しかし、どうしても事故等は起きると予測をされるところです。現に申し訳ないですが、昨年、本部機動隊の積載車は火災の帰りに事故を起こしております。幸い軽度の事故ではありましたが、もしその災害時の車の事故等で命を落とすような事態があった場合に、どのような対処を考えておられたか。そのことも委員会の中で議論があったのであればお教え下さい。

3点目は、なぜ発覚時にすぐ責任者に対して連絡がなかったか。私も今回の議会で初めて知ったわけですが、私も団員を預かる立場として、保険に入っていないような車両で出動はさせません。もし事故があったときの責任をどのようにお考えか。そのところはやっぱり委員会でかなりお話をされたと思いますので、その経緯をお聞かせ下さい。

○議長（北田 彰君） 総務常任委員長、三池健治君。

[登壇]

○総務常任委員長（三池健治君） 1点目はですね、金額のことについては、もう3月に入れたということで、その期間に対しては話はあっていません。

それと、その2点目の安全対策ということは、山瀬議員の方からしっかり言われました。何でもこういうことをやったんだということを委員会の中でも説明いただきましたし、経過もいただきました。それで二度とですね、こういうことがないようにと、安全管理はものすごく大事、大切にしてくれというような意見は委員会の中で話し合いました。

3点目もそうですね。絶対そういうことがないようにということで話をしております。それと、3月あった分は委員長にですね、副委員長に何で説明しなかったかという意見もありました。

○6番（樋口正博君） 団員に対しては。

[登壇]

○総務常任委員長（三池健治君） 団員に対してじゃなくて、総務委員会の中での話です。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○6番（樋口正博君） 二度とこのような事態があってはならないではなく、もともとあってはならないケースであると考えます。あと、委員会の方で連絡があったということですが、現場を預かる指揮官がその事態を知らなければ対応ができない。そのことも十分執行部には踏まえていただいて、今後反省、防止対策を完璧にしていたいただきたいと思います。

終わります。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

横田輝雄君。

○28番（横田輝雄君） 文教厚生常任委員長にお尋ねします。議案第76号、新型インフルエンザの診療所の設置ですが、体育館に設置するということですが、ほかの場所の検討というのはなされなかったのかですね。やはり体育館というのは、これはスポーツ施設で皆さんが寄るところですから、果たしてここが適切であったかどうかということですか。と同時に、公立の養生園というのもありますね。そういったものの場所で検討というのができなかったのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） 場所については、体育館でその万全かといましようか、その体育館でいいかどうかについては質疑がありました。ですけど、執行部の答えとしましては、一定の広さ、それから駐車場等々を考えているいろいろ探したけれども、現体育館に落ち着いたということでございました。そして養生園については、質問もございませんでしたし、審議の対象にはなっておりませんでした。

○議長（北田 彰君） 横田輝雄君。

○28番（横田輝雄君） 場所については、菊池市内においてのその審議というのはあったらと思いますが、やはり体育館というのは本来、目的がまったく違うわけでございますし、駐車場が云々だということで診療所をつくるというふうなこと自体、その発想についても若干、私の考え方と少しずれていると思います。やはりこういったものは、インフルエンザというものは、果たして今年で終わるかどうかもわかりません。今後どのような発生が出てくるかもわかりません。そうなってくると、体育館施設の利用に対して、やはり影響が出てきます。体育館というのは、やはり

公共の場として広く市民の皆さんが健康増進のために、そしてあるいはまたお互いの技を競うためにつくった場所でございます。こういった場所に診療所をもって、果たしてどうかというふうなことを思いますので、その点についてもう一度お伺いします。

○議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） 横田議員のおっしゃるとおりで、ご指摘のとおりです。委員会としてもその指摘はございました。しかし執行部の答弁としては、圏域で検討する中、そういう中において探したけれども、結局は総合体育館に落ち着いたということでございました。場所もさることながら、報告の中で申し上げましたように、この新型インフルエンザ対策が万全ではないということは、いろんな角度から指摘がされております。それで12月を目途にもう少し体制を固めていくであるとか、職員の体制であるとかについても、諸々指摘がございました。万全でないということをしっかり指摘をして、そしてさらに対策を重ねるということの答弁もございました。そのことは強く委員会としても求めてまいりました。

○議長（北田 彰君） 横田輝雄君。

○28番（横田輝雄君） 先ほどのお話では8週間という予定だというふうなことでございました。やはりこれがどういうふうになるのか、まったく検討つかないのが新型インフルエンザの現況であろうと思います。発生するのか、あるいはまた発生しないのか、あるいは長引くのか、短期間で終わるのか、そんなことを考えますとですね、やはり根本的に非常にご指摘はあったということですから了解はいたしますが、根本的に十分考えていただきたいということを要望して、終わります。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの委員長報告で請願第5号及び陳情第4号は継続審査です。

これから、請願第5号及び陳情第4号を除き、議案第76号から議案第89号及び議案第102号から議案第103号並びに請願第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東英俊君。

[登壇]

○1番（東 英俊君） おはようございます。

私は、議案第81号、菊池市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定に

ついて、反対討論を行います。この条例改正によって本市の税収は192万円の減収となります。そして、その対象となる事業所は九州電力が77.16%、NTTが21.48%であり、今回の条例改正の98.64%が九州電力とNTTが対象であります。ちなみに、九州電力は当期純利益が今年度269億円であり、またNTTはNTT西日本で調べさせてもらいましたけれども、当期純利益が154億円の大企業であります。政権が民主党に替わり、そして鳩山内閣が発足した今、さらには地方分権により各自治体の自主財源確保が叫ばれる中において、わずか百数十万円の税収減という見方もあろうかと思われませんが、わずかであっても貴重な財源であり、活かすべきものであるため引き下げる必要はないと私は考えます。よって、国の通達に合わせて優良企業のための条例改正を認めることはできず、私は本議案に反対をいたします。

以上、議員の皆様方のご賛同を心からお願いをいたしまして、反対討論といたします。終わります。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

これより採決します。ただいま討論がありました議案第81号を除き、一括採決します。お諮りします。議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第102号、議案第103号、請願第2号、以上の16案件について各常任委員長の報告は原案のとおり可決・採択であります。各常任委員長の報告のとおり可決・採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、以上の16案件については、各常任委員長の報告のとおり可決・採択することに決定しました。

次に、討論がありました議案第81号については起立により採決します。お諮りします。議案第81号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第81号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

- 議長（北田 彰君） 次に、日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務常任委員会

- 1 陳情第4号 陳情書
- 2 一般行財政、市税、企画開発、地域振興、情報処理等に関する諸問題の調査について

文教厚生常任委員会

- 1 請願第5号 菊池氏館跡の調査及び保存・活用に関する請願書
- 2 福祉、環境、健康管理、教育等に関する諸問題の調査について

経済常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光開発等に関する諸問題の調査について

建設常任委員会

- 1 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 2 費用弁償・委員会構成等の審査について

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

小川会館建設特別委員会

- 1 小川会館建設に関すること

新庁舎建設検討特別委員会

- 1 新庁舎建設に関すること

企業誘致促進特別委員会

- 1 企業誘致に関すること

定例会初日（平成21年9月4日）に議決済み

平成20年度菊池市決算特別委員会

- 1 平成20年度菊池市決算に関すること
- 2 菊池市中小企業振興基金条例に基づく審査

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申し出一覧表のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から申し出の

とおり、閉会中の継続並びに調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続並びに調査とすることに決定しました。



追加日程第1 議案第105号 訴えの提起について

- 議長（北田 彰君） 次に、追加日程第1、議案第105号、訴えの提起についてを議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

- 市長（福村三男君） おはようございます。上程いただきました議案第105号、訴えの提起についてご説明申し上げます。訴えの提起につきましては、先の第2回定例会において上程、議決していただいたところでございますが、今回訴状を提出する中で、裁判所との見解の相違から新たに訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めます。

内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、慎重審議の上、速やかにご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

- 議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

- 総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、追加議案の説明をいたします。議案の1ページをお願いします。議案第105号、訴えの提起について、水道料、温泉施設使用料、下水道使用料、汚水処理施設使用料及び市税未払い金並びに損害請求に係る訴えを提起したく、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。当事者といたしまして、原告となるべき者を菊池市代表者菊池市長福村三男、被告となるべき者は、裏面の2ページの方の上段の方に書いてあります法人及び個人でございます。

1ページに戻っていただきまして、請求の要旨でございますけれども、別記記載の法人には水道料、温泉施設使用料、下水道使用料、汚水処理施設使用料及び市税の未払い金、督促料及び延滞金が発生している。これらの法人は、被告となるべき者、別紙記載の個人が背後者として実質的に経営を支配する会社であり、同被告となるべき者は未払い税金等の支払いを免れ、または差し押さえを免れるため、会社

制度を濫用して営業財産をそのまま流用しながら経営してきた。これら共同不法行為に該当し、これらの行為により本市は損害を被った。したがって、同被告となるべき者らに対して、別記記載の水道料、温泉施設使用料、下水道使用料、汚水処理施設使用料及び市税未払い金及び損害請求の訴えを提起したいというものでございます。3番目に、本件に対する取扱いは弁護士に委任するということでございます。

本案件につきましては、先の6月の定例会の議案第60号、訴えの提起について議決をいただき、去る6月29日に熊本地方裁判所へ訴状の提出をしたところでございますが、担当裁判官と本市顧問弁護士との協議の中で、担当裁判官の見解といたしまして、2ページの中ほどにあります市税等の強制徴収債権については、国税徴収法に基づいて滞納処分が可能であり、一般の民事訴訟で解決を求める訴えは利益を欠くもので、菊池市としては法人格の否認を菊池市で独自で未認定して、別法人に対しても滞納分の徴収を行い、相手方である別法人からの不服申立があれば、市として取り消しを求めて争うべきであり、民事での市税徴収はなじまないとの担当裁判官の考えが示されました。現在まで市といたしましては、市税等の強制徴収債権の請求を前面に進めてまいりましたが、今回の担当裁判官の見解を基に、顧問弁護士と協議をいたしました結果、新たに2ページの下段になりますけれども、水道料、温泉施設使用料、汚水施設使用料の国税徴収法では滞納処分ができない非強制徴収権を前面に出して民事訴訟によります損害賠償を求める訴えを提起するものであります。

なお、3ページには、本年6月定例会に提案しましたものと今回の追加議案の比較表を示しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、追加議案第105号の説明でございました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第105号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。議案第105号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第105号は、原案のとおり可決されました。



追加日程第2 意見書案第6号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について

○議長（北田 彰君） 次に、追加日程第2、意見書案第6号を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（怒留湯健蓉さん） 意見書案第6号、教育予算の拡充を求める意見書の提出について申し上げます。当該の意見書を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により、文教厚生常任委員会として提出いたします。提案理由としましては、義務教育費の国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算の確保が困難となっており、少人数教育の推進、学校施設、奨学金制度など、広がる教育条件の自治体間格差の是正が急務であり、教育予算を国全体としてしっかり確保・充実させる必要があるためでございます。

提出先意見書につきましては、案文の2、3ページをご参照下さい。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願いいたします。提案理由といたします。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第6号については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。意見書案第6号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第6号は、原案の

とおり可決されました。

○

追加日程第3 意見書案第7号 合併市町村に対する財政支援の充実強化を求める意見書の提出について

○議長（北田 彰君） 次に、追加日程第3、意見書案第7号を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、外村國敏君。

[登壇]

○議会運営委員長（外村國敏君） 意見書案第7号、合併市町村に対する財政支援の充実強化を求める意見書の提出について。上記の意見書案を別紙のとおり菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会として提出します。

提案の理由としましては、旧合併特例法及び現行合併特例法に基づき、合併した市町村における今後の円滑な行財政運営と計画的かつ一体的な地域振興を図るため、引き続き総合的な充実強化を講じられるよう求めるものであります。

提出先及び意見書につきましては、案文をご参照下さい。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願いいたします。提案理由といたします。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

東裕人君。

[登壇]

○2番（東 裕人君） 質疑を行います。意見書の理解の問題で、1つお聞きします。決算審査意見書で、財政硬直化が懸念されると指摘されているときに、意見書で合併特例債の発行可能期間の延長を含む特別の地方債措置を求めることに対しては疑問も残ります。また、算定外の問題で、これは当初から地方交付税の大幅減少が指摘をされ、それを踏まえた財政計画が求められていた問題であり、それを今日期間の延長を求めるのもどうかと考えます。そこでお尋ねしますが、今述べた疑問は残るものの、期限を決め、合併を急がせ、合併特例債の元利償還ピーク時に普通交付税大幅減少となるような事態をもたらせた、この間の国の政策に対する批判的問題提起として、この意見書を理解していいのかどうか、お尋ねをします。

○議長（北田 彰君） 議会運営委員長、外村國敏君。

[登壇]

○議会運営委員長（外村國敏君） 東裕人議員の質疑にお答えいたします。

財政支援につきましては、地方交付税法第1条に、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する機能を損なわずに、その財源の均衡

を図り、地方交付税の交付基準を設定し、地方行政の計画的な運営を保障すると規定してあります。今回の合併特例債は、先ほど説明しましたとおり、将来には大幅な減収による財政硬直化が懸念され、先の条文にも抵触するものと考えます。したがって、地方自治体が計画的かつ円滑に運営されるよう意見書を提出するものであり、批判的問題提起として意見書を提出するものではありません。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第7号については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。意見書案第7号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもちまして、平成21年第3回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。



閉会 午前11時02分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 北 田 彰

菊池市議会議員 木 下 雄 二

菊池市議会議員 坂 井 正 次

付 録

平成21年第3回定例会付議事件一覧および審議結果表

(9月4日・9月17日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第 75号	専決処分の報告及び承認を求めることについて(平成21年度菊池市一般会計補正予算(第5号))	原案承認
議案第 76号	菊池市立診療所の設置に関する条例の制定について	原案可決
議案第 77号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 78号	菊池市税条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 79号	菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 80号	菊池市農村公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 81号	菊池市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 82号	平成21年度菊池市一般会計補正予算(第6号)	原案可決
議案第 83号	平成21年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 84号	平成21年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 85号	平成21年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 86号	平成21年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 87号	平成21年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 88号	平成21年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第 89号	平成21年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第 90号	平成20年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 91号	平成20年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 92号	平成20年度菊池市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 93号	平成20年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 94号	平成20年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 95号	平成20年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 96号	平成20年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 97号	平成20年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 98号	平成20年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第 99号	平成20年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第100号	平成20年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査
議案第101号	平成20年度菊池市水道事業会計決算の認定について	継続審査
議案第102号	字の区域の変更について	原案可決
議案第103号	字の区域の変更について	原案可決
議案第104号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案適任
議案第105号	訴えの提起について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
意見書案		
意見書案第6号	教育予算の拡充を求める意見書の提出について	原案可決
意見書案第7号	合併市町村に対する財政支援の充実強化を求める意見書の提出	継続審査
報告		
報告第17号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	原案報告
報告第18号	専決処分の報告について	原案報告
陳情		
陳情第4号	陳情書	継続審査
請願		
請願第2号	教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願	原案報告
請願第5号	菊池氏館跡の調査及び保存・活用に関する請願	継続審査

菊池市議会会議録

平成21年第5回7月臨時会

平成21年第3回9月定例会

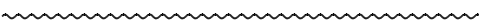
平成21年11月発行

発行人 菊池市議会議長 北田 彰

編集人 菊池市議会事務局長 岩木 精四郎

作成 熊本コピー株式会社

電話 (096) 372-1010



菊池市議会事務局

〒861-1392 菊池市大字隈府888

電話 (0968) 25-2325